

令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業

ひとり親家庭等への支援等 に関する調査研究

報告書

令和6（2024）年3月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

— 目 次 —

第1章 本事業の目的と実施概要	1
1. 児童扶養手当支給事務の実態に関する調査	1
2. ひとり親家庭に対するワンストップ相談体制強化事業に関する調査.....	3
3. 高等職業訓練促進給付金の効果に関する調査.....	6
4. 調査研究の実施体制	12
5. 成果の公表方法	12
第2章 児童扶養手当支給事務の実態に関する調査	13
1. 回収結果.....	13
2. 調査結果概要.....	13
第3章 ひとり親家庭に対するワンストップ相談体制強化事業に関する調査	73
1. 事例集	73
2. ヒアリング結果から見てきたこと	113
第4章 高等職業訓練促進給付金の効果に関する調査	116
1. 回収結果.....	116
2. 自治体向けアンケート調査の結果概要	117
3. 利用者向けアンケート調査の結果概要	142
4. まとめ	202
資料編	208
● 児童扶養手当支給事務の実態に関する調査 アンケート調査票	
● 高等職業訓練促進給付金の効果に関する調査（1回目調査）自治体向けアンケート調査票	
● 高等職業訓練促進給付金の効果に関する調査（1回目調査）利用者向けアンケート調査票	
● 高等職業訓練促進給付金の効果に関する調査（2回目調査）自治体向けアンケート調査票	
● 高等職業訓練促進給付金の効果に関する調査（2回目調査）利用者向けアンケート調査票	

第1章 本事業の目的と実施概要

本事業では、こども家庭庁の所管するひとり親家庭への支援施策に関し、「児童扶養手当支給事務の実態に関する調査」、「ひとり親家庭に対するワンストップ相談体制強化事業に関する調査」、「高等職業訓練促進給付金の効果に関する調査」の3つの調査を実施した。

1. 児童扶養手当支給事務の実態に関する調査

(1) 調査の背景と目的

本調査では、児童扶養手当の支給事務について、受給資格の認定が困難な事例や、現況届の対面実施の原則見直し等に関して、現場における運用実態及び課題を把握し、今後の対応の方向性検討に資するための基礎資料を得ることを目的として実施する。

(2) 調査の全体設計とスケジュール

本調査では、自治体向けアンケート調査を実施した。実施スケジュールは以下のとおりである。

図表 1-1 【児童扶養手当支給事務の実態に関する調査】実施スケジュール

	2023年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	2024年 1月	2月	3月
【自治体向け調査】									
■調査票の設計	←→								
■アンケート調査実施		←→							
■集計・分析			←→						
【報告書作成】						←→			

(3) アンケート調査の設計

自治体向けアンケート調査は、以下のとおり実施した。

① 調査対象

令和5年度福祉事務所設置自治体 907 自治体（45 都道府県及び 862 市区町村）（悉皆調査）。

ただし、設問によって都道府県では回答ができない場合、管内のいずれか一町村の状況について回答を求めた。

② 調査内容

- ・ 児童扶養手当支給事務の体制（職員数、児童扶養手当システムの導入状況等）
- ・ 児童扶養手当の受給資格の認定が困難な事例について
- ・ 現況届の対面見直しに関する現状、今後の方向性
- ・ 児童扶養手当の認定請求書における民生委員等の証明書の取扱いに関する現状、今後の方向性

③ 調査方法

WEB アンケートにて実施した。アンケート回答サイトの URL を記載した調査実施要領をメールにて配布し、URL にアクセスして回答していただいた。

④ 調査実施時期

2023 年 8 月 4 日～2023 年 9 月 15 日

⑤ 回収結果

有効回答数は、765 件、有効回答率 84.3%。

2. ひとり親家庭に対するワンストップ相談体制強化事業に関する調査

(1) 調査の背景と目的

こども家庭庁は令和2年度から、ＩＴ機器等を活用した相談システムなど、ひとり親家庭を対象とした相談体制の構築・強化をモデル的に実施する自治体に対し、「ひとり親家庭に対するワンストップ相談体制強化事業補助金」の支給を行っている。本調査では、ひとり親家庭に対するワンストップ相談体制強化事業（以下、「ワンストップ事業」）について、実施自治体における取組状況とその効果等を把握し、これから事業の活用を検討する他自治体の参考となるよう、事例集を作成するとともに、事業に係る今後の課題や、仕様の標準化・システムの相互運用の可能性について、ワンストップ事業実施自治体の意見等を把握の上、ポイントを整理する。

図表 1-2 ひとり親家庭に対するワンストップ相談体制強化事業の概要

制度の概要	ひとり親家庭等に対するワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図るため、地域の実情に応じて次のア～カを組み合わせる実施する。 ア チャットボットを活用した相談支援 イ 入力フォームを活用した支援施策の案内等 ・ひとり親家庭等が入力した情報より、活用可能な支援施策等を案内 ・ひとり親家庭等が入力した情報より、その家庭の状況をまとめた電子個人票を作成 ウ ひとり親家庭等の個々の情報を管理及び関係部署と共有するためのシステムの構築 エ 電子個人票などを活用したプッシュ型支援 オ 各種支援施策のオンライン申請 カ その他、ひとり親家庭等に対するワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化に資する取組
実施主体	都道府県、市、福祉事務所設置町村
補助率	定額（国 10/10 相当）（注1）
補助単価	1 自治体あたり 80,000 千円（注2）

（出所）令和3年5月20日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知「ひとり親家庭への支援体制の強化等について」（子家発 0520 第1号）

（注1）現在は、国 3/4、実施主体 1/4

（注2）現在は、1 自治体あたり 30,000 千円

(2) ヒアリング調査の設計

① 調査対象

令和5年3月時点でひとり親家庭に対するワンストップ事業を実施する／していた自治体のうち、調査の協力を得られた14自治体である。

図表 1-3 【ひとり親家庭に対するワンストップ相談体制強化事業に関する調査】対象自治体

No	自治体名	総人口（人）	児童扶養手当受給者数（人）
1	北海道札幌市	1,959,512	16,608
2	埼玉県入間市	145,718	917
3	富山県	1,028,440	4,697
4	富山県富山市	409,075	1,970
5	富山県南砺市	47,778	167
6	三重県	1,772,427	11,473
7	大阪府堺市	821,428	6,828
8	大阪府枚方市	396,252	2,951
9	大阪府四條畷市	54,765	400
10	広島県	2,770,623	18,698
11	徳島県	718,879	5,345
12	徳島県徳島市	249,040	1,954
13	高知県	684,964	6,218
14	福岡県	5,104,921	49,028

(注1) 全国地方公共団体コード順

(注2) 総人口は、令和5年1月1日住民基本台帳人口、児童扶養手当受給者数は福祉行政報告例61表（令和5年12月分報告 月末現在数）。なお、富山県、広島県、高知県、福岡県については、管内政令指定都市、中核市における児童扶養手当受給者数を含めている。

② 調査内容

■ワンストップ事業以外を含む、ひとり親家庭への相談支援体制について

- ・ひとり親家庭への相談支援体制の全体像（実施している主な取組）
- ・自治体における特徴や特に力を入れていること、その経緯等
- ・各事業における予算の支出元（独自予算、ワンストップ事業、その他国庫補助等）

■ワンストップ事業の実施について

- ・ワンストップ事業を活用している取組の概要
- ・ワンストップ事業活用の目的・きっかけ
- ・ワンストップ事業を実施するために取り組んだこと
- ・ワンストップ事業活用以前の相談支援体制とその課題

■ワンストップ事業を活用した効果と課題

- ・ワンストップ事業の実績
- ・ワンストップ事業によるひとり親家庭への効果
- ・ワンストップ事業開始後に生じたその他の変化（庁内・関係機関に見られた変化等）
- ・ワンストップ事業とその他事業の関係（連携、相乗効果が見られたか等）
- ・ひとり親家庭への相談支援に関する今後の課題

■システムの標準化・相互運用の可能性について

- ・全国的なシステムの標準化や相互運用の可能性に関する見解

③ 調査方法

WEB 会議システムを用いてオンラインにより実施した。

④ 調査実施期間

2023 年 10～12 月

（３）事例集の作成

① 目的

ワンストップ事業の実施自治体における取組状況と効果等について、これから事業の活用を検討する他自治体の参考となるよう、事例集形式で取りまとめることを目的とした。

② 事例集で整理した項目

- 基礎情報（人口、児童扶養手当受給者数、所管部署、母子・父子自立支援員数）
- ワンストップ事業を活用した取組等を踏まえた、ひとり親家庭支援の体制や流れ
- システムの長所、取組後に生じた変化
- ワンストップ事業を活用したきっかけ
- ワンストップ事業の取組概要（機能、利用手順、実績、周知方法、システムの定期見直しの状況、ワンストップ事業の補助金を活用した部分、取組のポイント等）
- 導入までのステップ
- 他自治体へのアドバイス

3. 高等職業訓練促進給付金の効果に関する調査

(1) 調査の背景と目的

高等職業訓練促進給付金は、ひとり親が就職を容易にするために必要な資格を取得する場合に、資格の養成訓練受講期間（修業期間）の生活費として、給付金を支給する制度である。

国は令和3年度から、制度の対象となる養成機関のカリキュラムの期間を、1年以上から6か月以上へ緩和するとともに、対象資格についても、国家資格だけでなく民間資格にも拡大している（以下、これを「拡充措置」という）。

本調査では、高等職業訓練促進給付金の利用者（拡充措置対象者を含む）が取得した資格及び就業状況等を把握し、給付金活用の効果について分析する。

図表 1-4 高等職業訓練促進給付金制度について

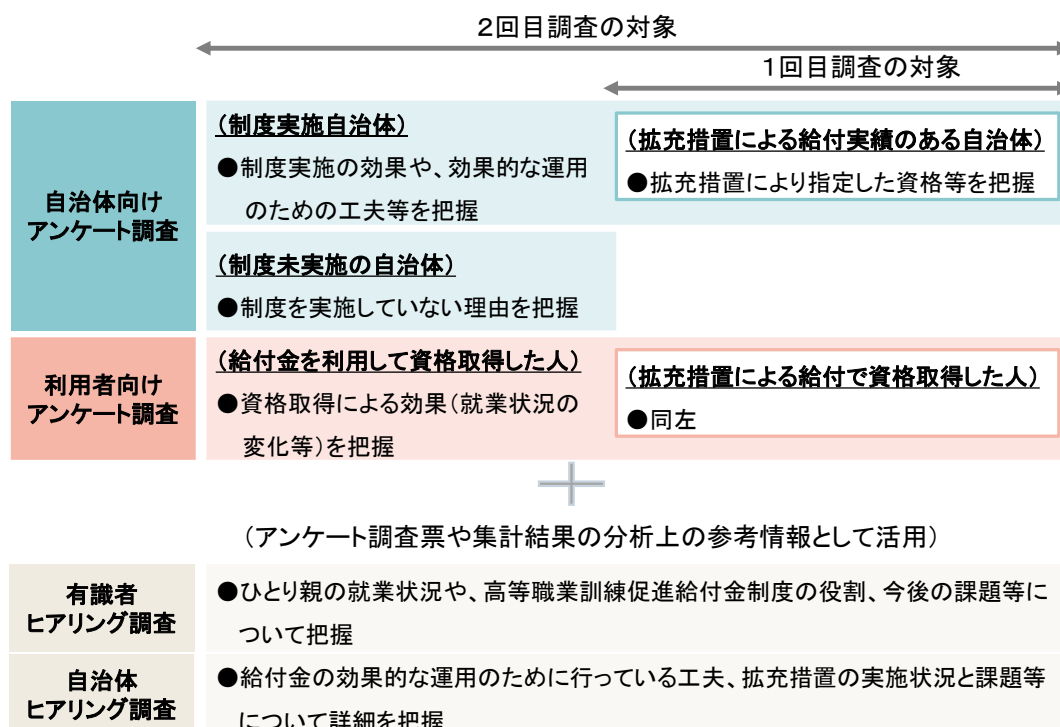
制度の概要	- 対象資格の養成訓練受講期間（修業期間）中、月額 10 万円（住民税課税世帯は月額 70,500 円）の生活費が支給される。 - 訓練を受けている期間の最後の 1 年間は支給額が 4 万円増額される。
制度の実施主体	- 対象となるひとり親が居住する市区¹町村が福祉事務所を設置している場合は、市区町村 (なお、一部の福祉事務所設置市区町村では制度を実施しておらず、当該市区町村に居住するひとり親は、制度の利用ができない。) - 対象となるひとり親が居住する市区町村が福祉事務所を設置して<u>いない</u>場合は、都道府県 (なお、広島県・島根県では、全ての市町村が福祉事務所を設置しているため、県の事業としては制度を実施していない。)
対象資格	就職を容易にするために必要な資格として自治体が定めるもので、養成機関において6か月以上修業するもの
制度の対象者	- 養成機関での修業を開始した日以後・修業を修了した日において、次の要件を満たすひとり親。 (1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にある。 (2) 対象資格を取得するため、養成機関において6か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者等。 (3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者。

¹ この章における「区」とは、特別区を指す。

（２）調査の全体設計とスケジュール

本調査では、自治体向けアンケート調査と、利用者向けアンケート調査を、それぞれ2回に分けて実施した（以下、「1回目調査」及び「2回目調査」という）。1回目調査では、主に拡充措置による効果の把握を目的として実施した。2回目調査では、拡充措置に限らず、高等職業訓練促進給付金制度全体の効果の把握を目的として実施した。

図表 1-5 【高等職業訓練促進給付金の効果に関する調査】全体設計



図表 1-6 【高等職業訓練促進給付金の効果に関する調査】実施スケジュール

	2023年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	2024年 1月	2月	3月
【1回目調査】									
■調査票の設計									
■アンケート調査実施									
■集計・分析									
【2回目調査】									
■調査票の設計									
■アンケート調査実施									
■集計・分析									
【有識者ヒアリング】									
【自治体ヒアリング】									
【報告書作成】									

(3) アンケート調査の設計

アンケート調査は、以下のとおり実施した。

① 自治体向けアンケート調査

1) 調査対象

令和4年度の福祉事務所設置自治体（906自治体）（悉皆調査）。ただし、以下のように2段階に分けて調査を行った。

■1回目調査

調査対象は、こども家庭庁が拡充措置による給付実績ありとして把握していた185自治体。ただし、拡充措置による給付実績がない福祉事務所設置自治体から回答があった場合も、拡充措置の給付実績がないケースとして区別の上、有効回答として取り扱った。

■2回目調査

調査対象は、福祉事務所設置自治体のうち、1回目調査で回答のあった152自治体を除く、754自治体。

2) 調査内容

■1回目調査

- ・高等職業訓練促進給付金による資格取得がひとり親家庭にもたらす効果
- ・拡充措置として指定した資格・講座
- ・上記のうち、ひとり親家庭の自立促進の効果があるもの・ないもの
- ・拡充措置の実施による高等職業訓練促進給付金制度利用の相談件数の変化
- ・拡充措置が時限措置であることによる課題

■2回目調査

1回目調査の内容に加え、以下について把握した。

- ・高等職業訓練促進給付金の拡充措置に係る支給実績がない理由
- ・高等職業訓練促進給付金の効果的な運用のための工夫

3) 調査方法

■1回目調査

WEBアンケート調査にて実施した。アンケート回答サイトのURLを記載した調査実施要領をメール及び郵送にて配付し、URLにアクセスして回答していただいた。

■2回目調査

WEBアンケート調査にて実施した。アンケート回答サイトのURLを記載した調査実施要領を郵送にて配付し、URLにアクセスして回答していただいた。

4) 調査実施時期

■1回目調査

2023年8月4日～2023年9月4日

■2 回目調査

2023 年 11 月 17 日～2023 年 12 月 20 日

5) 回収結果

1 回目調査と 2 回目調査の有効回答数は、合計 654 件。うち、拡充措置の実績のある自治体は 291 件。

② 利用者向けアンケート調査

1) 調査対象

令和 3 年度以降に高等職業訓練促進給付金による給付を受け、資格を取得したひとり親家庭。ただし、以下のように 2 段階に分けて調査を行った。

■ 1 回目調査

高等職業訓練促進給付金の拡充措置（令和 3 年度から実施）による給付を受け、資格を取得したひとり親家庭（悉皆調査）。

ただし、拡充措置対象者以外から回答があった場合も、高等職業訓練促進給付金による給付を受けて資格を取得していれば、拡充措置対象ではないケースとして区別の上、有効回答として取り扱った。

■ 2 回目調査

令和 3 年度以降に高等職業訓練促進給付金による給付を受け、資格を取得したひとり親家庭のうち、1 回目調査で調査実施要領の配付を受けていない人（抽出調査）。

2) 調査内容

■ 1 回目調査

- ・高等職業訓練促進給付金で資格取得したひとり親の属性（年齢、家庭状況、最終学歴等）
- ・給付金利用開始時点での就業状況（雇用形態、仕事内容、年収等）
- ・現在の就業状況（雇用形態、仕事内容、年収等）
- ・現在の職場での就業期間、転職回数
- ・高等職業訓練促進給付金の利用について（利用したきっかけ、利用に当たり困ったこと等）
- ・取得した資格について（資格名、取得時期等）
- ・修業期間中に困ったこと
- ・資格取得による効果（就業状況の変化、日々の生活での変化等）

■ 2 回目調査

1 回目調査の内容に加え、以下について把握した。

- ・取得した資格の仕事への活用状況
- ・資格取得による仕事の満足度の変化
- ・資格取得後に就職・転職した／1 度も転職していない理由
- ・（現在就業していない場合）就業していない理由
- ・今後 3 年以内の転職希望

- ・修業期間中の困りごとを解決するために必要だと思うこと
- ・就職・転職に至るために必要な仕組み

3) 調査方法

■ 1 回目調査

WEB アンケート調査にて実施した。アンケート回答サイトの URL を記載した調査実施要領を、自治体経由で郵送により配付し、URL にアクセスして回答していただいた。

■ 2 回目調査

WEB アンケート調査にて実施した。アンケート回答サイトの URL を記載した調査実施要領を、自治体経由で郵送により配付し、URL にアクセスして回答していただいた。

調査実施要領の郵送配付に当たっては、令和 4 年度福祉事務所設置自治体（906 自治体）において、調査対象者の中から事務局で指定の数を抽出の上、配付いただいた。抽出数は、事務局にて以下の方法により決定した。

- ・こども家庭庁が保有する高等職業訓練促進給付金の給付実績の情報に基づき、自治体ごとの修業修了者数の推定値を算出
 - ・上記推定値の 3 分の 1 の人数について、
 - 「0」の場合：抽出人数は 1 人とする 「1～2」の場合：抽出数は 2 人とする
 - 「3～4」の場合：抽出数は 4 人とする 「5～6」の場合：抽出数は 6 人とする
 - 「7～8」の場合：抽出数は 8 人とする 「9」以上の場合：抽出数は 10 人とする
- ※ただし、上記抽出数＞資格取得者の実数である自治体においては、資格取得者の実数分の配付（悉皆調査）とする。
- ※1 回目調査で調査実施要領の配付を行ったひとり親家庭については、2 回目調査の対象外であるため、各自治体で抽出対象から除外していただいた。

4) 調査実施時期

■ 1 回目調査

2023 年 8 月 4 日～2023 年 9 月 27 日

■ 2 回目調査

2023 年 11 月 17 日～2023 年 12 月 27 日

5) 回収結果

1 回目調査と 2 回目調査の有効回答数は、合計 882 件。うち、拡充措置の対象は 141 件。

(4) 有識者ヒアリング調査の設計

① 調査対象

ひとり親家庭への就業支援（高等職業訓練促進給付金制度を含む）に詳しい周燕飛氏（日本女子大学人間社会学部教授／労働経済学・社会保障論が専門）に対してヒアリングを実施し、アンケート調査の設問等を検討する際の参考とした。

② 調査内容

- ひとり親家庭の就業状況
- ひとり親家庭への就業支援において重要なこと
- 高等職業訓練促進給付金の効果が期待される対象者層
- 高等職業訓練促進給付金の対象資格のうち、自立の効果が高いもの
- 令和3年度からの拡充措置について、期待される効果・課題等

③ 調査方法

オンラインによるヒアリング

④ 調査実施期間

2023年10月28日

(5) 自治体ヒアリング調査の設計

① 調査対象

拡充措置による給付実績があり、自治体向けアンケート調査の自由記述で、制度実施における課題等を具体的に記載していた自治体として、東京都八王子市及び岡山県岡山市を選定した。

② 調査内容

- 高等職業訓練促進給付金の給付対象者の特徴
- 給付金の効果的な運用のためにやっている工夫
- 対象資格のうち、ひとり親家庭の自立の効果が期待される資格
- 令和3年度からの拡充措置について（対象にした資格・講座とその理由、当該資格・講座におけるメリット・デメリット、拡充措置の効果、課題、国に求める支援等）

③ 調査方法

オンラインによるヒアリング

④ 調査実施期間

2024年3月7日～13日

4. 調査研究の実施体制

本事業の実施体制は、以下の通りである。

図表 1-7 事業実施体制

氏 名	所 属・役 職
尾島 有美	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 共生・社会政策部 主任研究員
古賀 祥子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 共生・社会政策部 副主任研究員
松井 望	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 共生・社会政策部 研究員
横幕 朋子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 共生・社会政策部 研究員
鶴見 まい	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 共生・社会政策部 研究員
信國 舞	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 共生・社会政策部 研究アシスタント
白土 典子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 共生・社会政策部 研究アシスタント

5. 成果の公表方法

本事業の成果をとりまとめた本報告書は、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングのホームページ にて公開する。

第2章 児童扶養手当支給事務の実態に関する調査

福祉事務所設置自治体を対象に実施した「児童扶養手当支給事務の実態に関する調査」の結果は、以下のとおりであった。

1. 回収結果

回収結果は、以下のとおりであった。

図表 2-1 有効回答数及び有効回答率

	調査対象数	有効回答件数・ 有効回答率
全体	907	765 (84.3%)
都道府県	45	43 (95.6%)
指定都市・中核市	82	67 (81.7%)
一般市・特別区・町村	780	655 (84.0%)

2. 調査結果概要

(1) 自治体における児童扶養手当支給事務の体制について

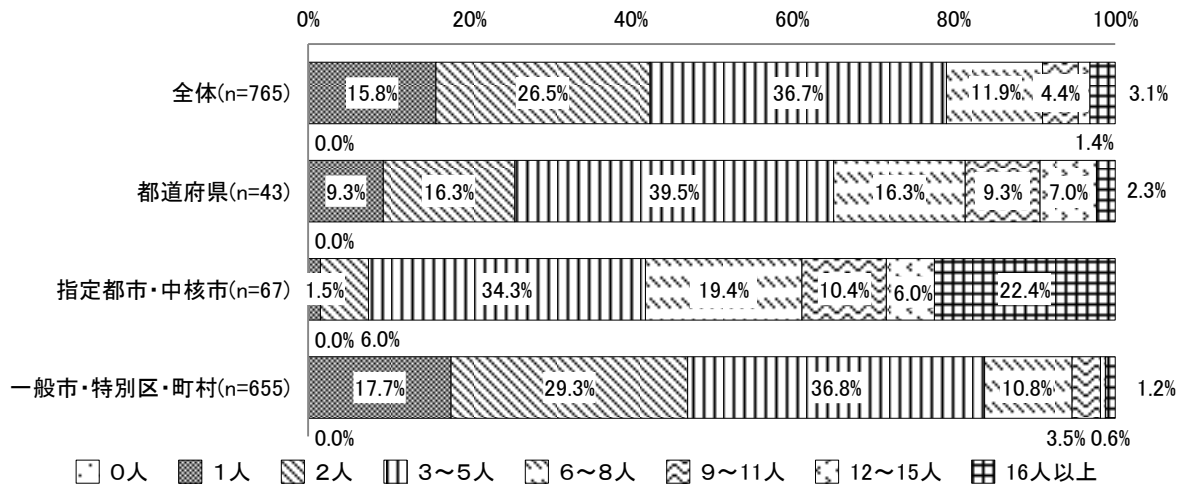
① 児童扶養手当支給事務の実施体制 (Q2)

児童扶養手当支給事務の実施体制について、正規職員及びその他（会計年度任用職員等）を合わせた人数（児童扶養手当支給事務以外の業務を兼務している職員も含めた人数）を見ると、「全体」では、「3～5人」が36.7%で最も割合が高く、次いで「2人」が26.5%、「1人」が15.8%となっている。

団体種別に見ると、「都道府県」では、「3～5人」が39.5%、次いで「2人」「6～8人」が16.3%となっている。「指定都市・中核市」では、「3～5人」が34.3%、次いで「16人以上」が22.4%、「6～8人」が19.4%となっている。「一般市・特別区・町村」では、「3～5人」が36.8%、次いで「2人」が29.3%、「1人」が17.7%となっている。

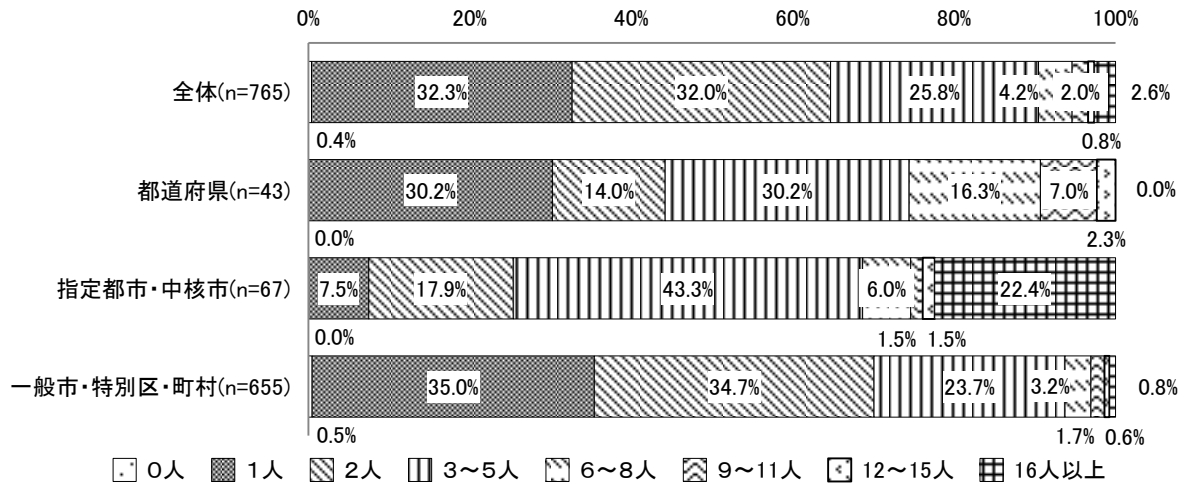
「指定都市・中核市」では人口規模の大きさを反映し、他と比べて児童手当支給事務の担当職員数が多い傾向が見られる。

図表 2-2 児童扶養手当支給事務の実施体制(合計)

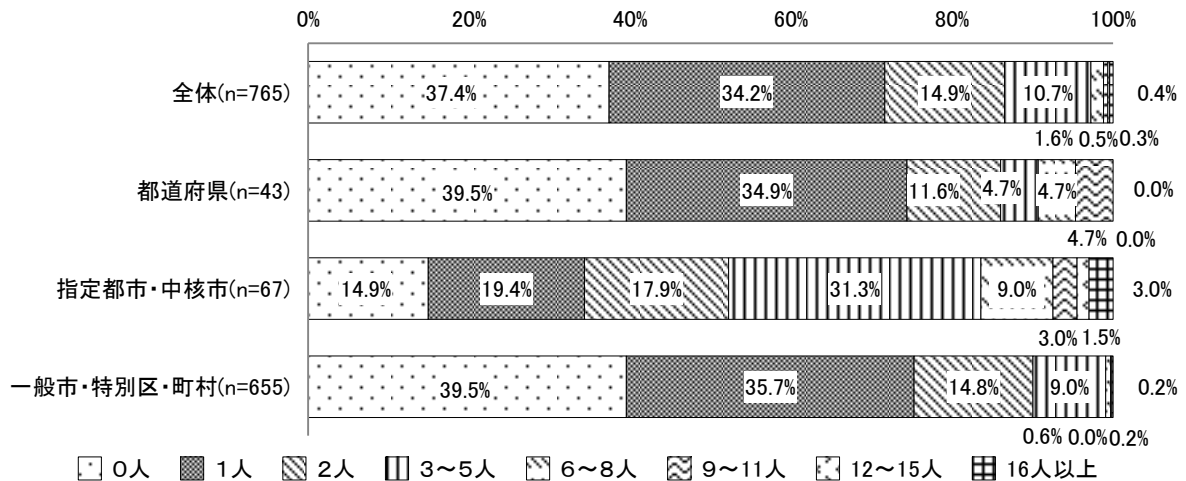


(注) 児童扶養手当支給事務以外の業務を兼務している職員も含めた人数である。以下、同様。

図表 2-3 児童扶養手当支給事務の実施体制(正規職員)



図表 2-4 児童扶養手当支給事務の実施体制(その他:正規職員以外)

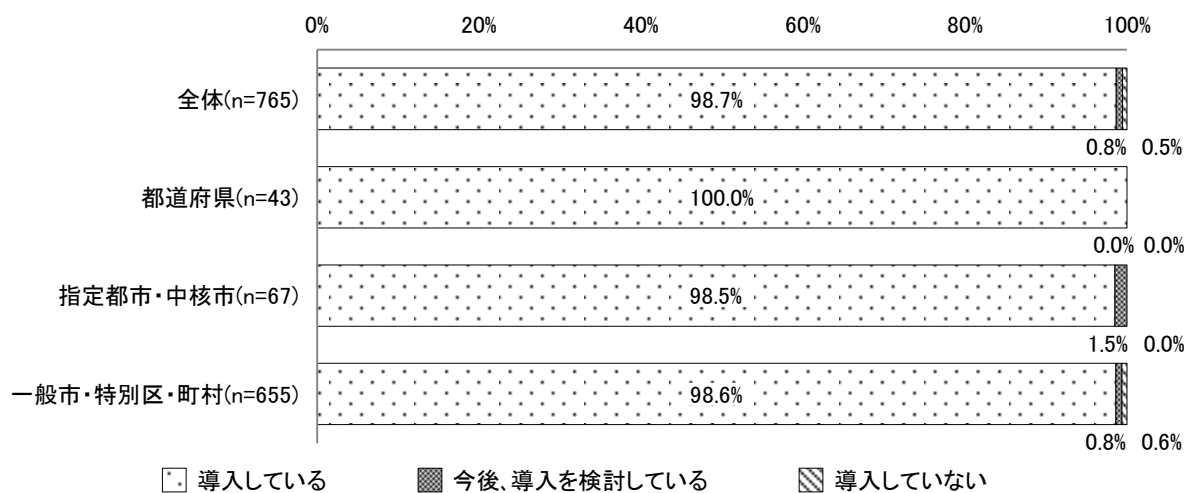


② 児童扶養手当システムの導入状況 (Q3)

「全体」では、「導入している」が98.7%で最も割合が高く、次いで「今後、導入を検討している」が0.8%、「導入していない」が0.5%となっている。

団体種別に見ると、児童扶養手当システムを導入している割合は、「都道府県」では100.0%、「指定都市・中核市」では98.5%、「一般市・特別区・町村」では98.6%となっており、いずれの団体種別でもほぼ導入済みとなっている。

図表 2-5 児童扶養手当システムの導入状況

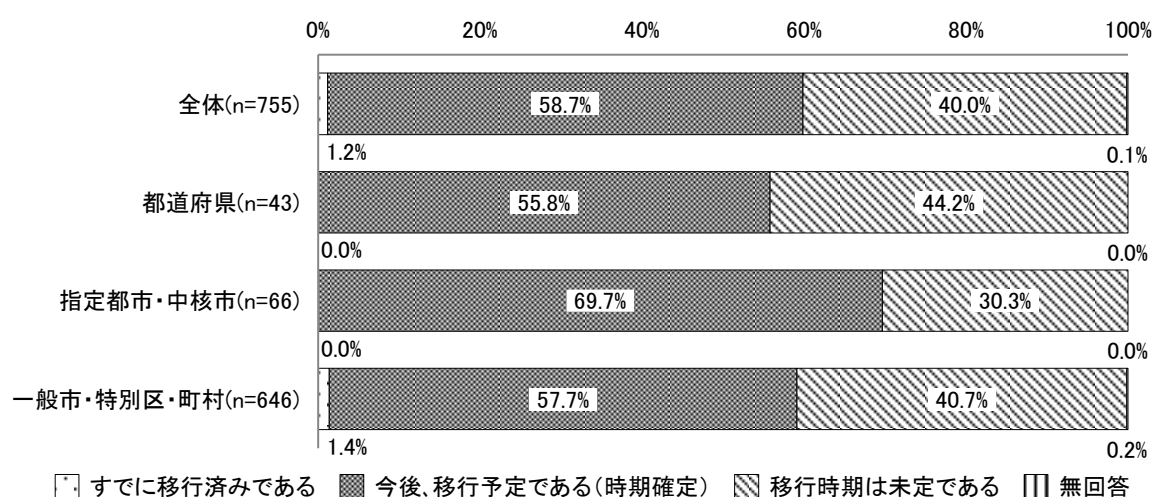


③ 児童扶養手当システムの標準準拠システムへの移行状況（Q4）

児童扶養手当システムを導入している自治体について、児童扶養手当システムの標準準拠システムへの移行状況を見ると、「全体」では、「今後、移行予定である（時期確定）」が58.7%で最も割合が高く、次いで「移行時期は未定である」が40.0%、「すでに移行済みである」が1.2%となっている。

団体種別に見ると、「都道府県」及び「一般市・特別区・町村」では、「今後、移行予定である（時期確定）」がともに6割弱、次いで「移行時期は未定である」が同じく4割強となっている。一方、「指定都市・中核市」では、他と比べて「今後、移行予定である（時期確定）」が69.7%と高く、次いで「移行時期は未定である」が30.3%となっている。

図表 2-6 児童扶養手当システムの標準準拠システムへの移行状況

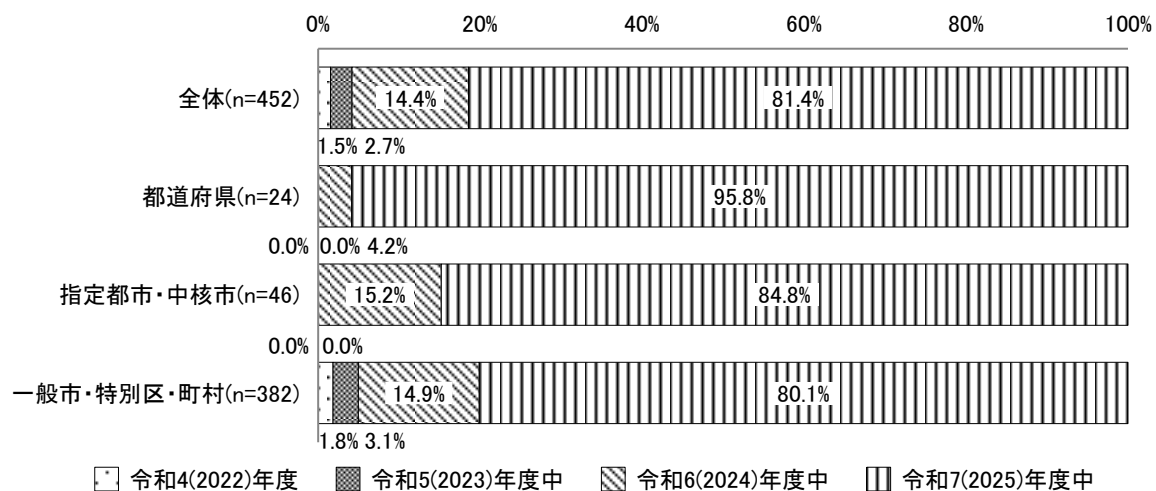


④ 児童扶養手当システムの標準準拠システムへの移行時期（Q5）

児童扶養手当システムの標準準拠システムへの移行状況について、「すでに移行済みである」若しくは「今後、移行予定である（時期確定）」と回答した自治体について、標準準拠システムへの移行を予定している時期（すでに移行済みの自治体は、移行した時期）を見ると、「全体」では、「令和7（2025）年度中」が81.4%で最も割合が高く、次いで「令和6（2024）年度中」が14.4%、「令和5（2023）年度中」が2.7%となっている。

団体種別に見ると、「都道府県」では、「令和7（2025）年度中」が95.8%で最も割合が高く、次いで「令和6（2024）年度中」が4.2%となっている。「指定都市・中核市」では、「令和7（2025）年度中」が84.8%で最も割合が高く、次いで「令和6（2024）年度中」が15.2%となっている。「一般市・特別区・町村」では、「令和7（2025）年度中」が80.1%で最も割合が高く、次いで「令和6（2024）年度中」が14.9%、「令和5（2023）年度中」が3.1%となっている。

図表 2-7 児童扶養手当システムの標準準拠システムへの移行時期



（注）「都道府県」はサンプルサイズが小さいため、留意。

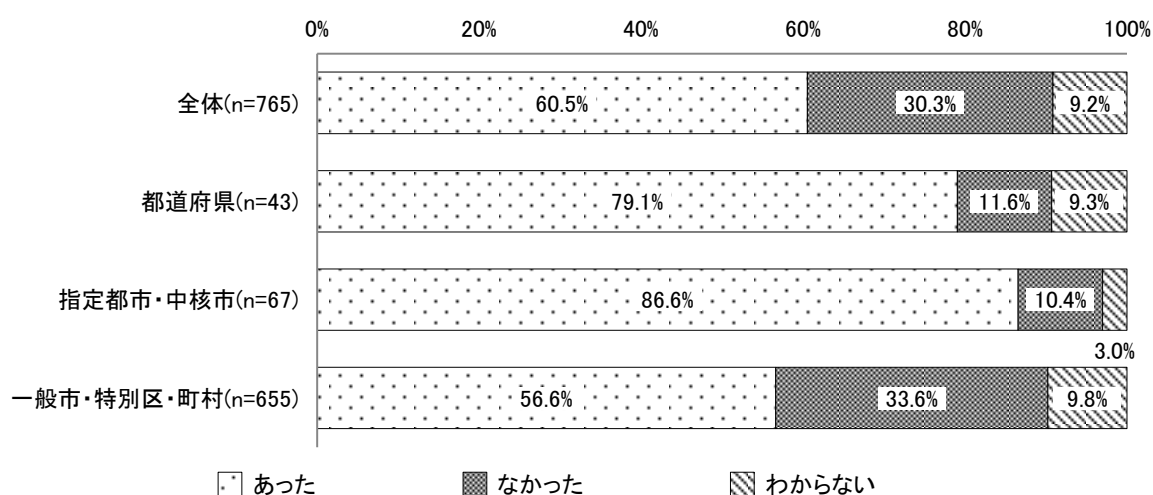
（２）児童扶養手当の受給資格の認定が困難な事例について

① 事実婚等の認定処理に当たって判断が難しい事例の有無（Q6）²

直近３年間（令和２（２０２０）年度～令和４（２０２２）年度）において、事実婚等で認定処理するに当たり判断が難しい事例があったかどうかを見ると、「全体」では、「あった」が６０.５％で最も割合が高く、次いで「なかった」が３０.３％、「わからない」が９.２％となっている。

団体種別に見ると、認定処理の判断が難しい事例が「あった」とする割合は、「都道府県」では７９.１％、「指定都市・中核市」では８６.６％、「一般市・特別区・町村」では５６.６％となっており、「都道府県」及び「指定都市・中核市」で高い傾向が見られる。

図表 ２-８ 事実婚等の認定処理に当たって判断が難しい事例の有無



² 都道府県は、福祉事務所未設置の町村について児童扶養手当の認定事務を行っていることから、管内の町村（福祉事務所未設置自治体）の状況についての回答である。以下、同様。

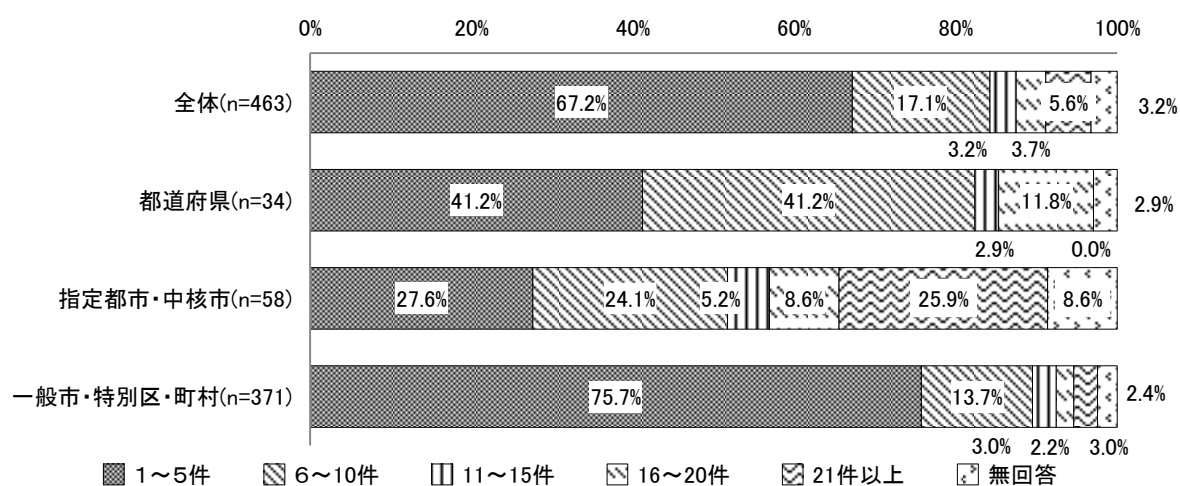
② 事実婚等の認定処理に当たって判断が難しかった事例の件数（年間）（Q6-2）

直近3年間（令和2（2020）年度～令和4（2022）年度）において、事実婚等で認定処理するに当たり判断が難しい事例があったと回答した自治体について、年間件数を見ると、「全体」では、「1～5件」が67.2%で最も割合が高く、次いで「6～10件」が17.1%、「21件以上」が5.6%となっている。

団体種別に見ると、「都道府県」では、「1～5件」「6～10件」が41.2%、「16～20件」が11.8%となっている。「指定都市・中核市」では、「1～5件」が27.6%で最も割合が高く、次いで「21件以上」が25.9%、「6～10件」が24.1%となっている。「一般市・特別区・町村」では、「1～5件」が75.7%で最も割合が高く、次いで「6～10件」が13.7%、「11～15件」「21件以上」が3.0%となっている。

「指定都市・中核市」では、他と比べて判断が難しかった事例の件数が多い傾向が見られる。

図表 2-9 事実婚等の認定処理に当たって判断が難しかった事例の件数（年間）

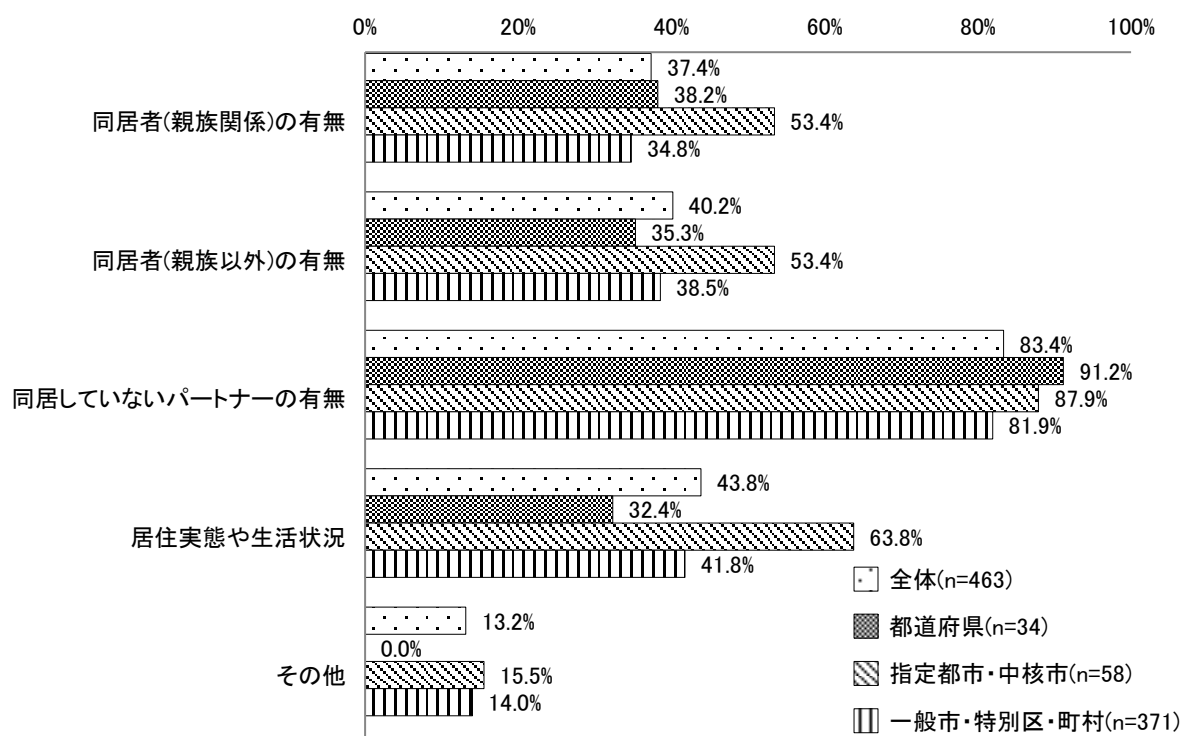


③ 認定処理の判断が難しい事例の内容 (Q7)

直近3年間において、事実婚等で認定処理するに当たり判断が難しい事例があったと回答した自治体について、具体的な事例の内容を見ると、「全体」では、「同居していないパートナーの有無」が83.4%で最も回答割合が高く、次いで「居住実態や生活状況」が43.8%、「同居者(親族以外)の有無」が40.2%となっている。

団体種別に見ると、「都道府県」では、「同居していないパートナーの有無」が91.2%で最も回答割合が高く、次いで「同居者(親族関係)の有無」が38.2%、「同居者(親族以外)の有無」が35.3%となっている。「指定都市・中核市」では、「同居していないパートナーの有無」が87.9%で最も回答割合が高く、次いで「居住実態や生活状況」が63.8%、「同居者(親族関係)の有無」「同居者(親族以外)の有無」が53.4%となっている。「一般市・特別区・町村」では、「同居していないパートナーの有無」が81.9%で最も回答割合が高く、次いで「居住実態や生活状況」が41.8%、「同居者(親族以外)の有無」が38.5%となっている。

図表 2-10 認定処理の判断が難しい事例の内容(複数回答)



直近３年間に於いて、事実婚等で認定処理するに当たり判断が難しい事例について、「その他」の具体的内容を自由記述式で尋ねた。主な回答は以下のとおり。

図表 2-11 事実婚等で認定処理するに当たり判断が難しい事例：その他（自由記述）（n=61）

■元配偶者との関係
・前夫の住民票が同住所にあるが、実態は別居している。 ・前夫が自営業をしており、前夫に雇用されている。 ・前夫の実家で前夫の両親と同居している。 ・同居はしていないが、元配偶者と協力して児童の世話をしている。 ・元配偶者が保険証や税法上の扶養から子どもを外すことを拒否する。 ・元配偶者からの養育費の受取有無や金額の確認。 ・失踪した元配偶者の取扱い。
■異性の知人
・賃貸借契約が異性の知人。 ・身内、友人、友人のパートナーを名乗る異性と共に申請等に来庁する。
■受給者の妊娠
・受給者の妊娠（未婚含む）。 ・入籍予定。
■住民票と異なる居住実態
・住民票と異なる住所に居住し、男性と同居。 ・申請している住所に居住していない可能性がある。 ・住民票は母子のみだが、パートナーと思わしき方と同棲又は半同棲をしている可能性が疑われる。
■外国籍の住民の証明
・外国人の事実婚解消時の添付書類。 ・外国人同士の同居の確認。
■その他
・劇団に所属し、各地を一座とともに回っている事例。 ・複数異性の出入りする居住地での生活者。 ・偽装離婚の疑い。 ・事実婚解消の確認。 ・事実婚疑いがあるものに拳証資料の提出を求めるが、頑なに提出を拒否。 ・事実婚状態にあるとの通報があった場合。 ・児童を監護しているかの確認。 ・受給者の逮捕、拘禁。 ・パートナーの性別。 ・受給者本人が障害により一人で手続きできない。

④ 認定処理の判断が難しいと感じた点（Q8）

事実婚等の認定処理に関して、判断が難しいと感じた点について、具体的内容を自由記述式で尋ねた。主な回答は以下のとおり。

図表 2-12 事実婚等の認定処理に関して、判断が難しいと感じた点
(自由記述)(n=824)

■元配偶者との同居
- 元配偶者が住民票を残したまま行方不明になり、家には元配偶者の荷物等が残されている。 - 元配偶者名義の不動産に居住しており、元配偶者の住民票が異動されていない。 - 二世帯住宅の建物に、離婚後も住んでいる。 - 母（受給者）と父（元配偶者）が、別棟ではあるが同じ住所地番に住んでいる。
■親族との同居
- 元配偶者の親族と同居するケースや、元配偶者の家に母子が住んでいる。 - 従兄弟など婚姻可能な親族と同居。 - 母の事実婚相手（申出）と同居。
■親族以外との同居・間借り
- 施設の一部を間借りして生活する母子世帯に、施設内の別の部屋に異性の職員の世帯が生活している。 - 母子が住む一軒家に知人男性が転入（知人男性とは交際関係はない）し、引っ越し資金が貯まるまで一時的に居住している場合。 - 実家に居住しているが、別人に家を間貸ししている。
■雇用関係にある者との同居
- 単身異性（受給者から見て雇用主であり、マンションの賃貸借名義人）とマンションの一室でルームシェアをしている。 - 作業場兼住宅に同居しているが、賃貸借契約や家賃、光熱水費の支払い状況が確認できない。
■同居していない元配偶者等との関係
- 前配偶者の会社で働いていて、毎日対面することになっている。 - すでに離婚し別居も行っているが、受給者の仕事の都合上、毎週児童を元夫に預けている。 - 受給者の障害を理由に、全ての手続きを元配偶者が行っている。 - 元配偶者等の訪問や電話等について、事実婚が疑われる頻度だが、目的が子どもとの交流であると主張する場合。
■同居していないパートナーの頻繁・定期的な訪問、定期的な生計費の補助
- 交際相手の頻繁・定期的な訪問の判断。 - 交際相手が週末は寝泊まりしており、平日も受給者が忙しい日には受給者宅に来て子の世話や料理をしている。 - 複数の異性が定期的に訪問している状況で、全ての異性について定期的な訪問かつ経済的な援助がないことの確認に時間を要する。 - 生計の補助をもらっているのではなく、受給者が生計の補助をしている場合。

■受給者の妊娠
・児童扶養手当の受給者が元配偶者との子を妊娠したが、面会は月1回のみで自宅調査するも同居している様子が見られない場合。 ・受給者の妊娠が発覚したが、交際記念日まで籍を入れないなど、今後婚姻予定の場合。 ・同居していないパートナーとの子を受給者が複数回身ごもった場合。
■シェアハウス・社員寮
・社員寮であるが家賃、光熱水費は会社が負担し、寮の名義は社長（男性）となっている。 ・子の父が受給者の雇用主で、「社宅」として母子の家賃や光熱水費を会社が負担している。 ・申請者（未婚女性）がルームシェアをしており、その相手が既婚者男性だった場合。
■その他
・元居住者が住民票を異動していないと思われるが、申請者本人に確認することができない。 ・居住する賃貸物件について、受給資格者本人での契約ができず、知人男性が契約者となっている。家賃は契約者口座から毎月引き落とされるため知人男性に支払い、光熱水費は本人名義で契約している。 ・未成年や学生であるとの理由で同居や婚姻はしていないが、将来的には婚姻を予定している場合。

⑤ 認定処理の判断が難しいと感じた事例についての認定方法（Q9）

事実婚等の認定処理に関して、判断が難しいと感じた事例の認定方法について、具体的内容を自由記述式で尋ねた。主な回答は以下のとおり。

図表 2-13 事実婚等の認定処理に関して、判断が難しいと感じた事例の認定方法
(自由記述)(n=661)

■定期的な訪問、生計費の補助により判断
・受給者本人への聞き取りにより同居の有無や訪問の頻度、生活費補助の有無を確認する。 ・頻繁な行き来や経済的な支援がないこと、また現時点では再婚の意思がないことなどにより総合的に判断する。
■民生委員の証明書類により判断
・関係機関に確認をした上で申立書を記入してもらい、民生委員調査を経て認定する。 ・本人は否定するが事実婚の疑義がある場合は、民生委員又は職員が自宅訪問し事実確認をした後、認定処理を行う。 ・民生委員等の家庭訪問により居住実態調査を行い、申請者がひとり親で生活していることを確認のうえで認定している。
■民生委員以外の証明書類（契約書、住民票、その他公的書類等）により判断
・賃貸契約書の名義が社長等（異性）の場合、賃貸契約書と民生委員調査書、公共料金を本人が支払っていることが分かる領収証の提出を求める。必要に応じて社長等が別の場所に居住していることの証明も依頼。家賃が口座引落しの場合は本人の同意を得て、通帳を確認する。 ・受給者本人への聞き取り及び受給者を通じてシェアハウスのオーナーに状況の確認を行い、

状況確認としては、居住実態や契約書などを確認し、総合的に判断する。
■申立書、公共料金・家賃の領収書等により判断 - 元配偶者が住民票を動かさない場合、本人申立（生計と実態が別であること）、元配偶者の現在の居住証明（賃貸契約書、光熱水費、親展文書など）により判断する。 - 元配偶者の親族と同居している場合、同居理由や同居予定期間等、事実婚ではないことについての申立書を提出してもらう。 - 住居が異性の知人名義の場合、知人名義の住居に住むことになった経緯についての申立書、家賃及び公共料金を受給者が負担していることがわかる書類等の提出を求め、金銭的な援助等がないことを判断したうえで認定している。
■住宅の見取り図等により判断 - 雇用契約書、間取り図、シェアハウスの入居者との賃貸契約の内容を確認し、入居者と事実婚関係にないことを確認して認定している。 - 元配偶者の親族と同居している場合、生活実態を把握するため母子の生活スペースを記した自宅間取り図を提出してもらう。
■受給者本人への訪問・聞き取り調査により判断 - 同居等を疑われる対象者については家庭訪問等により確認をして、疑義がない場合は認定をしている。 - 本人申出に矛盾する点がないか確認し、住民基本台帳の移動履歴、申請者本人への聞き取り、公的機関への相談歴があれば該当機関の担当職員からの証言などで複合的に判断する。
■受給者以外の同居者・近隣住民への聞き取り調査により判断 - 知人が頻繁・定期的な訪問や生計費補助を行っている疑義があるケースでは、その知人に対しても交流状況を聴取し、事実婚状態ではないことを確認する。 - 同居者に関して、申立書を取得のうえ職員が現地訪問し、他の親族にも聞き取りを行うなど、申請者のパートナーではないことを確認して認定している。
■自治体独自で明確な基準をもって判断 - 本市が過去に事実婚に該当すると判断したケースをもとに、事実婚の有無を判断している。 - 過去に県の説明会で示された考え方に基づいて認定している。
■その他 - 近隣市や県に問い合わせをし、認定や却下を行った。 - 県担当者へ確認するほか、国の事務処理マニュアル、研修会資料等により認定している。 - 関係課から聞き取りにより、パートナーとの関係性を確認する。 - 要保護児童対策地域協議会（要対協）のケースの場合、家庭相談員による家庭訪問を実施。

⑥ 事実婚等の認定処理に関して、国が明確な判断基準を示した場合の影響（Q10）

事実婚等の認定処理に関して、国が明確な判断基準を示した場合の影響について、具体的内容を自由記述式で尋ねた。主な回答は以下のとおり。

図表 2-14 事実婚等の認定処理に関して、国が明確な判断基準を示した場合の影響

（自由記述）（n=546）

【プラスの影響】

■統一性・公平性の担保
・各自治体や担当間における取扱いの差が減り、事実婚等の認定処理の地域差がなくなることにより、受給者にとって公平になると思う。
■事務処理の効率化、職員の負担軽減
・明確な基準、考え方及び確認書類等を示してもらうことで、自治体の判断に要する時間が短縮され、申請者に何度も来庁してもらい、追加の聞き取りや資料提出が少なくなると考えられる。
・事実婚の判断基準を示すことで担当者の心理的な負担が減ると思われる。
■受給者への明確な説明
・受給者へ事実婚状態について明確な説明ができるようになるため、受給者自身が資格喪失となる状態を認識できる。
・申請者に対しても国の基準がこうだからと一定の説明ができると考える。
■受給者のプライバシーへの配慮
・個々の事情を確認する際に、関係機関等を調査し、プライバシーに深く関わるようなことまでも聞き取りせざるを得ない状況が担当者の心理的負担になっている。
・新たな明確な判断基準があれば事実婚についての説明や受給者の状況について聞き取りがしやすくなると思われる。
■不正受給の抑制
・現受給者に対して、現況届の際に具体的に伝えることで、注意喚起となる。

【マイナスの影響・懸念】

■過去の判断との整合性
・判断基準の改定以前に事実婚認定された相談者からの問合せ対応が見込まれる。
・認定済みの受給者が新たに示された基準に適合しない場合、又は過去に認定却下された申請者が新たに示された基準には適合する場合に資格喪失（又は新規認定）の処置が必要となるのか、疑念が生じる。
・「今まではもらえていたのに」という受給者からのクレームがあると想定される。
・これまでの市の判断基準との相違により、新たに支給対象となる人が出てきた場合、「遡及して手当を支給してほしい」という意見が対象者から出る可能性が考えられる。
・ひとり親家庭医療費等との事実婚の定義と差異がある場合、混乱が予想される。
・示される基準の内容にもよるが、広報媒体や受給者への案内文、証書裏面の注意事項等、記

載の変更が必要となる内容であれば、経過措置や適用日までに猶予が必要と思われる。
■一律の判断基準による弊害 - 示された回数より1回少ないという場合などに実際の状況としてはあまり変わらないのに手当を受けられる人と受けられない人が出てくるため、不平等感が出てくる。 - 市町村の判断による柔軟な対応ができなくなる。 - 事実婚疑惑についてはケースごとに状況が細かく異なり、判断基準を明確に示すことにより、個人的な事情に配慮した認定が難しくなる。 - 社会通念上は事実婚状態と認識される状態であっても、基準を満たさない場合は資格継続となるケースが発生する。
■明確な基準として示されたもの以外のケースが生じた場合の対応 - 児童扶養手当の申請はケースバイケースが多いため、必ずイレギュラーなケースが発生し、支援をするべき受給者に対し支援が行き届かない事態が発生すると考えられる。 - 基準に係る詳細な説明資料やイレギュラー事案が起こった際の迅速な国、自治体間の情報共有体制の構築も併せて求められる。 - 指針に基づき、明確な窓口説明が可能になる一方、複雑な事例が発生した際、対応が難しくなる懸念がある。
■判断基準に基づく調査の負担増 - 国の示す判断基準の項目数が多い場合は、判断基準の要件を満たすかどうかの事実確認に係る処理時間が長くなる可能性がある。 - 国の判断基準とはいえ、「事実婚」のため公簿で確認ができない。そのため、「国の基準」を満たしているのか、担当者レベルでの調査がより煩雑となる。 - 追加で新たな対応（立ち入り調査等）を求める内容になるのであれば、認定処理は更に困難となり、処理にはこれまで以上に時間を要することになると考えられる。 - 事実確認に関して、より詳細な調査を行う必要性が生じるため、プライバシーとのバランスが困難になる。
■受給者が判断基準を満たすよう対策することによる基準の形骸化 - 資格喪失要件に該当する受給者が明確にわかる。一方で、受給者からの聞き取りのみで事実婚を判断する場合は、不正受給を誘発する原因になりかねない。 - 基準に該当しないように注意して対策をしてくる人が増える可能性があり、処理が難しくなると想定されるため、本人への聞き取り以外の判断材料の検討が必要。

【現状と変わらない、その他、意見・要望等】

■現状と変わらない - 示された基準について該当するか否かの判断はこれまでと変わらず起きるものと思われる。 - 事実婚認定の判断材料を集めることが困難であり、判断基準が明確になったとしても大きな影響は出ないと思われる。 - 判断基準に合わせ、事実婚の判定に際しどこまで調査してよいのか基準が明確でないと、調査内容が各自治体ばらばらとなる。
--

■過去の事例の提示について
- 過去の Q&A のように状況を具体的にした例示を幾例かいただけると、総合的に判断する際の参考になる。 - 判断の参考として、国が各都道府県から問い合わせを受けた認定・却下事例について、情報提供してほしい。
■その他
○明確な基準設定は難しい - 関係が複雑化しやすいため、明確な判断基準を定めること自体が容易ではない。 - 家族の形や生活スタイルが多様化する中で一律の基準に当てはめるのは不可能。 - 国が示している基準について、現在の社会情勢に合わせた内容に継続的に更新できるのか。 ○実態把握の方法 - 生活実態（元夫や交際者の訪問等）の把握方法をどうするのが不明。 - 判断基準を設けてもらうことは今後の認定資格判定に役立つと思うが、示されたもの以外は事実婚に該当しないという形にした場合は、納得できないケースも出てくると思われる。 ○手当受給者の減少 - 認定する上で厳しく判断せざるを得なくなるので、手当受給者は減少すると思われる。

（３）児童扶養手当の現況届の対面見直しについて

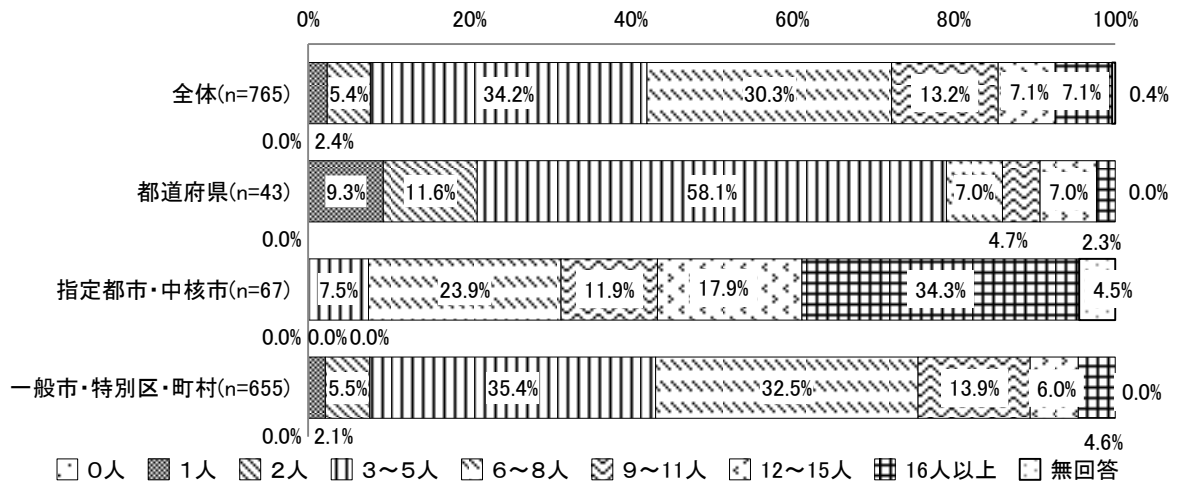
① 現況届の受付体制（Q11）

現況届の受付体制について、正規職員及びその他（会計年度任用職員等）を合わせた人数（現況届の受付以外の業務を兼務している職員も含めた人数）を見ると、「全体」では、「３～５人」が 34.2%で最も割合が高く、次いで「６～８人」が 30.3%、「９～１１人」が 13.2%となっている。

団体種別に見ると、「都道府県」では、「３～５人」が 58.1%、次いで「２人」が 11.6%、「１人」が 9.3%となっている。「指定都市・中核市」では、「１６人以上」が 34.3%、次いで「６～８人」が 23.9%、「１２～１５人」が 17.9%となっている。「一般市・特別区・町村」では、「３～５人」が 35.4%、次いで「６～８人」が 32.5%、「９～１１人」が 13.9%となっている。

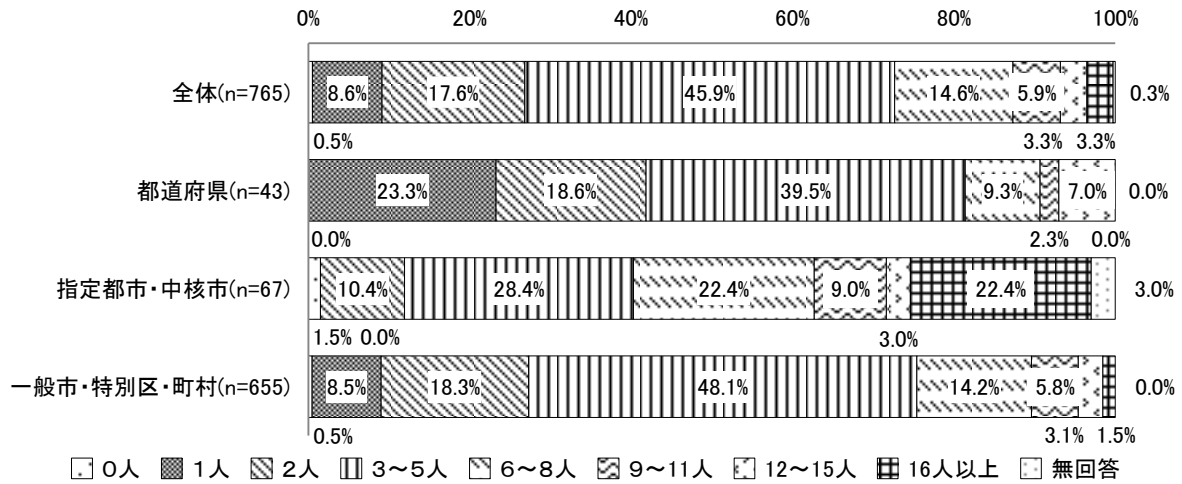
「指定都市・中核市」では人口規模の大きさを反映し、他と比べて現況届の受付を行う担当職員数が多い傾向が見られる。

図表 2-15 現況届の受付体制(合計)

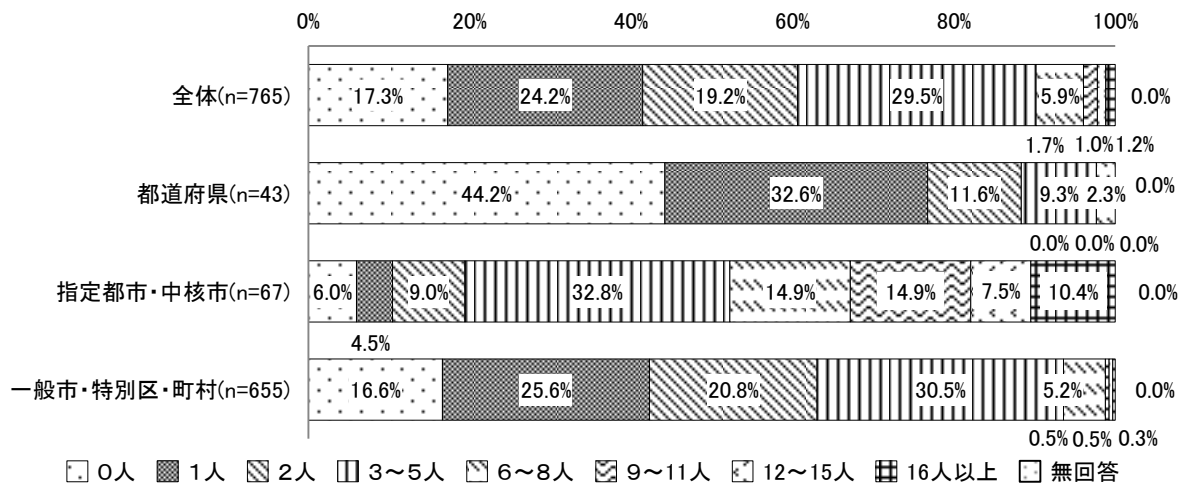


(注) 現況届の受付以外の業務を兼務している職員も含めた人数である。以下、同様。

図表 2-16 現況届の受付体制(正規職員)



図表 2-17 現況届の受付体制(その他:正規職員以外)



② 現況届の郵送等での提出について (Q12) ³

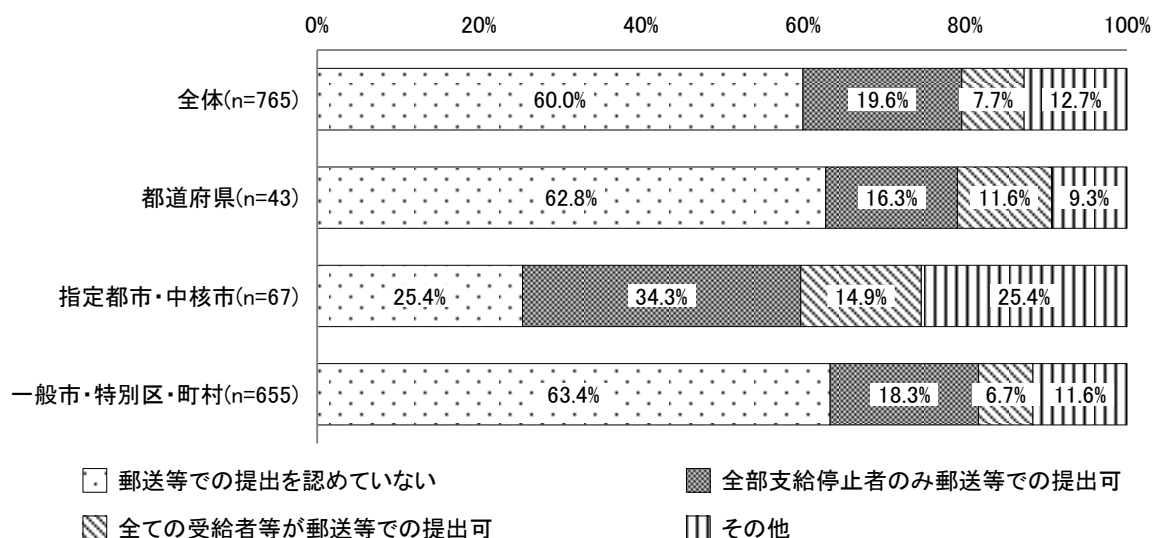
「全体」では、「郵送等での提出を認めていない」が60.0%で最も割合が高く、次いで「全部支給停止者のみ郵送等での提出可」が19.6%、「その他」が12.7%となっている。

団体種別に見ると、「都道府県」では、「郵送等での提出を認めていない」が62.8%で最も割合が高く、次いで「全部支給停止者のみ郵送等での提出可」が16.3%、「全ての受給者等が郵送等での提出可」が11.6%となっている。「指定都市・中核市」では、「全部支給停止者のみ郵送等での提出可」が34.3%で最も割合が高く、次いで「郵送等での提出を認めていない」「その他」が25.4%、「全ての受給者等が郵送等での提出可」が14.9%となっている。

「一般市・特別区・町村」では、「郵送等での提出を認めていない」が63.4%で最も割合が高く、次いで「全部支給停止者のみ郵送等での提出可」が18.3%、「その他」が11.6%となっている。

「都道府県」及び「一般市・特別区・町村」では、「郵送等での提出を認めていない」割合がともに6割強にのぼるのに対して、「指定都市・中核市」では約4分の1にとどまっており、「全部支給停止者のみ郵送等での提出可」の割合が3割強と高くなっている。

図表 2-18 現況届の郵送等での提出について



³ 都道府県において、管内の町村によって方針が異なり特段とりまとめを行っていない場合、管内のいずれか一町村を選び、当該町村の状況に基づいて回答してもらった。以降、(3)の設問については、同様である。

現況届の郵送等での提出について、「その他」の具体的内容を自由記述式で尋ねた。主な回答は以下のとおり。

図表 2-19 現況届の郵送等での提出について:その他(自由記述)(n=97)

■個別対応、やむを得ない事情のみ郵送
・原則は対面であるが、郵送希望者には個別の事情を聞き取り判断している。 ・原則対面だが、来庁が困難である旨の相談があり、現況について聞き取りした者は郵送等での提出可。 ・原則窓口とし、仕事等で来課する事が難しい場合のみ郵送での提出を認めている。 ・明確な基準は設けておらず、柔軟な対応が可能であるとしている。
■確認事項がある場合のみ対面、それ以外（確認事項がない場合）は郵送
・ひとり親支援の相談を必要としない場合や生活状況に変化がない場合は、郵送提出可能。 ・現況提出に当たり確認事項等がない人を選定して郵送可としている。 ・申立てが必要な受給者は対面。それ以外の方は郵送可。 ・世帯状況・生活状況等に変更のない者に限る。 ・郵送を基本とするが、生活状況が不透明な受給者については対面としている。
■受給者の病気、入院、障害等
・原則認めていないが、病気等で来庁が難しい場合。 ・受給者の障害や疾病により、来庁することが困難な方で、ケースワーカー等からその状況を確認できた場合は郵送等での提出を認めている。 ・入院、引きこもり等個人の状況に応じて対応するケースもある。
■災害、コロナ対応
・自然災害、急病や交通事故による入院等、物理的に判断して8月1日以降の来庁が著しく困難な場合で、受給資格に影響のある変更がない場合。 ・持参が困難な場合（コロナ感染症や遠方での仕事や病気等）は郵送を認めている。 ・受給資格者の疾病、感染症への罹患等の特別な事情がある場合又は電子申請を除き、原則、郵送等での提出を認めていない。 ・通常は郵送等での提出を認めていないが、令和5年7月の大雨による被害を受けた地域に対し、郵送等での提出を可とした。
■不足書類のみ郵送で受付
・基本的に窓口対応。不備書類の提出のみの場合、郵送可。
■原則対面だが、郵送で提出された場合
・原則、対面での受理としているが郵送で提出された場合であっても受理している。 ・推奨はしていないが、郵送で届いた場合は受け付け、電話で聞き取り等を行って対応している。
■その他
・DV 支援措置等、特に慎重に確認を要する受給者以外の者は郵送受付可。 ・マイナポータル利用に限り郵送等での提出可。

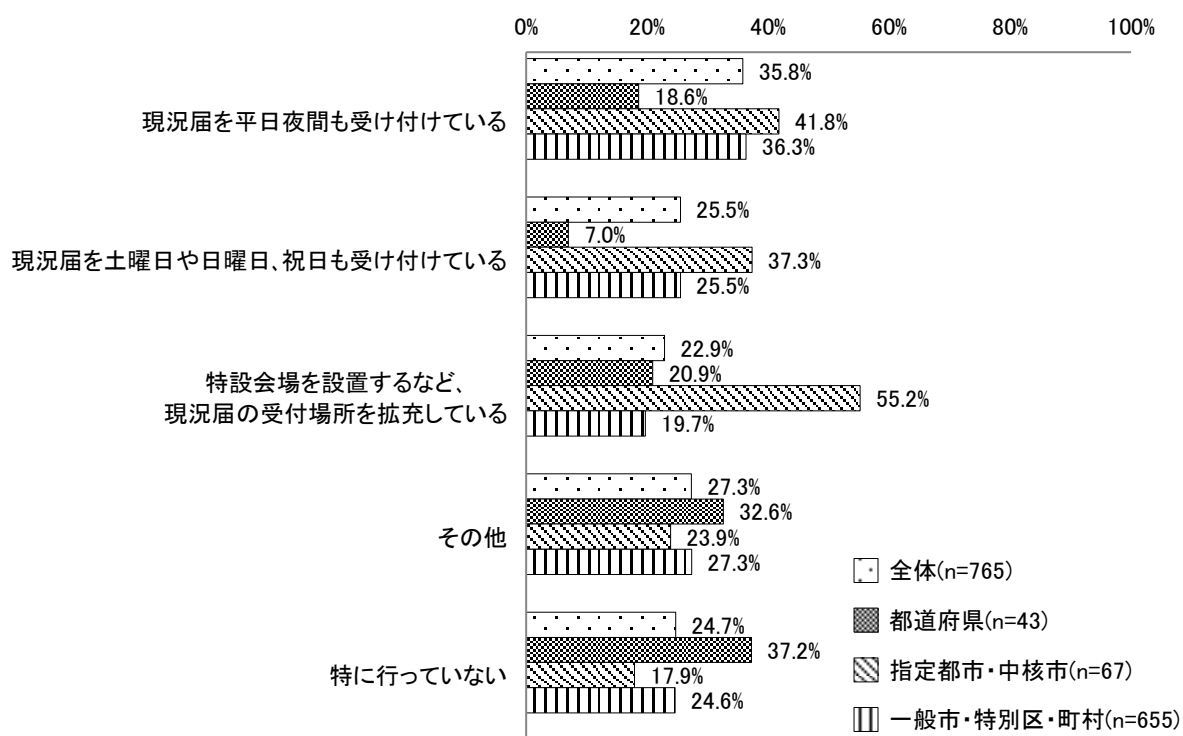
- 原則対面、年度により県の指示が郵送可の場合その対応に従う。
- 受給者の居住地と役場所在地が離れているため、村内出張所窓口での受付（受領のみ）。
- 書類のみ郵送で受付可能だが、後日面談を必須としている。
- 生計維持の方法の申立書（区独自様式）を添付した上で郵送提出可。
- 電話で状況確認が取れる方のみ、事前相談により郵送等での提出可。

③ 受給者が現況届を対面で提出しやすくする工夫 (Q13)

「全体」では、「現況届を平日夜間も受け付けている」が35.8%で最も回答割合が高く、次いで「その他」が27.3%、「現況届を土曜日や日曜日、祝日も受け付けている」が25.5%となっている。

団体種別に見ると、「都道府県」では、「特に行っていない」が37.2%で最も回答割合が高く、次いで「その他」が32.6%、「特設会場を設置するなど、現況届の受付場所を拡充している」が20.9%となっている。「指定都市・中核市」では、「特設会場を設置するなど、現況届の受付場所を拡充している」が55.2%で最も回答割合が高く、次いで「現況届を平日夜間も受け付けている」が41.8%、「現況届を土曜日や日曜日、祝日も受け付けている」が37.3%となっている。「一般市・特別区・町村」では、「現況届を平日夜間も受け付けている」が36.3%で最も回答割合が高く、次いで「その他」が27.3%、「現況届を土曜日や日曜日、祝日も受け付けている」が25.5%となっている。

図表 2-20 受給者が現況届を対面で提出しやすくする工夫(複数回答)



受給者が現況届を対面で提出しやすくする工夫について、「その他」の具体的内容を自由記述式で尋ねた。主な回答は以下のとおり。

図表 2-21 受給者が現況届を対面で提出しやすくする工夫:その他(自由記述)(n=206)

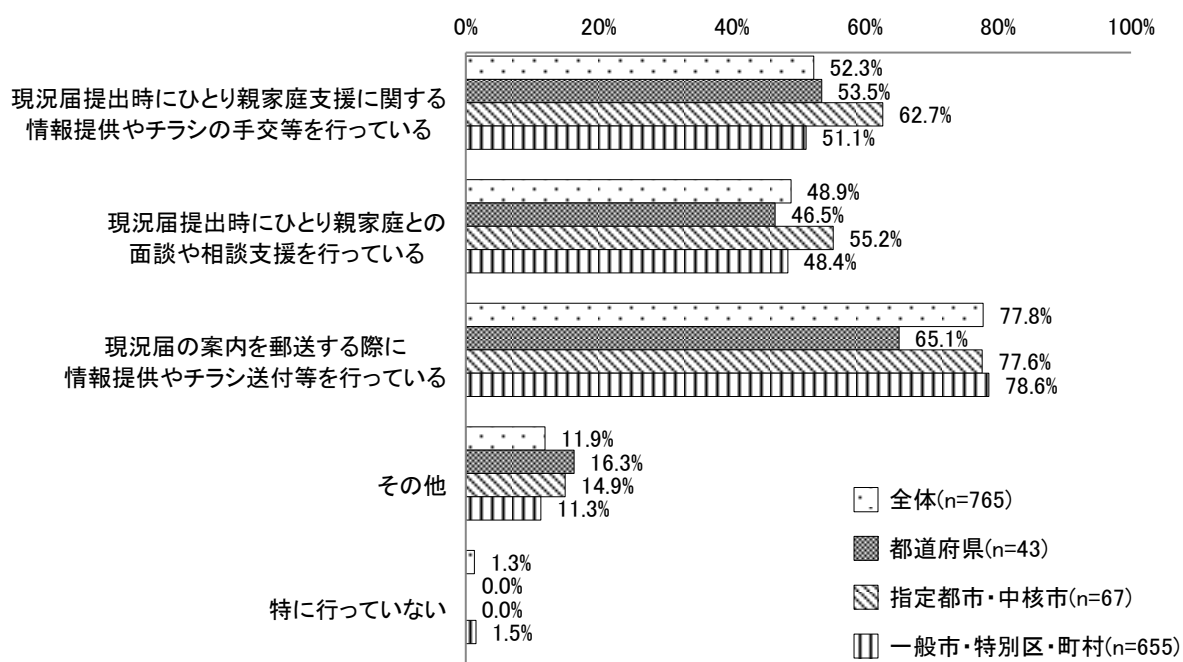
■予約制の導入 ・窓口予約を導入するで、待ち時間短縮に努めている。 ・インターネットで予約を受け付けている。 ・SNS 予約で受付時間を区切ることにより、待ち時間を短縮して対面受付に来やすいよう工夫している。 ・どうしても開庁時間内の提出が難しいとの申出が事前にあった場合に限り、平日時間外予約での対応を行う場合がある。 ・専用窓口を設置したり、整理番号を渡したりしている。
■受付日時の指定 ・窓口が集中しないように、受付日を分けて案内している。 ・日時の指定、ただし随時変更可能。 ・面談時間に余裕を持たせるため、受付時間を指定して案内している。
■集中受付期間の設定、相談会開催 ・就労支援員を招いて相談会を実施している。 ・お盆の時期に現況届の集中受付期間を設定し、期間内において、県及びハローワークの担当者の協力のもと、ひとり親向けの相談会（子の進学相談、親の就職相談等）を開催している。
■その他 ・案内板等で提出場所をわかりやすくし、期間中は専用の記載台を設置するなど、提出しやすいよう工夫している。 ・受給者の窓口での負担を軽減するために、書類送付時に記載例冊子や証明（届出）書様式集を同封し、記入可能な箇所は記入済みにして来庁してもらい、その上で聞き取り等を行う。 ・6月に事前案内を送っている。 ・予定が取れるよう、7月当初に現況届関係書類を送付している。 ・開庁時間中に行けないと相談があった場合は個別に対応。 ・プライバシーに配慮し、別室、個室を準備している。 ・現況届受付期間中のみ控室を設け、窓口を受給者が滞留しないようにしている。 ・適宜窓口対応の職員を増やし、待ち時間短縮を図っている。 ・受付業務を民間へ委託しスムーズな案内を実施。 ・できるだけ前年と同じ職員が対応して、受給者が話しやすい関係づくりを構築するよう心がけている。 ・同期間に更新手続きが必要なひとり親医療証と同じ場所で受け付けている。 ・面談時にひとり親支援の紹介等。

④ 現況届を対面で受理する際に行っている、ひとり親家庭への支援（現況届の送付時も含む）（Q14）

「全体」では、「現況届の案内を郵送する際に情報提供やチラシ送付等を行っている」が77.8%で最も回答割合が高く、次いで「現況届提出時にひとり親家庭支援に関する情報提供やチラシの手交等を行っている」が52.3%、「現況届提出時にひとり親家庭との面談や相談支援を行っている」が48.9%となっている。「特に行っていない」は1.3%にとどまり、ほとんどの自治体が何らかの支援を行っている。

団体種別に見ると、「都道府県」では、「現況届の案内を郵送する際に情報提供やチラシ送付等を行っている」が65.1%で最も回答割合が高く、次いで「現況届提出時にひとり親家庭支援に関する情報提供やチラシの手交等を行っている」が53.5%、「現況届提出時にひとり親家庭との面談や相談支援を行っている」が46.5%となっている。「指定都市・中核市」では、「現況届の案内を郵送する際に情報提供やチラシ送付等を行っている」が77.6%で最も回答割合が高く、次いで「現況届提出時にひとり親家庭支援に関する情報提供やチラシの手交等を行っている」が62.7%、「現況届提出時にひとり親家庭との面談や相談支援を行っている」が55.2%となっている。「一般市・特別区・町村」では、「現況届の案内を郵送する際に情報提供やチラシ送付等を行っている」が78.6%で最も回答割合が高く、次いで「現況届提出時にひとり親家庭支援に関する情報提供やチラシの手交等を行っている」が51.1%、「現況届提出時にひとり親家庭との面談や相談支援を行っている」が48.4%となっている。

図表 2-22 現況届を対面で受理する際に行っている、ひとり親家庭への支援
（現況届の送付時も含む）（複数回答）



現況届を対面で受理する際に行っている、ひとり親家庭への支援（現況届の送付時も含む）について、「その他」の具体的内容を自由記述式で尋ねた。主な回答は以下のとおり。

図表 2-23 現況届を対面で受理する際に行っている、ひとり親家庭への支援
(現況届の送付時も含む):その他(自由記述)(n=89)

■就労支援、ハローワークとの連携
・ハローワークと連携し、現況受付期間にひとり親向け就労相談会を設け、実施。 ・ハローワークの出張相談受付日を複数設けて希望する方へ案内している。
■アンケートによる困りごとの把握
・家庭に関するアンケートで支援を受けているか、生活の状況などを把握している。 ・相談希望アンケートのチラシを送付し、回収している。 ・任意回答のアンケートを作成し、知られていない支援がないかを受給者と確認するだけでなく、必要に応じて支援員に引き継ぎ、相談対応を行っている。 ・未就労者については就労や生活に関するアンケートを実施し、希望する場合は母子・父子自立支援員との相談につなぐ。
■食料品、生活用品等の配布
・フードバンク等から食品や生活物資を預かり、配布している。 ・物価高騰に直面するひとり親家庭の生活支援として、市内企業やフードバンク等の協力を得て、食料や日用品、子どもの衣類等の配布事業を実施。
■その他
・現況届の提出時期に合わせた「養育費・面会交流に関する個別相談会」の開催。 ・都営住宅の出張窓口を開設している。 ・婦人共励会主催による「親子の集い」の参加者募集。 ・生活困窮などの問題を抱えた受給者がいた場合、関係機関につないでいる。 ・福祉部局の他課と情報を共有し、他課での手続が必要な場合に案内する。 ・扶養申告のアドバイスをしている。

現況届を対面で受理する際に、ひとり親家庭への支援を行っていない理由について自由記述式で尋ねた。主な回答は以下のとおり。

図表 2-24 現況届を対面で受理する際に、ひとり親家庭への支援を行っていない理由(自由記述)
(n=7)

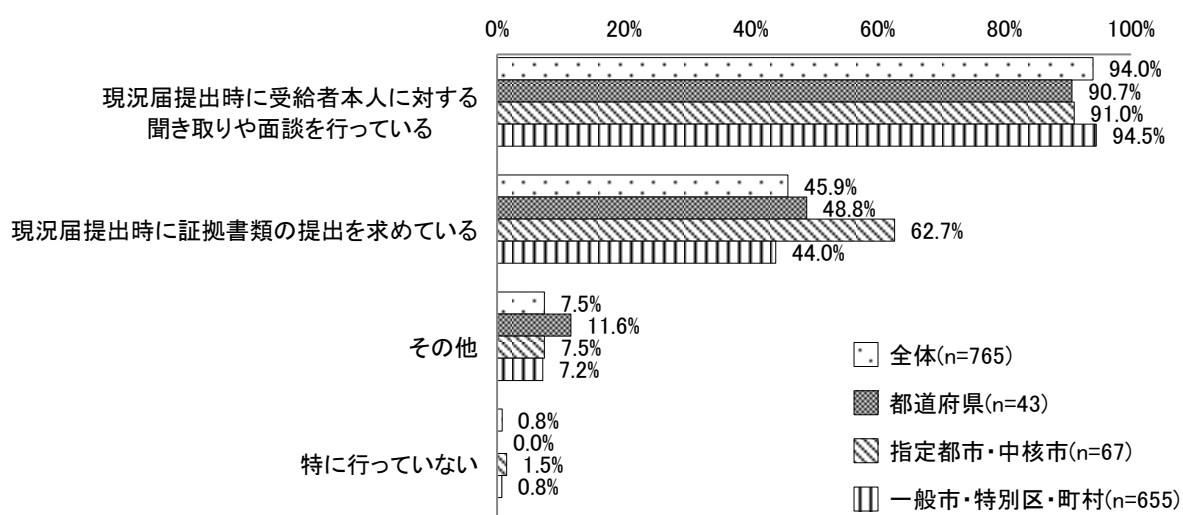
■新規認定時に対応
・新規認定時の案内、現況判定結果等にチラシを同封及び市報やホームページ等で随時周知しているため。 ・ひとり親等の申請の際に他課との連携を行っているため。
■必要に応じて対応
・母数が少ないため必要時に適宜行っているため。 ・面談や相談支援は必要な人にのみ行い、チラシ等は証書発送時に同封しているため。
■効果がない
・チラシの手交を行ったことがあったが効果がなかった。

⑤ 現況届を対面で受理する際に行っている、不正受給防止のために生活状況等を把握する取組（Q15）

「全体」では、「現況届提出時に受給者本人に対する聞き取りや面談を行っている」が94.0%で最も回答割合が高く、次いで「現況届提出時に証拠書類の提出を求めている」が45.9%、「その他」が7.5%となっている。

団体種別に見ると、「都道府県」では、「現況届提出時に受給者本人に対する聞き取りや面談を行っている」が90.7%で最も回答割合が高く、次いで「現況届提出時に証拠書類の提出を求めている」が48.8%、「その他」が11.6%となっている。「指定都市・中核市」では、「現況届提出時に受給者本人に対する聞き取りや面談を行っている」が91.0%で最も回答割合が高く、次いで「現況届提出時に証拠書類の提出を求めている」が62.7%、「その他」が7.5%となっている。「一般市・特別区・町村」では、「現況届提出時に受給者本人に対する聞き取りや面談を行っている」が94.5%で最も回答割合が高く、次いで「現況届提出時に証拠書類の提出を求めている」が44.0%、「その他」が7.2%となっている。

図表 2-25 現況届を対面で受理する際に行っている、不正受給防止のために生活状況等を把握する取組（複数回答）



現況届を対面で受理する際に行っている、不正受給防止のために生活状況等を把握する取組について、「その他」の具体的内容を自由記述式で尋ねた。主な回答は以下のとおり。

図表 2-26 現況届を対面で受理する際に行っている、不正受給防止のために生活状況等を把握する
取組: その他(自由記述)(n=56)

■制度に関する説明 ・不正受給防止に関する案内の配布。 ・支給要件及び不正受給した場合の罰則規定を提示し、改めて確認してもらっている。 ・チラシにて資格喪失の説明を行い、受給資格の確認を行っている。 ・事実婚の定義について説明し、資格喪失となる場合は必ず届出をするよう各種届出の義務をまとめた注意事項の用紙を渡している。 ・頻繁な訪問や金銭の援助があった場合、届出が必要であることを文書で周知している。 ・世帯構成の確認や、婚姻・事実婚について説明をしている。
■チェックリスト、アンケートの活用 ・対象児童以外の同居者や生計維持方法に関する調査票の提出を求めている。 ・チェック項目を設け、受給者本人と確認し、署名を依頼している。 ・現況届の裏面に簡単な確認項目（生計維持方法、住まいの状況）を作り、生活状況を聞き取って事実婚状態でないかを確認している。
■その他 ・「転送不要」郵便にて現況書類を送付。記載住所に変更がないかを必ず確認している。 ・養育費等に関する申告書に同居者の確認欄を設け、事実婚の定義等を説明し、同居者の把握に努めている。 ・必要に応じて訪問調査の協力をお願いしている。 ・住民登録を見て、同住所別世帯に男性の登録がないかの確認を行っている。 ・申立書の提出について、民生委員調査が必要な受給者には調査を受けた上での来庁を求めている。

現況届を対面で受理する際に、不正受給防止のために生活状況等を把握する取組を行っていない理由について自由記述式で尋ねた。主な回答は以下のとおり。

図表 2-27 現況届を対面で受理する際に、不正受給防止のために生活状況等を把握する取組を行っていない理由(自由記述)(n=6)

■現況届送付時に説明 ・案内チラシ等で資格変更の際の手続きについて案内している。事実婚に該当する場合の説明文も記載し案内をしているため。 ・現況届送付時に、制度説明に関する書類を送付している。
■必要性がない ・現況届にない項目（扶養義務者以外の同居人）は別途調査票の記入を求めているため、対面かどうかにより変わらない。 ・村部であり、対象者も限定されていることから、受給者の状況は把握できていると思われるため。
■その他 ・1か月で全受給者を児童扶養手当担当職員のみで面談することは物理的に不可能で、他の職員が受付を手伝っており、定型的に受付する以外の方法をとることができない。 ・受付が渋滞する。また、郵送による受理との公平性を欠く。 ・必要と判断した場合のみ、聞き取りを行っている。

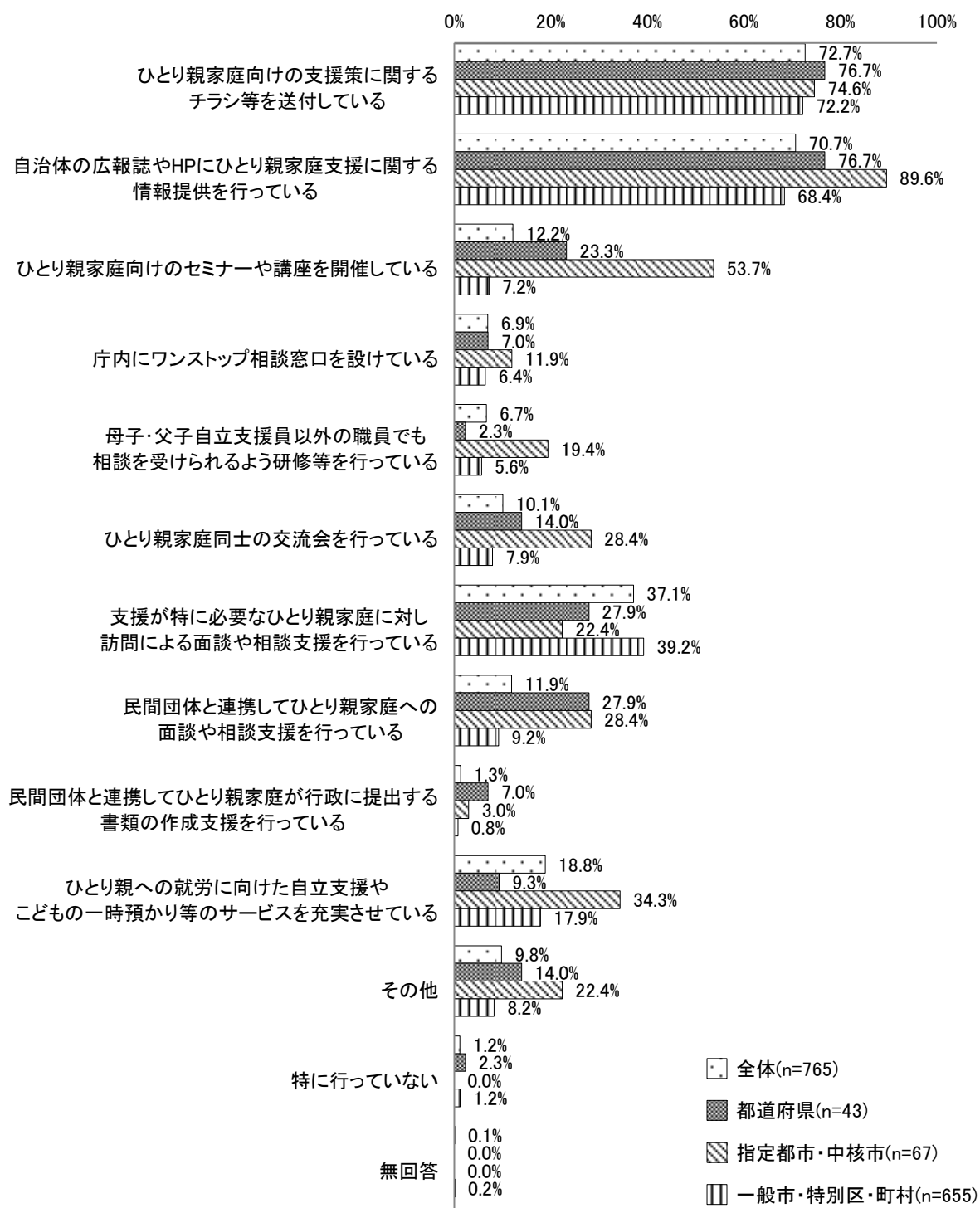
⑥ ひとり親家庭への支援として行っている取組（Q16）

「全体」では、「ひとり親家庭向けの支援策に関するチラシ等を送付している」が72.7%で最も回答割合が高く、次いで「自治体の広報誌やHPにひとり親家庭支援に関する情報提供を行っている」が70.7%、「支援が特に必要なひとり親家庭に対し訪問による面談や相談支援を行っている」が37.1%となっている。

団体種別に見ると、「都道府県」では、「ひとり親家庭向けの支援策に関するチラシ等を送付している」「自治体の広報誌やHPにひとり親家庭支援に関する情報提供を行っている」が76.7%で最も回答割合が高く、次いで「支援が特に必要なひとり親家庭に対し訪問による面談や相談支援を行っている」「民間団体と連携してひとり親家庭への面談や相談支援を行っている」が27.9%、「ひとり親家庭向けのセミナーや講座を開催している」が23.3%となっている。「指定都市・中核市」では、「自治体の広報誌やHPにひとり親家庭支援に関する情報提供を行っている」が89.6%で最も回答割合が高く、次いで「ひとり親家庭向けの支援策に関するチラシ等を送付している」が74.6%、「ひとり親家庭向けのセミナーや講座を開催している」が53.7%となっている。「一般市・特別区・町村」では、「ひとり親家庭向けの支援策に関するチラシ等を送付している」が72.2%で最も回答割合が高く、次いで「自治体の広報誌やHPにひとり親家庭支援に関する情報提供を行っている」が68.4%、「支援が特に必要なひとり親家庭に対し訪問による面談や相談支援を行っている」が39.2%となっている。

「指定都市・中核市」では、他と比べて、情報提供やセミナー・講座の開催をはじめ、全般的にひとり親家庭への支援を行っている割合が高い傾向が見られる。一方、「一般市・特別区・町村」では、他と比べて訪問による面談や相談支援を行っている割合が高くなっている。

図表 2-28 ひとり親家庭への支援として行っている取組（複数回答）



ひとり親家庭への支援として行っている取組について、「その他」の具体的内容を自由記述式で尋ねた。主な回答は以下のとおり。

図表 2-29 ひとり親家庭への支援として行っている取組:その他(自由記述)(n=75)

■養育費確保等の支援
・弁護士及び司法書士による養育費等無料相談会を実施している。 ・養育費確保のための保証料契約費用、公正証書等作成費用、弁護士費用の補助。 ・民間団体と連携し、養育費保証促進事業を行っている。
■学習支援事業
・ひとり親家庭の児童を対象とした学習支援事業を実施している。 ・児童扶養手当受給対象者のお子さんへ学習支援やお弁当配布を行っている。 ・中学生がいる世帯に無料の学習支援事業を実施（児童扶養手当受給者）。
■ファミリーサポートセンター、保育所、放課後児童クラブ等の利用料助成
・ファミリーサポートセンターの利用料の一部を補助。 ・こども園保育料の減免。 ・放課後児童クラブの利用料軽減。 ・病児保育事業等の利用料補助。
■食料品、生活用品等の配布
・市内で行っているフードパントリーやこども食堂などを案内。 ・社会福祉協議会と協力し、食糧支援を行っている。 ・生活保護担当部署と連携し、食料や日用品等の配布事業を実施。
■その他
・離婚前後の親支援講座。 ・ヘルパー派遣や、子どもの生活・学習支援事業を行い、市以外の機関と関わる機会を作っている。 ・中学生向けの居場所事業。 ・資格取得のための受講料一部補助。 ・児童扶養手当の受給者及び対象児童は保養センターの利用料が無料になる。 ・就学経費の助成。 ・離婚調停中で児童扶養手当の申請ができないが実質的にひとり親となっている家庭へ自治体独自の金銭的支援を実施している。

ひとり親家庭への支援を行っていない理由について自由記述式で尋ねた。主な回答は以下のとおり。

図表 2-30 ひとり親家庭への支援を行っていない理由(自由記述)(n=5)

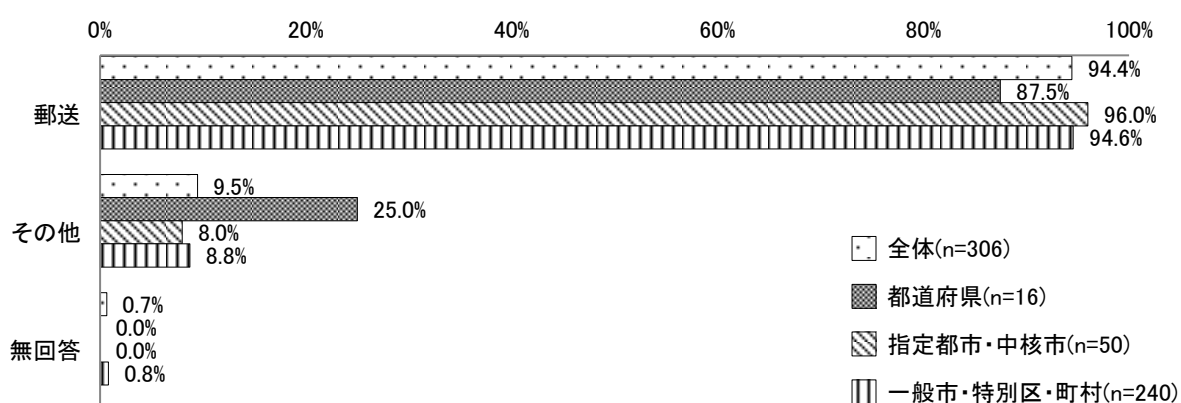
■必要に応じて対応
・必要に応じて母子・父子自立支援員の面談等を実施している。
・相談があった場合に対応しているため。
■職員体制の不足
・取組の自前での開催は、人員配置等の事情から対応が困難である。
■その他
・セミナー・交流会・講座等のリーフレット等を窓口で配布している。

⑦ 現況届を対面以外で受理する方法 (Q17)

現況届の提出方法として、「全部支給停止者のみ郵送等での提出可」「全ての受給者等が郵送等での提出可」「その他」のいずれかに回答した自治体について、現況届を対面以外で受理している方法を見ると、「全体」では、「郵送」が94.4%、「その他」が9.5%となっている。

団体種別に見ると、「郵送」で受理している割合は、「都道府県」では87.5%、「指定都市・中核市」では96.0%、「一般市・特別区・町村」では94.6%となっている。

図表 2-31 現況届を対面以外で受理する方法(複数回答)



(注) 都道府県についてはサンプルサイズが小さいため、留意。

現況届を対面以外で受理する方法について、「その他」の具体的内容を自由記述式で尋ねた。
主な回答は以下のとおり。

図表 2-32 現況届を対面以外で受理する方法:その他(自由記述)(n=29)

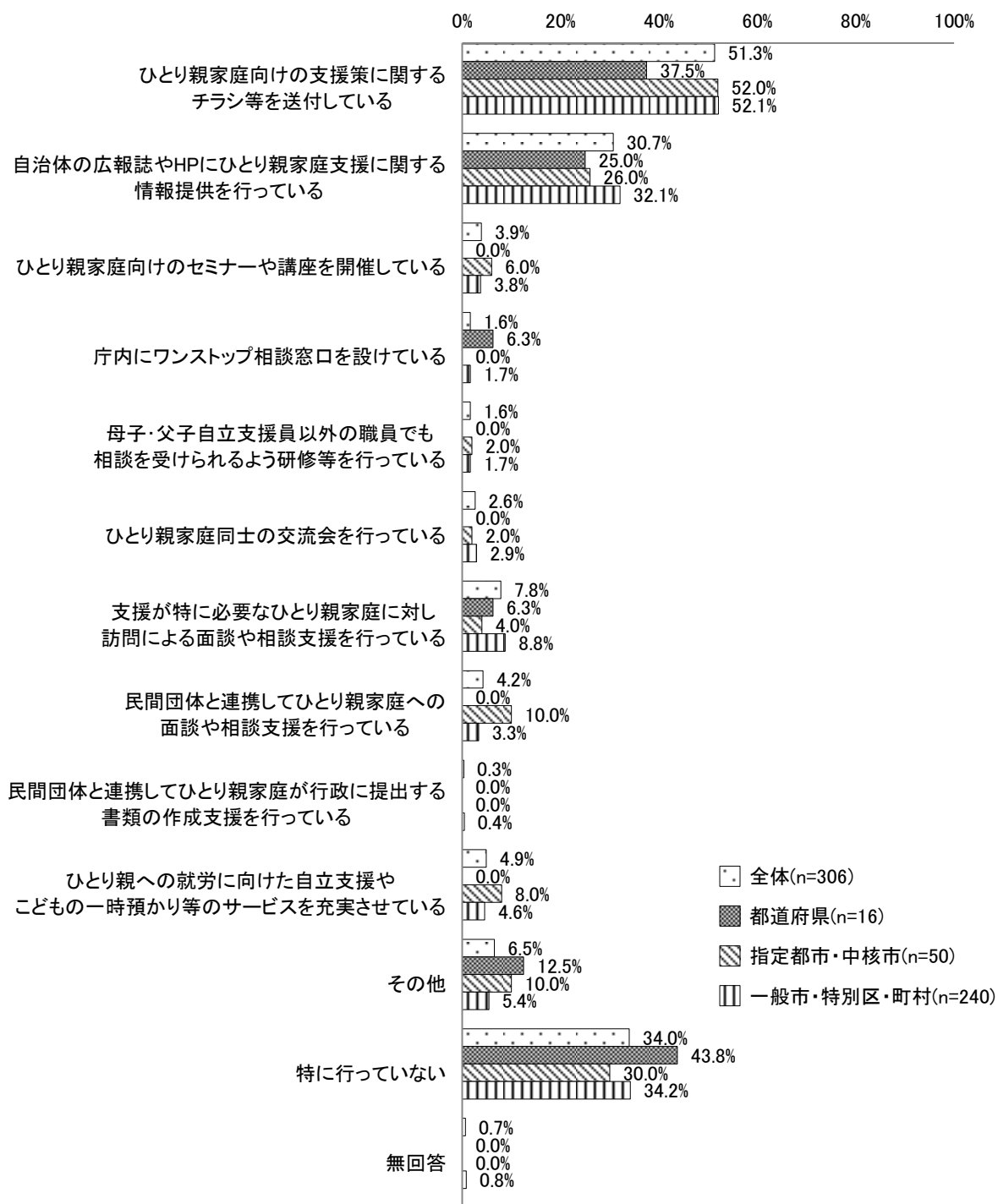
■電子申請
・マイナポータルのぴったりサービスを利用した電子申請。 ・電子申請（全部支給停止者のみ）。
■代理人
・代理人による提出。 ・同居の親族に来庁いただき、届出の様式を渡す。その後、記入いただいた届出を親族より持参いただく。 ・本人に特段の事情がある場合は、親族等による提出。
■訪問
・自宅訪問。 ・未提出者には訪問することもあり。
■出先機関・出張所での受付
・受給者の居住地と役場所在地が離れているため、村内出張所窓口での受付（受領のみ）。 ・児童扶養手当担当ではない各総合窓口センター窓口にて受取後、メッセージ（市役所内の郵便）にて児童扶養手当担当へ送付。不備については受給者へ電話で聞き取り、確認の上で受理している。
■その他
・窓口に現況届受付箱を設置し、面談を希望しない場合には受付箱に投函可能としている。 ・電話対談により相談案内や生活状況の聞き取り調査をした上で郵送を案内している。 ・不備書類のみ郵送可。

⑧ 現況届を対面以外で受理するに当たって、ひとり親家庭への支援として強化した取組（新たに開始したものも含む）（Q18）

現況届の提出方法として、「全部支給停止者のみ郵送等での提出可」「全ての受給者等が郵送等での提出可」「その他」のいずれかに回答した自治体について、現況届を対面以外で受理するに当たってひとり親家庭への支援として強化した取組（新たに開始したものも含む）を見ると、「全体」では、「ひとり親家庭向けの支援策に関するチラシ等を送付している」が51.3%で最も回答割合が高く、次いで「特に行っていない」が34.0%、「自治体の広報誌やHPにひとり親家庭支援に関する情報提供を行っている」が30.7%となっている。

団体種別に見ると、「都道府県」「指定都市・中核市」「一般市・特別区・町村」のいずれも、「ひとり親家庭向けの支援策に関するチラシ等を送付している」及び「自治体の広報誌やHPにひとり親家庭支援に関する情報提供を行っている」が3割弱～5割強となっており、それ以外の取組については概ね1割以下と、あまり強化されたものは見られない。また、いずれの団体種別でも「特に行っていない」が3割～4割強となっている。

図表 2-33 現況届を対面以外で受理するに当たって、ひとり親家庭への支援として強化した取組
(複数回答)



(注) 都道府県についてはサンプルサイズが小さいため、留意。

現況届を対面以外で受理するに当たって、ひとり親家庭への支援として強化した取組について、「その他」の具体的内容を自由記述式で尋ねた。主な回答は以下のとおり。

図表 2-34 現況届を対面以外で受理するに当たって、ひとり親家庭への支援として強化した取組：
その他(自由記述)(n=19)

■相談支援
・電話対談により相談案内や相談希望を聴き取り調査している。 ・相談の有無を確認する調査票を同封し、相談が必要と回答した受給者への相談支援。 ・生活面（就労、資格、子どものこと等）について、聞き取るための調査票を同封し、相談事がある場合は個別に連絡している。 ・アンケートを同封し、結果をみて必要な方には母子・父子自立支援員から連絡をとり、面談を行っている。 ・世帯状況等を記入する聞取票に、ご意見や困りごとを伺う自由記入欄を追加した。 ・児童の障害に何らかの記載がある場合は、電話等で聞き取りをした。 ・HP上に自立支援員への初回相談フォームの作成。
■相談の希望・ニーズがないことの確認
・ひとり親支援が十分に行き届いている旨の同意書の提出。 ・ひとり親や児童に関する窓口での相談等を必要としないことを本人へ確認した上で、郵送での受付を可としている。
■その他
・現況届の書き方の説明。 ・切手が不要の返信用封筒を同封した。

現況届を対面以外で受理するに当たって、ひとり親家庭への支援を強化する取組を特に行っていない理由について、具体的内容を自由記述式で尋ねた。主な回答は以下のとおり。

図表 2-35 現況届を対面以外で受理するに当たって、ひとり親家庭への支援を強化する取組を
特に行っていない理由(自由記述)(n=68)

■支援ニーズがないため（支援ニーズがない場合のみを対象としているケースも含む）
・支援を必要としない旨の同意書が返送されるため。 ・対象者からの要望を感じないため。 ・支援を必要とせず、市への相談事もない者のみ郵送提出が可能である旨を案内しているため。 ・郵送対応は前年に引き続き全部支給停止見込者のみ対象としており、案内等を希望しない受給者が多いため。
■導入から間もない、件数が少ないため
・今回初めて郵送対応を導入したため。 ・郵送対応の希望者がごく一部に限られるため。 ・郵送対応は来庁が物理的に不可能な場合のみのため。

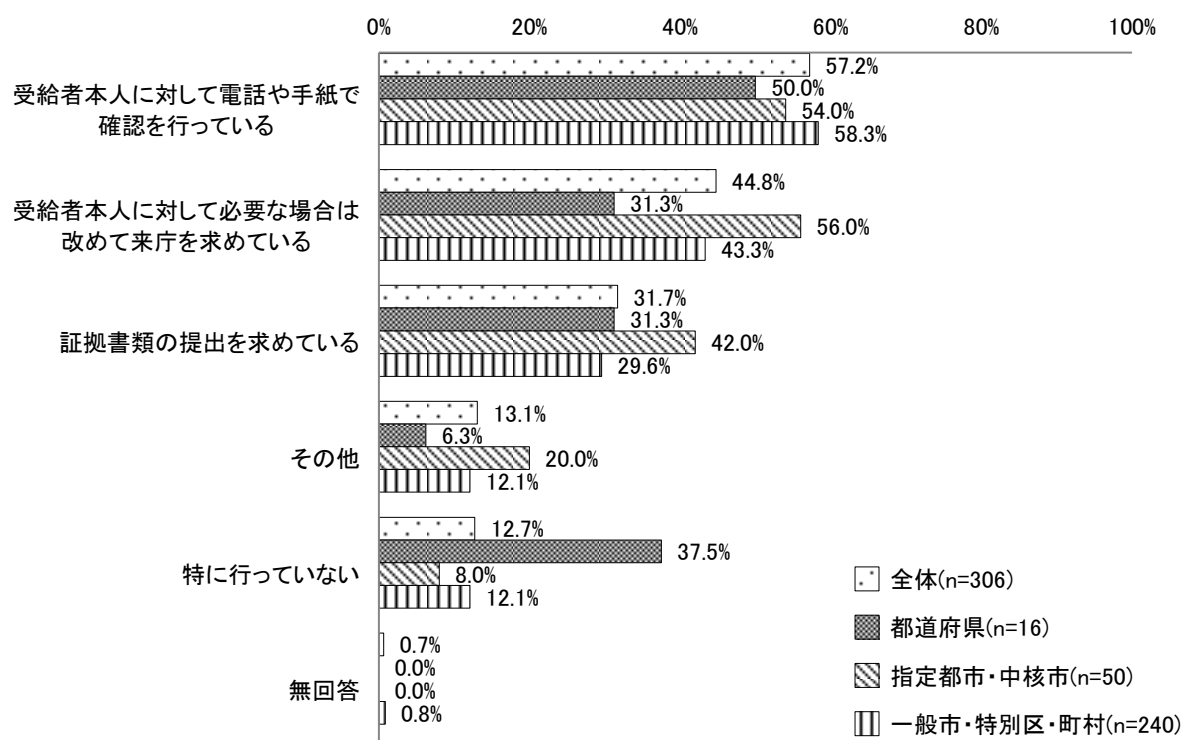
■対面提出のときからチラシを送付しているため
・郵送受付する場合についても、既にひとり親家庭向けの支援策に関するチラシを送付しているため。
■その他
・現状行っている以上の取組を行う余裕がないため。 ・対象者及び職員の負担軽減等を目的に郵送対応を導入したため。ただし、随時相談対応可能である旨は現況届の案内通知に追記した。 ・対面で提出できない受給者を個別に対応しているため。 ・郵送で受理する場合でも事前に電話で本人から聞き取りを行っており、窓口での受付とほぼ変わらないため。

⑨ 現況届を対面以外で受理する際に行っている、不正受給防止のために生活状況等を把握する取組（Q19）

現況届の提出方法として、「全部支給停止者のみ郵送等での提出可」「全ての受給者等が郵送等での提出可」「その他」のいずれかに回答した自治体について、現況届を対面以外で受理する際に行っている不正受給防止のために生活状況等を把握する取組を見ると、「全体」では、「受給者本人に対して電話や手紙で確認を行っている」が57.2%で最も回答割合が高く、次いで「受給者本人に対して必要な場合は改めて来庁を求めている」が44.8%、「証拠書類の提出を求めている」が31.7%となっている。

団体種別に見ると、「都道府県」では、「受給者本人に対して電話や手紙で確認を行っている」が50.0%で最も回答割合が高く、次いで「特に行っていない」が37.5%、「受給者本人に対して必要な場合は改めて来庁を求めている」「証拠書類の提出を求めている」が31.3%となっている。「指定都市・中核市」では、「受給者本人に対して必要な場合は改めて来庁を求めている」が56.0%で最も回答割合が高く、次いで「受給者本人に対して電話や手紙で確認を行っている」が54.0%、「証拠書類の提出を求めている」が42.0%となっている。「一般市・特別区・町村」では、「受給者本人に対して電話や手紙で確認を行っている」が58.3%で最も回答割合が高く、次いで「受給者本人に対して必要な場合は改めて来庁を求めている」が43.3%、「証拠書類の提出を求めている」が29.6%となっている。

図表 2-36 現況届を対面以外で受理する際に行っている、不正受給防止のために生活状況等を把握する取組(複数回答)



(注) 都道府県についてはサンプルサイズが小さいため、留意。

現況届を対面以外で受理する際に行っている、不正受給防止のために生活状況等を把握する取組について、「その他」の具体的内容を自由記述式で尋ねた。主な回答は以下のとおり。

図表 2-37 現況届を対面以外で受理する際に行っている、不正受給防止のために生活状況等を把握する取組:その他(自由記述)(n=40)

■必要書類の提出
・ひとり親世帯や児童に対する支援等も承知している旨の同意書を提出してもらっている。また、現況届審査時に、過去状況等も含めた経過等を確認している。 ・申立書の提出について、郵送提出者に対しても民生委員調査が必要な受給者には調査を受けるよう求めている。 ・生計維持の方法や同居者について書面で記載を求めている。 ・養育費や同居者の申告書を提出してもらい、書面での確認をしている。 ・養育費等に関する申告書に同居者の確認欄を設け、事実婚の定義等を記載し、同居者の把握に努めている。
■本人等への聞き取り(電話、訪問)
・事実婚疑義の通報があった受給者や、受給者による生計維持が非常に疑わしい受給者に対し、電話等で生活状況等の聞き取りを行った。 ・養育費の金額に疑義が生じた場合、改めて電話で金額の確認を行っている。

・ケースワーカー等による聞き取り。 ・同居の家族から生活状況等を聞き取りする。 ・必要に応じて訪問調査を行っている。
■チェックシート、説明資料の同封
・受給者自身が生活状況等を確認するためのチェックシートを同封し、支給要件に該当しない状況となっている場合には、対面による現況届提出を促すようにしている。 ・郵送で提出する場合には、生活面などに変化がないか、困りごとはないかなどのチェックシートを記入し添付してもらう。 ・郵送申請同意書（チェックシート）を送付し、受給者本人から支援が十分であることについて確認を取っている。 ・現況届送付時に、制度説明に関する書類を送付している。
■その他
・受給者本人に対して必要な場合は来庁を求めることとしている。 ・記入内容について、本人に必ず確認してもらうこと、署名は本人が記入することをお願いしている。 ・保健師と連携している。

現況届を対面以外で受理する際、不正受給防止のために生活状況等を把握する取組を行っていない理由について、自由記述式で尋ねた。主な回答は以下のとおり。

図表 2-38 現況届を対面以外で受理する際、不正受給防止のために生活状況等を把握する取組を行っていない理由（自由記述）（n=27）

■対象が全部支給停止者のみのため
・郵送提出を可としているのは、全部支給停止者であって、受給資格の変更や支給停止の解除の検討に必要な情報が不要である者に限っているため。 ・全部支給停止者のみ窓口提出が困難として相談があった場合に郵送による提出可として対応することとしたが、実際に郵送で提出をした受給者はいなかった。
■その他
・対面と特に変わらないため。

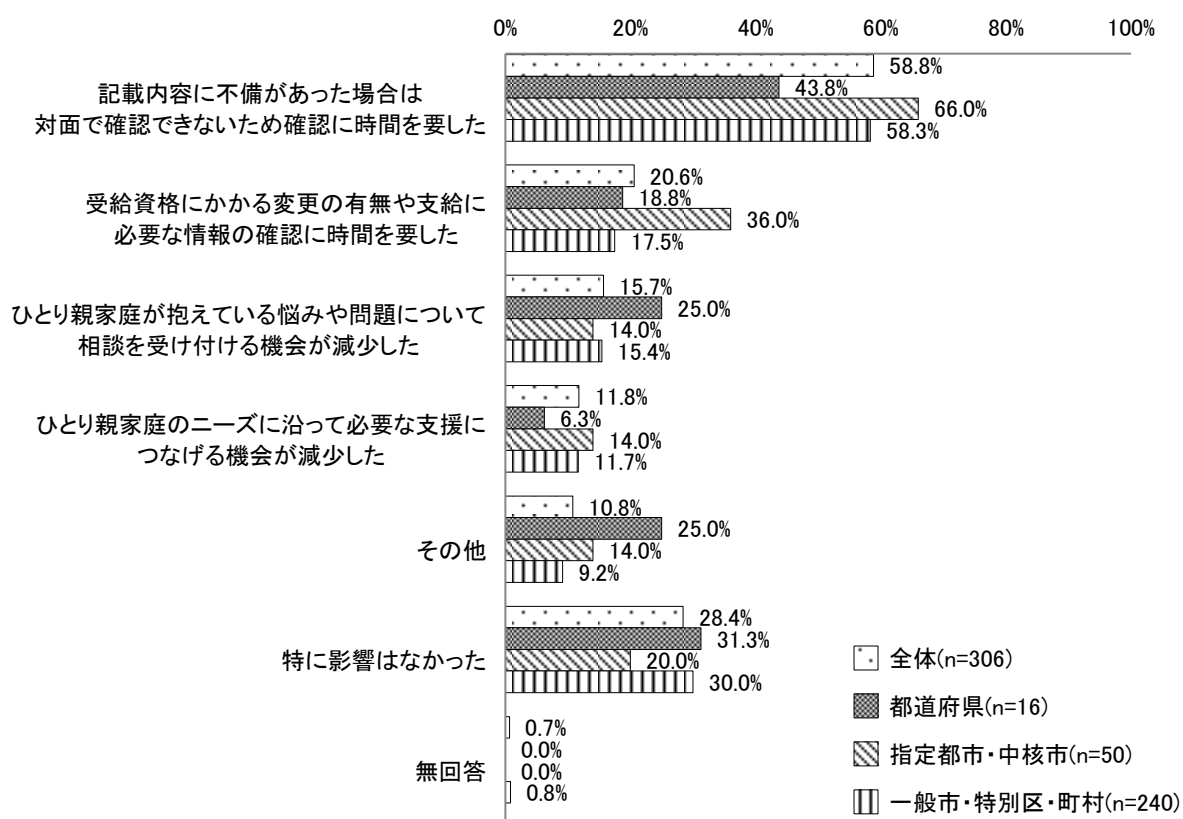
⑩ 現況届を対面で受理しないことによる影響（Q20）

現況届の提出方法として、「全部支給停止者のみ郵送等での提出可」「全ての受給者等が郵送等での提出可」「その他」のいずれかに回答した自治体について、現況届を対面で受理しないことによる影響について見ると、「全体」では、「記載内容に不備があった場合は対面で確認できないため確認に時間を要した」が58.8%で最も回答割合が高く、次いで「特に影響はなかった」が28.4%、「受給資格にかかる変更の有無や支給に必要な情報の確認に時間を要した」が20.6%となっている。

団体種別に見ると、「都道府県」では、「記載内容に不備があった場合は対面で確認できな

いたため確認に時間を要した」が43.8%で最も回答割合が高く、次いで「特に影響はなかった」が31.3%、「ひとり親家庭が抱えている悩みや問題について相談を受け付ける機会が減少した」「その他」が25.0%となっている。「指定都市・中核市」では、「記載内容に不備があった場合は対面で確認できないため確認に時間を要した」が66.0%で最も回答割合が高く、次いで「受給資格にかかる変更の有無や支給に必要な情報の確認に時間を要した」が36.0%、「特に影響はなかった」が20.0%となっている。「一般市・特別区・町村」では、「記載内容に不備があった場合は対面で確認できないため確認に時間を要した」が58.3%で最も回答割合が高く、次いで「特に影響はなかった」が30.0%、「受給資格にかかる変更の有無や支給に必要な情報の確認に時間を要した」が17.5%となっている。

図表 2-39 現況届を対面で受理しないことによる影響(複数回答)



(注) 都道府県についてはサンプルサイズが小さいため、留意。

現況届を対面で受理しないことによる影響について、「その他」の具体的内容を自由記述式で尋ねた。主な回答は以下のとおり。

図表 2-40 現況届を対面で受理しないことによる影響:その他(自由記述)(n=33)

■良い影響
・「仕事を休まなくてはならない」等の苦情がなくなった。 ・支給停止なのに来庁しなければいけないのか?との問い合わせが減った。 ・受付窓口の混雑状況が改善された。 ・窓口での対応時間が減少し、業務量の圧縮ができた。中規模以上の自治体はデメリットよりメリットのほうが大きいと思われる。
■悪い影響：受給者本人への影響
・自立支援、就業支援の機会が減少した。 ・現況時に事実婚、妊娠等の申出がなく後で発覚し、遡及して手当の返還を求めるケースがあった。面談があればその際に申出があったと思われる。 ・家庭環境の変化に気づくことができず、のちに遡り資格喪失となり返還金となった。 ・添付書類に不備があった場合において、結果的に来庁の上で手続するなど、二度手間となってしまう方がいた。
■悪い影響：不備対応・事前案内に係る業務増
・郵送対応を行っているが、当該対応に係る案内文書等の作成や電話での確認に時間を要した。 ・不備を未然に防ぐための記載例作成等に時間を要した。 ・不備案内等で使用する封筒や紙の増大。
■その他
・1回郵送での提出を認めると、疾病が完治した後も郵送での提出を希望される。 ・現況届は原則本人の提出だが、郵送では本人確認ができなくなった。

⑪ 今後の現況届の実施方法についての考え (Q21)

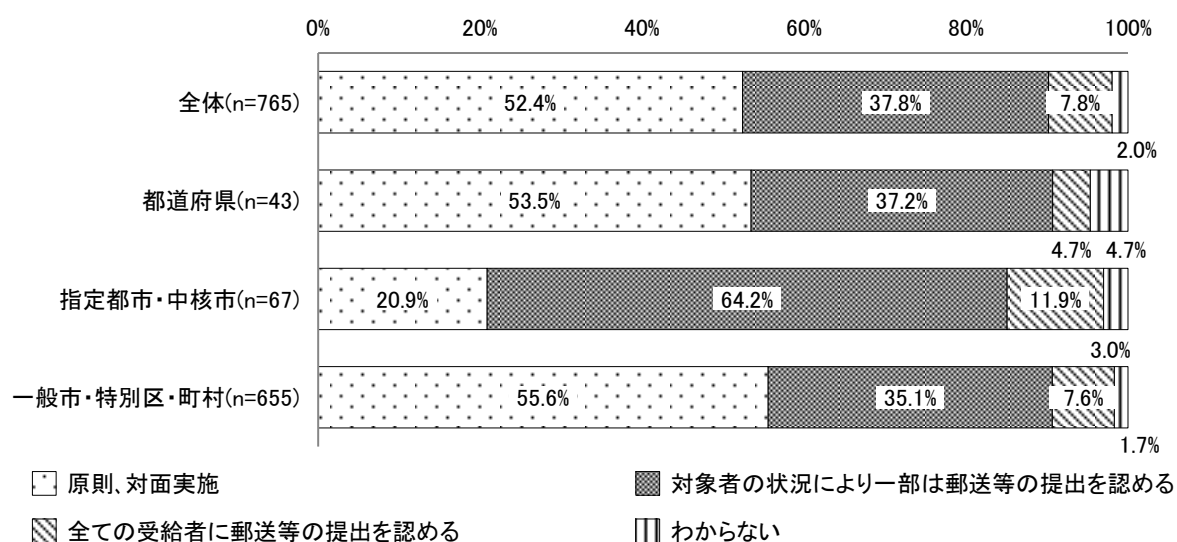
「全体」では、「原則、対面実施」が52.4%で最も割合が高く、次いで「対象者の状況により一部は郵送等の提出を認める」が37.8%、「全ての受給者に郵送等の提出を認める」が7.8%となっている。

団体種別に見ると、「都道府県」では、「原則、対面実施」が53.5%で最も割合が高く、次いで「対象者の状況により一部は郵送等の提出を認める」が37.2%、「全ての受給者に郵送等の提出を認める」「わからない」が4.7%となっている。「指定都市・中核市」では、「対象者の状況により一部は郵送等の提出を認める」が64.2%で最も割合が高く、次いで「原則、対面実施」が20.9%、「全ての受給者に郵送等の提出を認める」が11.9%となっている。

「一般市・特別区・町村」では、「原則、対面実施」が55.6%で最も割合が高く、次いで「対象者の状況により一部は郵送等の提出を認める」が35.1%、「全ての受給者に郵送等の提出を認める」が7.6%となっている。

「都道府県」及び「一般市・特別区・町村」では、「原則、対面実施」の割合が半数強と高い一方、「指定都市・中核市」では、「対象者の状況により一部は郵送等の提出を認める」が6割強と高くなっている。

図表 2-41 今後の現況届の実施方法についての考え

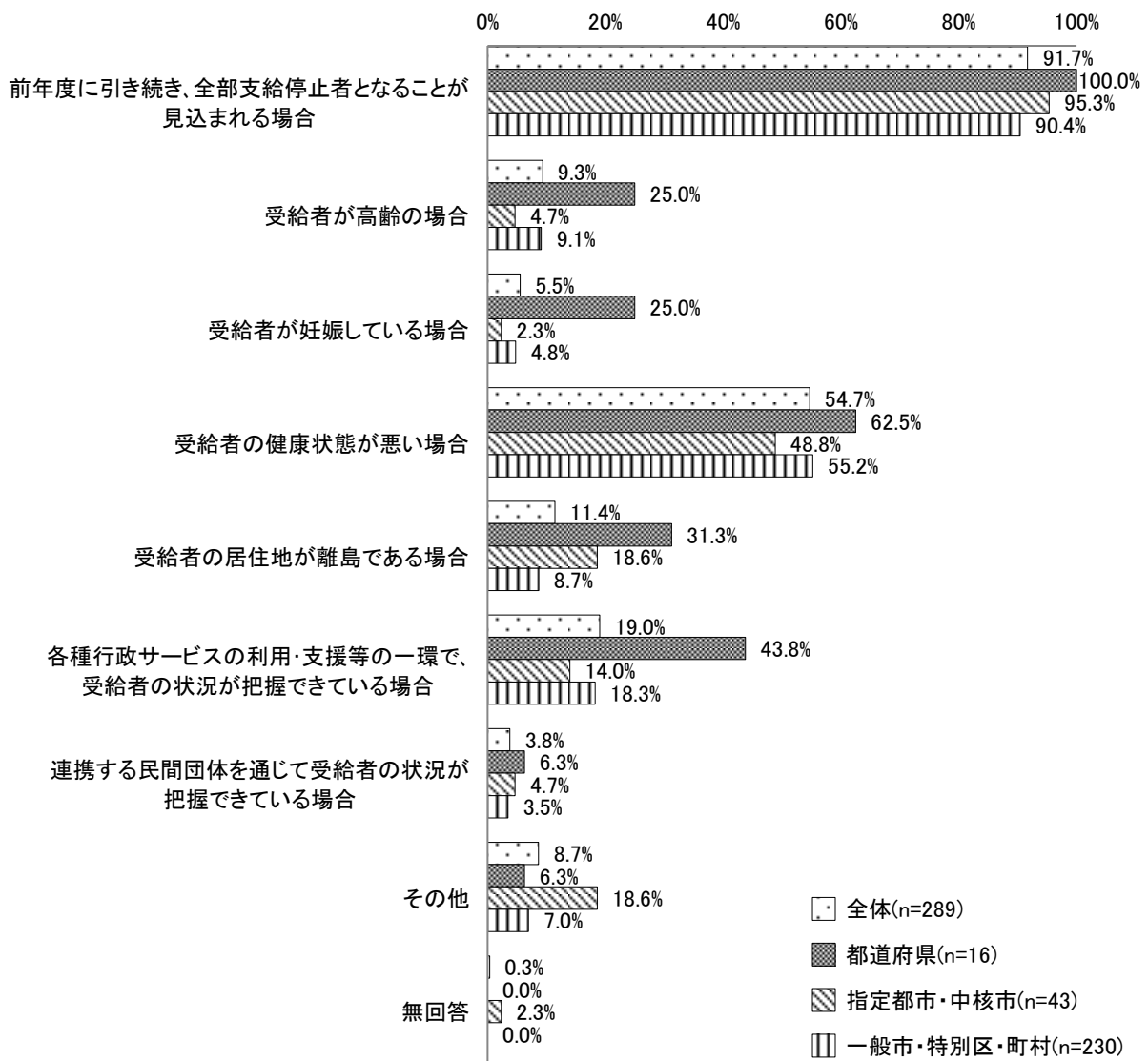


⑫ 現況届の対面実施が不要と思われる事例（Q22）

今後の現況届の実施方法として、「対象者の状況により一部は郵送等の提出を認める」と回答した自治体について、現況届の対面実施が不要と思われる事例を見ると、「全体」では、「前年度に引き続き、全部支給停止者となることが見込まれる場合」が91.7%で最も回答割合が高く、次いで「受給者の健康状態が悪い場合」が54.7%、「各種行政サービスの利用・支援等の一環で、受給者の状況が把握できている場合」が19.0%となっている。

団体種別に見ると、「都道府県」では、「前年度に引き続き、全部支給停止者となることが見込まれる場合」が100.0%で最も回答割合が高く、次いで「受給者の健康状態が悪い場合」が62.5%、「各種行政サービスの利用・支援等の一環で、受給者の状況が把握できている場合」が43.8%となっている。「指定都市・中核市」では、「前年度に引き続き、全部支給停止者となることが見込まれる場合」が95.3%で最も回答割合が高く、次いで「受給者の健康状態が悪い場合」が48.8%、「受給者の居住地が離島である場合」「その他」が18.6%となっている。「一般市・特別区・町村」では、「前年度に引き続き、全部支給停止者となることが見込まれる場合」が90.4%で最も回答割合が高く、次いで「受給者の健康状態が悪い場合」が55.2%、「各種行政サービスの利用・支援等の一環で、受給者の状況が把握できている場合」が18.3%となっている。

図表 2-42 現況届の対面実施が不要と思われる事例(複数回答)



(注) 都道府県についてはサンプルサイズが小さいため、留意。

現況届の対面実施が不要と思われる事例について、「その他」の具体的内容を自由記述式で尋ねた。主な回答は以下のとおり。

図表 2-43 現況届の対面実施が不要と思われる事例: その他(自由記述)(n=25)

■疑義がない、書面確認で問題がない場合 ・受給資格が書面等で確認できる場合。 ・状況に疑義がなくヒアリングが不要の場合。 ・前年と状況等に変更がない場合。 ・提出書類が全員必須の書類のみで、特別な確認事項がない場合。
■受給者に来庁が難しい理由がある場合 ・車等移動手段がなく、来庁が難しい方。

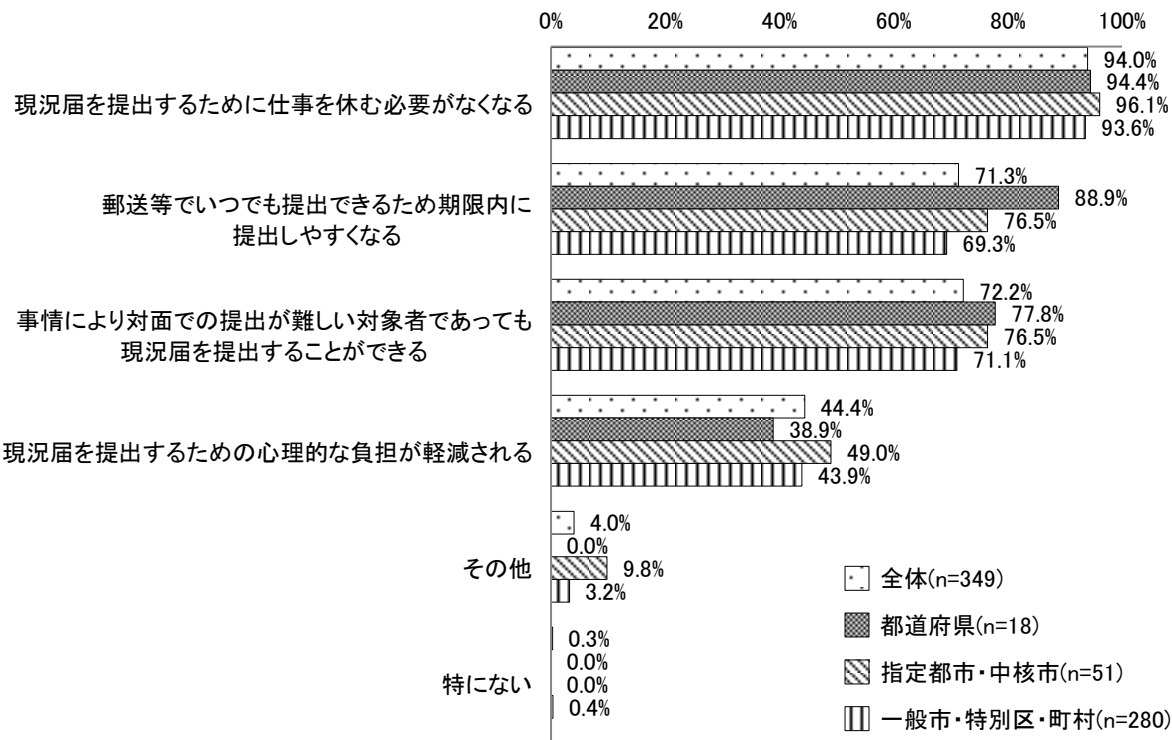
・受給者が高齢・妊娠・健康状態が悪い等の状態で、来庁することにより、健康上不利益を被るおそれがある場合。 ・受給者が高齢かつ養育者の場合。 ・仕事などで時間が取れない場合。
■全部支給停止者の場合
・受給者（扶養義務者含まず）の所得状況により、前年度に引き続き、全部支給停止者となることが見込まれる場合。 ・就労による収入が高水準で安定している一部支給停止者。
■隔年などでの提出で問題がないと思われる場合
・3年に1度の対面実施など。 ・不要とまでは言わないが、2年に1度等の対面でも良いのではないかと思うため。
■その他
・DV支援措置等、特に慎重に確認を要する受給者以外の者。 ・ひとり親支援に関する相談を必要としない場合や生活状況に変化がない方。 ・生活保護受給者のうち、健康状態が悪く、療養が必要とされている児童扶養手当資格者については、生活保護担当課で面談等を実施し、生活状況等を把握しているため。 ・年金差額で支給がない場合。 ・本人の希望申し出により。

⑬ 現況届を郵送等で提出できるようになった場合に考えられる受給者のメリット（Q23）

今後の現況届の実施方法として、「対象者の状況により一部は郵送等の提出を認める」若しくは「全ての受給者に郵送等の提出を認める」と回答した自治体について、現況届を郵送等で提出できるようになった場合に考えられる受給者のメリットを見ると、「全体」では、「現況届を提出するために仕事を休む必要がなくなる」が94.0%で最も回答割合が高く、次いで「事情により対面での提出が難しい対象者であっても現況届を提出することができる」が72.2%、「郵送等でいつでも提出できるため期限内に提出しやすくなる」が71.3%となっている。

団体種別に見ると、「都道府県」「指定都市・中核市」「一般市・特別区・町村」いずれも、「現況届を提出するために仕事を休む必要がなくなる」が9割超であり、「事情により対面での提出が難しい対象者であっても現況届を提出することができる」「郵送等でいつでも提出できるため期限内に提出しやすくなる」が7割弱～9割弱あげられている。

図表 2-44 現況届を郵送等で提出できるようになった場合に考えられる受給者のメリット（複数回答）



（注）都道府県についてはサンプルサイズが小さいため、留意。

現況届を郵送等で提出できるようになった場合に考えられる受給者のメリットについて、「その他」の具体的内容を自由記述式で尋ねた。主な回答は以下のとおり。

図表 2-45 現況届を郵送等で提出できるようになった場合に考えられる受給者のメリット
：その他（自由記述）（n=14）

■受給者の負担軽減
・ 現況届を提出するために子どもの預け先を探す必要がなくなる。
・ 1か月で窓口受付となると、長い時で2～3時間の待ち時間も発生する。受給者にとって仕事を休んだ上で、心理的負担もある中、長時間の拘束は負担が多い。
・ 全部支給停止者は面談をしても結果が変わらないことに対して強い不満を持っているため、負担の少ない提出方法が選択肢に加わることで、不満が解消される。
■職員の負担軽減
・ 休日に窓口を開設する必要がなくなる。
・ 面談等により確認をしても不正受給を確認することは難しい。面談に否定的な受給者の苦情等を考えると、受付確認をする職員の心理的負担も軽減される。
■相談支援等の充実
・ 郵送で提出可能になったことにより、真に悩みや困りごとを抱えている受給者が相談しやすい環境になった。
・ 必要な相談事項に時間、日にちを充てることができる。

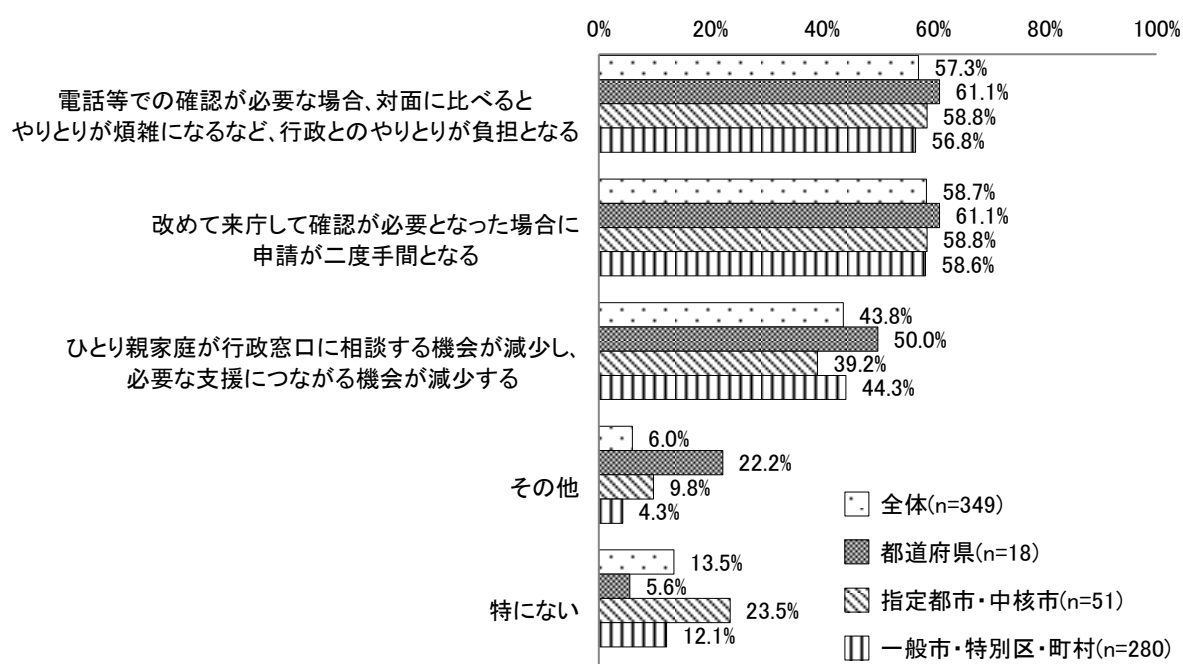
- 電子申請システムで受付可能とすれば、二次元コードで本人認証や必要な情報の確認ができる。抱えている悩みや問題についてニーズに沿った必要な支援につなげる案内やアンケートも、併せてスマホで簡単に行える。

⑭ 現況届を郵送等で提出できるようになった場合に考えられる受給者のデメリット（Q24）

今後の現況届の実施方法として、「対象者の状況により一部は郵送等の提出を認める」若しくは「全ての受給者に郵送等の提出を認める」と回答した自治体について、現況届を郵送等で提出できるようになった場合に考えられる受給者のデメリットを見ると、「全体」では、「改めて来庁して確認が必要となった場合に申請が二度手間となる」が 58.7%で最も回答割合が高く、次いで「電話等での確認が必要な場合、対面に比べるとやりとりが煩雑になるなど、行政とのやりとりが負担となる」が 57.3%、「ひとり親家庭が行政窓口で相談する機会が減少し、必要な支援につながる機会が減少する」が 43.8%となっている。

団体種別に見ると、「都道府県」「指定都市・中核市」「一般市・特別区・町村」いずれも、「改めて来庁して確認が必要となった場合に申請が二度手間となる」「電話等での確認が必要な場合、対面に比べるとやりとりが煩雑になるなど、行政とのやりとりが負担となる」が6割前後、「ひとり親家庭が行政窓口で相談する機会が減少し、必要な支援につながる機会が減少する」が4割弱～5割となっている。

図表 2-46 現況届を郵送等で提出できるようになった場合に考えられる受給者のデメリット
（複数回答）



（注）都道府県についてはサンプルサイズが小さいため、留意。

現況届を郵送等で提出できるようになった場合に考えられる受給者のデメリットについて、「その他」の具体的内容を自由記述式で尋ねた。主な回答は以下のとおり。

図表 2-47 現況届を郵送等で提出できるようになった場合に考えられる受給者のデメリット
: その他(自由記述)(n=19)

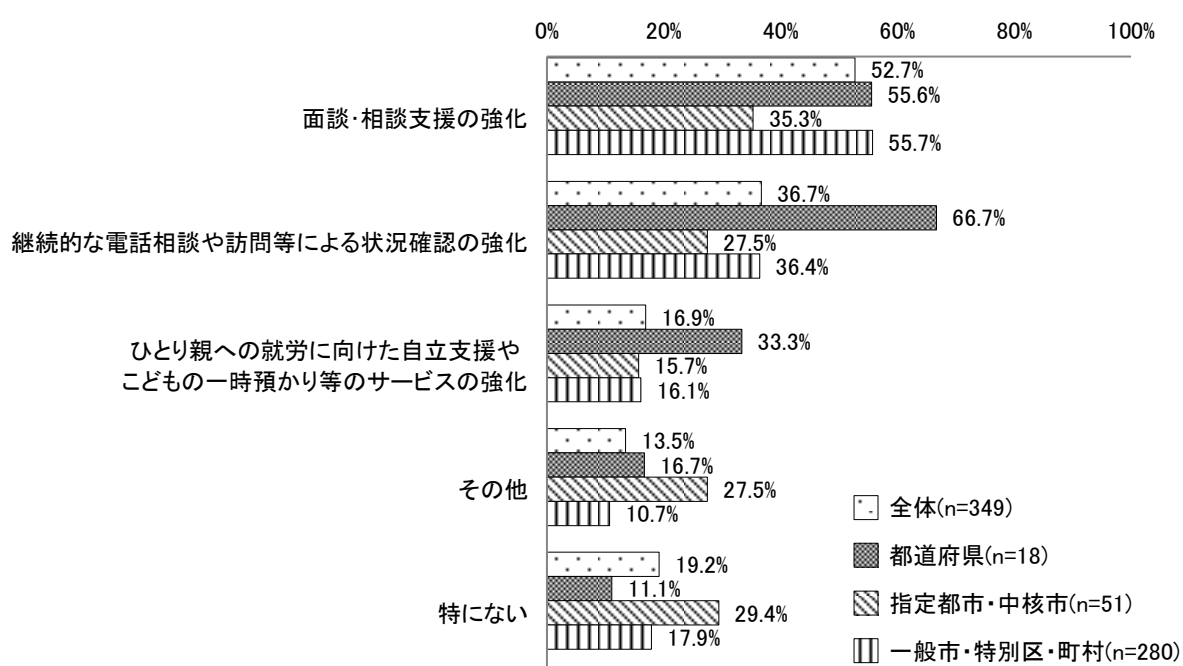
■受給者の状況確認や聞き取りの不足 ・支援が必要な方を関係機関等へつなぐ等の本来の目的が抜け落ちてしまうのではないかと懸念される。 ・年に一度顔を合わせ、状況を聞くことのできる貴重な時間だと感じている。ただでさえ見落とされがちな年金受給と児童扶養手当の併給確認も難しくなり、返還金が増えてしまうのではないかと思う。 ・児童扶養手受給資格にかかわる状況について記入がなかった場合、状況確認が遅れて過払いにつながるおそれがある。 ・手当の支給区分が変わる場合、詳しい説明を受けられない。また、養育費によって手当区分が変わる場合は、通知が遅くなるため、すぐ知ることができない。 ・年金受給開始などの確認がもれる可能性がある。 ・同一住所の者の聞き取りができない。
■コピー代、郵便代の負担 ・書類のやり取りで郵便代がかかる。 ・添付書類（保険証等）のコピー代等が受給者負担になる。
■授受のトラブルに係るリスク ・受給者側は送付したと主張するが、自治体側には届いていない等の資料授受のトラブルが懸念されるケースも想定される。
■職員の事務作業量の増加 ・郵送は、対面に比べ書類不備等による事務作業量が増える見込みのため、直営で行う場合には、職員や予算不足により判定や支給が遅れる懸念がある。

⑮ 現況届を原則対面としない場合、受給者への支援として必要になると思われる取組
(Q25)

今後の現況届の実施方法として、「対象者の状況により一部は郵送等の提出を認める」若しくは「全ての受給者に郵送等の提出を認める」と回答した自治体について、現況届を原則対面としない場合に受給者への支援として必要になると思われる取組を見ると、「全体」では、「面談・相談支援の強化」が52.7%で最も回答割合が高く、次いで「継続的な電話相談や訪問等による状況確認の強化」が36.7%、「特にない」が19.2%となっている。

団体種別に見ると、「都道府県」では、「継続的な電話相談や訪問等による状況確認の強化」が66.7%で最も回答割合が高く、次いで「面談・相談支援の強化」が55.6%、「ひとり親への就労に向けた自立支援やこどもの一時預かり等のサービスの強化」が33.3%となっている。「指定都市・中核市」では、「面談・相談支援の強化」が35.3%で最も回答割合が高く、次いで「特にない」が29.4%、「継続的な電話相談や訪問等による状況確認の強化」「その他」が27.5%となっている。「一般市・特別区・町村」では、「面談・相談支援の強化」が55.7%で最も回答割合が高く、次いで「継続的な電話相談や訪問等による状況確認の強化」が36.4%、「特にない」が17.9%となっている。

図表 2-48 現況届を原則対面としない場合、受給者への支援として必要になると思われる取組
(複数回答)



(注) 都道府県についてはサンプルサイズが小さいため、留意。

現況届を原則対面としない場合、受給者への支援として必要になるとと思われる取組について、「その他」の具体的内容を自由記述式で尋ねた。主な回答は以下のとおり。

図表 2-49 現況届を原則対面としない場合、受給者への支援として必要になるとと思われる取組
: その他(自由記述)(n=45)

■情報発信の強化
・ 支援制度、各種給付金、制度変更等についての情報発信の強化。 ・ ひとり親の現状に合わせた制度を紹介する場の提供。 ・ 各種制度の情報など、受給者が知りたい情報を容易に検索・確認できる広報体制の強化、ホームページの見直し。 ・ 小さな悩みや相談をいつでも受けることができる等のサービス周知の強化。 ・ プッシュ型の情報提供の強化。
■様々な相談方法・機会の活用
・ SNS 等を活用した相談体制の検討。 ・ 他の対面相談時における横断的支援体制の整備。
■オンラインサービスの充実
・ 在宅でも気軽に申請や相談ができるインターネットを介したサービスの強化。 ・ 現況届をはじめ、各種手続の電子申請を可能とするなど、申請の柔軟性を確保することが良いと思われる。 ・ 関係部署とも連携できるようなオンライン相談等、家にいながら対面に近い相談体制を整えることが必要。
■その他
・ 連絡が取りにくい世帯については、これに代わる取組というのは困難であるため、必ず足を運ばせる手続もあって然るべきと感じる。 ・ 現況届の提出書類、確認項目の簡素化。 ・ 公簿で確認できない事項の不正確認（事実婚等）。 ・ 支援が必要な受給者を適切な支援窓口につなぐための仕組み。 ・ 自立支援において、対象となっていない業種を対象とするなどの強化。 ・ 手当の支給区分が変わった方へ、どうやって手当額が決まったかの説明をすること。

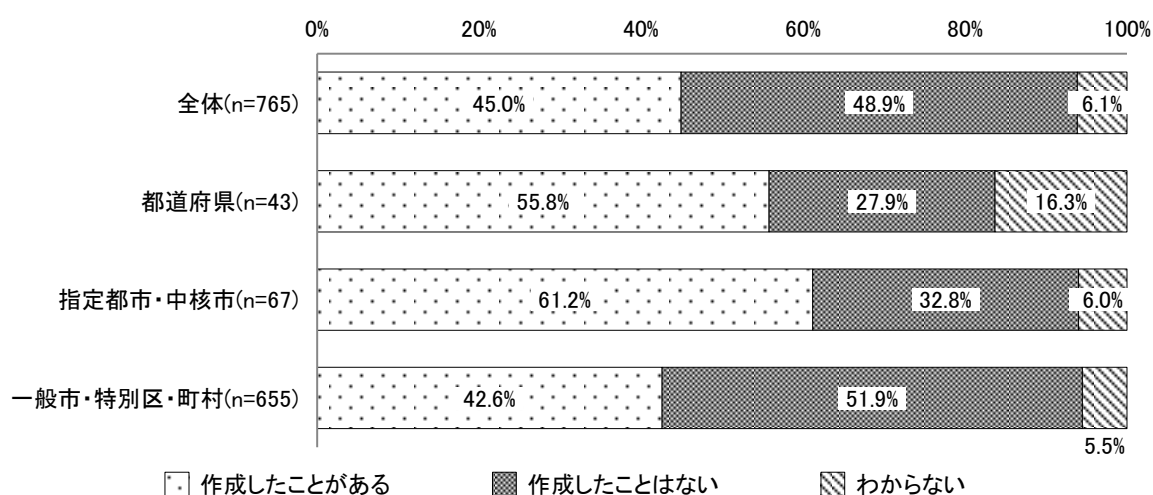
（４）児童扶養手当の認定請求書における民生委員等の証明書の取扱いについて

① 民生委員・児童委員以外の者による証明書作成の有無（Q26）⁴

直近３年間（令和２（２０２０）年度～令和４（２０２２）年度）において、児童扶養手当の認定請求書の審査の際に、民生委員・児童委員以外の者が証明書を作成したことがあるかを見ると、「全体」では、「作成したことがある」が４５.０％、「作成したことはない」が４８.９％で、ほぼ拮抗している。

団体種別に見ると、民生委員・児童委員以外の者が証明書を「作成したことがある」割合は、「都道府県」では５５.８％、「指定都市・中核市」では６１.２％、「一般市・特別区・町村」では４２.６％となっており、「一般市・特別区・町村」では他と比べて低い傾向にある。

図表 2-50 民生委員・児童委員以外の者による証明書作成の有無



⁴ 「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領について」（児企第 48 号昭和 48 年 10 月 31 日）では、児童扶養手当の認定請求書の審査の際に、「民生委員、児童委員等」の証明書を添付することとされている。

② 民生委員・児童委員以外で証明書を作成したことがある者（Q27）

民生委員・児童委員以外で証明書を作成したことがある者について、具体的内容を自由記述式で尋ねた。主な回答は以下のとおり。

図表 2-51 民生委員・児童委員以外で証明書を作成したことがある者：その他（自由記述）（n=342）

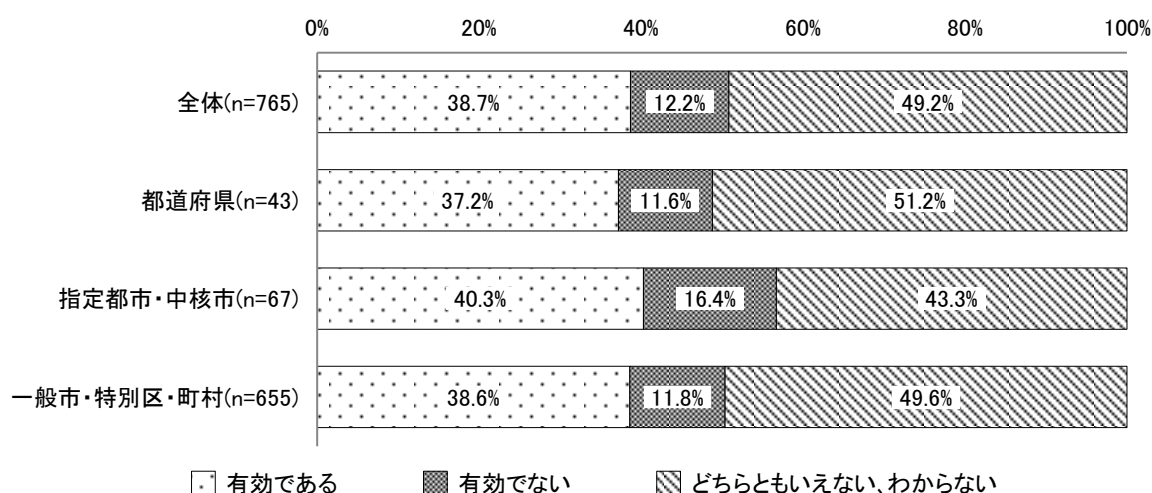
- ・ 学校長
- ・ 寄宿舍の長、寮長、寮母
- ・ 福祉事務所長
- ・ 母子生活支援施設の長
- ・ 家庭相談員
- ・ 女性相談員
- ・ 母子・父子自立支援員
- ・ ケースワーカー
- ・ 保健師
- ・ 児童扶養手当担当職員
- ・ 児童相談所長
- ・ 市長、町長、村長
- ・ 保育園長、認定こども園理事長
- ・ 老人福祉施設の施設長
- ・ グループホーム施設長
- ・ 施設管理者（自立援助ホーム等）
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 担当地区支所長
- ・ 裁判所、刑務所、拘置所の職員
- ・ 要保護児童対策地域協議会職員
- ・ 事業主（社宅・寮に居住）

③ 民生委員等による証明書について、不正受給防止対策としての効果（Q28）

民生委員等による証明書が、不正受給防止対策として有効かどうかを見ると、「全体」では、「有効である」が 38.7%、「有効でない」が 12.2%、「どちらともいえない、わからない」が 49.2%となっている。

団体種別に見ると、「有効である」とする割合は、「都道府県」では 37.2%、「指定都市・中核市」では 40.3%、「一般市・特別区・町村」では 38.6%で、団体種別によって大きな差はみられない。

図表 2-52 民生委員等による証明書について、不正受給防止対策としての効果

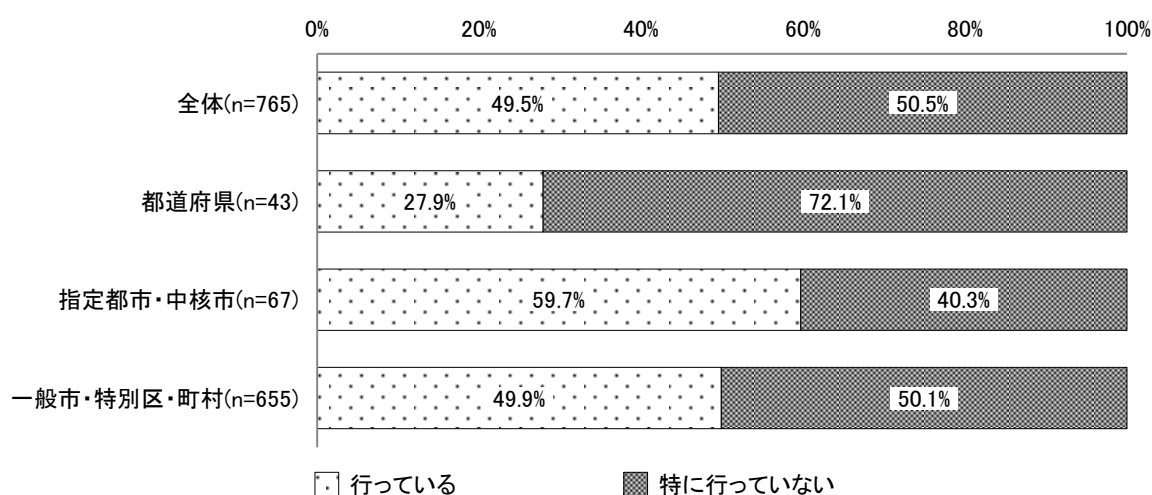


④ 受給者と民生委員等とのトラブル防止のための取組状況（Q29）

「全体」では、「行っている」が 49.5%、「特に行っていない」が 50.5%となっている。

団体種別に見ると、「行っている」割合は、「都道府県」では 27.9%、「指定都市・中核市」では 59.7%、「一般市・特別区・町村」では 49.9%であり、「都道府県」では他と比べて低い傾向にある。

図表 2-53 受給者と民生委員等とのトラブル防止のための取組状況



⑤ 受給者と民生委員等とのトラブル防止のための取組（Q30）

受給者と民生委員等とのトラブル防止のための取組について、具体的内容を自由記述式で尋ねた。主な回答は以下のとおり。

図表 2-54 受給者と民生委員等とのトラブル防止のための取組：その他（自由記述）（n=379）

■民生委員への説明会 ・毎年最低1回は民生委員の定例会に出席し、民生委員の調査を依頼するとともに意見交換を行っている。 ・民生委員に対して、児童扶養手当関係の業務で判断いただくケース等について、考え方等をまとめた資料を作成して説明する場を設けている。 ・民生委員・児童委員へ業務説明会を開催する際、児童扶養手当に関する証明書等の様式を配付し、依頼業務について説明を行っている。 ・新任民生委員説明会や主任児童委員勉強会等において、制度の概要を説明し協力をお願いしている。
■行政から民生委員への事前連絡 ・職員から民生委員へ事前に証明が可能か連絡・確認し、可能な場合のみ受給者本人に担当民生委員に伝えている。 ・初めて手続する方で民生委員への説明が難しい場合、事前に民生委員に連絡をする。 ・過去に受給者が連絡もなく民生委員宅へ行ったことで民生委員から苦情があった。そのため、①から④の流れで行っている。 ①市が民生委員へ連絡し、受給者の状況を伝える、②市が受給者へ連絡し、受給者から民生委員に連絡して証明を取る日時や場所を決めるよう伝える、③受給者が民生委員へ連絡し、証明を取る日時や場所を決める、④受給者と民生委員が会い、証明を取る。
■民生委員の個人情報保護への配慮 ・受給者が民生委員に証明をもらう際は、事前に職員から民生委員に電話をして、受給者に民生委員の電話番号を教えてもよいかなどの連絡をとっている。 ・申請者自宅への訪問調査について、民生委員の個人情報保護の観点から、調査日程の調整等は市が仲介することで民生委員の住所、電話番号が申請者に伝わらないよう配慮している。 ・民生委員の証明を要する申立書について、証明結果が申請者に伝わることで、民生委員に不利益が生じないよう、民生委員が証明結果を記入した後は直接担当部署へ返信用封筒で郵送。
■受給者への事前の説明 ・民生委員証明が必要な場合、受給者には事前に来庁していただき民生委員の連絡先や証明書の書き方について案内している。
■受給者のプライバシーへの配慮 ・民生委員等による証明書が必要な場合、受給者に対し民生委員等の役割を説明、民生委員等には受給者の承諾を得た上で市から事前説明を行い、受給者と民生委員等をつないでいる。 ・民生委員に対し、改選ごとに説明会を開催し、制度の説明を行い、プライバシーに十分配慮するようお願いしている。

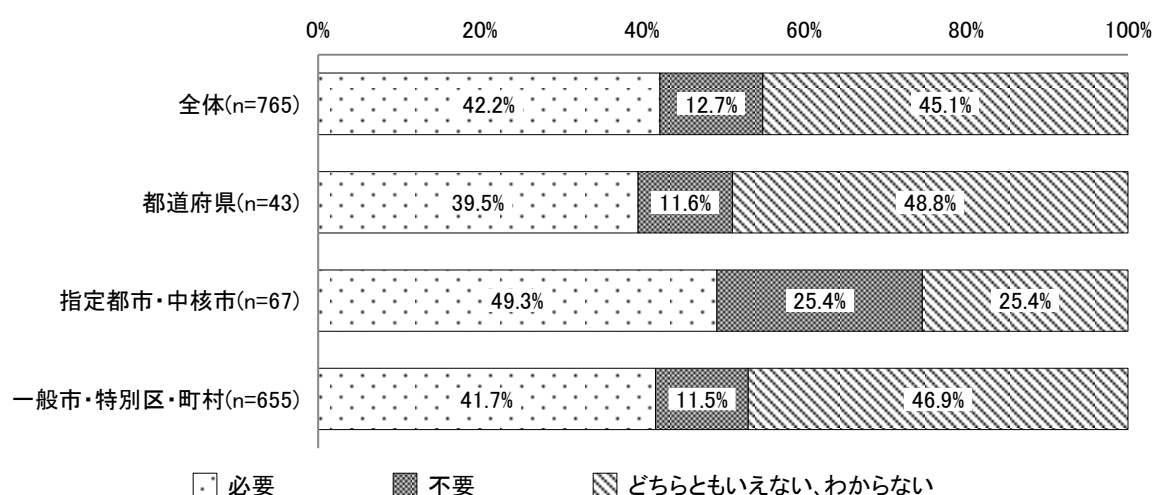
■行政職員による日程調整
・ 民生委員の証明の際に、受給者から市に予約をしてもらい、市が日程調整を行っている。 ・ 民生委員宅での証明が難しければ、日程を調整し来庁していただき、市役所で証明を行っている。
■行政職員の同行、立会い
・ 証明書が必要な際は、民生委員と受給者それぞれに紹介と経緯説明をし、自宅訪問する際は同行している。 ・ トラブルになりそうな家庭や判別が難しいケースの際は市職員が同行して訪問する。 ・ 証明書の作成を依頼する民生委員に対し、事前に職員から連絡をして、内容を説明した上で、面識がない場合には、市役所にて、職員立会いのもと聞き取りをするようにしている。
■外国籍の受給者への対応
・ 外国籍を有する申請者等のケースで意思疎通の困難な申請者の場合は、民生委員の調査時に担当者も同行して調査補助を行っている。 ・ 日本語が分からない外国人受給者には、市役所の通訳を交えて面談してもらう。 ・ 日本語が不自由な方（外国人など）が民生委員に証明を求める場合は事前に担当地区の民生委員に連絡した。
■その他
・ 証明に関するマニュアルを作成し、確認方法を統一している。 ・ 民生委員宛に証明依頼書を作成し、受給者が証明を求める書類と一緒に提出するようにしている。 ・ 受給者の地域の担当民生委員への状況確認を、受給者が知り合いのためといった理由で難色を示した場合、その地域周辺を統括する民生委員を案内するなどしている。 ・ 母子・父子自立支援員兼家庭相談員が相談等で児童扶養手当申請前から関わりを持っているケースの場合、民生委員に代わり証明を行っている。 ・ 受給者、民生委員の双方から同意を得た場合のみ、民生委員による証明書を提出していただいている。一方で同意しない場合は、児童扶養手当担当職員が訪問調査を実施し、福祉事務所長名で証明することとしている。 ・ 近所にひとり親又は養育者であることを知られたくない、DV 避難者で個人情報を知られたくない等の理由で民生委員調査に抵抗がある場合、市職員による現地調査の上で証明書を作成している。 ・ 受給者から「異性が家に訪ねてくるのが怖い」等の申し出があった場合は同性の民生委員に訪問してもらう。 ・ 高齢の民生委員が多いため、訪問調査時の補助を行っている。 ・ 民生委員の証明書をもらう前に、市職員による実地調査等を経て、本人申告内容に相違がないかあらかじめ確認の上、民生委員につないでいる。

⑥ 民生委員等による証明書の必要性についての考え（Q31）

「全体」では、「必要」が 42.2%、「不要」が 12.7%、「どちらともいえない、わからない」が 45.1%となっている。

団体種別に見ると、「必要」とする割合は、「都道府県」では 39.5%、「指定都市・中核市」では 49.3%、「一般市・特別区・町村」では 41.7%となっている。また、「都道府県」及び「一般市・特別区・町村」では「どちらともいえない、わからない」が半数弱を占めるが、「指定都市・中核市」では 25.4%と、他と比べて低い傾向にある。

図表 2-55 民生委員等による証明書の必要性についての考え



図表 2-56 民生委員等による証明書の必要性についての理由

(Q31 で「必要」と回答した自治体)(自由記述)(n=120)

■不正受給の抑止	
- 民生委員の証明書自体は何かを証明する効力は薄いと考えられるが、メリットとして証明を発行する手間や労力自体が不正の抑止力となっている。 - 第三者が状況を確認に来るかもしれないと思うことで不正受給を思いとどまるきっかけになると思う。 - 地域の人（民生委員）が受給者を知っているということ自体が、不正行為の抑止力につながると考える。	
■客観的根拠の担保	
- 第三者の意見として、国から委嘱された地方公務員の立場である民生委員・児童委員の証明は必要であると考え。 - 市役所職員では公簿上でしか把握できないため、実情を地域の民生委員に確認してもらえ。 - 書面だけでは確認できない点も多いため、実態調査を行った上で証明書類を作成する必要性があると思われる。	
■地域の実情に精通	
地域に理解が深い民生委員の目を通すことで、職員のみでは気づくことのできない事実婚の	

実態等を知ることができる場合があるため。
■自治体職員による代替が困難
・実態把握が不要となる判断基準の見直しがなければ、不正防止の実態把握（調査）を全件、実施することは自治体の規模からも困難であるため。 ・現住所と住民票が異なる場合など、市で調査を行う負担が減っている。
■ひとり親家庭の見守り・相談支援につなげる機会の確保
・民生委員の方にひとり親を見守ってもらうようお願いする機会を作ることができる。受給者には近くに頼れる場所があることを感じてもらえる。 ・地域の見守りのため、証明書の発行を通して顔見知りであることが子どものためにも必要と思われる。 ・証明書等の提出により児童扶養手当以外にもひとり親家庭の相談等の機会にもなることから有効であると考ええる。
■他の有効な証明手段がない
・民生委員の調査に代わる地域での生活状況や実態の把握につながる調査手段がないため。 ・公簿等以外での事実確認は、民生委員等による証明書がない場合、証拠書となるものがなく、処分に当たって判断ができない。 ・プライバシーに配慮した上での作成のため証明に欠ける部分もあるが、判断材料としては使用できるため。

図表 2-57 民生委員等による証明書の必要性についての理由
(Q31 で「不要」と回答した自治体)(自由記述)(n=71)

■証明業務の形骸化
・集合住宅の増加や地域行事等の減少で、民生委員も対象者の実情などを知らないことも多く、よく知らないのに証明していいのかといった意見も民生委員から受けることがある。 ・民生委員より「不正受給について、受給者が嘘をついていても分からない」との意見があり、事実婚等調書で世帯の状況を正確に把握できているか疑義があるため。
■判断基準の不明確さ
・全ての民生児童委員が児童扶養手当について精通しているわけではないため、判断基準に差がある。
■受給者のプライバシーへの配慮
・受給者にとっても初対面の人であり、一般的に民生委員の役割や意義についての理解は低いと思われることなどから、プライベートな事情を話すことに抵抗を覚える受給者もいるため。 ・民生委員等もプライバシーに配慮しながら聞き取り等を行うので実態に踏み込んだ確認は難しい。
■民生委員と受給者のトラブルリスク
・近隣に住んでいることから、証明にかかる結果内容への逆恨み等を懸念する声もあり、証明として機能しているのか疑問。 ・事実婚相手等からの恫喝や暴行等、民生委員の身に危険が及ぶことが考えられる。

■民生委員の高齢化
・高齢化が進み、成り手不足が著しい民生委員の確保の観点からも、民生委員に依頼すべき業務のスリム化は必要と考える。
■自治体の業務負担
・民生委員に訪問をお願いする際、民生委員は高齢の方が多いため、ひとり親制度の説明や支援の必要性を伝える必要があり、業務負担が大きい。 ・署名等の業務に疑問を持つ民生委員と市職員の間でトラブルの理由になることや運用方法の検討等に時間をとられてしまうため。
■他の手段による代替
・現況時の聞き取りで事足りるのではと考えるため。 ・申請者の申立の証明は客観的な拳証資料のみで可とすべき。拳証資料を提出できない場合のみ民生委員等の証明書を添付することでよい。

図表 2-58 民生委員等による証明書の必要性についての理由
(Q31 で「どちらともいえない、わからない」と回答した自治体)(自由記述)(n=154)

■手続の形骸化
・手続が増えることで、不正受給の抑制にはなるかもしれないが、単に民生委員の署名をもらうだけの形骸的な手続になっている気もする。 ・民生委員の調査により適切な判断ができることもあるが、アポを取ってから調査のため受給者がなんらかの対策を講じる可能性があり、確実とはいえないため。
■民生委員による調査・証明が困難
・第三者（民生委員）に証明を求めることが不正受給防止につながる可能性はあるかもしれないが、受給資格に疑義のある場合の調査・証明は困難な場合が多いと思われる。 ・同じ地区に住んでいる民生委員であっても知り得ないような家庭内の事情であることが多く、受給者にとっても、同じ地区の住民だからこそ知られたくないという思いがあるように感じる。
■民生委員による対応の違い
・第三者の意見として証明はある程度有効であると考えますが、実際に民生委員がどの程度まで受給者への確認をするかは民生委員ごとに異なるため。 ・住民の出入りの多い地区の民生委員は、地区の住民全体を把握することが難しいので証明の意味が乏しくなるが、定住者の多い地区では一定の意味があり、実際に不正受給の聞き取りをした際、色々な有力情報をお持ちの方もいた。
■民生委員の中立性担保
・民生委員は、近所付き合いがあるため、証明書に申請者にとって悪い内容の証明書を記入しにくいため、証明書の効力に疑義がある。 ・受給者や受給者の親等が民生委員と知り合いのため、民生委員に個人的なことを話さなくてはいけないことが壁となり、手当の申請をしないケースがある。一方で、知り合いだからこそ、民生委員が受給者の事情をよく知っていてスムーズにいくこともある。

■民生委員の負担増
民生委員の負担が増加しているため、民生委員による証明自体がより困難になるのではと懸念している。
■受給者のプライバシーへの配慮
不正受給防止対策としては一定の効果があるが、申請内容と事実が異なり証明できない場合の関係悪化や申請者のプライバシーや感情の面を考慮すると必須と言い切るのは難しい。
■他の有効な証明手段がない
- 第三者による確認は必要であると思うが、具体的にどのような者を第三者に立てればよいのかわからないため。 - 行政側にはさらに話がしづらいこともあると考えるため、どちらともいえない。
■他の手段による代替
- 証明書は証拠として保存できるが、母子・父子自立支援員で対応できる可能性があるから。 - 自治体職員が全ての必要な確認を行うのも現状難しい。そうすると専門業者に委託するなどが好ましいと考えられる。
■その他
- 民生委員が自らの担当地区内のひとり親の存在を把握する機会としてはよい。ただし、その後も関わりを継続しないと不正受給の防止には繋がらない。 - 民生委員が証明を嫌がるケースや、受給者本人が人に家庭の事情を知られることを嫌がるケースがある一方、地域に民生委員がいることを知り、安心されたかたもいるため、必要・不要の判断は難しい。

⑦ 民生委員等による証明の代替手段についての考え（Q32）

民生委員等による証明書は不要であると回答した自治体について、民生委員等による証明の代替手段として、必要な証明事項をどのように収集するのがよいと思うか、自由記述式で尋ねた。主な回答は以下のとおり。

図表 2-59 民生委員等による証明の代替手段の案(自由記述)(n=71)

■自治体職員による証明業務
- 職員の事務処理軽減を図ることが前提とはなるが、統一した調査基準を明確にした上で実態に即した証明事項を収集することが可能となり、不正受給を防げるのではないか。 - 本人の申出に基づき公簿で確認し、公簿で確認できないことは職員が実地調査で確認。 - 現地調査で疑義があった場合は、必要に応じて民生委員等に照会を行う。 - 職員による聞き取りを行い、必要であれば、根拠となる資料の提出を求める。
■庁内での連携
- 子育て支援、生活支援に係る自治体職員等による実態調査。 - ケースワーカーが受給者本人の生活状況を把握しているなど行政内で既に証明事項を収集できているものもあり、庁内の横断的な情報共有で対応できると考える。 - 受給者がDV等要支援者である場合は、DV相談担当の所属課長による証明。

・保健師や家庭相談員など、民生委員よりも事情を把握しているため、定期的に訪問している者による証明。
■関係機関による証明業務
・養育者申立書については、対象児童が在学している学校長による証明。未就学児は、通園している幼稚園・保育園の先生等による証明。 ・別居監護については、既存の手續と同様に在学証明書や入寮証明書で確認できると考える。 ・支援する関係団体があれば関係機関の証明。 ・通報があった際に住宅公社と連携して受給者の居住実態を確認している。このようなケースについては、住宅供給公社の管理会社への証明を依頼するのが良いと考える。
■生活実態が把握できる証跡
・世帯分離については、証明以外は現在と同様の書類提出で問題ないとする。 ・間取り図や図面に加え、家屋内の写真を全て提出させ、居住実態を確認する。
■本人への聞き取り
・現況時の聞き取りで事足りるのではと考える。 ・認定請求時のより細やかな聞き取り。
■本人の申立書
・証明、確認する事項にもよるが、可能な限り確認できる資料がないか検討の上、受給者からの申立書をもらうのみでよいと考える。 ・虚偽の内容を申告した場合等の罰則等は既に設けられていることから、受給対象者自身の申立書の提出で十分と考える。
■その他
・補助金等で、訪問専門員等を市で雇えるようにし、定期的にひとり親世帯への訪問と併せて、新規申請の際の証明をしてもらえるようにしてほしい。 ・連帯保証人をつける。 ・別居監護等は該当する方全員を調査対象としているが、提出書類や他部署等の情報から疑義がある受給者のみとし、それ以外の方は調査自体を不要としてもよいと思う。

⑧ 民生委員等の証明書の廃止又は民生委員及び児童委員が証明業務から除かれた場合の、受給者に対する影響の懸念（Q33）

民生委員等による証明書は不要であると回答した自治体について、民生委員等の証明書を廃止した場合又は民生委員及び児童委員が証明業務から除かれた場合、受給者への影響について懸念されることについて、自由記述式で尋ねた。主な回答は以下のとおり。

図表 2-60 民生委員等の証明書の廃止又は民生委員及び児童委員が証明業務から除かれた場合の、受給者に対する影響の懸念（自由記述）（n=33）

【マイナスの影響・懸念がある】

■不正受給の増加
・住民票を移さず、実際には男性と同居しているなど、実態の確認が難しくなる。 ・申請に対するハードルが低くなることで、不正受給が増えるおそれがある。
■受給者の心理的抵抗感・負担の増加
・自治体職員に対して話したくないという方もいることから、自治体職員が確認することになった場合の心理的な抵抗感が大きい受給者がいると思われる。 ・代替手段によっては受給者にさらなる負担を強いる。
■受給までの期間の長期化
・上記書類が提出できない受給者の証明が困難となり、本人等の申出のみになるため、審査に時間を要する場合がある。 ・親族等への聞き取りが完了しない場合は、審査が進まず手当の支給が遅れる場合がある。
■ひとり親家庭が地域交流・相談支援に繋がる機会の喪失
・ひとり親は要支援世帯になることも多く、地域からの連絡によって行政支援につながることも多い。地域交流がなくなれば、要支援世帯が埋もれてしまうことが考えられる。 ・民生委員は、この手続により顔見知りになり、ひとり親とわかれば、相談や支援に手をさしのべやすいと思われる。

【特に懸念はない】

■受給者の心理的抵抗感・負担の減少
・民生委員と連絡を取り合う手間がなくなり、負担軽減につながる。 ・受給者も見知らぬ人に家庭の事情を話すのを嫌がっており、民生委員のところに行かなければならないなら申請するのをやめるという方もいるため、懸念されることはない。
■受給までの期間の短期化
・書類の提出について、民生委員との日程調整が必要なくなり、円滑な受給につながる。
■その他
・専門的な知識を持った担当職員により調査が行われるため、世帯の状況を把握しやすく適正受給につながる事が考えられる。 ・不正を助長する可能性もあるため、不正があった場合の厳罰について、郵便を送付する際にチラシを同封する等、周知の徹底を行う。

- ・ひとり親である受給者が「地域の相談場所」としての民生委員を知る機会や接する機会が減少することが考えられるため、民生委員を他の方法により周知していく必要があると考える。

⑨ 民生委員等の証明書の廃止又は民生委員及び児童委員が証明業務から除かれた場合の、自治体職員による確認業務の懸念（Q34）

民生委員等による証明書は不要であると回答した自治体について、民生委員等の証明書を廃止した場合又は民生委員及び児童委員が証明業務から除かれた場合、自治体職員が必要な確認を行う事による影響について懸念されることについて、自由記述式で尋ねた。主な意見は以下のとおり。

図表 2-61 民生委員等の証明書の廃止又は民生委員及び児童委員が証明業務から除かれた場合の、自治体職員による確認業務の懸念（自由記述）（n=60）

【マイナスの影響・懸念】

■自治体職員の業務負担増
・最小限の人数で業務に当たっているため、実態調査を行うには人数が不足している。生活保護受給者又はDV要支援者である場合は、担当ケースワーカー等への確認を行う必要がある。 ・人員削減のため、担当職員が現場に臨場することは困難。臨場するとしても、相手方の都合もあるため、夜間や土日となり、職員の負担が増加。 ・疑義が生じた際の確認方法や事実婚等の支給要件の有無を確認する際の明確な基準を全国的に統一することが、こうした事務負担を軽減する一つの方法だと考える。
■自治体職員による調査の限界
・担当職員に調査権を付与することが難しい場合、警察など調査権限を持った機関との連携ができるようになれば、受給者の生活実態について職員が確認できると思う。
■自治体による判断基準・確認方法の差
・申立内容について必要な書類が受給者によって異なるため、明確な基準がない場合は自治体の判断に委ねられてしまい、自治体間で認定内容に差が出る可能性がある。 ・証明事項について確認する方法が自治体により異なり、受給者の混乱を招く可能性がある。
■事務処理の長期化
・確認できる資料の提出がない場合に申請者や受給資格者からの申立てのみでも判断できない場合には、実態調査を行うことが必要な場合に時間を要してしまい、認定、審査からの支払いが遅くなることが懸念される。 ・確認作業により業務量が増え、通常業務、現況届業務ともに事務に遅れが出る可能性がある。
■審査方法の見直し、簡素化
・訪問調査は廃止とし、原則として申請者からの申立てでの審査を可能とすべく、法令、規則、指針等を見直しを期待したい。 ・各種変更届の電子申請の促進や事務取扱手引きにQ&Aを記載していただくとともに、本人による申立書の証明を可能とする等、審査制度を簡素化するのであれば可能。

■その他

- ・民生委員の証明書にどれだけの必要性、有効性があったのか、その検証がなされた上で代替手段を検討すべきである。
- ・証明者と申請受付が同じ場所になってしまうため、第三者的な役割がなくなり、不正受給の抑止力が低下する。
- ・適正な人員が補充されない場合、継続した調査を行うことが困難となる。

【プラスの影響・特に懸念はない】

■行政職員が担当することによるメリット

- ・事務は煩雑になるが、民生委員に責任を負わせるよりも、行政職員が事実確認を行った方が望ましいと考える。
- ・認定にかかる時間の短縮が予想される。
- ・職員による確認事務は変わらないが、民生委員証明業務に関わる調整等の業務がなくなるため、かえって事務負担の軽減につながるのではないかと考える。

■特に大きな影響はない、既に実施しており不都合はない

- ・既に市職員による実態調査を行っているが、特に不都合なことはない。
- ・民生委員等の証明書が必要なケースは稀なので、対応は可能と考える。

第3章 ひとり親家庭に対するワンストップ相談体制強化事業に関する調査

この章では、ひとり親家庭に対するワンストップ相談体制強化事業の実施自治体を対象とするヒアリング調査の結果概要をまとめている。1. は、ヒアリング調査結果を踏まえて作成した事例集である。2. は、ヒアリング調査結果のうち、事例集に掲載していない項目についてまとめたものである。

1. 事例集

本事例集は、ヒアリング調査の結果を踏まえ、ワンストップ事業等を踏まえた相談支援体制のデザインやシステムを活用した相談支援に関する運用のヒントをまとめたものである。これからワンストップ事業を活用して、IT 機器を活用した相談システム等を構築又は強化しようとする自治体担当者を読み手として想定している。

図表 3-1 事例集の概要

	システムの例	運用方法	システムのメリット
チャットボット	- 子育て支援全般にわたる質問に自動で回答するシステム。 - 主にひとり親家庭向けの支援に関する質問に自動で回答するシステム。 ※なお、チャットボットはAI搭載型が採用されている場合が多い。	- SNS相談のシステム上や自治体等のホームページ上に設置され、24時間運営されていることが多い。 - 質問ボタンから検索又は自由記述式で質問すると、チャットボットが回答を提示する仕組みになっている。 - 個人情報の入力等が不要で、誰でも（ひとり親でなくても）利用可能なことが多い。	- 時間的・物理的に窓口に来るのが難しいひとり親でも、知りたい情報を調べやすい。 - 窓口や電話で直接質問するのはハードルが高い場合でも、気軽に質問できる。 - 簡易な質問はチャットボットで対応できるため、職員が、個別対応が必要な相談に注力できる。
SNS相談	- 相談員がチャットで相談に対応。 - キャリアカウンセラーがSNSのチャットやビデオ通話で就業相談に対応。	- SNS上に相談窓口の公式アカウントを作成し運用されていることが多い。 - 夜間帯に運営している場合もある（夜間は相談の受付のみで、応答は日中としている場合もある）。	- 時間的・物理的に窓口に来るのが難しいひとり親でも相談しやすい。 - いきなり窓口で相談するのはハードルが高いと感じられる内容でも、SNSであれば相談しやすい。
プッシュ型情報発信	SNSやメールマガジンにより、ひとり親家庭向けの情報や、広く子育て家庭向けの支援に関する情報等を定期的に発信。	- 利用者がまず居住地や希望する情報種別等の情報を登録し、それに応じた情報を発信している場合もある。 - 特に利用者に関する情報は取得せず、利用登録者全員に一斉配信する場合もある。	ひとり親家庭向け支援に関する情報が効果的に周知できる（例：セミナーの申し込みが増加）。

※その他：システム上で質問に回答していくと、個別最適化された支援サービスを一覧で表示してくれるツール／自治体職員向けの相談記録管理システム／関係部署間での情報共有システム／AI記録作成支援システム／執務室用パソコンへのファイル送信が可能な窓口用パソコンの設置

（出所）ヒアリング調査結果から作成

令和 5 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
ひとり親家庭等への支援等に関する調査研究

ひとり親家庭に対するワンストップ相談体制強化事業 活用事例集

(令和 6 年 3 月)

目次

※凡例：●…ワンストップ事業を活用した取組、○…独自予算やその他補助事業を活用した取組

自治体名	取組のカテゴリ					ページ 番号
	チャットボット	SNS 相談	プッシュ型情報発信	相談支援ツール	情報管理システム	
北海道札幌市	●		●			77
埼玉県入間市			●	●	●	80
富山県			●			84
富山県富山市	●		○			85
富山県南砺市	●	○	○			88
三重県	●					90
大阪府堺市	●	●	●			92
大阪府枚方市		○	●	●		95
大阪府四條畷市				●	●	98
広島県	●		○			100
徳島県	○	●	●			103
徳島県徳島市	●					105
高知県	●	●	●			108
福岡県	●	○	●			111

※各ページ上部のタグについて、**チャットボット**（濃い黄色）はワンストップ事業を活用した取組、**チャットボット**（薄い黄色）は独自予算やその他補助事業を活用した取組を表しています。

※自治体の並び順は、全国地方公共団体コード順です。

※各自治体の人口は住民基本台帳人口(令和 5 年 1 月 1 日時点)を引用しています。児童扶養手当受給者数は福祉行政報告例 61 表(令和 5 年12月分報告 月末現在数)の数値によりますが、富山県、広島県、高知県、福岡県については、管内政令指定都市、中核市における児童扶養手当受給者数を含めています。また、母子・父子自立支援員は、令和 6 年 3 月時点の数字です。

従来からの対面での相談支援に加え、プッシュ型情報発信と AI チャットボットによる情報提供の手段を拡充し、ひとり親支援施策の周知普及を図った。開庁時間外の相談ニーズに対応するほか、有人才オペレーターの監視によって回答の即時修正などの柔軟な対応を行う。

基礎情報

人口:1,959,512 人

ひとり親家庭支援の所管:子ども未来局子育て支援部子育て支援課

児童扶養手当受給者数:16,608 人

母子・父子自立支援員:18 人

ワンストップ事業を活用した取組等による ひとり親家庭支援の体制・流れ

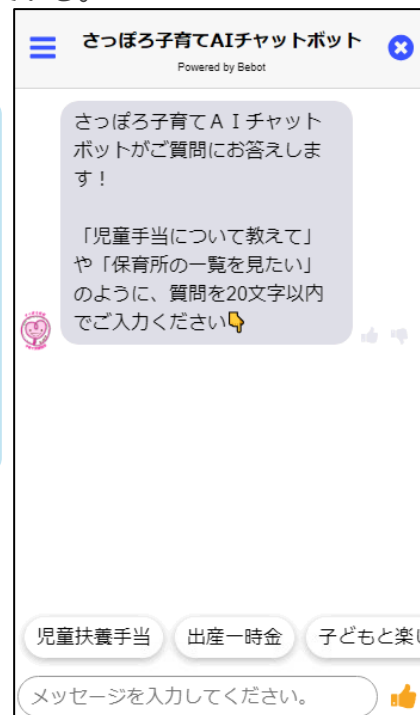
システムの長所・取組がもたらした変化

AI チャットボットについては、夜間帯の相談者からのメッセージ発信が約 4 割であり、開庁時間外での相談ニーズに対応できている。

当自治体の場合、システム導入後にこんな変化も

ひとり親向けの就業支援に関するイベントで来場者アンケートを実施したところ、来場者の 7～8 割が LINE のプッシュ型情報発信をきっかけとして来場しているとの結果があった。制度の周知という面では一定の効果が表れている。

AI チャットボットの実際の画面
出所：札幌市より提供



ワンストップ事業を活用したきっかけ(又は取組を始めたきっかけ)

ひとり親支援施策の認知度に課題があった(市民向けのアンケートにて、いずれの制度も「利用した」あるいは「利用していないが知っている」割合が4割を下回っている)。それまでは、児童扶養手当の現況届の封筒へのチラシ封入や、支援制度等をまとめた冊子を作成して区役所窓口で配布していたが、ワンストップ事業を活用し、ITを活用した情報提供を行いたいと考えた。庁内の相談窓口は、物理的の問題があったり、日中仕事をしていて来庁が難しいひとり親家庭も多かったため、AI等の活用が適していた。

ワンストップ事業を活用した取組

LINE@ひとり ▶システムの機能等

親家庭支援



利用者に対して、ひとり親支援施策(給付金、児童扶養手当等)や子育て世代を対象とした制度、資格取得に関するイベントに関する情報等を定期的に発信。地域の関係団体から食料品寄付の申出等があった場合にも情報提供を行っている。

▶システム利用の手順

希望者が友だち登録を行うと、各種情報がプッシュ型で発信される。返信機能は設けていないが、投稿の中に各種事業の問い合わせ先を記載している。

▶活用実績(※いずれも令和4年度時点)

LINEの友だち追加は約5,800人(児童扶養手当受給世帯のおよそ3人に1人)

▶周知方法

サービス開始のタイミングでチラシを作成・配布したほか、広報誌でも周知。

▶ワンストップ事業補助金を活用した部分

広報印刷物、LINEライセンス、通信料

ここがポイント!

投稿数は月6件程度。年間で投稿計画を作成しており、基本的には計画に沿って発信を行う。子育て支援課が所管していない各種制度についても、他課から投稿依頼があった場合、投稿文案を提供してもらい、子育て支援課が投稿する。

さっぽろ子育てAIチャットボットサービス



▶システムの機能等

市の公式HP及び公式LINEにAIチャットボットのリンクを設定。委託事業者にて有人才オペレーターを24時間配置しており、AIによる回答に不備等があった場合は即座に回答を修正したり、緊急的な問い合わせ(制度の申込期日が迫っている等)があった場合は所管課につなぎ、市担当者が引き継いで対応することができる。

▶システム利用の手順

市の公式HPや公式LINEからチャットボットにアクセスして利用。

▶活用実績(※いずれも令和4年度時点)

AIチャットボットの延べアクセス数:約8,000件(1日あたり52件程度)

チャットの延べ利用件数:約4,200件(1日あたり28件程度)

メッセージの延べ利用件数(チャットのやり取りやボタンを押す等、利用者からの発信の件数):約15,000件(1日あたり102件程度)

▶周知方法

周知方法は「LINE@ひとり親家庭支援」と同様。また、市の子育て支援に関するサイトに AI チャットボットを設置している。

母子保健所管部署と連携し、母子手帳と一緒にチャットボットのチラシを配布してもらっている。

▶システムの定期見直し等の必要性

FAQ の更新などはシステム会社が運用。

▶ワンストップ事業補助金を活用した部分

広報印刷物、通信料、AI チャットボットサービスの運用経費

ここがポイント！

導入初年度(令和 4 年度)は、AI が回答する対象領域を絞ることで AI の学習スピードを高め、情報の精度を上げることを目的に、ひとり親家庭を対象としたサービスとして打ち出した。次年度からは子育て世帯全般を対象にしたサービスとして広報している。

ここがポイント！

チャットボットを先行して子育て支援分野に導入している自治体(人口規模に近い政令市、もう少し規模が小さい基礎自治体含む)は多くあったため、事業開始前にヒアリングや情報収集を行った。

取組を参考にしたい自治体の方へのアドバイス

当市では、ひとり親家庭の支援施策の認知度に課題があり、ワンストップ事業を活用して対応したが、前提として、ひとり親の支援にあたっては、離婚届の提出窓口や母子手帳の交付窓口、児童扶養手当の窓口など、最初の機会をうまくとらえて支援につなげることが重要。



LINE@ひとり親家庭支援のロゴ

出所：札幌市「LINE@ひとり親家庭支援」公式アカウント
(令和 6 年 2 月 27 日確認)

さっぽろ子育て情報サイト

出所：札幌市「さっぽろ子育て情報サイト」
<https://kosodate.city.sapporo.jp/mokuteki/others/10914.html>
(令和 6 年 2 月 27 日確認)

電話相談の自動文字起こし、相談記録の一元的管理、他課の保有する関連データの閲覧システムなどの導入により、業務が効率化されるとともに、担当課職員の相談支援スキルの平準化や、ひとり親家庭が抱える多様な課題を踏まえた効果的な支援が可能となっている。

基礎情報

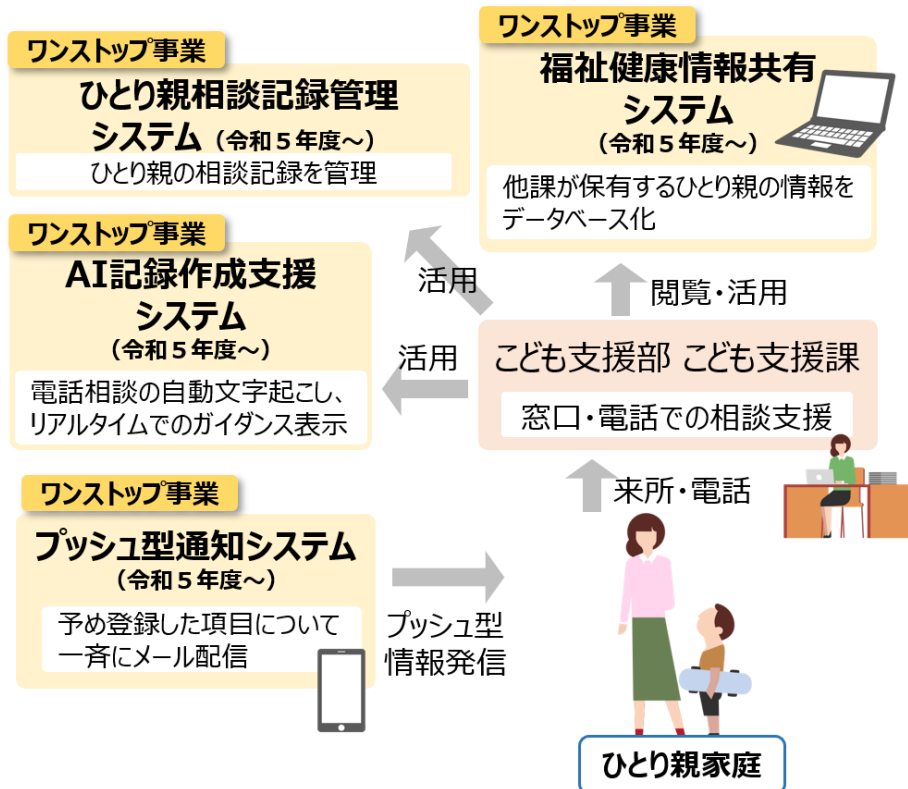
人口: 145,718 人

ひとり親家庭支援の所管: こども支援部 こども支援課

児童扶養手当受給者数: 917 人

母子・父子自立支援員: 1 人

ワンストップ事業を活用した取組等による ひとり親家庭支援の体制・流れ



システムの長所・取組がもたらした変化

- AI 記録作成支援システム: 経験の浅い職員が対応する場合や、対応の難しいケースの相談でも、専門職からチャットやメモにより助言を受けることができ、安心して的確な対応を行える。
- ひとり親相談記録管理システム: 以前は母子・父子自立支援員が相談記録をExcelで管理しており、他職員との情報を共有しにくかったところ、システム導入により情報共有がスムーズになった。
- 福祉健康情報共有システム: 以前は関係部課に照会しても、該当する情報を保有していないということも多かったが、導入後は情報があると分かっている内容について照会すればよくなった。

当自治体の場合、システム導入後にこんな変化も

システム導入後、母子・父子自立支援員の残業が減った。特にAI記録作成支援システムは、当初予定していたよりも使い勝手が良かった。福祉分野の総合相談窓口でも需要があるようで、当課のシステムを参考にしたいと、他課から相談に来ることもある。

ワンストップ事業を活用したきっかけ(又は取組を始めたきっかけ)

ひとり親の相談内容は多岐に渡ることから、面談を重ね、時間をかけて対応する必要がある。他方で、何度も面談をする中で初めて把握できる情報もあり、申請のタイミングを逃してしまうこと、母子・父子自立支援員 1 人で対応するには業務負担が課題になっていたこと等を踏まえ、デジタル活用により効率的な支援の必要性を感じていた。さらに、事務職員は相談支援に関するノウハウの不足や他業務との兼ね合いでこれまでひとり親に対応する余裕がなかったが、課全体として相談対応の体制を整える必要があると考えていた。また、課内で分野間の情報連携ができておらず、他の担当者が既に別件で関わっていたことが後から判明することも多かった。このような個別支援にかかる課題を解決するためにワンストップ事業を活用することにした。



ワンストップ事業を活用した取組

AI 記録作成 支援システム



▶システムの機能等

音声に基づき相談の内容が自動で文字起こしされ、AIがキーワードに基づき、対応職員の判断や知識を補完するためのガイダンスを表示する。相談対応中の職員以外が、別の PC から文字起こし結果をリアルタイムで閲覧することもできる。

窓口では、音声認識のマイクの前で正直に話づらいと感じる相談者も多いため、電話相談のみに活用している。

▶システム利用の手順

電話で相談を受けた職員が、記録する必要があると判断した場合に、システムの起動スイッチを押下することで文字起こしが開始される。

▶活用実績

日々の業務の中で活用している。

▶システムの定期見直し等の必要性

基本的に導入時のまま運営が可能。

▶ワンストップ事業補助金を活用した部分

システムの開発導入。

ひとり親相談 記録管理 システム



▶システムの機能等

児童相談などの中でひとり親に関する相談があった場合も含め、ひとり親に関する相談記録を全て管理している。

▶システム利用の手順

ひとり親の相談対応を行った際、同システム上で相談記録を入力する。AI 記録作成支援システムにより作成された相談記録を同システムに反映させることも可能。

▶活用実績

日々業務の中で活用している。

▶システムの定期見直し等の必要性

国や県に提出する報告様式に則った情報を事前に登録できるようにしているため、その変更の際は事前に申請が必要。それ以外の部分では大きな改修は不要。

▶ワンストップ事業補助金を活用した部分

システムの開発導入。

福祉健康情報
共有システム



▶システムの機能等

他課が保有する情報(生活保護受給の有無、障害者手帳の情報、学校の所属情報など)を一元的に吸い上げて閲覧するシステム。

対象者がひとり親であるかは他課では分からないため、ひとり親の情報のみに限定して吸い上げることはできない。そのため、ひとり親の同意がある場合や、要支援児童などの法的根拠に基づいた情報共有が認められているケースに限定して閲覧が認められている旨の注意喚起が行われ、該当すれば閲覧できるという仕組みとなっている。

▶システム利用の手順

こども支援課の職員においても閲覧権限が細かく付与されており、同課の相談でのみ活用している。主に窓口等でひとり親の相談を受けた際に、同意に基づいて情報閲覧、相談支援に繋げる。

▶活用実績

日々業務の中で活用している。

▶システムの定期見直し等の必要性

基本的に導入時のまま運営が可能。

▶ワンストップ事業補助金を活用した部分

システムの開発導入。

ここがポイント！

現状はこども支援課のひとり親家庭に関する情報だけに限定して利用しているが、今後さらに幅広く相談支援に活用することを見据え、閲覧権限の付与は細かく設定できる仕様となっている。

プッシュ型通知
システム



▶システムの機能等

欲しい情報の項目を利用者にあらかじめ登録してもらい、市から登録者に向けてメールを一斉送信している。

高等職業訓練促進給付金や、自立支援教育訓練給付金の受給者の利用登録も多い。給付金の受給に当たって月ごとの就業報告のリマインドメール等も送信している。

その他、県が主催するひとり親に関する無料相談会、就職支援の講座などの情報も発信している。

▶システム利用の手順

ひとり親にチラシを配布しており、メールでの情報提供を希望する場合に登録することで利用できる。

▶活用実績

プッシュ型通知の利用登録者は115人ほどいる。

利用者は児童扶養手当の受給者が最も多いが、児童扶養手当の受給者は1,000人以上いるため、今後も登録を増やしたいと考えている。

情報のニーズとしては、児童扶養手当以外では、資格取得や就職に関することが多い。次いで学習支援に関する情報のニーズも高い。

▶周知方法

児童扶養手当の現況届の時期や証書の発送時に、ひとり親が使える制度などの情報をまとめた「親と子のしおり」と併せてチラシを配付している。

▶システムの定期見直し等の必要性

基本的に導入時のまま運営が可能。

▶ワンストップ事業補助金を活用した部分

システムの開発導入。

導入までのステップ

担当課との調整

令和3年6月～令和4年6月

- ・ システム管理をしている情報政策課、システムの分野横断的連携を進めているデジタル行政推進課と連携し、毎週1回以上会議を開いた。
- ・ 児童相談、生活保護等の情報連携のために、担当者と調整した。
- ・ 具体的なサービスやシステムの検討には1年近くかかった。

方針・実施内容の決定

令和4年1月～令和4年6月

- ・ AI記録作成支援システムや情報共有システムについては、先行して導入している自治体に問い合わせた。
- ・ 福祉健康情報共有システムについては、他課が保有する個人情報を取り上げるハードルもあったため、丁寧に調整した。

委託業者の選定

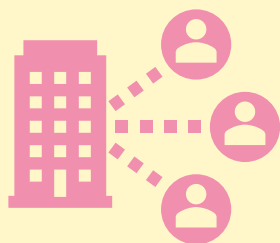
令和4年7月頃

- ・ 事前に様々な企業からの宣伝や相談があり、実施方針を固めるまでに半年かかった。
- ・ 実施したい内容が定まった上で、令和4年6月にプロポーザルを実施した。

取組を参考にしたい自治体の方へのアドバイス

制度変更の度にアップデートが必要な場合もあるが、4つのシステムとも他自治体での導入は可能と考えられる。

プッシュ型通知システムは、今後メールが使われなくなる可能性があるため、その場合は需要が減るかもしれない。AI記録作成支援システムや、ひとり親相談記録管理システムは、どの自治体でも需要があると考えられる。特に、AIは使用するほど学習する仕組みであるため、各自治体で導入が進むほどメリットは増える。福祉健康情報共有システムについては、情報連携する関係課が増えるほど、調整が難しいため、小規模での実施を検討すると良いかもしれない。



ひとり親家庭が利用可能な各種支援情報を集約したポータルサイトを運用。多忙なひとり親家庭の方が支援にアクセスしやすくなり利便性が向上。

基礎情報

人口:1,028,440 人

児童扶養手当受給者数:4,697 人

ひとり親家庭支援の所管:厚生部こども家庭室こども未来課家庭福祉担当

母子・父子自立支援員:2人

ワンストップ事業を活用した取組

ポータルサイト ▶システムの機能等

の運用



- ひとり親向けのポータルサイト「シングルママ・シングルパパ ひとり親支援ナビ」を運用。
- 金銭面、住居、就労、子育て・生活等に関する支援策について手軽に検索できる機能として、カテゴリごとに情報を集約・一覧化し、居住している市町村や、子どもの年齢、児童扶養手当の受給有無などによる絞り込み機能を設定。
- 集約した情報は、「ひとり親が利用できる制度」といった観点からその他家庭も対象となる支援策・制度についても取りまとめている。
- ポータルサイトに、メールマガジンの登録フォームを設置し、プッシュ型の情報発信にも活用。
- そのほか、母子家庭等就業・自立支援センター実施の講座申込フォーム、富山県ひとり親家庭応援事業（長期化するコロナ禍や物価高騰などの影響を大きく受けるひとり親への支援策として、「応援セツト」を配布する事業）の申込フォームをサイト上に設置。

▶システム利用の手順

- ポータルサイトは、アクセスすれば誰でも閲覧可能。
- メールマガジンは、登録フォームから居住している市町村と知りたい情報の内容を登録すると、その内容に基づいて、各種支援制度やイベント情報等が自動でメールアドレスに発信される。

▶活用実績

メールマガジンの登録者数:103 人(※令和 5 年 11 月 30 日時点)

▶周知方法

サイトを見ればひとり親が利用できる支援の情報が得られることを確実に知ってもらうため、開設時には SNS 等に広告を掲出し、サイトへの誘導を図った。

▶システムの定期見直し等の必要性

HP の改修は原則所管課が対応。関係機関(市町村等)からの情報集約を行い、システムへ反映。

▶ワンストップ事業補助金を活用した部分

ポータルサイトの開設業務費

子育て支援施策に関する情報発信を強化するため、子育て支援に特化した HP の作成や母子健康手帳アプリのリニューアル等と併せて、ひとり親家庭を含む全子育て世帯が利用できる AI チャットボットを導入。約半数が閉庁時間中に質問されており、利便性の向上に貢献できている。

基礎情報

人口:409,075 人

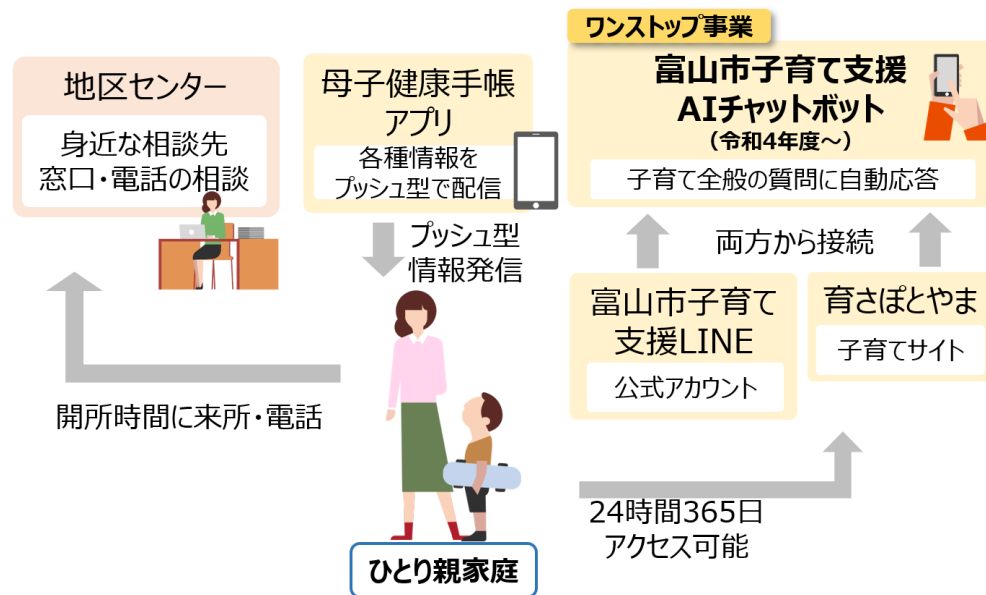
ひとり親家庭支援の所管: こども家庭部こども福祉課

児童扶養手当受給者数:1,970 人

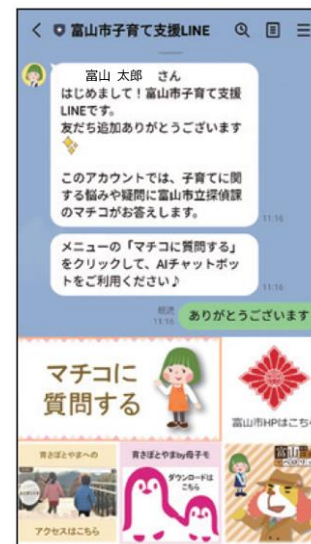
母子・父子自立支援員: 2 人

ワンストップ事業を活用した取組等による ひとり親家庭支援の体制・流れ

システムの長所・取組がもたらした変化



市役所の開庁時間外(夜間、休日)の問合せにも対応できるようになった。質問内容に関しては、ひとり親に関する支援制度や保育所の利用等に関する質問だけではなく、子育ての中での困りごとや子どもの病気等に関する質問も多くみられる。いつでも利用できるからこそ、日常的な困りごとの相談に活用されているのではない。



富山市子育て支援 LINE の画面

出所:富山市より提供

ワンストップ事業を活用したきっかけ(又は取組を始めたきっかけ)

児童扶養手当の受給資格のある家庭に対しては紙のパンフレットを送付しているが、市民からは「初めて聞いた」「もっと早く知りたかった」という声もあり、各種支援施策が子育て世帯に伝わりづらいという課題がある。今の時代にあった情報発信を必要があると考えており、これまでも市の公式 HP とは別に、子育て支援に特化した HP(育さぽとやま)や母子健康手帳アプリのリニューアル等も進めてきた。また、情報発信の手段を複数持つことも重要であると考えており、補完する取組の一つとして AI チャットボットの導入を決めた。



ワンストップ事業を活用した取組

富山市子育て 支援 AI チャット ロボット



▶システムの機能等

ひとり親をメインターゲットにした取組ではあるが、全ての子育て世帯が AI チャットボットを利用することができる。

▶システム利用の手順

「富山市子育て支援 LINE」の登録、又は「育さぽとやま」のトップページからチャットボットにアクセス。チャットボットに質問事項を直接入力するか、チャット画面の「よくある質問」の選択肢(相談したい／保育所の入所／児童手当／ひとり親家庭の支援／生活困窮支援)からカテゴリを選択する。

▶活用実績

令和4年度実績では、13,123 件(平均で月 1,000 件以上)の質問があり、そのうち「ひとり親」というキーワードが含まれる質問は 620 件。また、13,123 件のうち、開庁時間(平日9時～17時)外の利用は 46%であった。

令和 5 年 4 月～10 月の質問実績は 5,792 件。

▶周知方法

市の広報(月2回全戸に配布)、子育て支援ガイドブック、「育さぽとやま」等で周知した。また、リーフレットを各地区センター(市内 79 か所)に置いたり、名刺サイズのカードを母子手帳と一緒に配布した。

▶システムの定期見直し等の必要性

月次の質問数や AI チャットボットで回答できなかった質問について、委託事業者から毎月報告がある。必要に応じて各担当課に依頼し、FAQ の改善を行っている。

FAQ は、令和 4 年度では 550 件からスタートし、現時点では 805 件に増えた。回答できなかった質問や、新しい事業等について情報を逐一更新・追加している。

▶ワンストップ事業補助金を活用した部分

・AI チャットボットのシステム構築費、周知用リーフレット・名刺サイズカードの作成等に活用。



導入までのステップ

方針の決定

令和2年度

- ・ 令和3年3月補正で予算を計上した。
- ・ AI チャットボットはあくまで補助ツールであり、対人での相談支援が重要。踏み込んだ相談や難解な制度については、直接の説明や支援が必要だが、簡易的な内容についてはチャットボットを活用して補完していけるとよい。

予算計上から AI チャットボットの導入まで1年ほどであった。こうしたスピード感は、10 分の 10 の財政支援があったからこそ。

業者の選定

令和3年8月～

- ・ プロポーザルを実施し、AI チャットボットの開発・運用を委託する事業者を選定した。金額、これまでの実績、デザインの提案等をもとに審査した。

システムの構築

令和3年11月頃

- ・ 子ども・子育て支援関連の各施策に関する内容は、各所管課と調整して回答を作成した。その他は、生活困窮支援等、福祉保健部の所管課とも連携した。

システムの導入

令和4年4月～

- ・ 令和4年度から運用を開始。
- ・ システム全体の運用保守はこども支援課が担当。

ひとり親の支援強化ではあるが、子育て世帯全般が使うサービスも含まれるため、様々な調整が必要だった。

取組を参考にしたい自治体の方へのアドバイス

市が AI チャットボットを導入した翌年に、県でも AI チャットボットを導入した。同じ県内や近隣自治体で制度が共通する場合、あるいは国の制度等全国的に内容が同じ制度であれば、FAQ の回答を参考にしたり、統一することができると考えられるため、導入前に他の自治体との連携も含めて幅広く検討するとよい。

AI チャットボットでの様々な質問方法

出所：富山市より提供

富山市子育て支援AIチャットボット

Language



こんにちは。
富山市立探偵課のマチコです。
ペロリッちゃんに代わって、子育てに関する質問にお答えします！
聞きたいことをキーワードで入力してください。
まだまだ勉強中で答えられないこともあります
が、経験を重ねると賢くなるのでたくさん質問
してくださいね！

下記の選択肢からも質問できます！

相談したい

保育所の入所

児童手当

ひとり親家庭の支援

生活困窮支援

※個人情報保護のため、特定の名前や連絡先などは入力しないで下さい。

質問を入力してください

子育て支援アプリや子育て支援に関するサイトから AI チャットボットに接続し、情報提供・相談支援体制のチャンネルの1つとして活用。

基礎情報

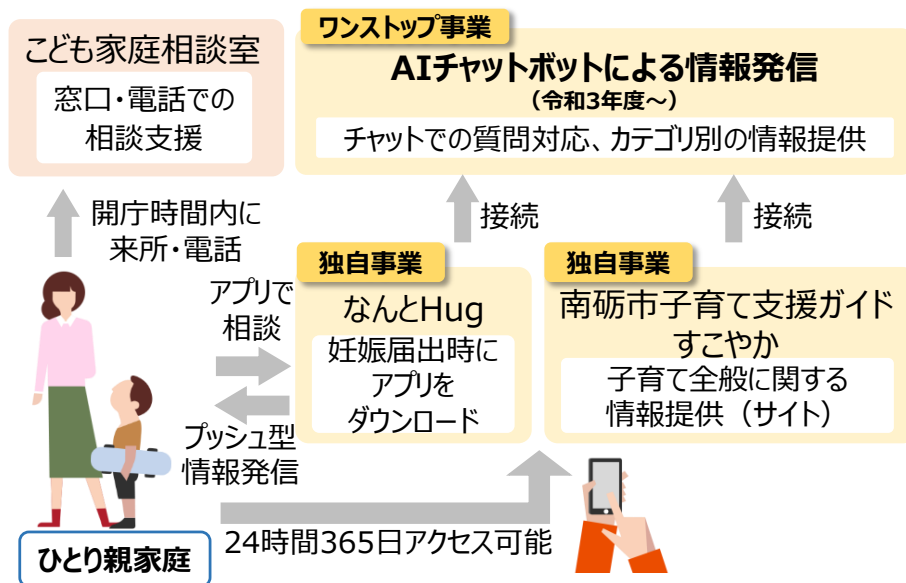
人口:47,778 人

ひとり親家庭支援の所管: 総合政策部こども課 子育て応援係

児童扶養手当受給者数:167 人

母子・父子自立支援員:1人

ワンストップ事業を活用した取組等による ひとり親家庭支援の体制・流れ



システムの長所・取組がもたらした変化

保育所の入所申し込みの時期や現況届の案内後には、その内容に関する AI チャットボットでの問い合わせ・質問が増えていることから、情報収集に活用されているのではないかと。

当自治体の場合、システム導入後にこんな変化も

子育て支援アプリの「なんと Hug」ではアプリ上で相談員に相談できる機能を搭載している。個別的な相談も多いため、電話や来庁、アプリ上で直接相談員に相談しながら情報を探す人も多いのではないかと。(相談室での相談件数も年々増加している)。

他方で、AI チャットボットは緊急時の使用が多いという性質の違いがある。利用者がいつでも相談できるよう、様々なチャンネルを用意することが重要であり、AI チャットボットもその中の 1 つ。その他の機能との目的や用途のすみ分けが大切。

ワンストップ事業を活用したきっかけ(又は取組を始めたきっかけ)

市民意識調査にて、各種制度のオンライン申請やデジタルを活用した情報提供のニーズが高かったため、AI チャットボットによる情報提供を開始した。



ワンストップ事業を活用した取組

AI チャットボットによる情報発信 ▶システムの機能等

トによる 情報発信



AI チャットボットによる情報発信を実施(24 時時間 365 日の利用が可能)。対象となるカテゴリは、「出産」(妊娠・出産に関する助成や支援事業等)、「子育て」(子育て支援制度、子どもの一時預かり制度、就学援助費・就学奨励費制度、子育てに関する各種相談窓口等)、「生活」(定住支援事業、民間賃貸住宅家賃支援事業、空き家バンク活用促進事業等)。

▶システム利用の手順

南砺市 HP、南砺市公式 SNS、子育てアプリ(「なんと Hug」)、子育て支援に関する情報を集約したサイト(「南砺市子育て支援ガイドすこやか」)に AI チャットボットへのリンクが掲載されているため、そこからチャットボットに質問事項を入力、または対象カテゴリから該当する情報を取得する。

▶活用実績

令和 5 年 10 月のアクセス件数は 70 件。
メッセージでのやり取りの合計は 790 件程度(延べ件数)。

▶周知方法

ひとり親家庭に限らず、妊娠届時に「なんと Hug」とチャットボットが搭載されている電子ガイドブックを周知。毎月の広報にて、子育て支援に関する情報掲載ページの欄外に二次元コードを掲載。

▶システムの定期見直し等の必要性

保守作業はシステム会社に委託。月次の利用報告に基づき、質問に対する回答について適切性の疑義があれば適宜修正している。
回答内容については所管課が確認をした後、違和感がある回答については担当課に仰いで修正をしている。

▶ワンストップ事業補助金を活用した部分

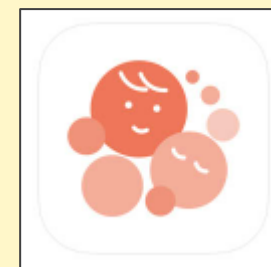
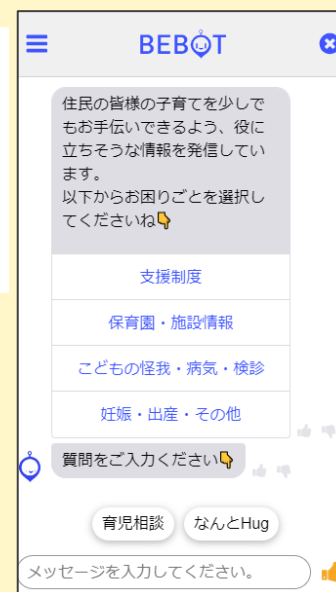
システムの初期設定、開発費用及び AI 学習、FAQ の最適化等の保守経費。

ここがポイント！

庁内他部門にて AI チャットボットの導入があったため、それらの情報を参考にして業者選定を行った。

取組を参考にしたい自治体の方へのアドバイス

AI チャットボット単体で費用対効果を考えるのではなく、相談支援体制全体の中で様々なチャンネルを確保し、チャットボットもそのうちの1つという位置づけで考えるとよい。
自治体単独でプラットフォームを開発・構築することが難しい場合、都道府県と管内市区町村が共同利用することも考えられるのではないかな。



(上)「なんと Hug」のアプリアイコン

出所:南砺市移住ガイド「なななんと」
<https://kurashi.city.nanto.toyama.jp/parenting/>(令和 6 年 2 月 27 日確認)

(左)AI チャットボット画面

出所:南砺市子育て支援ガイドすこやか
<https://sukoyaka.city.nanto.toyama.jp/>(令和 6 年 2 月 27 日確認)

ひとり親相談の委託先法人のHP上に支援制度に関する質問にいつでも回答できるAIチャットボットを設置することで、潜在的なニーズを抱える層にリーチ。

基礎情報

人口:1,772,427人

ひとり親家庭支援の所管: 子ども・福祉部家庭福祉・施設整備課

児童扶養手当受給者数:11,473人

母子・父子自立支援員:5人

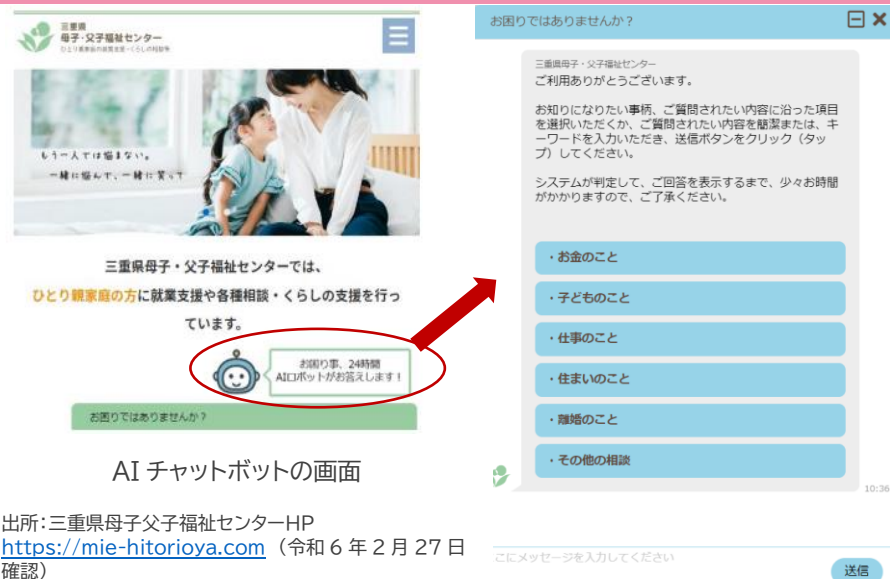
システムの長所・取組がもたらした変化

開庁時間に窓口に来られない潜在的なニーズを抱える層にも、利用してもらえると思う。

また、直接聞くのはハードルが高い質問(特に金銭面に関する内容)も、チャットボットであれば気軽に質問しやすいようだ。

当自治体の場合、システム導入後にこんな変化も

AIチャットボットの導入後、「AIチャットボットでうまく回答を得られなかった」との理由から母子父子福祉センターの窓口で電話してくる人が増えた。また、金銭面での内容について、AIチャットボットで一度検索すると、窓口で直接相談することへの抵抗が小さくなるようで、窓口で相談に来る人が増えた。



お困りではありませんか?

三重県母子・父子福祉センター
ご利用ありがとうございます。

お知りになりたい事柄、ご質問されたい内容に沿った項目を選択いただくか、ご質問されたい内容を簡潔または、キーワードを入力いただき、送信ボタンをクリック(タップ)してください。

システムが判定して、ご回答を表示するまで、少々お時間がかかりますので、ご了承ください。

- ・お金のこと
- ・子どものこと
- ・仕事のこと
- ・住まいのこと
- ・離婚のこと
- ・その他の相談

お困り事、24時間
AIロボットがお答えします！

お困りではありませんか?

AIチャットボットの画面

出所: 三重県母子父子福祉センターHP
<https://mie-hitorioya.com> (令和6年2月27日確認)

ここにメッセージを入力してください

送信

ワンストップ事業を活用したきっかけ(又は取組を始めたきっかけ)

開庁時間でないと相談を受け付けられなかったことから、相談につながっていないが潜在的に課題を抱えているひとり親が多いのではないか、という問題意識があった。また、時間帯を問わず必要な情報を幅広く得られる仕組み、潜在的なニーズを抱える層(昼間に窓口に来る時間がない人、物理的に外出が難しい人など)にアウトリーチができる仕組みが必要と考えていた。



ワンストップ事業を活用した取組

ひとり親家庭 等相談用 AI チャットボット



▶システムの機能等

母子父子福祉センターの公式 HP に設置した AI チャットボットで、ひとり親が利用可能な制度(ひとり親向けの各種給付金、児童扶養手当、養育費相談などのほか、生活保護制度なども含む)について質問ができる。

▶システム利用の手順

利用者が質問ボタンから検索(お金のこと／子どものこと／仕事のこと／住まいのこと／離婚のこと／その他の相談)又は自由記述式で質問すると、AI が回答を提示。更に詳しく知りたい場合等は、行政の HP や関係機関のリンクを表示(市町ごとの関係機関が一覧表示され、利用者が自分で居住地の情報を探す)。

▶活用実績

1 か月あたり 30 回の利用回数、最大 70 回。
利用時間帯は、基本昼間が多いが、深夜・早朝もある。

▶周知方法

各市町において、現況届の封筒にチラシを封入してもらった。また、これからひとり親になる層もカバーするため、県庁の少子化対策課を通じて、小児科・産婦人科、歯科などにチラシを配布した。

▶システムの定期見直し等の必要性

FAQ のアップデート、制度改正等に応じた改修が必要。

▶ワンストップ事業補助金を活用した部分

AI チャットボットの開発。

導入までのステップ

仕組みの検討

令和4年春頃

- ・ 県もバックアップしつつ、母子父子福祉センター(委託先)主体で仕組みを検討。
- ・ 県内の各市町にヒアリング。

事業者(再委託先)との協議

令和4年春頃

- ・ AI チャットボット以外の選択肢も含め、様々なアイデアを出して会議を重ねた。

児童扶養手当の具体的な金額などは、個別の状況を窓口で確認する必要がある、チャットボットでは正確な回答が難しいとの意見が多かった。

FAQ の作成

令和4年5月～令和5年3月頃

- ・ 相談経歴の長い元・母子父子自立支援員がプロジェクトに参加し、FAQ の案を作成。
- ・ 県とセンターで FAQ 確定。

取組スタート

令和5年 4 月

- ・ チャットボット運用開始。



取組を参考にしたい自治体の方へのアドバイス

基本的な設計の横展開は可能だと思う。ただ、シナリオや FAQ は自治体によって工夫の余地がある。三重県では、まず居住市町の選択ボタンから入る設計とする案もあったが、実際の相談の場面を想像すると、居住地よりも相談内容の説明から入るのが自然と思われたため、そのような設計にした。

キャリアカウンセラー等による対人相談と IT 技術を組み合わせ、窓口に来られないひとり親にも LINE(*)で就業支援を行える仕組みを構築。また、システム開発・運用の前提として、ひとり親の雇用に関わる各部署と連携して企業開拓を行ったり、就業セミナー等の支援メニューを充実させたりしている。

基礎情報

人口: 821,428 人

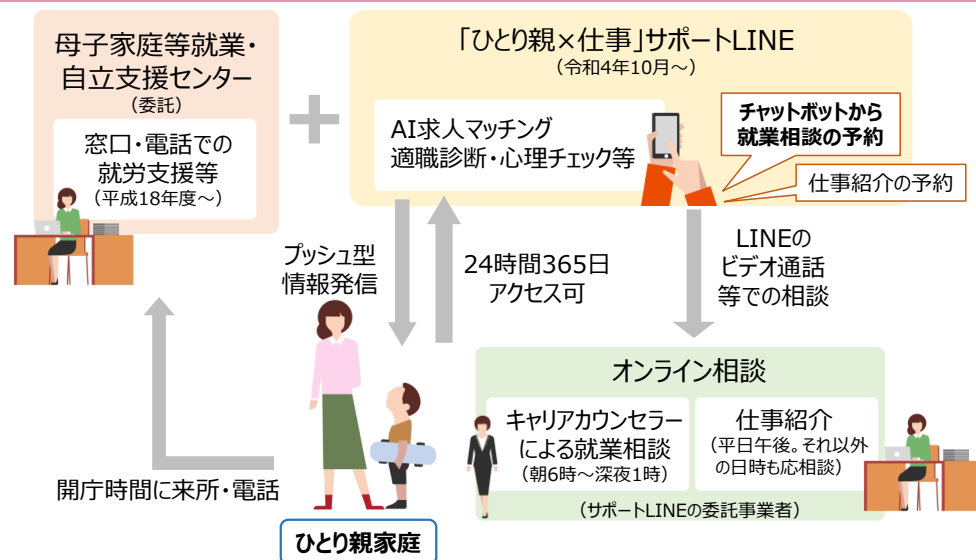
児童扶養手当受給者数: 6,828 人

ひとり親家庭支援の所管: 子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課

母子・父子自立支援員: 7人(各区1人)

ワンストップ事業を活用した取組等による ひとり親家庭支援の体制・流れ

システムの長所・取組がもたらした変化



- LINE を活用した就業相談:ひとり親は、子育て、仕事、家事を一人で担っているため多忙な状況にあり、仕事をしている人ほど、時間的・物理的に窓口へ相談に来るのが難しいと思われるが、LINE 相談の導入により、こうしたひとり親も就業相談につながりやすくなった。
- LINE を活用した情報配信:時間のないひとり親が必要な情報を得やすい。LINE 配信を始めてから、LINE で周知したセミナー等への申込みが増加した。

当自治体の場合、システム導入後にこんな変化も

企業側は、LINE 相談経由の求職者がひとり親であることを承知の上で面接実施を決めるので、ひとり親の求職者は安心して面接を受けられ、ひとり親の状況に理解ある職場への就職につながりやすくなっている。

ワンストップ事業を活用したきっかけ(又は取組を始めたきっかけ)

令和2年度の本市アンケートによると、9割のシングルマザーが就労しているが、6 割がパート・アルバイトなどの非正規雇用であった。また、4割のシングルマザーが就職・転職を希望しているものの、就職活動ができているのはうち3~4割であった。そこで、シングルマザーの経済的自立を支援する取組として、忙しくてもスマートフォンで気軽に就職活動できる仕組みを検討し、上記取組を行うこととした。



ワンストップ事業を活用した取組

「ひとり親×仕事」 サポート LINE



▶システムの機能等

- ①チャットボットによるキャリア相談の予約、LINE を活用したキャリア相談
- ②仕事紹介
- ③AI 求人マッチング(本人の性格と社風等をマッチした求人の提示)
- ④適職診断・心理チェック
- ⑤セミナー情報掲載
- ⑥LINE 配信(資格取得セミナーの情報や求人情報等の配信)

▶システム利用の手順

<①キャリア相談>

チャットボットで予約後、キャリアカウンセラーが LINE 上のチャットやビデオ通話などでキャリア相談を実施(土日・祝日含め朝 6 時～深夜 1 時)。

<②仕事紹介>

仕事紹介の登録後、面談日時を予約すると、ビデオ通話等で仕事の紹介を受けられる(平日午後。それ以外の日時も応相談)。

<③AI 求人マッチング>

LINE 上で全 10 問の選択式質問に回答すると、AI がマッチする企業を 3 社提示。ひとり親は、通勤時間や職種等で希望条件を狭める傾向にあるため、可能性や選択肢を広げるためのツールとして実装。その企業に興味があれば、仕事紹介の相談予約も可能。

<④適職診断・心理チェック>

LINE トーク画面で、面接や履歴書に役立つストレスチェック、仕事の価値観チェック、パーソナリティ診断を行うことができる。

<⑤セミナー情報>

堺市、大阪府、ハローワークなどの支援機関が実施するセミナーの中から、ひとり親に役立つ情報をピックアップして掲載している。

<⑥LINE 配信>

LINE の友だち追加者に、求人情報などを一斉配信。

▶活用実績(令和6年2月末時点)

LINE 友だち追加者数 7,085 人／キャリア相談 124 件／仕事紹介(延べ)1,937 件／就職 80 件。

▶周知方法

児童扶養手当申請者に、本取組を記載したちらしを配付。また、児童扶養手当現況届の案内に、同ちらしを同封して周知。

▶システムの定期見直し等の必要性

仕事紹介、AI 求人マッチングの企業情報の更新は随時必要。また、利用者の実用性や利便性を考慮し、リッチメニューデザインの変更やプロダクトの改修等も適宜検討が必要。

ここがポイント！

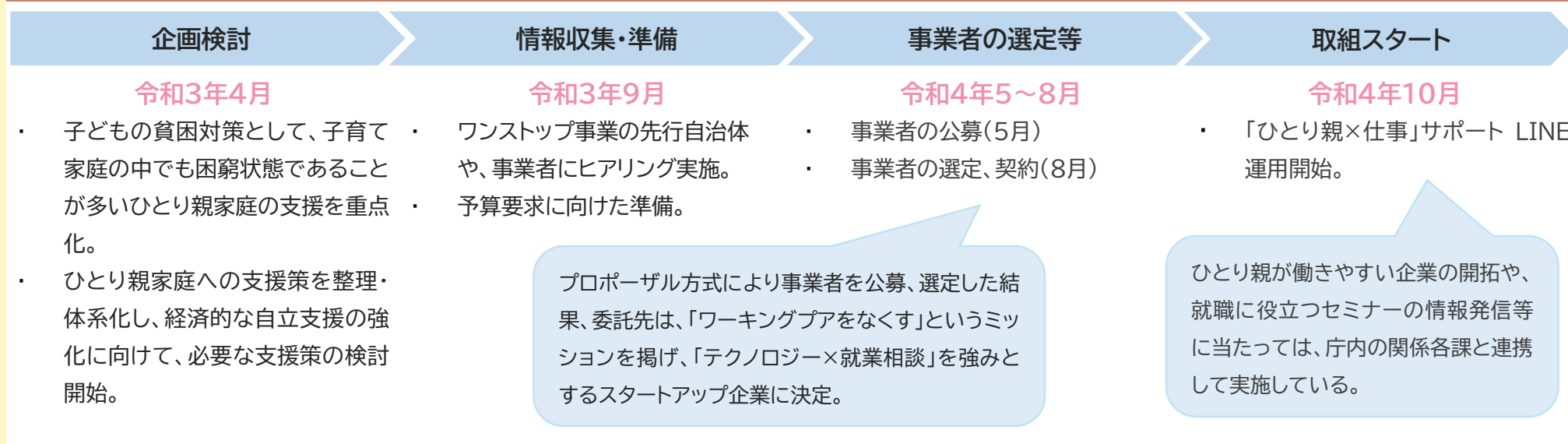
就労相談自体は、一般的にチャットボットが対応するのは難しい(回答精度が低い)ため、堺市では人間が対応する仕組みとした。



サポート LINE の画面

出所:堺市 HP
<https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/hughug/hitorioya/72753420220929172344402.html> (令和6年3月19日確認)

導入までのステップ



取組を参考にしたい自治体の方へのアドバイス

「ひとり親×仕事」サポート LINE のようなシステムは、あくまで支援ツールの一つなので、システム構築の前提として、めざすべき支援のあり方や相談体制の全体像をデザインしておく必要がある。

AI 求人マッチングは、他自治体にも比較的横展開しやすいと思われる。質問設定に当たり、それぞれの地域の特性を踏まえた内容に工夫すると、より意味のあるシステムになるのではないかと。質問数については、利用者の回答負担も考慮し、適度な数に設定するのがおすすめ。

堺市における、その他のひとり親支援の取組(例)

- 令和5年度ひとり親スタート応援「セミナー＆交流会」
(ひとり親になって概ね1年以内の方が対象)
- ひとり親キャリアチャレンジ事業
(半年以内に転職して収入を増やしたい方を対象に、半年間転職活動を全面サポート)
- ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業
(ファミリー・サポート・センターを利用した際、利用料の半額を給付)
- ひとり親家庭応援フードパントリー事業「エス・パン！」
(児童扶養手当が全額停止の方などを対象に、区役所等での食料応援を通じてタッチポイントを創出)
- リユース制服×ひとり親応援プロジェクト「Re 制服」
(リユース学生服を半額で購入できる民間事業者との連携プロジェクト)

「ひとり親家庭応援ガイド」、LINE を活用した相談支援、LINE を活用したプッシュ型情報発信それぞれの機能をいかし、ひとり親家庭への情報提供・相談対応を包括的に実施。ひとり親応援ガイドを活用して情報提供することで、限られた時間で行う直接の相談支援も効果的に行う。

基礎情報

人口:396,252 人

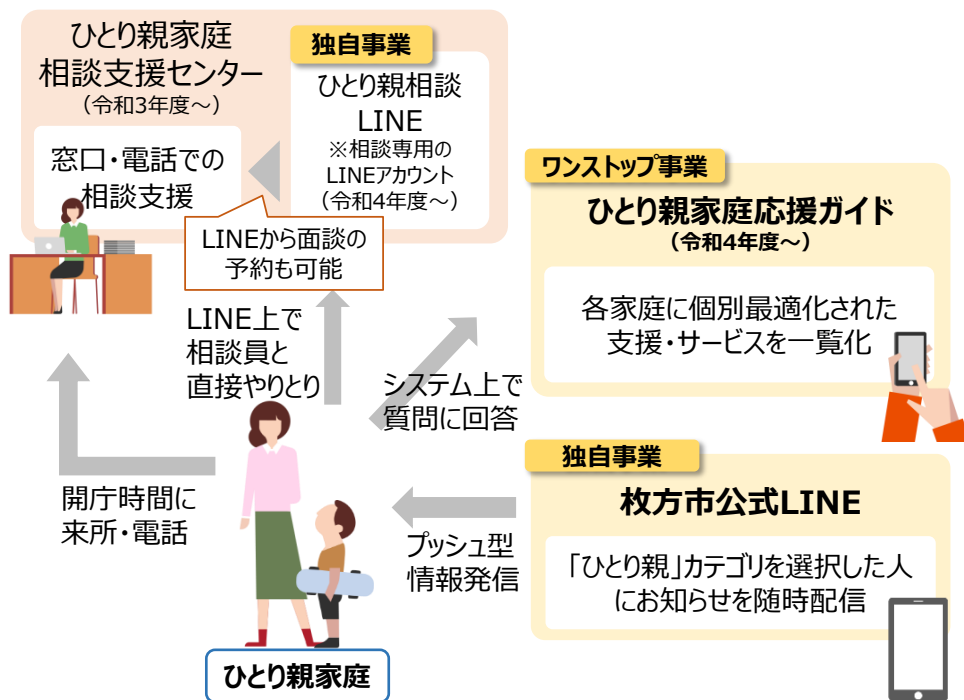
ひとり親家庭支援の所管:子ども未来部 まるっとこどもセンター

児童扶養手当受給者数:2,951 人

母子・父子自立支援員:2人

ワンストップ事業を活用した取組等による ひとり親家庭支援の体制・流れ

システムの長所・取組がもたらした変化



「ひとり親応援ガイド」の運用前は、支援策をまとめた情報冊子を作成していたものの、全ての制度を盛り込んでいたため情報量が多く、利用者目線では、「自分がどのサービスを使えるのか」が分かりにくかった。システムを活用することで、個別最適化された支援策を提案できるようになった。

当自治体の場合、システム導入後にこんな変化も

利用者がひとり親応援ガイドを確認してから窓口に来ると、事前知識を持った上で相談に臨んでもらうことができ、限られた時間でも余裕をもって制度を説明できるようになった。電話相談の場合、口頭だけでは相手が十分に理解したか把握することが難しい。そこで、応援ガイドを後から確認してほしいと伝えている。説明を受けた内容を改めて確認してもらえるので理解度が深まる。

職員側に良かったこととして、相談対応に応じる際、情報提供漏れの不安があったが、ガイドがあることで情報の補完、補足ができているのではないかとと思う。

ワンストップ事業を活用したきっかけ(又は取組を始めたきっかけ)

ひとり親家庭相談支援センターでは平日の日中にしか相談対応にあたることができず利便性に課題があった。ひとり親家庭からも、「閉庁時間にも対応してほしい」「時間がなくて電話をかけられない」「離婚前の相談をしたいが、周りに家族がいるので電話が難しい」等の要望があり、対応策を検討していた。加えて、ひとり親支援にあたってはどの制度の対象になるのか分かりにくいという課題があり、利用が進んでいない制度に関しては周知策を検討する必要があったことで、応援ガイドの着想に至った。



ワンストップ事業を活用した取組等

ひとり親家庭 応援ガイド



▶システムの機能等

- システム上で、具体的な個人情報の入力なしに 24 問程度の質問項目に答えてもらうことで、その家庭が利用できる支援・サービスを一覧で紹介。
- 案内する支援メニューは、ひとり親家庭の方が対象となる扶養手当や経済的支援だけでなく、離婚に伴う行政手続や一般的な子育てサービスも含まれる。

▶システム利用の手順

- 利用者は、枚方市公式 LINE や市 HP 等に掲載している URL や二次元コードからシステムにアクセスする。
- 子どもの年齢や障害の有無等 24 問の質問に答えると、回答をもとに利用できるサービス一覧が表示される。
- 画面上では、サービス名、サービス内容の簡単な説明、担当課名、市 HP の担当課へのリンク、及びワンプッシュで担当課に電話がかけられる。実際のサービス利用については、利用者が担当課への連絡や訪問により申請する。

ここがポイント！

令和 3 年 9 月の補正予算で要求を行い、予算決定後、実際の作業としては約半年程度の準備期間があった。
質問内容の検討や分岐等は委託事業者と相談しながら進めた。

▶活用実績

- 夜間ではなく、朝夕の通勤時や昼休憩時と思われる時間帯の利用が多くみられる。
- 回答のあった利用者数は 883 件(令和 4 年度)。
- 対面の相談時に支援制度を情報提供した際、「応援ガイドを見たので知っている」という声や、「応援ガイドで見た制度やサービスを知りたい」という具体的な問い合わせが来庁時や LINE 相談上でも来ることもある。

▶周知方法

枚方市公式 LINE や市 HP 上にて周知。
他課が所管する児童扶養手当の現況届郵送時に案内チラシを同封。
ひとり親向けの情報冊子に記載し庁内関係課にて配付。

▶システムの定期見直し等の必要性

制度の変更など応援ガイドの内容を更新する場合は、所管課がシステム上で直接修正する。

▶ワンストップ事業補助金を活用した部分

システムの設計・構築費に活用。

ここがポイント！

委託先であるシステム会社と一緒に検討を進めたが、複数年度にわたり委託事業者が関与するにはコストがかかるため、情報の更新等については所管課で管理できるよう持続可能なシステムとした。

ひとり親相談

▶システムの機能等

LINE



- 開庁時間(平日午前 9 時から午後 5 時)に、日頃から窓口で相談業務に携わっている母子・父子自立支援員がLINE上で相談を受け付け、テキストで回答をする。
- 利用者は開庁時間でも相談を送信することができ、その際は自動で開庁時間に返信する旨のメッセージを送信し、翌開庁時間に支援員が順次返信する。
- LINE上で面談予約ができ、対面での相談支援にもつなげている。

▶活用実績

- 支援員とやり取りを行った利用者数は 266 件(令和 4 年度)。
- LINE 相談は、ひとり親家庭相談支援センターの対面を含む相談全体の 4 分の 1 を占める。LINE だからこそつながれている人もいるのではないかな。

▶周知方法

枚方市公式 LINE や市 HP 上にて周知。
他課が所管する児童扶養手当の現況届郵送時に案内チラシを同封。
ひとり親向けの情報冊子に記載し庁内関係課にて配付。

ここがポイント！

市の公式 LINE は、ひとり親家庭に向けた支援情報をプッシュ型で配信している。市民が市公式 LINE の「受信設定」のアイコンから、「ひとり親」のカテゴリを選択すると、ひとり親に特化した情報が発信される。
「ひとり親家庭応援ガイド」、「ひとり親相談 LINE」、市の公式 LINE は、それぞれ担っている役割は異なる。応援ガイドだけではより深い相談はできないため、支援員と直接やり取りできる LINE 相談があることも重要で、各サービスが担う役割は意識して設計している。

取組を参考にしたい自治体の方へのアドバイス

「ひとり親家庭応援ガイド」については、自治体によって、対象となるサービスの内容は異なるが、システムは汎用性があるため、横展開可能。

LINE 相談もシステムの横展開は可能だが、口頭で説明する場合と違い、テキストでのやり取りのみで市民に理解してもらうために、ひとと言ひと言をより丁寧に入力する必要がある。また、利用者が増えたときに回答を待たせずに対応できるだけの人材の確保も重要である。



(上)ひとり親家庭応援ガイド画面

出所:ひとり親家庭応援ガイド <https://ttzk.graffer.jp/city-hirakata> (令和 6 年 2 月 27 日確認)

(左)「枚方市ひとり親相談」の周知ページ

(右)枚方市公式 LINE アイコン「枚方市キャラクター ひこぼしくん」

出所:枚方市 HP <https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000038116.html> (令和 6 年 2 月 27 日確認)



窓口用 PC の導入によって、相談者が母子・父子自立支援プログラム策定の電子申込や職務経歴書の作成をその場で職員と一緒にできるようになり、利用者の利便性が向上。また、相談記録を電子フォーム化し、窓口用 PC 上で入力することで職員の効率化にも繋がった。

基礎情報

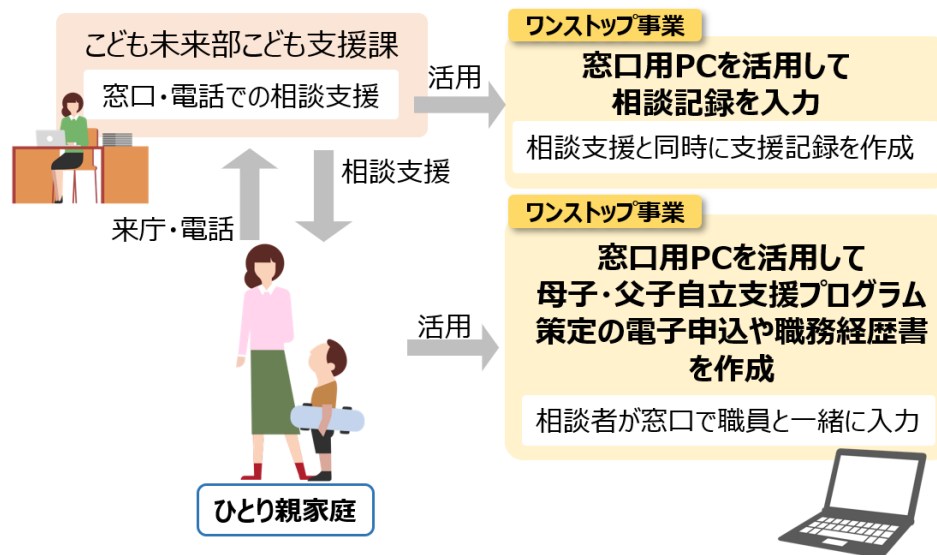
人口: 54,765 人

ひとり親家庭支援の所管: こども未来部こども支援課

児童扶養手当受給者数: 400 人

母子・父子自立支援員: 1 人

ワンストップ事業を活用した取組等による ひとり親家庭支援の体制・流れ



システムの長所・取組がもたらした変化

- 窓口で職員と相談しながら職務経歴書を作成することで、職務経歴書を作ったことがない、自宅にPCがない等の状況の相談者に対し、就職活動の支援ができるようになった。
- 以前は、相談者からの質問に対して、職員が自席に戻って調べた内容を印刷して窓口で配布・説明するという手間が発生していたが、窓口用PCの導入後は、職員と本人が同じ画面を見ながらその場で検索・情報提供できるようになった。対応時間の短縮に加え、対応の説得力が増し、相談者の安心感にもつながっている。
- 以前は、窓口対応中に相談内容を手書きで記録し、終了後に PC で転記するという二度手間が生じていたが、導入後は、相談対応中に窓口用 PC でフォームに記入したものを自席のPCに転送でき、業務効率化されている。

当自治体の場合、システム導入後にこんな変化も

窓口で把握しきれていない制度（企業が独自に提供している奨学金等）についても個別のニーズに合わせてその場で情報提供できる。

ワンストップ事業を活用したきっかけ(又は取組を始めたきっかけ)

セキュリティの観点から自席の PC を窓口を持ち出して使用することができないため、窓口用 PC を設置し、相談支援の際に支援制度の検索や情報提供、相談記録の作成等に活用できたらよいと考えていた。あわせて、「職務経歴書」を PC で作りたいが、そもそも PC を所有しておらず、作成方法もわからないため、応募にすらたどり着けない」という声が挙がっており、窓口用 PC で一緒に書類作成等を行うことができるとよいと考えた。



ワンストップ事業を活用した取組

窓口用 PC の
入力フォームを
活用した
支援施策



▶システムの機能等

- 職務経歴書の作成フォーム(①)
- 母子・父子自立支援プログラム策定事業の申込書作成フォーム(②)
- 相談記録フォーム(③)(職員がその場で相談記録を作成できる)

▶システム利用の手順

<①職務経歴書フォーム>

相談者が窓口用 PC のデスクトップ上のショートカットからフォームにアクセスし、内容を入力。記入したものは印刷し、本人に渡す。

<②母子・父子自立支援プログラム策定事業の申込書フォーム>

相談者が窓口用 PC のデスクトップ上のショートカットからアクセスし、内容を入力。フォームにはニーズを記載する欄(求職、転職、資格取得などキャリアアップのための支援制度の案内がほしい等)があり、チェックをしてもらう。それを踏まえ、母子・父子自立支援員が支援を行う。(なお、申込書の申請は紙でも受け付けている)。

<③相談記録フォーム>

職員が窓口で相談対応を行う際に、窓口用 PC を使って相談記録を入力。対応終了後は、セキュリティがより高い自席の PC にデータを転送し、窓口用 PC からは削除する。

▶活用実績

職員が窓口対応する際には、窓口用 PC を使用し、いずれも日々の業務の中で活用している。

職務経歴書については、特に若年層においてはこれまで職務経歴書を書いた経験がなく、記入内容や PC の使い方が分からない方もいるため、就労支援を所管している他課の職員も交えながら、窓口で一緒に経歴書を作成している。

▶ワンストップ事業補助金を活用した部分

窓口用 PC、窓口用インターネット環境設備一式、プリンター一式の購入。

ここがポイント！

本市は人口規模がさほど小さくなくひとり親家庭の数も絞られる。そのため、AI チャットボット等を活用して一般的な情報提供を行うよりも、窓口で一人一人の状況に応じた支援を充実させることを主眼に置いてワンストップ事業を活用した。

広島県ひとり親家庭サポートセンター公式 LINE に、AI チャットボットを搭載したひとり親家庭相談システムを導入。時間や場所を問わず相談できる体制が整備され、簡易的な質問は AI チャットボットで解決できるようになるとともに、より深い悩みについてはサポートセンターがより活用されるようになった。

基礎情報

人口:2,770,623 人

ひとり親家庭支援の所管: 健康福祉局 こども家庭課

児童扶養手当受給者数: 18,698 人

母子・父子自立支援員: 1人

ワンストップ事業を活用した取組等による ひとり親家庭支援の体制・流れ

システムの長所・取組がもたらした変化

日中働いている方が、広島県ひとり親家庭サポートセンターの相談受付時間(平日 9:00-17:00、うち2日は 20:00 まで、土日祝日 10:00-17:00)外にも相談できるようになった。

当自治体の場合、システム導入後にこんな変化も

- AI チャットボットの導入前と比べると、サポートセンターの窓口や電話では、より深い悩みに対応できるようになった。簡易的な質問は AI チャットボットで、より深い悩みや AI チャットボットで解決しなかったものはサポートセンターに直接相談されるといったすみ分けができつつある。
- AI チャットボットの導入後にサポートセンターの公式 LINE の登録者が増加し、LINE を活用したプッシュ型配信で情報を届けられる対象者が増加した。さらに、サポートセンターの認知度も向上したため、必要があればサポートセンターを利用してもらえるようになった。



公式 LINE のリッチメニュー(※)画面

出所: 広島県健康福祉局こども家庭課「AI を活用したひとり親家庭相談システムについて」
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/533314.pdf>(令和6年2月27日確認)
 (※トーク画面の下部に固定で表示されるメニュー機能)

ワンストップ事業を活用したきっかけ(又は取組を始めたきっかけ)

令和元年度に県でひとり親家庭等自立支援施策の需要調査を実施した結果、ひとり親になる前後における情報の入手先として、「インターネット」が 38.5%であったことを受け、IT 機器を活用した相談支援体制を整備し、AI で解決できる問題はシステム上で完結できるようにした。また、サポートセンターの活用状況が低く、相談件数も他県と比べて少なかったため、AI チャットボットの利用を通してサポートセンターの存在を認知してもらうという目的もあった。



ワンストップ事業を活用した取組

広島県ひとり親家庭サポートセンター公式 LINE



▶システムの機能等

- AI を活用したひとり親家庭相談システム(24 時間 365 日)
- プッシュ型情報配信(就業支援の講座、離婚前後親支援講座、サポートセンターが実施する支援等に関する情報)
- 児童扶養手当のシミュレーション等

▶システム利用の手順

<AI チャットボット>

- ①検索画面から、知りたいことをボタンで選択(悩みごとから支援を探す/主な相談機関を探す/多く寄せられるお悩み)。又は、自由入力スペースに質問を直接入力。
- ②質問に対する回答、より深く相談したい場合の連絡先、講座の予約画面にアクセスできる URL 等が提示される。

<プッシュ型情報配信>

LINE の友だち登録者に、情報を一斉配信する。

ここがポイント!

ひとり親家庭を直接支援するのは市町であるため、AI を活用したひとり親家庭相談システムから市町の相談窓口へ繋ぐ設計としている。そのため、シナリオの構築段階から市町に参加してもらい、内容を確認してもらった。

▶活用実績

<サポートセンター公式 LINE> (※令和 5 年 10 月 31 日時点)

登録者数:976 人。AI チャットボットの導入後に登録者が急増。

<AI を活用したひとり親家庭相談システム>

(※令和5年4月1日~10月31日時点)

ユニークユーザー数:244 人

会話総数:2,756 件

(うち、サポートセンターの相談時間外の会話総数は 54.0%)

平均ヒット率(ユーザーの質問をチャットボットが認識して回答した割合):97.5%

主な相談内容(表示回数が多かった FAQ):経済的支援、離婚前後のこと、就職に関すること、サポートセンターについて

▶周知方法

市町の協力を得て、AI チャットボットに関するチラシを現況届の送付時に同封したほか、市町の窓口において、LINE 登録用の二次元コードを設置した。また、公式 LINE のキャラクターの愛称募集、記者クラブでの発信や、新聞への記事掲載も行った。さらに、市町の相談支援員やひとり親支援の担当者が集まる研修にて、AI チャットボットを宣伝した。

▶システムの定期見直し等の必要性

AI チャットボットの利用後アンケートで問題が未解決とされた項目については、月1回の頻度で修正(委託事業者の修正案に県がフィードバックを行う)。

令和5年度は委託事業者が運用保守を担当しているが、令和6年度以降は、バグ修正等の対応を除き、県が直接運用保守を行う予定。操作説明書に従えば、県の職員が管理できる仕様となっている。

▶ワンストップ事業補助金を活用した部分

AI を活用したひとり親家庭相談システムの導入。

導入までのステップ

予算要求

令和3年度

- ・ 夏～秋頃に課内で実施を決定し、事業経費、ターゲット、目指す効果等に関する庁内での協議や、サポートセンターとの協議を実施。
- ・ 10月頃から予算要求を開始し、令和4年2～3月頃に予算成立。
- ・ 国から運用補助は出ないため、単年度事業として実施を決定。

システム構築後の運用経費の負担については、先行自治体や国の担当者に確認した。

実施内容・方針の決定

令和4年4月頃～

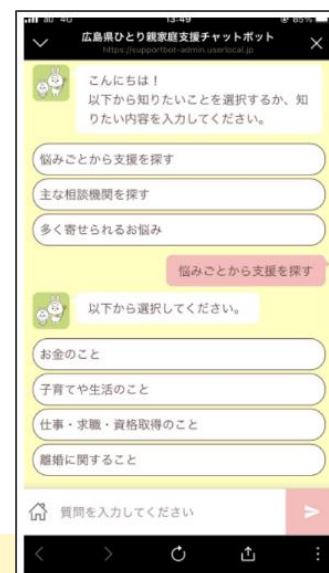
- ・ 庁内のシステム所管課や、すでにAIを活用している事業課に、セキュリティに関して確認。また、他のシステムの委託事業者に実現可能性について相談。
- ・ 先行自治体から提供してもらった仕様書をたたき台にしたが、搭載したい機能や実施方式(委託か直営か)等は自治体ごとに異なるため、検討を重ねた。

県の職員だけでシステムを管理できるか、効果測定のためにどのようなデータを取得できるか、シナリオをタイムリーに修正できるかなどの点を重視し、仕様に盛り込んだ。

事業者の選定

令和4年8月頃

- ・ 仕様書が完成し、公告。子ども家庭課、システム所管課、男女共同参画所管部門、働く女性の支援に関する部門の各課長が選定委員として参加。



システムの構築・運用

令和5年1月頃～

- ・ 「悩みごとから支援を探す」の各カテゴリにおける項目や制度に関する回答は、関係部門に確認した。
- ・ テストモニター(20名)に依頼し、システムの試用期間を設け、市町の相談員やサポートセンターの相談員、庁内に対して限定的に公開し、使用感や意見を聴取。
- ・ 令和5年4月1日から運用を開始。

AI チャットボットの質問画面

出所:広島県健康福祉局こども家庭課「AIを活用したひとり親家庭相談システムについて」
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/533314.pdf>(令和6年2月27日確認)

主に役所が閉庁している時間帯を中心に、支援実績の豊富な相談員が SNS 上で相談支援を実施。相談内容は AI チャットボットのバックデータとしても活用。

基礎情報

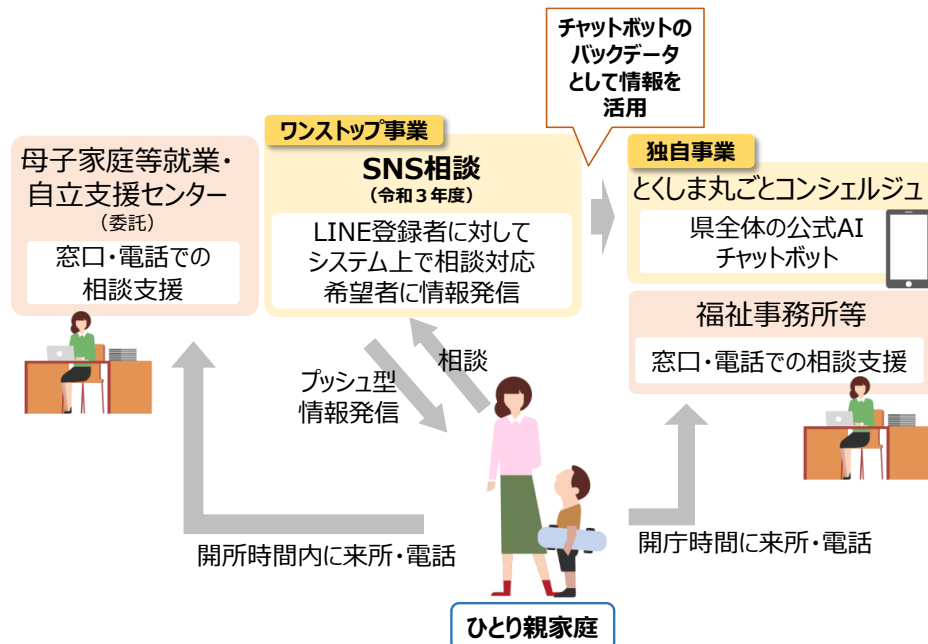
人口: 718,879 人

ひとり親家庭支援の所管: こども未来局こども家庭支援課

児童扶養手当受給者数: 5,345 人

母子・父子自立支援員: 9 人

ワンストップ事業を活用した取組等による ひとり親家庭支援の体制・流れ



システムの長所・取組がもたらした変化

SNS 相談の運用は母子家庭等就業・自立支援センターへ委託(実際の相談対応業務については実績のある民間団体に再委託)していた。行政ではなく、民間団体が相談支援にあたることで、相談者にとっても相談しやすい体制ができていたのではないかと。

当自治体の場合、システム導入後にこんな変化も

SNS での相談、かつ「ひとり親支援」という枠組みでの相談支援の中で、利用者が自分の気持ちを相談することができ、今後虐待につながる可能性もある深刻な悩みをキャッチし支援につなげることができた。

「子育てに限界を感じる」「手を出してしまいそう」等、児童虐待に関する対面での相談窓口では、なかなか自分の悩みを話づらい人も多い中で、ひとり親に関する相談に対応する中で、虐待につながるケースを未然に防ぐことができた。

ワンストップ事業を活用したきっかけ(又は取組を始めたきっかけ)

ひとり親に対する相談体制を強化することを目的として、相談者の利便性向上のために SNS 相談を開始した。あわせて、ひとり親家庭それぞれの関心事を把握して、適切な情報提供を行うためにプッシュ型情報発信を行いたいと考えていた。



ワンストップ事業を活用した取組

SNS 相談・ AI チャットボッ トへの相談内 容の活用



▶システムの機能等

- SNS 相談:母子家庭等就業・自立支援センターの公式 LINE を入り口として、別途構築した「相談システム」上で、相談員がチャットで相談に対応。相談内容は、県他部門が運用している AI チャットボット(「とくしま丸ごと AI コンシェルジュ」)の FAQ のバックデータの作成・更新に活用
- プッシュ型情報発信:SNS 相談の利用者の中から希望者に対して情報を発信

▶システム利用の手順

<①SNS 相談>

- 利用者が何か相談したいことがあった場合は、システム上で相談員にチャットで相談ができる。(利用時間は、ひとり親支援団体や母子・父子自立支援員による電話相談が可能である日中を避けた 18 時～22 時に設定)

<②プッシュ型情報発信>

- SNS 相談の登録時に、利用者が入力フォーム上で「居住地」「困りごと」「子どもの人数・年齢」「活用している公的支援」、「プッシュ型の情報提供の可否と希望する情報種別」「連絡先」等を登録
- 登録した情報種別に関わる情報をLINE で発信

▶活用実績

SNS 相談では夜間帯の相談もあり、行政の開庁時間や母子家庭等就業・自立支援センターの開所時間外の相談ニーズにも対応。

▶周知方法

SNS 相談に関するリーフレットを作成し、各窓口で資料配布。HP での掲載・周知を図った。

▶システムの定期見直し等の必要性

SNS 相談およびプッシュ型情報発信については単年度で事業終了したため、定期見直しは行っていない。

県全体で運用している AI チャットボットについては、ひとり親施策に関する FAQ の作成を所管課が担当。SNS 相談でのやり取り(どのような質問が多かったか)や現在の窓口業務でのやり取り等を踏まえて、毎年度 FAQ の更新を行っている。

▶ワンストップ事業補助金を活用した部分

相談システム構築の初期費用・システム利用費、SNS 相談業務費、周知啓発費等。

ここがポイント！

SNS 相談の相談員業務を、県内で女性支援に関わっている団体に委託したため、専門性を有する相談員が、福祉制度に関わる専門的な内容についても、比較的スムーズに支援を実施できた。

取組を参考にしたい自治体の方へのアドバイス

ひとり親支援について全国共通の制度(児童扶養手当等)については、相談対応の内容を共通化できるとよいが、施策の中には自治体の独自制度も多くある。また、自治体によって関係機関とどこまで連携・対応できるか等の状況は異なるため、留意が必要。

AI チャットボットの導入により、ひとり親家庭に特化した情報を利用者に素早く提供。相談者が AI チャットボットで制度の概要を調べ、より詳細な内容については電話で丁寧に対応することで重層的な支援体制を構築。

基礎情報

人口: 249,040 人

ひとり親家庭支援の所管: 子ども家庭総合支援室

児童扶養手当受給者数: 1954 人

母子・父子自立支援員: 2人

システムの長所・取組がもたらした変化

AI チャットボットの導入により、対応内容の均一化が図れる。また、来庁せずともいつでも相談対応ができるため、ひとり親の相談機能が強化された。
スマートフォンの活用が盛んな子育て世代にとっては、電話で質問しづらい内容であっても AI チャットボットなら気軽に相談できるという効果もある。



AI チャットボットの画面

出所: 株式会社ピースパーク「ひとり親家庭からの問い合わせに、休日、深夜問わず AI が回答」
<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/00000072.000018663.html> (令和 6 年 2 月 27 日確認)

当自治体の場合、システム導入後にこんな変化も

相談者が AI チャットボットで制度の概要を調べた上で、さらに詳しい事業内容を知りたい場合に電話等で問い合わせがくるといった既存の体制とのすみ分けができています。
そのため、簡易的な内容については AI チャットボットで対応でき、個別対応が必要な相談に注力できるとともに、業務負荷の軽減にもつながっている。

ワンストップ事業を活用したきっかけ(又は取組を始めたきっかけ)

制度の概要をひとり親自身が調べられるツールがあれば、窓口・電話相談では限られた時間を有効活用して、具体的な内容について相談できると考えていた。また、ひとり親に対する支援については認知度に課題もあった中で、国の補助事業をきっかけに、まずはひとり親家庭に関する情報提供を始めようと考え、AI チャットボットの導入を検討した。子ども家庭総合支援室の電話対応時間は 8:30~17:00 であるが、働いているひとり親はこの時間内での電話相談が難しい。また HP の情報量が多くひとり親に特化した情報にたどり着くのは難しいという課題があったことから、AI チャットボットから必要な支援情報を素早く提供したいという目的があった。



ワンストップ事業を活用した取組

徳島市ひとり 親家庭 AI チャ ットボット



▶システムの機能等

子育て支援制度全般にわたる様々な質問に AI チャットボットで応答しており、ひとり親だけでなく誰でも利用可能。子育てガイドブック「さんぽ」の中で特に問合せの多い制度や、徳島市の独自事業についても回答している。回答の中で制度の所管部署の連絡先が表示される。

▶システム利用の手順

市 HP 内の「子育て・教育」タブや、その中のカテゴリをクリックすると、AI チャットボットのアイコンが表示され、アクセスできる。また、LINE 徳島市公式アカウントのリッチメニュー（トーク画面の下部に固定で表示されるメニュー機能）からもアクセスできる。

チャット画面から質問したい内容のカテゴリを選択し、選択肢から質問を探す。（カテゴリ：経済的支援、住居支援、生活支援、学習支援、相談窓口、その他子育て関係）そのほか、入力フォームに質問を直接入力することも可能。

ここがポイント！

システム開発を委託した事業者から、AI チャットボットを既に導入している自治体や企業のアクセス数や利用者のメッセージ内容、利用頻度、利用時間帯等に関するレポートを提供してもらい、それらを参考にシステムを導入した。

▶活用実績

利用時間帯は月によって異なるが、開庁時間を問わずアクセスがある。

質問が多いのは、児童扶養手当等、経済的支援について。

▶周知方法

AIチャットボットの二次元コードを記載した名刺型のカードを作成し、児童扶養手当の受給者に配布した。

市の各支所でも二次元コードを記載したチラシを配布している。

▶システムの定期見直し等の必要性

年度末や年度途中において事業の新設や変更、廃止があるため、定期的な見直しが必要。

▶ワンストップ事業補助金を活用した部分

AI チャットボットの導入・開発。

導入までのステップ

予算確保

～令和3年度末

- 令和3年12月補正で予算を確保。

仕様書等の作成

～令和4年6月頃

- 令和4年4月から、業者選定に向けて話し合いを行った。
- AIチャットボットのゴールイメージを共有するために、関係部課と協議を行った。先行してAIチャットボットを導入している他自治体の事例等、先行自治体の取組も参考にした。

委託業者の選定

令和4年8月頃

- プロポーザルを実施し、委託業者を選定。5社から手挙げがあった。ひとり親家庭に特化した情報も搭載すること、24時間365日対応できること、質問に対してAIチャットボットで最適な回答を提供することを依頼した。

システムの構築・運用開始

～令和4年度末

- AIチャットボットに掲載する内容は、市の子育てガイドブック「さんぽ」の内容を網羅することを目指した。掲載内容は関係機関に確認しながら作成を進めた。
- 令和5年3月に試運用し、令和5年4月から本格運用を開始した。

取組を参考にしたい自治体の方へのアドバイス

どの自治体にも共通する基本的な事業もあるため、他自治体でもAIチャットボットの導入は可能だが、自治体の規模等によって制度の有無や事業の実施状況が異なるため、AIチャットボットで回答する内容は自治体に合わせて変える必要がある。電子申請については本人確認や添付書類の提出の必要もあるため、システム導入のハードルがあるのに対し、AIチャットボットでは個人情報収集しないため、導入のハードルは比較的低いと考えられる。

徳島市 HP

出所: 徳島市 HP「徳島市ひとり親家庭 AI チャットボット」
https://www.city.tokushima.tokushima.jp/kosodate/ikuji/hitorioya_shien/chatbot.html (令和6年2月27日確認)



ひとり親家庭支援センターの公式 LINE にて、センターからの情報配信やお悩みチャット相談機能を搭載。LINE でも相談できるようになったことで相談の窓口が広がり、ひとり親家庭支援センターへの直接の相談も増加。

基礎情報

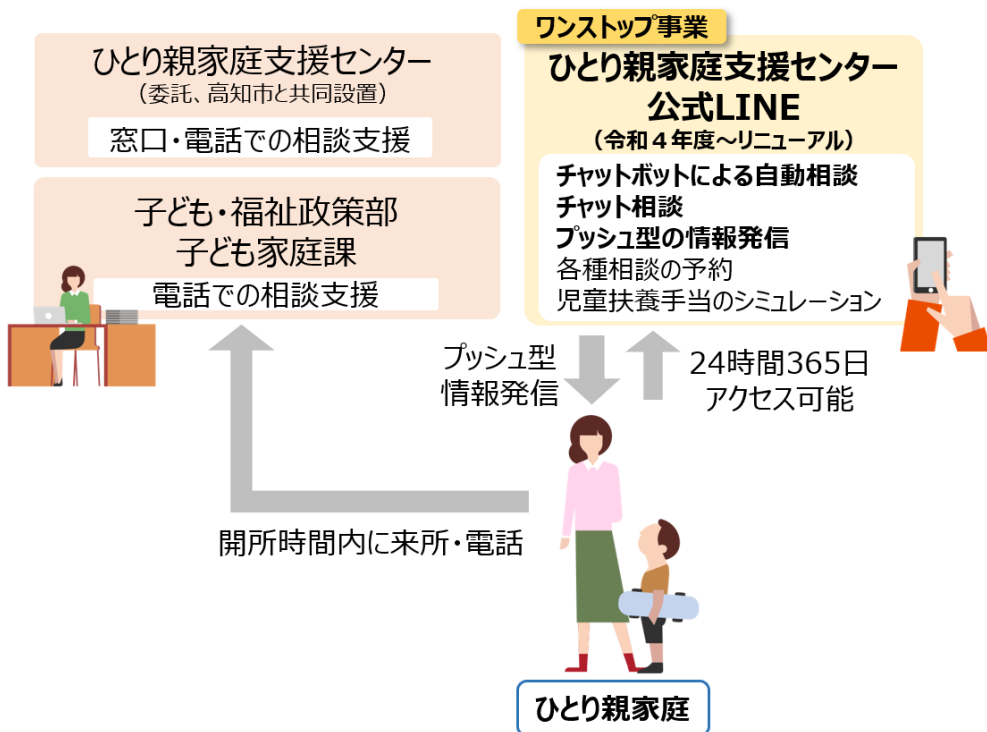
人口: 684,964 人

ひとり親家庭支援の所管: 子ども・福祉政策部 子ども家庭課

児童扶養手当受給者数: 6,218 人

母子・父子自立支援員: 2人

ワンストップ事業を活用した取組等による ひとり親家庭支援の体制・流れ



システムの長所・取組がもたらした変化

スマートフォンから必要な支援情報にアクセスでき、チャット相談ではいつでも質問を入力でき、質問への回答はセンター開所時間内に行われる。センター閉所時間でもチャットボットにより自動応答が可能。

チャットボットで基本的な情報を確認してもらい、それでも解決できない場合は、チャット相談や電話、訪問での相談につなげることができる。

当自治体の場合、システム導入後にこんな変化も

公式 LINE のリニューアルによってセンターの認知度が向上し、電話・来所による相談件数も増加した。センターによる相談受付総数（電話、来所、LINE を活用した相談の累計）は、令和 3 年 6 月～令和 4 年 3 月の 691 件から、令和 4 年度の 1,713 件に増加した（うち、電話・来所は 1,308 件）。

LINE のリニューアルにより、奨学金やフードパントリーに関する情報発信も可能になった。適切なタイミングで必要な情報を届けられるため、他の課から「集客に苦慮しているので情報発信してほしい」という依頼が来ることもある。

ワンストップ事業を活用したきっかけ(又は取組を始めたきっかけ)

令和2年度から当時のセンター委託先法人の提案により、LINE を活用した支援を実施していた。令和3年6月からは現委託先となり、LINE の更なる活用について提案を受けたため、ワンストップ事業を活用して令和4年4月に LINE をリニューアルした。

県としてもひとり親家庭の方々に向けて、支援制度や相談窓口などの情報を容易に把握できる環境を整え、確実に支援につなげていくため、ひとり親家庭支援センターの相談支援体制や情報発信を強化する必要があると認識していた。



ワンストップ事業を活用した取組

ひとり親家庭 支援センター 公式 LINE



▶システムの機能等

- チャットボットによる自動応答
- お役立ち情報(フードパントリー、NPO 法人の支援情報等)を登録者に対して定期的に発信。この情報は検索して何度でも見ることが可能
- チャット相談:センターの相談員がチャットにて相談に対応。応答はセンターの開所時間内だが、相談内容の送信は 24 時間可能
- 無料法律相談・各種専門家による相談の予約:弁護士、社会福祉士、キャリアコンサルタント等、各専門職の無料相談の予約が可能
- 児童扶養手当のシミュレーション:世帯人員、所得を入力すると月額試算が可能
- ひとり親家庭支援センター公式ホームページへのリンク

▶システム利用の手順

<チャットボット>

LINE に登録すると、LINE 上で上記6つのメニューが表示される。「困り事から解決策を探す」ボタンから知りたい内容を選択、または、自由入力スペースに質問を直接入力。

▶活用実績

LINE 登録者数:1,843 人(※令和5年3月末時点。リニューアル前の令和4年3月時点から約3.5倍に増加)

利用時間帯:7時頃、12 時頃、19 時~23 時など、ひとり親家庭支援センター開所時間以外の時間帯で LINE 相談やチャットボットの稼働率が高い。

LINE での相談件数:405 件、平均では月約 30 件(※令和4年度)。生活に関する相談、奨学金・お金、住まい、仕事・資格、離婚等に関する問合せが多い。

▶周知方法

- 市町村やマスコミによる広報
- LINE をリニューアルする際のプレスリリース、新聞記事の掲載
- 県の広報番組での案内
- 児童扶養手当の現況届の機会を活用し、窓口で LINE のリニューアルに関するチラシを配布

▶システムの定期見直し等の必要性

ひとり親家庭支援センターの委託法人に LINE の運用保守も委託。年1回程度、制度改正の対応等のため、内容を更新・拡充。

▶ワンストップ事業補助金を活用した部分

システムの開発費用に活用。

導入までのステップ

委託契約

令和3年 11 月頃

- システム開発はセンターの事業として、センターの委託先法人と随意契約を締結。再委託も可能とした。

方針の決定

令和3年 11 月～令和4年1月頃

- 発注後すぐに要件定義についての会議を行い、必要な機能について検討。
- 会議にはひとり親本人、センターの委託先法人も参加。

再委託先事業者の選定

令和3年 12 月頃

- アプリケーションの機能や希望する装備等について、県から仕様書を提示。
- デジタル政策課に仕様書の確認を依頼。

システム構築

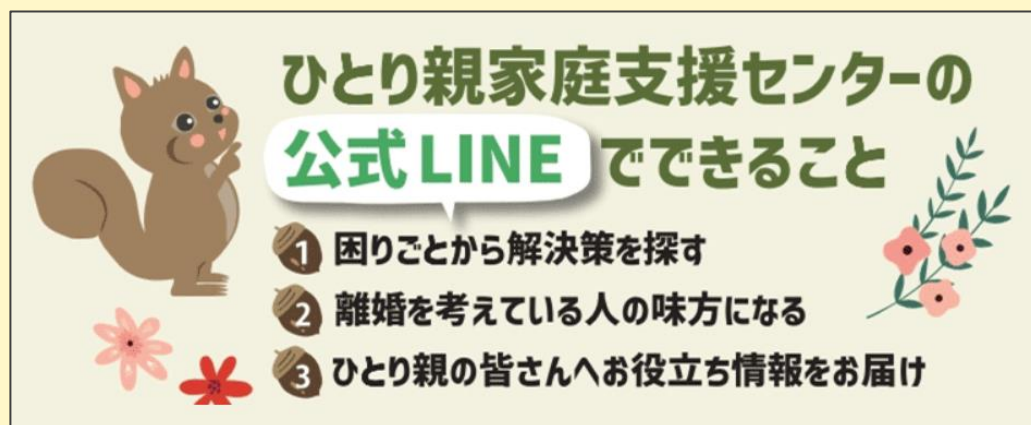
令和3年 12 月～令和4年3月頃

- 関係部課にもチャットボットの回答作成の協力を依頼。
- システムの設計・開発は再委託先が実施。

先行自治体の事例を参照し、仕様書を検討した。

取組を参考にしたい自治体の方へのアドバイス

開発したシステム自体は、他の自治体でも同様に導入できると考えている。当初は LINE ではなく独自のアプリケーションを想定していたが、専用アプリケーションを開発したが登録が進まず、利用が低迷しているという課題を聞いたこと、また、利用者にとって身近なツールである LINE を活用してはどうかと委託先から提案があったことを受け、LINE での構築に切り替えた。



LINE、チャットボットのお知らせ及び画面イメージ図

出所：ひとり親家庭支援センター「LINE 公式アカウント」<https://kochi-boshi.net/line.htm> (令和 6 年 2 月 27 日確認)



AI チャットボットとプッシュ型情報発信に加え、SNS での相談支援体制も構築することで、時間に制約がある方でも気軽に相談・情報を取得できる体制を整え、相談にかかる心理的ハードルを下げる。

基礎情報

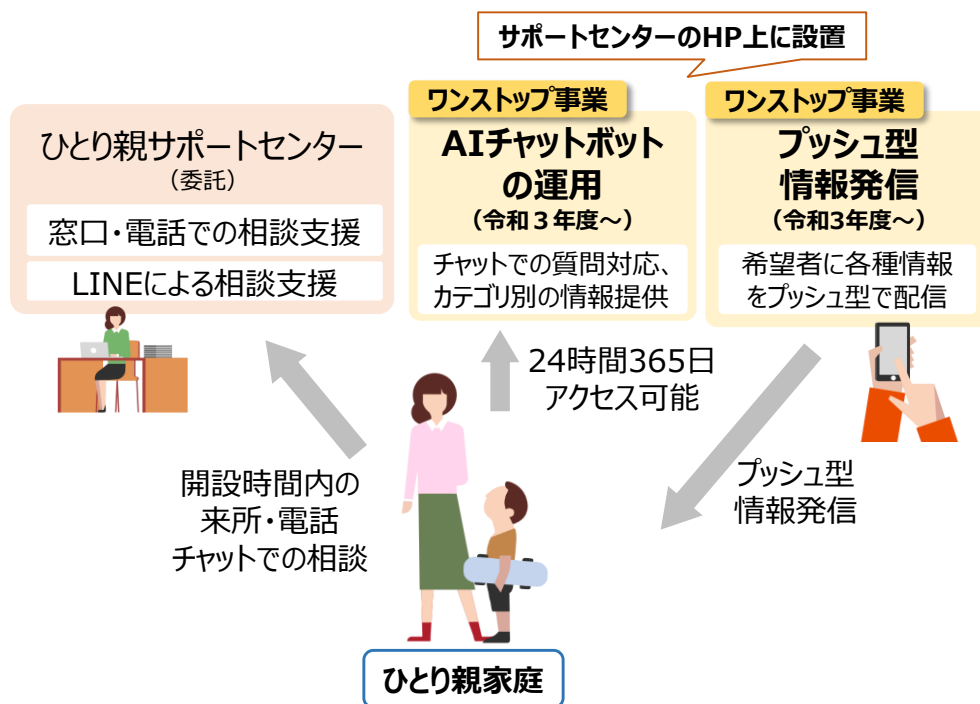
人口:5,104,921 人

ひとり親家庭支援の所管: 福祉労働部こども未来課
こどもの育ち・ひとり親支援係

児童扶養手当受給者数:49,028 人

母子・父子自立支援員:26 人(県内 9 か所の福祉事務所)

ワンストップ事業を活用した取組等による ひとり親家庭支援の体制・流れ



システムの長所・取組がもたらした変化

従来の相談支援体制は、来所又は電話がメインで、距離や時間の制約がある相談者も多くいた。

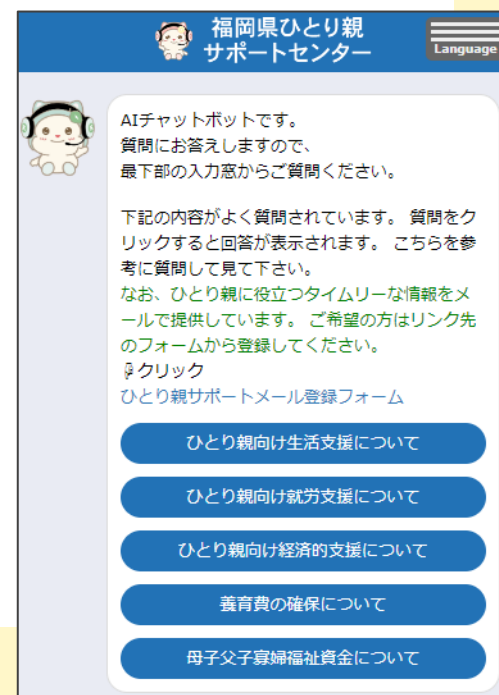
AI チャットボットの導入により、24 時間 365 日、利用者が望むタイミングでの情報提供が可能になった。

当自治体の場合、システム導入後にこ んな変化も

相談者からすると、電話や来所相談は心理的ハードルが高いのではないかと考えた。オンライン上で完結できる AI チャットボットでの支援情報の取得はハードルが低いことから、年間 4,000 件を超える利用実績につながっていると考えている。

AI チャットボットの画面

出所: 福岡県ひとり親サポートセンターHP
https://fukuoka.public-edia.com/webchat/fukuoka_hitorioya/
(令和 6 年 2 月 27 日確認)



ワンストップ事業を活用したきっかけ(又は取組を始めたきっかけ)

サポートセンターの相談員が対応できない夜間帯にも対応できるよう、HP に 24 時間 365 日使える AI チャットボットを導入し、支援に関する情報提供を開始した。他方で、AI チャットボットを活用する人は、そもそも支援策に興味を持っている層と考えられるため、上乘せに情報発信をすることで多くの方に支援策を活用してもらえと考え、あわせてプッシュ型の情報発信についても実施することになった。



ワンストップ事業を活用した取組

AI チャットボット ▶ システムの機能等

トとプッシュ型の情報発信



- ひとり親サポートセンターの HP に AI チャットボットによる相談受付機能を設置(365 日 24 時間対応可能)。
提供している情報は、子育て支援全般に関する内容というより、ひとり親支援に特化した内容が主。(離婚前の方に向けて、経済的支援や養育費確保に関する情報等も提供)
- サポートセンターの HP 上で希望する情報のカテゴリや連絡先を入力してもらい、希望者にメールで情報を発信。発信した内容は、給付金、無料弁護士相談、公正証書作成時の補助金等に関する情報。

▶ システム利用の手順

- AI チャットボットは、ひとり親サポートセンターHP からアクセス。
- プッシュ型の情報発信は、ひとり親サポートセンターHP 上の入力フォームで、メールアドレス、得たい情報のジャンル(就業等)、居住自治体、困っていることを入力すると、該当する情報が発信される。

▶ 活用実績

- AI チャットボットの回答件数(延べ):令和 3 年度(9 月以降) 4,738 件、令和 4 年度 4,064 件
- プッシュ型情報発信の登録者:64 件、メッセージの発信は 108 件

ここがポイント!

AI チャットボット、プッシュ型の情報発信に加え、令和 5 年度からはひとり親サポートセンターが LINE 相談を実施。
ひとり親家庭のニーズに合わせて様々な形で相談支援を提供。

▶ 周知方法

- 県の公式 X(旧 Twitter)や公式 LINE での周知、チラシ作成
- チラシは、児童扶養手当の現況届で来所した際の窓口配布、福祉事務所への配布などがメイン

▶ システムの定期見直し等の必要性

- 掲載情報の更新は所管課担当職員が収集・更新。
- 照会先は、子育て支援所管課や保護援護課(生活困窮支援)、放課後児童クラブ等の子どもの居場所を所管する部署等。県内市町村(政令市・中核市を含む)や支援団体に対しても掲載情報の照会をかけて情報を集約している。

▶ ワンストップ事業補助金を活用した部分

システムの開発。

プッシュ型情報発信の入力フォーム
出所:福岡県ひとり親サポートセンターHP
<https://hitorioya-support.net/>
(令和 6 年 2 月 27 日確認)

2. ヒアリング結果から見えてきたこと

(1) IT 機器を活用した相談支援のメリット

ワンストップ事業を活用している自治体の多くが、相談窓口（福祉事務所、母子家庭等就業・自立支援センター等）での対面や電話による直接の相談支援に加えて、IT 機器を活用した取組（チャットボット、プッシュ型の情報発信、SNS 相談等）を新たに実施又は強化することで、ひとり親家庭への相談支援体制全体の充実化を進めている。

① 窓口にアクセスしにくい層が相談しやすくなるための取組

IT 機器を活用した取組の中でも、チャットボットや SNS 相談等の仕組みは、時間的・距離的障壁があり窓口・電話での相談が難しいひとり親（日中就労しており窓口の開所時間内に相談することが難しい人や、離婚前で、家族の前で電話をするのが難しい人等）を含め、多くのひとり親が時間や場所を問わず相談しやすくなることを目的として実施されていた。実際に、IT 機器を活用した取組の実施により、ひとり親家庭からの相談件数が増加した自治体も見られ、対面・電話等による従来の相談支援体制に、IT 機器を活用した相談支援を付加することで、これまでアクセスできていなかった層が支援につながる機会が増えていることがうかがわれる。

② ひとり親家庭への支援制度・取組の認知度を向上させるための取組

プッシュ型の情報発信やチャットボット等の仕組みの目的には、ひとり親家庭が利用可能な支援制度・取組についての情報収集をしやすくなることが含まれていた。支援を必要とするひとり親家庭の中には、自ら情報を探し、自身が活用できる支援制度・取組を把握することが難しい家庭もあり、ホームページやチラシへの情報掲載のみでは、本来支援を必要とする層に十分に情報を届けることが難しい。実際、ひとり親家庭支援の実施に当たり、支援制度・取組の認知度の低さを課題として認識している自治体が複数あった。そうした課題については、プッシュ型の情報発信により、ひとり親家庭にとって有用な情報を届けたり、チャットボット等のシステム上で利用できるサービスを検索できる機能や一覧で見る機能を設けることが効果的と思われる。

③ 職員の業務効率化・相談援助スキルの平準化につながる取組

IT 機器の活用は、ひとり親家庭の利便性向上だけではなく、支援にあたる行政職員の負軽減・業務効率化にも寄与している。IT 機器を活用した業務効率化の取組としては、AI を活用した窓口・電話相談記録の作成、記録管理システム・関係部署間での情報共有システムの構築などがある。こうした取組により、事務作業の効率化や円滑な情報共有が実現することで、実際の相談支援により多くの時間・人手を投入できるようになり、相談支援の質の向上につながる。

また、チャットボット等のシステム上でサービス一覧が表示される仕組みや、電話対応の際に AI が自動作成する記録を見ながら、職員同士が対応方針についてリアルタイムで助言し合える仕組みは、職員の相談援助スキルの平準化にも役立つ。例えば、経験の浅い職員が難

しい相談へ対応する際のバックアップとして、こうした取組が役立っているとの意見が聞かれた。

(2) IT 機器を活用した相談支援の課題・限界

上述の通り、ひとり親家庭への相談支援で IT 機器を活用することにはメリットがある一方、IT 機器の活用には課題や限界についても指摘された。

① 相談から個別支援につなげることの難しさ

IT 機器を活用した相談支援の仕組みは、個人情報を入力せずに最適化された情報が取得できたり、気軽に相談ができたりといったメリットがある反面、伴走支援が必要な層へのリーチについては課題がある。例えば、チャットボットに複数回質問している人は、本来であれば、何らかの支援が必要な可能性が高い。しかし、チャットボットをアクセスした人なら誰でも利用できる（個人情報を入力せずに質問等ができる）設計としている場合、支援者側からアウトリーチすることが難しいとの声が聞かれた。

チャットボット等の利用者の中から特に支援の必要性が高い層を伴走支援につなげる仕組みを構築するには、個人データの利活用も必要になるとわれ、対応が難しい自治体も多いと思われる。このため、チャットボットを構築するだけでなく、児童扶養手当の申請や現況届の窓口、母子手帳の交付窓口など、家庭と接点を持つタイミングをうまくとらえて支援につなげるといった、従来の相談支援の充実化も両輪で進めることが必要と考えられる。

② SNS 相談ならではの相談援助スキルが必要

SNS 相談の仕組みにおいては、顔が見えない中で相談者の支援ニーズを読み取り、適切な支援につなぐための相談員の高いスキルが求められる。SNS 相談の仕組みは誰でも気軽に利用しやすいため、相談者が大幅に増えることもあり、その場合には特に、多くの相談に適切に対応し、支援につなげるだけの人員の確保も重要である。

③ 対面での支援と組み合わせることが必要

ひとり親家庭が抱える背景や悩みは多様であり、個別最適な支援を行うためには、支援者が個別の状況や意向を丁寧にアセスメントし、本人に寄り添いながら情報提供や支援方針を検討することが重要となる。このためには、チャットボットや SNS 相談だけで対応を終えるのではなく、支援者が直接ひとり親と顔を合わせながら相談支援に当たる必要がある。ヒアリングの中でも、IT 機器を活用した相談支援の仕組みは、あくまで、より多くのひとり親が相談支援の入口につながるためのツール（支援につながるきっかけ）として位置づけているとの意見が聞かれた。

（３）補助金制度に関する自治体からの意見等

ヒアリングでは、複数の自治体より、補助率が国 10/10 となっていることのメリットが聞かれた一方、課題としては、システム開発後のランニングコストに補助金を活用できない点が指摘された。例えば、チャットボットの運用にあたっては、予想される質問に対する答え（FAQ）を作成し、制度変更や拡充の度に更新していく必要があるが、それらの更新やシステムの保守作業について補助がつかないため、自治体の独自予算からの支出が難しく、持続可能な形で事業を実施することが難しいという意見が聞かれた。またヒアリング対象自治体の中には、FAQ の作成・更新等を所管課職員が担っており、業務負担となっているとの意見も聞かれた。

（４）仕様の標準化・システムの相互運用可能性について

① チャットボット

ヒアリングにおいては、チャットボットの大枠の仕組み（ボタンから困りごとを選ぶと関連する支援制度・取組の一覧が表示される等）の自体は、横展開が可能ではないかとの意見が複数聞かれた。

チャットボット等のシステム導入にあたっては、「利用者が特定の質問内容を入力すると、チャットボットがそれに対応する回答を自動表示する」等、A というデータをインプットした際に、システム上、B というアウトプットが自動で算出されるというフォーマットが必要になる。現在、ワンストップ事業を活用してチャットボットを導入する際、FAQ の作成（A という質問に対して B という回答を用意する作業）は各自治体が担っているが、国、あるいは都道府県単位で共通する支援制度・取組については FAQ の統一化・横展開が有用ではないかとの意見が複数の自治体から聞かれた。

一方で、B のアウトプット情報にあたる各種支援制度・取組や相談先・支援提供者については各自治体独自の内容も多く、また、相談対応や多機関連携にかかる実際の動き方は、自治体によって大きく異なるため、全ての部分について標準的な回答を作成・設定することは難しい。

② 庁内の情報共有システム

庁内の情報共有システムについては、ヒアリングでは自治体からの導入ニーズが高かった一方で、情報連携する関係課が複数ある場合、情報の共有範囲の判断が難しいという課題がある。情報共有の範囲等について、国から何らかの指針が打ち出されると検討がしやすいとの意見が聞かれた。

③ その他

SNS 相談については、導入自治体のほとんどが、既存の SNS 上に相談窓口の公式アカウントを作成し運用するという方法をとっているため、一からシステムを導入する必要がなく、比較的容易に横展開が可能との意見が聞かれた。

また、AI 自動記録作成システムについては、他の自治体でも同じ仕様のシステムを導入することが可能と思われる。

第4章 高等職業訓練促進給付金の効果に関する調査

本章では、「高等職業訓練促進給付金の効果に関する調査」で実施した以下アンケート調査の集計結果⁵を掲載する。

○自治体向けアンケート調査（対象：令和4年度福祉事務所設置自治体）

○利用者向けアンケート調査（対象：令和3年度以降に高等職業訓練促進給付金による給付を受け、資格を取得したひとり親家庭）

1. 回収結果

回収結果は、以下のとおりであった。

図表 4-1 有効回答数と回答率（自治体向けアンケート調査）

調査対象数	有効回答数			有効回答率
	1回目調査	2回目調査	合計	
906	152	502	654	72.2%

図表 4-2 有効回答数（利用者向けアンケート調査）

	有効回答数 (合計)	拡充措置の対象か否か		
		拡充措置の対象	拡充措置の対象でない	不詳
合計	882(100.0%)	141(16.0%)	740(83.9%)	1(0.1%)
1回目調査	124(100.0%)	109(87.9%)	15(12.1%)	0(0.0%)
2回目調査	758(100.0%)	32(4.2%)	725(95.6%)	1(0.1%)

（注）拡充措置対象者は悉皆調査（1回目調査）、その他の対象者は抽出調査（2回目調査）としたため、拡充措置対象者が全体に占める割合は、実際の母集団における割合よりも高くなっている。

⁵ 自治体向けアンケート、利用者向けアンケートはいずれも、1回目調査、2回目調査の2回に分けて実施した（第1章参照）。1回目調査では、主に拡充措置の効果の把握を目的としていたのに対し、2回目調査では、高等職業訓練促進給付金制度全体の効果（拡充措置の効果も含む）の把握を目的としていた。また、2回目調査では、より調査目的を達成するため、1回目調査の結果を踏まえて、調査票の設問や選択肢の一部に変更を加えた。これらのことから、1回目調査と2回目調査では、調査票の設問や選択肢に異なる部分がある。そこで、集計に当たっては、2回の調査間で共通する設問については回答を合わせて集計を行い、異なる設問については別々に集計を行った。

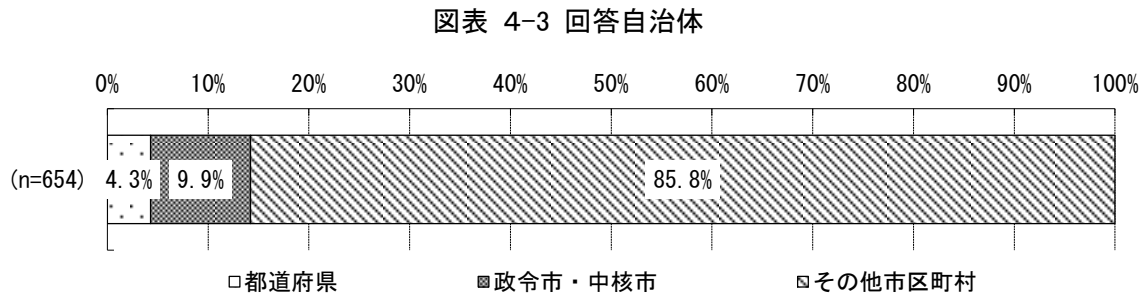
2. 自治体向けアンケート調査の結果概要

各見出しの（ ）内の設問番号について、1回目調査の設問番号の場合は1-問〇、2回目調査の設問番号の場合は2-問〇と表記している。

（1）回答自治体の概略

① 回答自治体の種別

「その他市区町村」の割合が最も高く 85.8%となっている。次いで、「政令市・中核市（9.9%）」、「都道府県（4.3%）」となっている。



② ひとり親家庭の世帯数（1-問2、2-問2）

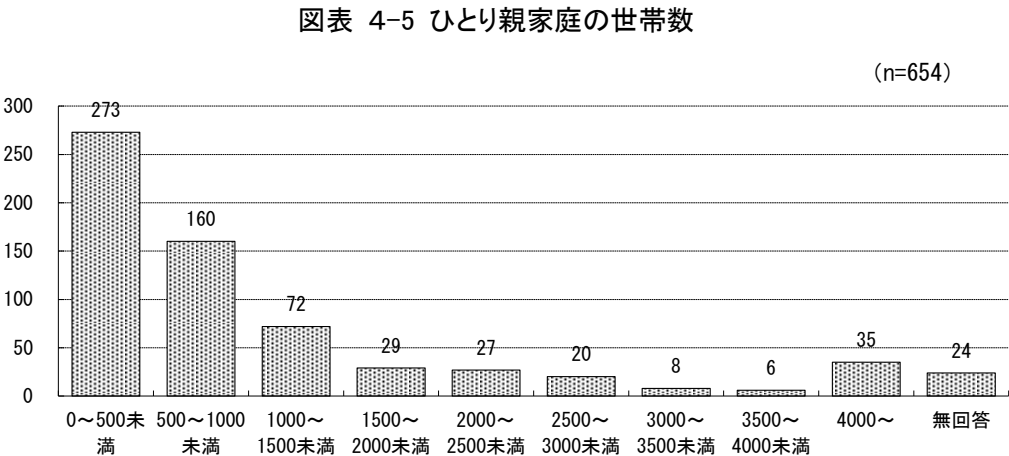
平均値 1,235.0、最小値 0.0、最大値 27,589.0、標準偏差 2,301.6 となっている。

図表 4-4 ひとり親家庭の世帯数(単位:世帯)

n	合計値	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値	25%値	75%値
630	778,071.0	0.0	27,589.0	1,235.0	2,301.6	589.0	307.0	1,223.0

(注1) 1回目調査は、福祉行政報告例61表 令和5年3月分報告 月末現在数、2回目調査は福祉行政報告例61表 令和5年8月分報告 月末現在数（いずれも全部支給停止者数含む）を記載。

(注2) 都道府県については、高等職業訓練給付金を都道府県が支給している町村分の世帯数を記載。

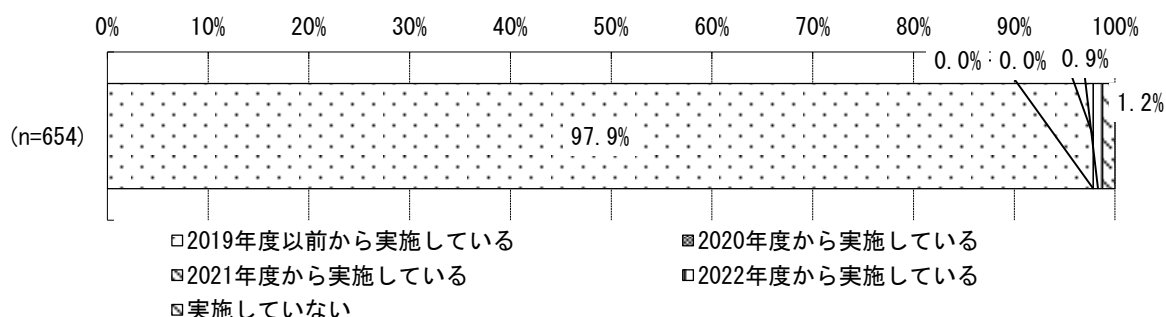


(2) 高等職業訓練促進給付金事業について

① 高等職業訓練促進給付金事業の実施状況 (1-問3、2-問3)

「2019 年度以前から実施している」の割合が最も高く 97.9%となっている。次いで、「実施していない (1.2%)」、「2022 年度から実施している (0.9%)」となっている。
実施している割合は 98.8%で、646 自治体である。

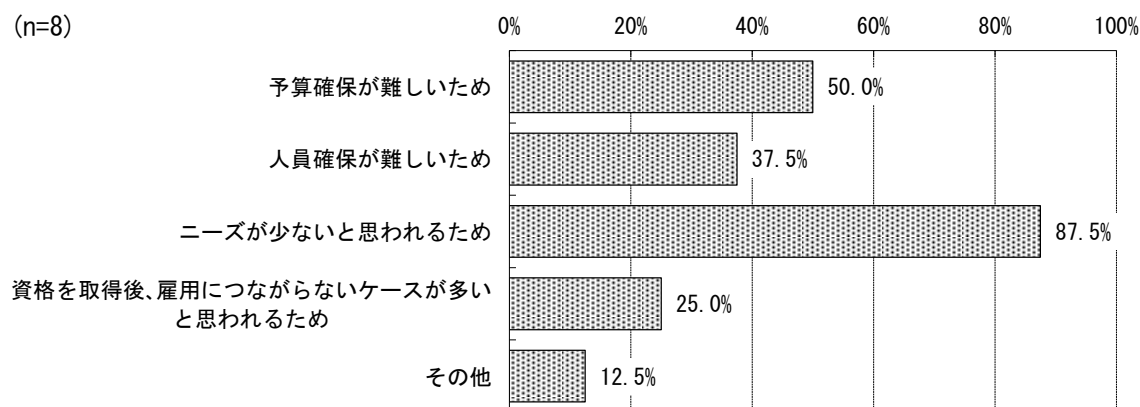
図表 4-6 高等職業訓練促進給付金事業の実施状況



② 高等職業訓練促進給付金等事業を実施していない理由 (2-問4)

「ニーズが少ないと思われるため」の割合が最も高く 87.5%となっている。次いで、「予算確保が難しいため (50.0%)」、「人員確保が難しいため (37.5%)」となっている。

図表 4-7 高等職業訓練促進給付金等事業を実施していない理由(複数回答)



(注) サンプルサイズが小さいため、留意。

【事業全体について】

③ 高等職業訓練促進給付金の支給実績件数（1-問5、2-問7）

2020（令和2）年度の支給実績件数は、平均値 10.3、最小値 0.0、最大値 377.0、標準偏差 24.9 となっている。

2021（令和3）年度の支給実績件数は、平均値 11.6、最小値 0.0、最大値 303.0、標準偏差 26.2 であり、このうち拡充措置分の件数は、平均値 0.7、最小値 0.0、最大値 48.0、標準偏差 3.6 となっている。

2022（令和4）年度の支給実績件数は、平均値 12.2、最小値 0.0、最大値 304.0、標準偏差 28.4 であり、このうち拡充措置分の件数は、平均値 1.4、最小値 0.0、最大値 98.0、標準偏差 6.0 となっている。

経年での変化を見ると、支給実績件数の平均値、合計値のいずれも増加している。拡充措置分が占める割合についても、2021（令和3）年度は 6.2%、2022（令和4）年度は 11.2% と増加している。

図表 4-8 高等職業訓練促進給付金の支給実績件数（事業を実施している自治体）（単位：件）

	n	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値	25%値	75%値
2020(令和2)年度	631	0.0	377.0	10.3	24.9	4.0	1.0	10.0
2021(令和3)年度	631	0.0	303.0	11.6	26.2	5.0	2.0	12.0
うち拡充措置分	631	0.0	48.0	0.7	3.6	0.0	0.0	0.0
2022(令和4)年度	631	0.0	304.0	12.2	28.4	5.0	2.0	12.0
うち拡充措置分	631	0.0	98.0	1.4	6.0	0.0	0.0	1.0

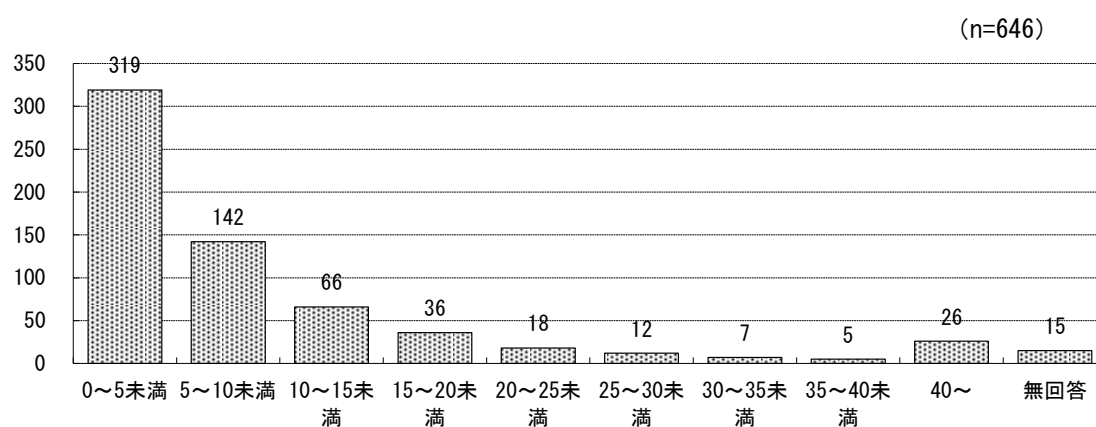
（注）すべての項目に記載のあった自治体を集計対象とした。

図表 4-9 高等職業訓練促進給付金の支給実績件数（合計）（事業を実施している自治体）（単位：件）

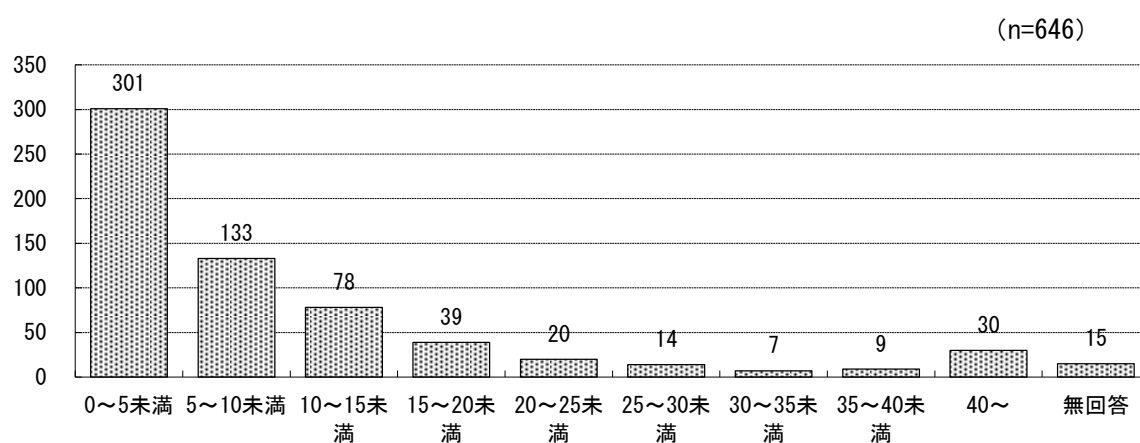
	n	合計件数	制度拡充分が占める割合
2020(令和2)年度	631	6,511	
2021(令和3)年度	631	7,302	
うち拡充措置分	631	459	6.2%
2022(令和4)年度	631	7,706	
うち拡充措置分	631	865	11.2%

（注）すべての項目に記載のあった自治体を集計対象とした。

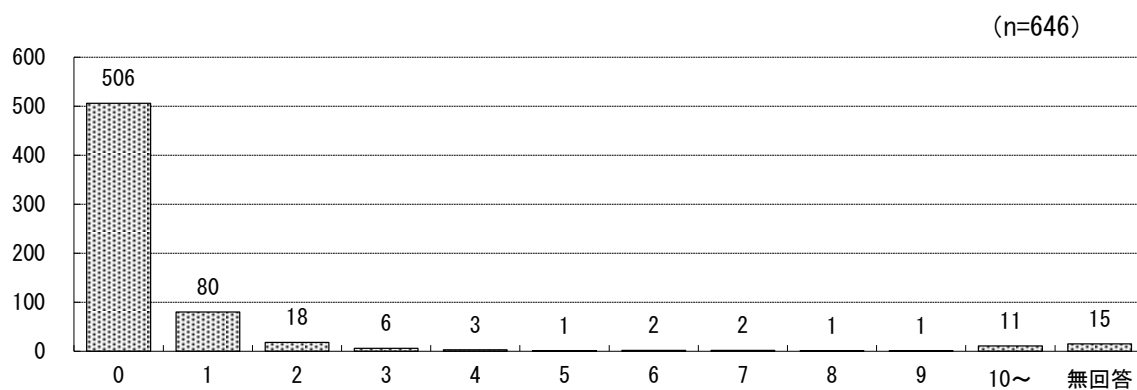
図表 4-10 高等職業訓練促進給付金の支給実績件数(2020(令和2)年度)



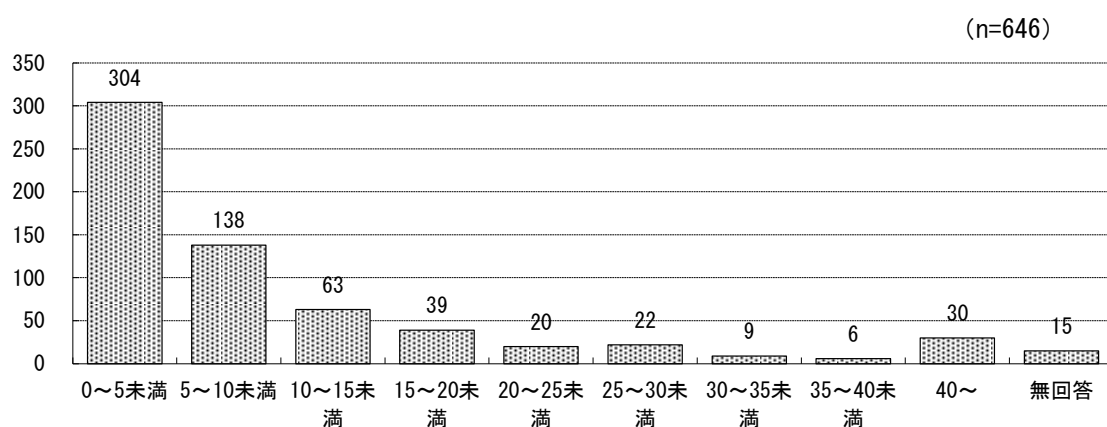
図表 4-11 高等職業訓練促進給付金の支給実績件数(2021(令和3)年度)



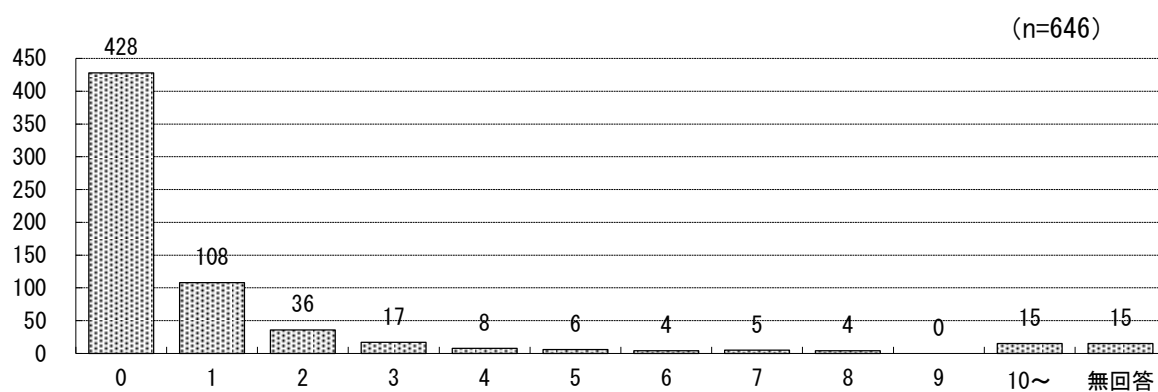
図表 4-12 高等職業訓練促進給付金の支給実績件数(2021(令和3)年度 うち制度拡充分)



図表 4-13 高等職業訓練促進給付金の支給実績件数(2022(令和4)年度)



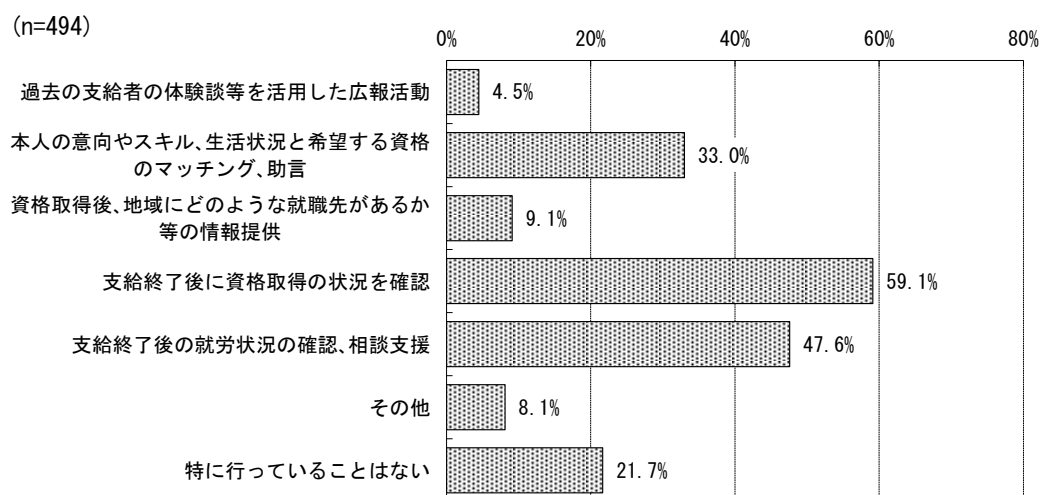
図表 4-14 高等職業訓練促進給付金の支給実績件数(2022(令和4)年度 うち拡充措置分)



④ 高等職業訓練促進給付金の効果的な運用のための工夫（2-問 8）

「支給終了後に資格取得の状況を確認」の割合が最も高く 59.1%となっている。次いで、「支給終了後の就労状況の確認、相談支援（47.6%）」、「本人の意向やスキル、生活状況と希望する資格のマッチング、助言（33.0%）」となっている。

図表 4-15 高等職業訓練促進給付金の効果的な運用のための工夫(事業を実施している自治体)
(複数回答)



(注1) 本設問は2回目の調査のみに設定したため、回答対象となった自治体は、2回目の調査で高等職業訓練促進給付金事業の実施があると回答した494自治体である。

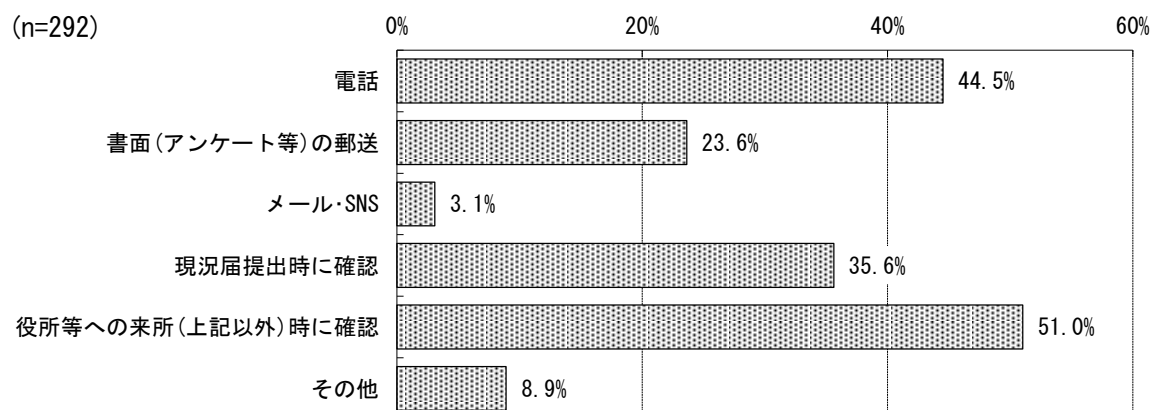
(注2) 「その他」として、「支給中定期面談」、「毎月の出席状況報告とは別に、原則年1回は面接により修学、生活状況等の確認を行う」、「自立支援プログラムを策定し、資格取得から修業後、就職後をサポートする」、「児童扶養手当受給者への制度の周知」等が挙げられた。

⑤ 支給終了後の資格取得の状況確認について

1) 資格取得の状況の確認方法（2-問 9）

「役所等への来所(上記以外)時に確認」の割合が最も高く 51.0%となっている。次いで、「電話（44.5%）」、「現況届提出時に確認（35.6%）」となっている。

図表 4-16 資格取得の状況の確認方法(支給終了後に資格取得の状況を確認する自治体)(複数回答)



(注) 「その他」として、「修了支援給付金申請時に確認」、「資格取得及び就職状況報告書の提出を求めている」、「資格取得後に合格証コピーの提出を依頼」、「就労支援プログラム終了時及び終了後の相談支援にて確認している」、「話す機会があった際に確認する程度」、「保険変更の手続き時に確認」等が挙げられた。

2) 資格取得が確認できた件数（2-問 10）

2020（令和 2）年度に資格取得が確認できた件数は、平均値 2.8、最小値 0.0、最大値 31.0、標準偏差 3.8 となっている。

2021（令和 3）年度に資格取得が確認できた件数は、平均値 2.6、最小値 0.0、最大値 18.0、標準偏差 3.3 であり、このうち拡充措置分の件数は、平均値 0.0、最小値 0.0、最大値 2.0、標準偏差 0.2 となっている。

2022（令和 4）年度に資格取得が確認できた件数は、平均値 2.7、最小値 0.0、最大値 29.0、標準偏差 3.4 であり、このうち拡充措置分の件数は、平均値 0.1、最小値 0.0、最大値 3.0、標準偏差 0.3 となっている。

図表 4-17 資格取得が確認できた件数（支給終了後に資格取得の状況を確認する自治体）（単位：件）

	n	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値	25%値	75%値
2020(令和2)年度	266	0.0	31.0	2.8	3.8	2.0	0.0	3.8
2021(令和3)年度	271	0.0	18.0	2.6	3.3	2.0	0.0	3.0
うち拡充措置分	271	0.0	2.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0
2022(令和4)年度	277	0.0	29.0	2.7	3.4	2.0	1.0	4.0
うち拡充措置分	277	0.0	3.0	0.1	0.3	0.0	0.0	0.0

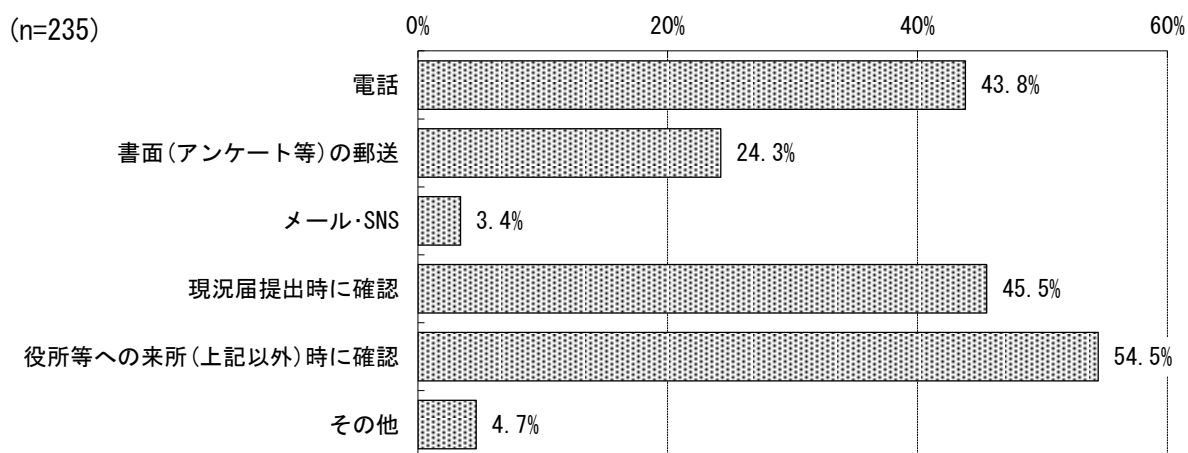
（注）年度ごとにすべての項目に記載のあった自治体を集計対象とした。

⑥ 支給終了後の就労状況の確認、相談支援について

1) 就労状況の確認、相談支援の実施方法（2-問 11）

「役所等への来所（上記以外）時に確認」の割合が最も高く 54.5%となっている。次いで、「現況届提出時に確認（45.5%）」、「電話（43.8%）」となっている。

図表 4-18 就労状況の確認、相談支援の実施方法
（支給終了後の就労状況の確認、相談支援を行う自治体、複数回答）

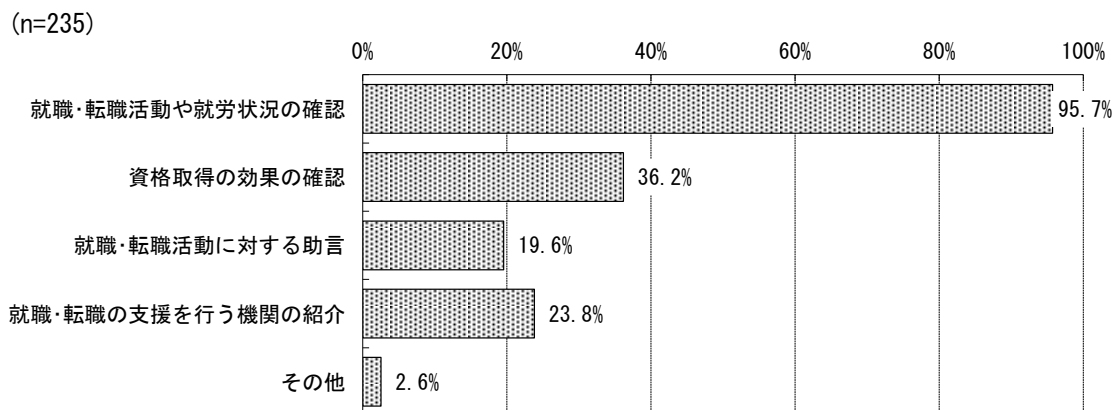


（注）「その他」として、「修了報告書様式に『今後の就労予定』の項目を設け、就労先を確認」、「修了支援給付金の手続き時に確認している」、「就業報告書を提出してもらっている」等が挙げられた。

2) 就労状況の確認、相談支援の実施内容（2-問 12）

「就職・転職活動や就労状況の確認」の割合が最も高く 95.7%となっている。次いで、「資格取得の効果の確認（36.2%）」、「就職・転職の支援を行う機関の紹介（23.8%）」となっている。

図表 4-19 就労状況の確認、相談支援の実施内容
（支給終了後の就労状況の確認、相談支援を行う自治体、複数回答）

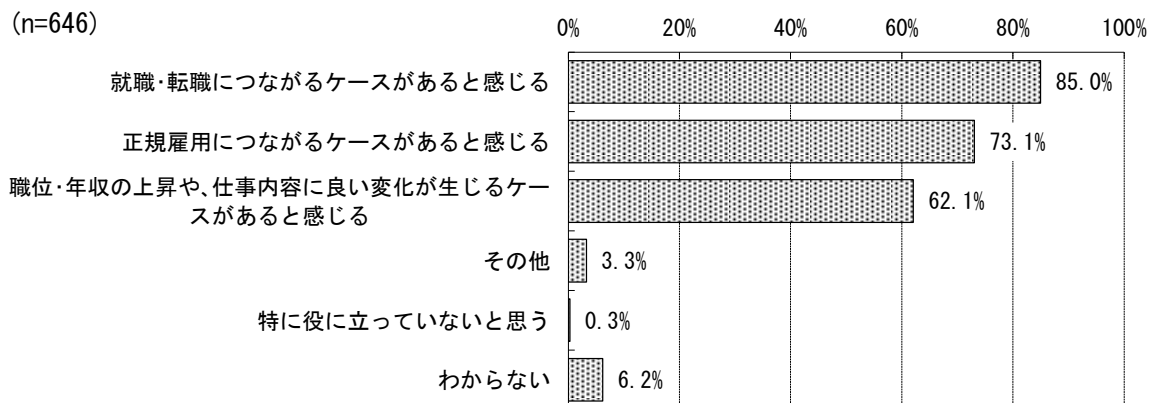


（注）「その他」として、「就労の定着支援、生活相談等の支援」、「生活状況の変化や子の成長に伴う貸付金制度の利用や奨学金制度等についての助言」、「生活状況の確認、困り感の聞き取り」、「ほとんどの人が資格取得時に就職が決まっているので、職場の人間関係や就労内容の相談に乗る」等が挙げられた。

⑦ 高等職業訓練促進給付金による資格取得の効果（1-問 6、2-問 13）

「就職・転職につながるケースがあると感じる」の割合が最も高く 85.0%となっている。次いで、「正規雇用につながるケースがあると感じる（73.1%）」、「職位・年収の上昇や、仕事内容に良い変化が生じるケースがあると感じる（62.1%）」となっている。

図表 4-20 高等職業訓練促進給付金による資格取得の効果
（事業を実施している自治体、複数回答）



（注1）「その他」として、「自信を持てるなど精神的な効果」、「精神的な安定、生活の安定に繋がっていると感じる」、「頑張ったことへの成果が自信につながり、仕事への意欲も高まると感じている」、「役に立っていない程ではないが、1～3つ目の選択肢に当てはまった例をあまり聞かない」、「資格・講座によっては効果がはかりにくい」、「ケースバイケースなので一概に言えない」等が挙げられた。

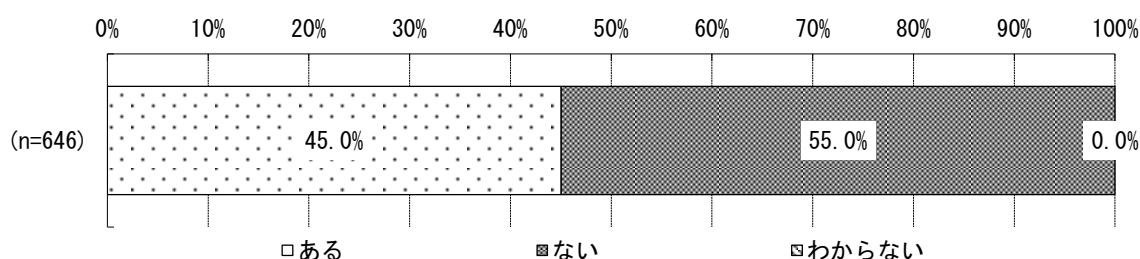
（注2）「特に役に立っていないと思う」の理由を尋ねたところ、「拡充措置分については受給者が資格と関係無い職種に就職したため」、「受講者が高齢の場合、就職・転職につながりにくいと感じる」が挙げられた。

【拡充措置について】

⑧ 高等職業訓練促進給付金事業の拡充措置に係る支給実績の有無（2-問5）

「ない」の割合が最も高く 55.0%となっている。次いで、「ある（45.0%）」、「わからない（0.0%）」となっている。

図表 4-21 高等職業訓練促進給付金事業の拡充措置に係る支給実績の有無
(事業を実施している自治体)

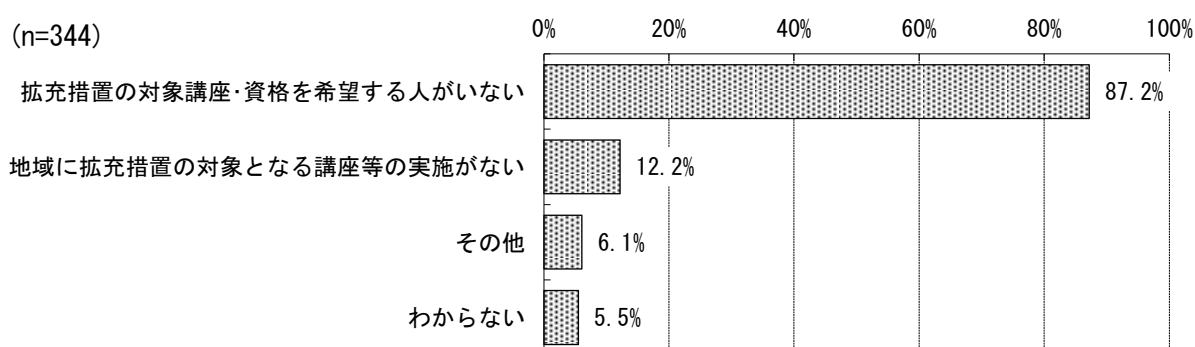


(注) 1 回目調査では設問の設定がなかったが、他の設問の回答状況より支給実績の有無を振り分けた。

⑨ 高等職業訓練促進給付金事業の拡充措置に係る支給実績がない理由（2-問6）

「拡充措置の対象講座・資格を希望する人がいない」の割合が最も高く 87.2%となっている。次いで、「地域に拡充措置の対象となる講座等の実施がない（12.2%）」、「その他（6.1%）」となっている。

図表 4-22 高等職業訓練促進給付金事業の拡充措置に係る支給実績がない理由
(事業を実施しているが、拡充措置に係る支給実績がない自治体、複数回答)



(注1) 本設問は 2 回目の調査のみに設定したため、回答対象となった自治体は、2 回目の調査で高等職業訓練促進給付金事業の事業は実施しているが、拡充措置に係る支給実績がないと回答した 344 自治体である。

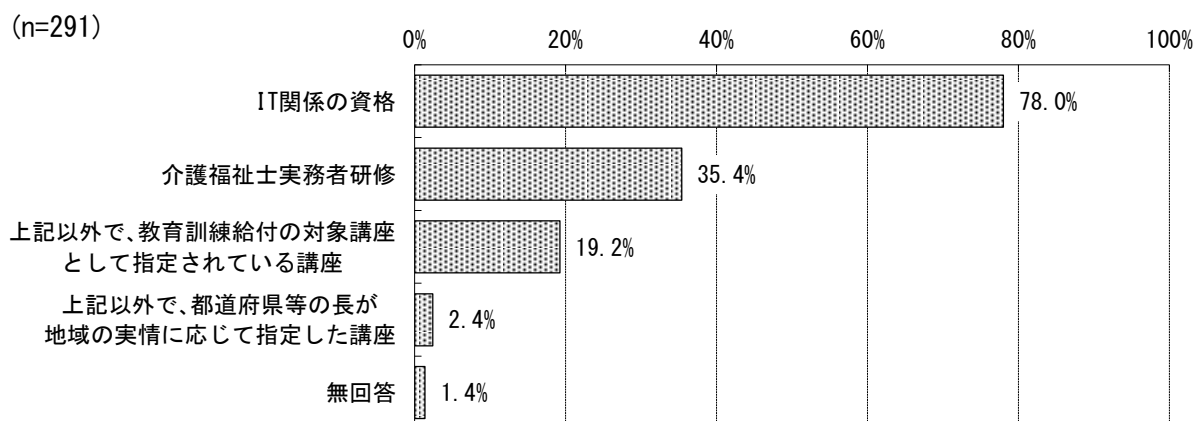
(注2) 「その他」として、「希望者はいるが、支給対象者の要件を満たさないため」、「申請希望者の講座とあわなかったため」、「相談はあったものの、安定就労につながらないと判断したため」、「シスコシステムズ認定資格・LPI 認定資格に限定しているため」、「今後実績見込みあり」等が挙げられた。

⑩ 高等職業訓練促進給付金事業の拡充措置の実施内容

1) 拡充措置の対象講座として指定した資格・講座（1-問 7・8、2-問 14・15・16）

「IT 関係の資格」の割合が最も高く 78.0%となっている。次いで、「介護福祉士実務者研修(35.4%)」、「上記以外で、教育訓練給付の対象講座として指定されている講座(19.2%)」となっている。

図表 4-23 拡充措置の対象講座として指定した資格・講座(拡充措置を行う自治体)(複数回答)



(注) 1 回目調査では、全自治体を対象とした設問として、「拡充措置の対象として指定した実績がない」の選択肢を設定していた。集計にあたっては、拡充措置を行う自治体に限定して集計を行い、当該選択肢を削除した。

IT 関係の資格、介護福祉士実務者研修以外で、拡充措置の対象講座として指定した資格・講座を自由記述式で尋ねた。主な意見は以下のとおり。

図表 4-24 拡充措置の対象講座として指定した資格・講座
(IT 関係の資格、介護福祉士実務者研修以外)(自由記述)(n=55)

- ・ 行政書士
- ・ 税理士
- ・ キャリアコンサルタント
- ・ 社会保険労務士
- ・ 宅地建物取引士
- ・ 建築士
- ・ 測量士
- ・ 保育士
- ・ 精神保健福祉士
- ・ 社会福祉士
- ・ 公認心理師
- ・ 調理師
- ・ 製菓衛生師

- ・ 日本語教師
- ・ 登録販売者試験
- ・ 漢語水平考試 (HSK)
- ・ ファイナンシャルプランニング技能検定
- ・ 職業実勢専門課程（経理・簿記）、専門職学位課程（会計）
- ・ 受講期間が 6 月以上で資格取得を卒業の要件とするもの
- ・ 令和 3 年 4 月 23 日子家発 0423 第 1 号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知「『ひとり親自立促進パッケージ』の推進について（依頼）」で示された別添 7 に記載されている表の資格
- ・ 一般教育訓練給付金対象講座については情報系の資格のみとし、その他は厚生労働省が指定する教育訓練給付金の対象口座に準ずる / 等

IT 関係の資格、介護福祉士実務者研修、拡充措置の対象講座として指定した資格・講座以外で、都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した資格・講座を自由記述式で尋ねた。主な意見は以下のとおり。

図表 4-25 拡充措置の対象講座として都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した資格・講座
（IT 関係の資格、介護福祉士実務者研修、拡充措置の対象講座として指定した資格・講座以外）
（自由記述）（n=6）

- ・ 行政書士
- ・ 社会福祉士
- ・ 調理師講座
- ・ 都道府県専任教員
- ・ インテリアコーディネーター
- ・ 登録販売者

2) ひとり親家庭の自立促進効果がある／あまりないと思われる資格・講座（1-問9、2-問17）

拡充措置の対象講座として指定した資格・講座のうち、ひとり親家庭の自立促進（就職、収入の増加等）の効果がある／あまりないと思われる資格・講座をそれぞれ自由記述式で尋ねた。主な意見は以下のとおり。

図表 4-26 ひとり親家庭の自立促進の効果があると思われる資格・講座（自由記述）（n=185）

【IT 関係資格・講座】

資格・講座
・ Microsoft Office Specialist ・ web クリエイター能力認定試験 ・ illustrator クリエイター能力認定試験 ・ CAD 関連資格・講座（CAD 利用技術者、建築 CAD マスター、AutoCAD 等） ・ Web デザイナー ・ シスコ技術者認定資格 ・ 基本情報技術者 ・ LPI 認定資格 ・ IoT 関連資格・講座（IoT エンジニア、ECHONET IoT MASTER） ・ 第四次産業革命スキル習得講座 ・ Web プログラミング ・ photoshop クリエイター能力認定試験 ・ AI エンジニア育成コース ・ IT 関係の資格 ・ 各種情報系資格 ・ デジタル分野等の民間資格 / 等

【その他】

資格・講座
・ 介護福祉士・介護福祉士養成実務者研修 ・ 介護支援専門員実務研修 ・ 介護職員初任者研修 ・ 宅地建物取引士 ・ 行政書士 ・ キャリアコンサルタント ・ 社会保険労務士 ・ 調理師 ・ 保育士 ・ 税理士 ・ 都道府県専任教員

・ 精神保健福祉士 ・ 社会福祉士 ・ 公認心理師 ・ 具体的な資格名はないが、専門実践など専門性の高い分野 ・ 事例が 1 件のため判断できない ・ まだ修了者がいないため効果がわからない ・ 特になし / 等
--

図表 4-27 ひとり親家庭の自立促進の効果があまりないと思われる資格・講座(その理由)
(自由記述)(n=85)

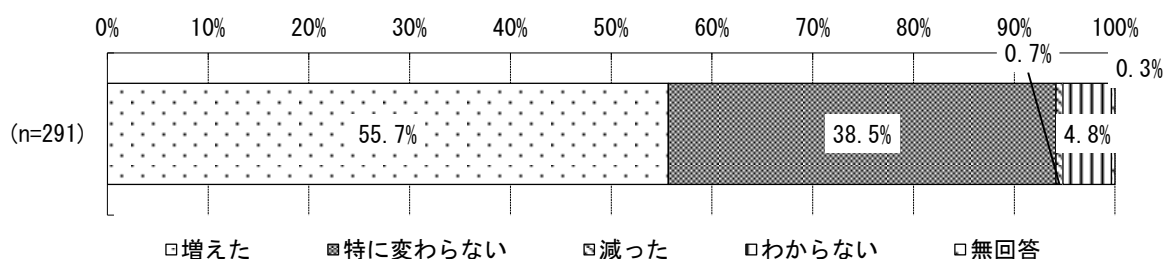
資格・講座	主な理由
Microsoft Office Specialist	・ 事務職の基礎的なスキルが多く、この資格が無くても就職後に現場で習得するケースも多いため、専門的な資格や職種と比較すると、増収する見込みが少ないと考えられる。 ・ 資格取得後に、実際に就業に結び付いたり、収入増加に繋がったという実績がまだないため。「効果がない」というよりは「効果がわからない」。 ・ 資格取得の難易度が低く、就職や転職の際にアピールポイントになりにくい。また、事務職の求人が少ないため。
Web デザイナー、Web クリエイター、Web クリエイター能力認定試験等	・ 受講、資格取得をしたものの就職につながらないケースが多い。 ・ 通勤範囲に就職先が少ない。効果があった事例の情報がない。 ・ キャリアアップのための資格取得であれば収入増加の効果が見込める。しかし転職・就職の場合、現時点での大半のデザイナーの年収は 300 万～400 万のため、児童扶養手当の所得制限をギリギリ超えるか超えないかぐらいの収入しか見込めないため。 ・ (web クリエイター能力認定試験は) 合格率が高く、資格が取りやすいため、直接就職に結びつかない。過去に資格を取っても就職先が見つからない方がいた。Web デザインの基礎的な知識は学べるが、この資格のみで安定した職に就くことは難しいようである。
LPI 認定資格・シスコシステムズ認定資格	・ 看護師＝病院、保育士＝保育園のような就職先のイメージが、LPI 資格等の保有者については世間に浸透していない印象を受ける。LPI 認定資格の意味も就職先の候補もわからないまま、LPI 認定資格を取りたいと希望をしてきた者もいた。内容の認知度が低い情報系の資格を対象にするよ

	りも身近な医療・介護系の支給割合を引き上げる等の方が人材不足への対策としても効果的ではないか。 ・ 内容が段々と難しくなっていくので、途中であきらめる方がとても多いと聞いている。短期間で取得は難しいのではないかとと思われる。 ・ エントリーしようとする方は既に経済的に自立している様子があり、講座等での学習を要しない雰囲気を感じる。
基本情報技術者、CAD 利用技術者試験	・ 拡充措置分については受給者が資格と関係無い職種に就職したため。
その他、IT 関係の資格等	・ (IT 関係の資格) 受けたいという希望者の実績がない。 ・ (IT 関係の資格) 資格を取得しても、新しい就職先や収入増があまり見込まれないため。 ・ (IT 関係の資格) 看護師や歯科衛生士などの国家資格と異なり、IT 関係の資格を持っている人しか就職できないという求人が少ないと考えられるため。 ・ (デジタル分野の資格) デジタル分野の資格があったからといって必ずしも就職(転職)や給料増につながるのか判断しづらい。パソコンや教材費なども高く、この資格を取って本当に就職できればよいが、できなければ本人の時間やお金が無駄になってしまうと思う。 ・ (デジタル分野等の民間資格) PC スキルが受講レベルにないのに、受講を開始するケースが見受けられる。
特になし、わからない	・ 特になし。 ・ 拡充措置が始まって数年しか経過していないため、まだわからない。 ・ 個々それぞれに必要な資格があると思うので該当する者はないと思う。

3) 拡充措置による給付金利用の相談者数の変化（1-問 10・11、2-問 18・19）

「増えた」の割合が最も高く 55.7%となっている。次いで、「特に変わらない(38.5%)」、「わからない(4.8%)」となっている。

図表 4-28 拡充措置による給付金利用の相談者数の変化(拡充措置を行う自治体)



その他、拡充措置の効果を自由記述式で尋ねた。主な意見は以下のとおり。

図表 4-29 その他、拡充措置による効果(自由記述)(n=130)

■関心が高まった
- 資格取得のモチベーションが上がった。 - 制度の周知や資格取得に興味を持つ方が増えたような印象がある。 - 資格取得の相談が増えた。自立に向けての相談につながった。 - 資格取得、安定した職業への就職・転職に興味を持たれる受給者が増えた。 - 相談件数の増加を担当より聞いているので、今まで相談に来ていなかった層が相談に来ていられると思われる。
■制度を利用しやすくなった
- 対象講座が増え、利用しやすくなった。 - 通信教育が可能になり、通学以外の選択肢が増えた。 - 国家資格以外の資格でも給付対象となったので、その点は利用はしやすくなった。 1年未満の通学であっても給付金の対象となることから、長期の通学をためらっている支援対象者の選択肢が広がり、資格取得を通じた自立支援に繋がっている。 6か月以上に緩和されたことにより、資格取得に対するハードルが下がり、挑戦しやすくなった。 - 資格取得に対してのハードルが下がり、給付金を利用したい人、興味を持つ人が増えた。 6か月以上の民間資格取得講座も対象になったことにより、講座が受講しやすく就職が有利になったと思う。
■資格・講座の選択肢が増えた
- 職業選択の幅が増えた。 - 訓練期間の緩和や資格拡充等により、取得できる資格の選択肢が増え、心理的・経済的な負担の軽減につながった。 - 新たに資格取得を目指す方や、これまで資格取得を目指したくても断念していた方の修業

機会が増えたと思われる。 ・ 職業訓練の選択肢が増えることは、個々の事情に応じた就労・スキルアップの機会を増やすことにつながる。
■就労しながら取り組める資格・講座が増えた
・ 仕事を辞めずに修業する人が増えている。 ・ 働きながら資格取得ができる選択肢が増えた。 ・ 働きながら通信で受講できる機会が増え受給がでやすくなった。 ・ 既に就労している方について、増収・転職につながるケースが増え、ひとり親家庭の生活の安定に効果があったと思う。
■IT 関係資格・講座の効果
・ 情報系の資格の申込が増加した。 ・ ひとり親家庭が IT 関係の資格を取得しやすくなった。 ・ パソコンスキルの資格が増えたことにより、在宅で子育てしながら仕事ができる可能性が広がった。 ・ IT 関係の資格も対象となったことで、リモートワークが可能な職種も就職先の選択肢に入れられるようになった。 ・ 育児と仕事を両立するため、在宅で仕事ができる職種（主に IT 関係）を希望する人が、制度利用できるようになった。
■介護福祉士実務者研修の効果
・ 介護福祉士実務者研修の資格取得者が増え、就労条件の改善につながったと思う。 ・ 実務者研修が選択肢に加わり、介護職従事者からの相談が増えた。 ・ （介護福祉士実務者研修について）介護分野で就労する人の資格取得率が向上することにより、働き方の選択肢が増え、自立の促進につながっていると感じる。
■受給者数が増加した
・ 利用者数の増加につながった。 ・ 利用対象者が増えることで、ニーズに応じた支援を受けられる方が増えた。 ・ 相談者数は変わらないものの、今までは受講期間が短く給付対象とならなかった方の申請を受けられるようになったため、受給者数としては増加傾向にある。 ・ 対象資格が拡充され、給付金をもらいながら通える学校が増えたため、相談希望者が増え、申請者も増えた。
■ひとり親家庭の自立が促進された
・ 利用できる対象者が増え、より、ひとり親家庭の生活の安定に寄与できた。 ・ 受講者の資格取得時期が早まり、経済的自立につながると考える。 ・ 短期間で取得できる資格が拡充されたため、短期間で就労に繋がりがやすくなった。 ・ 資金不足のため資格取得を断念していた方が、資格取得に向けて一歩踏み出せるようになった。 ・ より資格取得がしやすい講座が対象となったことで、ステップアップの動機付け、契機になったと考えられる。

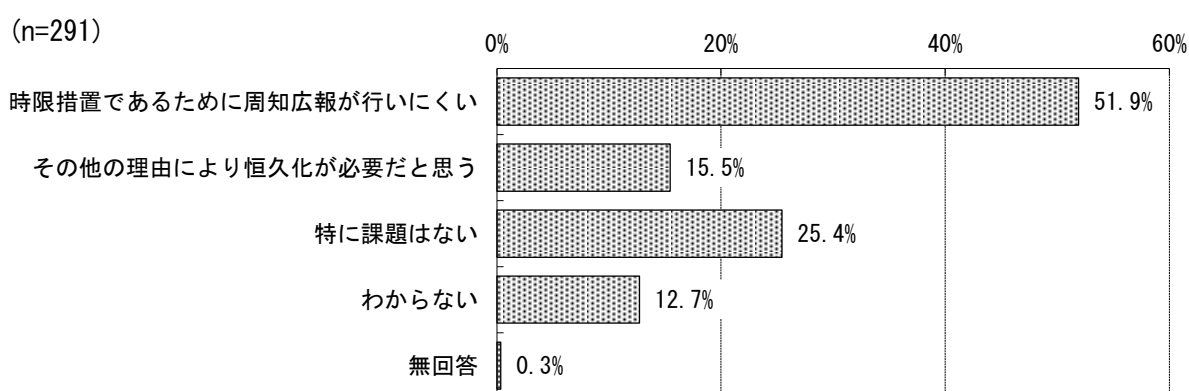
■その他の効果 ・ 他制度（自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進資金貸付等）の利用者も増えた。 ・ 修学中の生活保障があることにより、資格取得を志す機会が増えた。
■効果を感じない ・ あまり効果がない。 ・ 増えたのは年に1名程度。制度拡充措置による効果は限定的であると思われる。 ・ 相談はあるが、推奨する講座が無く（費用が高い、地方では受講が困難等）、あまり効果を感じない。 ・ 既に就労している方について、増収・転職につながるケースが増え、ひとり親家庭の生活の安定に効果があったと思う。しかし、デジタル分野については取得した資格が就労・増収・転職に直結しないケースがあり、相談段階で資格取得後のプランを詳しく聞いて、給付金を利用して学校に通うことが妥当かどうか判断する必要があると思う。
■現時点では効果は不明 ・ 該当事例も少なく現時点ではっきりとした効果は不明。 ・ 本市では、制度拡充分の講座指定を初めて行ったのが昨年度であり、現時点での効果の有無は判断しかねる。

（注）複数のカテゴリに当てはまるものについては、主なもの1つに掲載した。

4) 拡充措置が時限措置であることによる課題（1-問12、2-問20）

「時限措置であるために周知広報が行いにくい」の割合が最も高く51.9%となっている。次いで、「特に課題はない(25.4%)」、「その他の理由により恒久化が必要だと思う(15.5%)」となっている。

図表 4-30 拡充措置が時限措置であることによる課題（拡充措置を行う自治体）（複数回答）



「その他の理由により恒久化が必要だと思う」と回答した場合には、その理由を自由記述式で尋ねた。主な意見は以下のとおり。

図表 4-31 「その他の理由により恒久化が必要だと思う」理由（自由記述）（n=44）

■キャリアアップや自立につながる
・ 資格取得によるキャリアアップ、所得の向上、安定収入につながるため。 ・ 受講期間が短い講座であっても就労や増収が図れる資格があり、給付金が利用できればひとり親等の自立促進につながると考えるため。 ・ 就労支援として有効。 ・ 制度が始まって以降、一定数の需要があり、かつ講座受講者の中には給料月額が講座受講前より増加しているケースが見受けられることから、当該制度拡充が一定ひとり親の自立支援に資していると思われるため。
■拡充措置の資格・講座のニーズがある
・ DX化によりデジタル分野における資格取得希望者の増加が見込まれるため。 ・ デジタル分野の求人数が増えてきており、講座受講の需要も高まっているため。 ・ 介護福祉士等、修業年限が1年に満たなくても需要の多い講座があるため。 ・ 資格取得を目指す方は今後も増えると思われるため、恒久化は望ましい。 ・ 制度拡充により対象となったIT関係の資格や介護福祉士実務者研修等の資格は、昨今のデジタル化や高齢化の社会情勢を鑑みて、今後、取得を希望する声が増加すると思われる。
■行政の事務手続き・周知・支援の円滑化・効率化
・ 周知広報が行いにくい（恒久化すれば、周知広報が行えるため、利用促進できると思う）。 ・ 相談者に翌年以降の話が具体的にできない。毎年、市の例規などの改正作業が負担。 ・ 毎年の要綱・規則改正があり、改正後に周知・訂正作業の手間がある。 ・ 毎年度要綱やホームページ等の修正が必要なため事務量が多い。 ・ その都度、例規改正が必要となり、事務負担が増える。
■利用者にとって選択肢が広がる
・ 選択肢が多い方が利用者には良い。 ・ 利用者の立場からは、より柔軟な選択ができる制度が望ましいと思われる。 ・ 低所得のひとり親にとって修業年限1年以上の学校に通うことはハードルが高い。受講中は短時間のアルバイトしかできず、収入の確保が難しいため、短期間の受講でも利用できる制度があれば良いと思う。
■公平な制度利用のため
・ 周知広報しても時期によって利用できない場合が発生するため。 ・ 過去にはあったが今はないから諦めなさいと言うのは可哀想。 ・ 時限措置が終了してしまった後に受給要件を満たした（新たにひとり親となった、収入が所得制限内となった等）方にとって不利益になることから、市民トラブルに繋がる可能性が考えられる。

■適切なタイミングで資格取得が可能となる

- ・ 時限終了前に申請が集中してしまう。
- ・ 時限措置のため、今年度受講しなければと駆け込み受講があり、本人にとって必要かつ効果的な時期ではない受講も見受けられた。
- ・ ひとり親家庭の子の年齢により、数年後に制度を活用したいといった親もいる可能性があるため。
- ・ 恒久化することで、時期を気にすることなく資格取得を検討することができる。

■その他

- ・ 廃止すれば、時流に逆行して制度が衰退するのではないか。
- ・ 年々申請者に制度拡充措置が認知されていると感じるため、支援拡充の観点から時限でなく恒久化が必要と考える。
- ・ 一人親家庭の自立促進という制度の意義を考えると効果が見込まれる資格・講座については恒久化が適切だと思われるため。

(注) 複数のカテゴリに当てはまるものについては、主なもの1つに掲載した。

【事業への要望・意見について】

⑪ 高等職業訓練促進給付金について要望・意見（1-問 13、2-問 21）

全自治体を対象に、高等職業訓練促進給付金について要望・意見を自由記述式で尋ねた。
主な意見は以下のとおり。

図表 4-32 高等職業訓練促進給付金について要望・意見（自由記述）（n=220）

【制度の効果とその他支援の必要性】

■ひとり親家庭の自立支援効果

- ・ ひとり親家庭の親は、資格取得を志していても、受講中の経済的な不安を感じて諦めたり躊躇することが多い。そういった方でも、経済的な不安を解消して資格取得を目指すきっかけとなっている。
- ・ 資格取得が自己肯定感の向上につながり、ひとり親世帯の自立に効果的であると感じる。
- ・ 特に看護師（正・准とも）の資格を取得した受給者は、取得後、児童扶養手当が一部停止あるいは全部停止になる方が多い。ひとり親家庭の自立・経済的安定に大いに貢献し、効果のある投資だと感じている。
- ・ ひとり親として女性が自立し、安定した職業に就くためには、専門的な知識や技術を身に付けなければならない。高額な学費も要するので、生活に不安を感じさせないためには、高等職業訓練促進給付金は、ひとり親の人生の希望になるので重要である。

■その他支援との連動

- ・ 給付金の支給が資格の取得、就労、自立へと本来つながるはずであるが、資格の取得で止まってしまうケースが多いように感じられる。就労につながる一体的な支援制度が必要である。
- ・ ひとり親家庭の親が受講を考える際、現職との両立や、欠勤、収入減、協力者（実家など）の有無など、実現するにはとてもハードルが高いという現実がある。企業の協力が得られるような仕組みもあればよいと思う。
- ・ 実家の協力がいないひとり親に対し、勉強に集中できるように、家事支援が利用できれば利用者の負担が減るのではないかな。

【拡充措置について】

■拡充措置の恒久化が必要

- ・ 制度拡充措置が時限措置のため、恒久化していただきたい。
- ・ 令和3年度から拡充措置をとってきた制度が、恒久的な給付になることは、一人親の自立を図るうえで有効だと思う。
- ・ 制度拡充により、利用者が増加し、自立の促進に繋がっている。制度拡充を時限措置で留めるのではなく、恒久化する必要があると感じる。
- ・ IT 関連の資格は、相談の中で問い合わせが多く、求人状況からみて時限的ではなく恒久的に対象資格にすることが望まれる。

■拡充措置の恒久化は必要ない

- ・ 介護福祉士実務者研修の受講に係る本人の負担については看護師等と比べるとかなり少なく、事務の手間等を考えても制度拡充の恒常化が妥当なのか疑問に思うところがある。
- ・ ひとり親家庭の自立支援について、高等職業訓練促進給付金の制度拡充措置の効果は感じられないので、取りやめることに問題はない。

■IT 関係資格・講座について

- ・ IT 関係の資格を活かせる求人が当市近辺では少ない。また、IT 関係の資格取得ができる通学可能な養成機関はほとんどなく通信講座も少ないため、申請者がいない状況である。
- ・ 特にデジタル分野において、申請者の資格取得に際しての能力や取得可能性を把握することが困難だと感じている。
- ・ 時限措置を恒久化する場合、情報関係の資格の講座については、既存例示（シスコシステムズ認定資格、LPI 認定資格）の対象となる講座・資格をより具体的に国として示していただきたい。
- ・ 拡充分のデジタル分野等の民間資格については、他の国家資格に伴う修学とは異なり、客観的に分かりやすいカリキュラムや、学校における修学の進捗管理が無かったり（受講時間など、本人が自由に学習できる）、どのように修学後に自立に結びつくか（就職先）などが分かりづらかったりするため、審査が難しいと同時に、他の国家資格者と同等の給付金を支給することに疑問がある。本拡充制度により、「この資格を取って自立していきたい」ではなく、「給付金を得るためにはどの講座が対象となるか」という問い合わせが多くなった実感がある。給付金の対象は、一般的・客観的に、修学する学校（講座）に信頼があり、就職に結びつきやすく、自立につながるものである資格に限定してほしい。
- ・ IT 関連の資格は、就労に本当に結びつくのかが不透明（資格を必須としない職場も多いため）。給付を受けることを目的とする人が多い。
- ・ 情報分野の資格について、教育訓練給付制度において通学制とされていても週に1度程度の通学のみを求められる講座が多く、実態として就労と両立できると推測できるにも拘らず、高等職業訓練促進給付金を受給するために仕事を退職してくるケースが多く、対象講座の要件について厳格化が必要だと感じている。

■その他

- ・ 制度拡充により選択肢の幅が増えた半面、一度しか受給できないにも関わらず、本人の就労や自立に役立てることが難しい資格を受給する者も現れた。
- ・ 訓練校の中には、制度拡充の期間が定められていることについて、今申し込まないと給付金が受けられないと、市民の方を焦らせる営業をしている事業者もある。
- ・ 時限措置であるために周知広報が行いにくい（恒久化することで周知広報の手間が省略化されるため恒久化が望ましいが、それによって利用を促進できるとは思わない。利用促進のためには制度拡充について、LPI 認定資格やシスコシステムズ認定資格がどのような資格で、どのような職場に就職する時に必要となる資格なのかを、わかりやすく鮮明にイメージさせる国の広報が必要であると思われる）。

【資格・講座について】

■対象の明確化

- ・ 対象資格についてももう少しわかりやすい案内が必要。
- ・ 対象資格、通信課程、夜間課程の要件が自治体の判断となっているため国で定めて欲しい。
- ・ 実施要綱の対象講座の条件で判断し認定してはいるものの、判断に困るものがある。例えば、通信制の講座で本人の裁量により受給期間が大きく変わる可能性がある講座。また、講座情報に取得見込みの資格名が記載されているものの講座内容から生活への負担がかかるとは思えない（60分/日を1年間で修了）講座があり、給付を受ける対象の講座として認定してよいのか疑わしいものがある。対象講座や支給の条件をもう少し細かく設定又は明確にしていきたい。
- ・ 貸付と違って、少ない書類で長期にわたってしっかり生活を支えられる、すばらしい制度である。対象資格が分かりにくい。五十音等で検索できるようになるとよい。
- ・ 制度拡充措置について、IT関係の資格の範囲があいまいであると感じる。また、国家資格に準ずる資格かどうか、自治体職員では判断できず、調査に労力がかかるため、明確に示していきたい。

■資格を取れる講座への見直し

- ・ 講義の受講が修了でなく、資格取得により給付をするというように、必ず資格を取得することに重点を置いた見直しを検討していきたい。
- ・ 教育訓練給付金の対象となっている講座でも資格が取れないものがある。高等職業給付金の対象とするものは資格が取れるものに限ったほうが良い。

■通信制の資格・講座について

- ・ オンラインでの受講や、条件によっては通信制も対象となっていることは、ひとり親が退職せずにスキルアップできる機会につながるので良いと思う。また、地方では養成機関が通学圏内にないことなどもあるので活用しやすい。
- ・ 通信制の養成機関を希望する場合、明確な判断基準が定められていないため、市での判断が難しい。
- ・ 月の収入や学費に係る費用の差が、通学している者と通信制（通学の併用を含む）のものとして大きく違うため、高等学校卒業程度認定試験の補助制度と同様に、補助額に差があってもよいのではないかと考える。

■養成機関の地域格差

- ・ 資格取得のために紹介できる養成機関が少ない。身近に感じてもらえない。
- ・ デジタル分野等の民間資格にも拡大されたが、対象となる養成機関がない等、地域格差がある。
- ・ 離島ということもあり、受講可能な養成機関が限られており、選択肢が狭く、看護師等の国家資格を取得する為には、島外に出向くことになる為、ひとり親の場合難しいところがある。事前相談の段階で諦めざるを得ない状態が生じている。デジタル分野の民間資格も拡充されてはいるが、必ずしもこれらを受講するとは限らず難しい。

【支給額、支給期間、支給要件等について】

■支給額について

- ・ 就業と修学が両立できない者に対して支給する経費としては額が少ないため、給付水準の引き上げが必須である。
- ・ 高等職業訓練促進給付金を受給しながらも、生活費の貸付を申請されるケースもあり、物価も上がる中、生活に十分な給付額ではないと感じるため、給付金の増額を求める。
- ・ この給付金は、受講中の生活費を補助するものであるが、この給付金だけで生活するには、給付額が少ないのではないかと感じる。実際、課税世帯であったとして月 70,500 円では子どもを抱えて生活していけない。そうすると、この給付金を活用してスキルアップできる方というのは、以前からある程度収入と貯えがある方でないと無理なのではないかと思う。資格を取得して、正規雇用や収入の増加、ひとり親世帯の生活の安定につなげるための給付金であるのだと思うが、実際に、非正規雇用で収入が少ない方が、その目的のために資格を取得したいと思ったときに、本当にこの制度を活用し、資格取得に踏み切れるだけのものであるのか疑問に思う。
- ・ 毎日通学をして資格取得する人と通信と数日のスクーリングでだけで資格取得をする人を比べると支給額が同じことに不公平さを感じる。
- ・ 資格取得中の生活費として給付される本給付金は課税か非課税かで支給額が決定されるが、児童数による加算方式であるとしてより生活に密着した給付となると思われる。
- ・ 子どもを育てる上で生活の安定を図り、ひとり親の自立を促進する本給付金は、ひとり親世帯の支援として非常に有効だと考える。ただ、支給を受ける年度において前職を退職しているケースが多く、前年が課税世帯だと給付額が生活をする上でこの金額だけでは苦しいとの意見もあった。課税非課税問わず、給付額を非課税世帯と同額にしてはどうかと思う。

■支給の範囲について

- ・ 近隣に通学できる就学施設が少ないため、通学のための費用負担措置などあるとよい。
- ・ 情報系の資格のニーズが高まっている中で、講座の受講費用だけでなく、機材やソフトウェアの購入等、資格取得の準備にかかる初期費用についても対応できるようになればひとり親等の資格取得の選択肢がより広がるのではないかと考える。
- ・ 授業料や入学金の資金支援が給付型ではないため、生活費の支給のみではなかなか決断ができず、利用に至らないことが多い。

■支給回数、支給期間について

- ・ 准看から正看まで 5 年在学期間の対象者がほとんどのため、支給期間を 4 年から 5 年に拡充してほしい。
- ・ 公認心理師の国家資格受験の条件は、4 年生の大学で指定科目履修後に、大学院 2 年間で指定科目の履修が必要である。このため、今後、給付期間の延長ができるようになるとうい考える。
- ・ 一度しか使えない制度であるが、段階を踏んでキャリアアップする際、複数回利用できるも更に自立に繋がると考える。ただし、准看護師～勤労～正看護師など関連する資格に限

ることが望ましいと考える。
■支給要件の明確化
・ 「就業または、育児の両立が困難」とは何をもって困難とするのか。自治体に判断をゆだねることが多い制度なのでもっと具体的な要綱がほしい。制度拡充に対応できる相談窓口を設けてほしい。 ・ 支給対象者の要件について、「就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者」及び「対象資格の取得が見込まれる者」の判断が難しいため、支給対象の基準の明確化をお願いしたい。
■その他、支給要件への要望
・ 支給要件における所得の範囲について、養育費を加味する点の解消を望む。 ・ 所得制限の緩和。 ・ 児童扶養手当受給者のみで、離婚調停中の方の申請ができないことで不満を訴える方がいた。離婚準備中の方にも拡充することを検討してほしい。在学期間中に要件対象となった者も対象にすることを希望する。

【制度の運用について】

■制度の複雑さ、他制度との関係性
・ 雇用保険との調整が必要など、制度が複雑でわかりにくい。 ・ 制度が複雑化し、ハローワークの職業訓練、給付金や各種貸付、奨学金との併用の可否等、本人に不利益なく情報提供するため各制度の情報収集に時間が割かれ職員の負担が大きい。 ・ ハローワークでの教育訓練給付金制度との兼ね合いが難しい。 ・ ハローワークの担当者にもこの制度について理解してもらうことが必要ではないか。 ・ 本給付金はハローワークの専門実践教育訓練支援給付金制度との兼ね合いがあるが、制度が複雑であり、担当職員も相談者に案内する際に苦慮している。利用者及び担当職員向けにわかりやすいリーフレット等を作成いただけるとありがたい。 ・ 利用者から相談を受ける際、ハローワークが窓口の教育訓練支援給付金との比較が困難なため、制度の比較資料を示してほしい。 ・ 高等職業訓練促進給付金と趣旨を同じくする他の制度との関係性が複雑で、併給可能かどうかの判断に悩む事が多い。フローチャートなどがあると助かる。 ・ 雇用保険法の教育訓練給付制度や県で行っている資格取得のための貸付制度との併用の可否については、事前相談の際に受給希望者へ説明や確認を行っているが、理解が難しいようである。また、制度拡充措置の対象資格については、対象資格が拡充されてはいるが制限もあるため、市民へのわかりやすい周知が困難である。資格取得のための給付制度については、分野横断的な制度の整理が必要ではないかと思われる。
■国からの情報提供等に関する要望
・ 他自治体で本制度を活用した先進事例があれば教示してほしい。 ・ 今の制度のまま継続してほしいが、適用対象が年々複雑化するので、窓口対応のスキルア

ップが必要と思われる。もっと自立支援員を対象とした研修をしてほしい。 ・ 対象資格、対象期間及び養成機関について疑義が生じることが多々ある。そのため、「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業に関する Q&A」を、さらに充実した内容にすることで、事務の参考に来れると思う。 ・ 制度がとても複雑で誤りが生じやすい。国・県がより丁寧な手引き、Q&A を作成するべきだと思う。 ・ 要綱上、養成機関に所属していれば給付の対象となり、出席日数が数日でも支給することになるため、出席率の要件などを示していただけると助かる。 ・ 通信制講座において、資格の取得に向けた勉強の進捗具合の客観的な確認が難しい。極論、勉強せずとも給付金が受給できてしまうような制度となっている。通信制については国から認定基準、進捗確認の基準を厳しく、かつ明確にしたものを通知として出せないか。
■制度改正による業務負担、早期の通知への要望
・ 制度が頻繁に改正され、業務が煩雑化している。 ・ 制度が毎年のように変更され、複雑（自立支援教育訓練給付金との併給、支給期間の延長、拡充等）なため、対象者への説明や要綱やパンフレットの変更が大変。 ・ 制度拡充に関わる通知や決定が自治体に届くまで時間がかかったため、受給者への支給が遅延し、負担がかかった。 ・ 国の制度改正の通知を待って案内をするため、要綱改正、受講開始のタイミングが難しい。制度改正・参考例等、早めの通知をお願いしたい。 ・ 拡充措置の継続に伴う国の改正通知について、改正適用日から数か月後に発出されているが、適用日前に発出してほしい。国の改正通知を受け、その内容に従い速やかに当市の要綱を改正しているが、拡充措置の対象となる方には、改正が行われるまで申請を待っていただかななくてはならないため。
■補助率の引き上げ
・ 補助率を引き上げてほしい。 ・ 高等職業訓練促進給付金の制度拡充に伴い、給付金における市の負担も大きくなり、年々財源の確保が厳しくなっている。そのため、就職により有利な技術や資格を活かして就労し、安定した生活の基盤を築き子どもを育て上げたいと考えるひとり親家庭の父および母が、居住地による格差なく安心して希望する資格の取得を目指せるよう、補助率の引き上げを要望する。
■その他
・ 学校の授業形態が多様化しており出席状況を確認するのに苦悩している。 ・ 支給終了後の資格取得や就労状況の確認等の統一的な様式を定めてほしい。 ・ 高等職業訓練促進給付金は、1 年ごとの申請→決定（単年）だが、在学期間が3～4年のものが多いため、申請→決定（複数年）とし、在学中は状況確認のみとできないか。 ・ 高等職業訓練促進給付金の利用者が増えるような周知につとめたい。

（注）複数のカテゴリに当てはまるものについては、主なもの1つに掲載した。

3. 利用者向けアンケート調査の結果概要

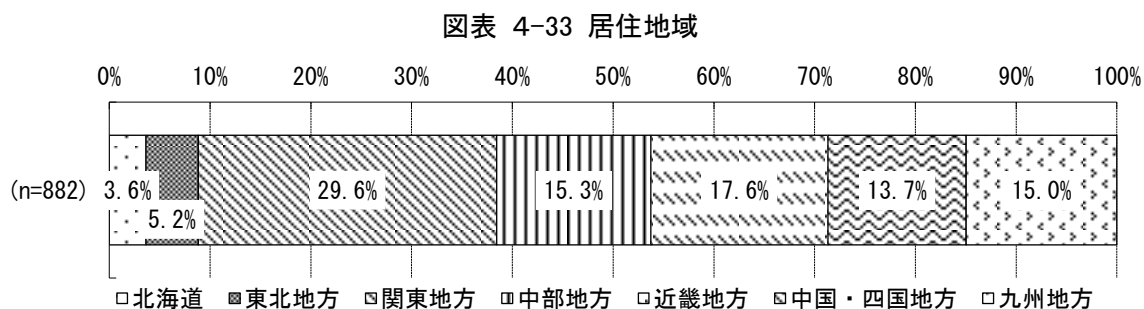
ここでは、利用者向けアンケート調査の主な集計結果を掲載する。各見出しの（ ）内の設問番号について、1回目調査の設問番号の場合は1-問〇、2回目調査の設問番号の場合は2-問〇と表記している。

（1）回答者の属性

高等職業訓練促進給付金の利用開始時点における属性について、全員に尋ねた。

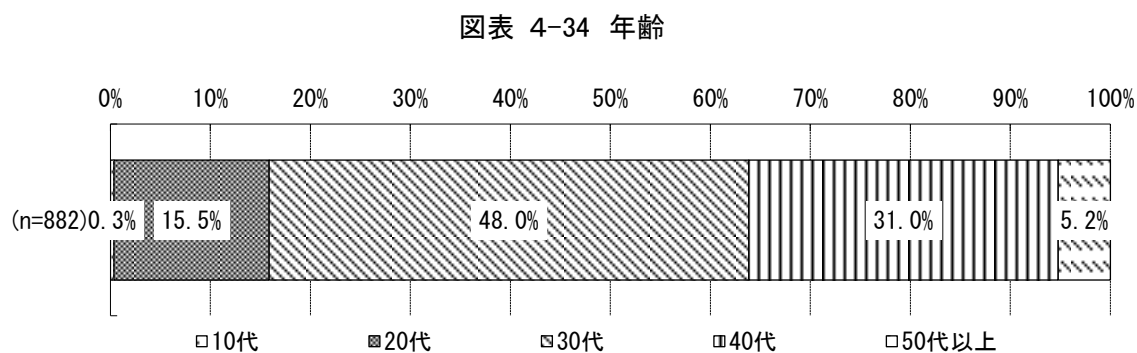
① 居住地域（1-問1、2-問4）

関東地方の割合が最も高く 29.6%となっている。次いで、近畿地方（17.6%）、中部地方（15.3%）となっている。



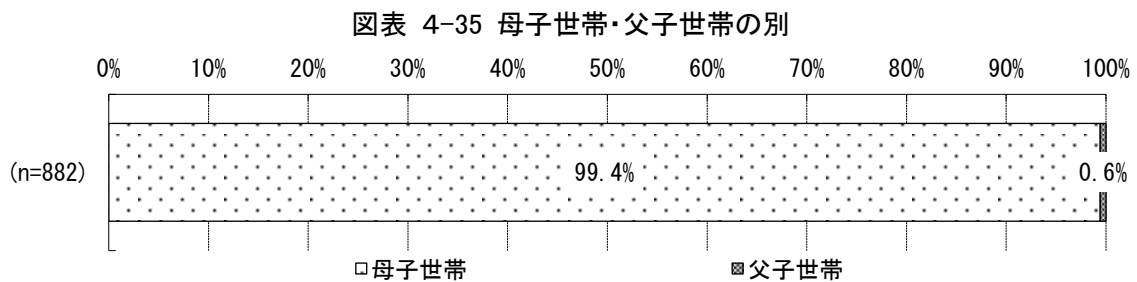
② 年齢（1-問2、2-問5）

「30代」の割合が最も高く 48.0%となっている。次いで、「40代（31.0%）」、「20代（15.5%）」となっている。



③ 母子世帯・父子世帯の別（1-問 3、2-問 6）

「母子世帯」の割合が99.4%、「父子世帯」の割合が0.6%となっている。

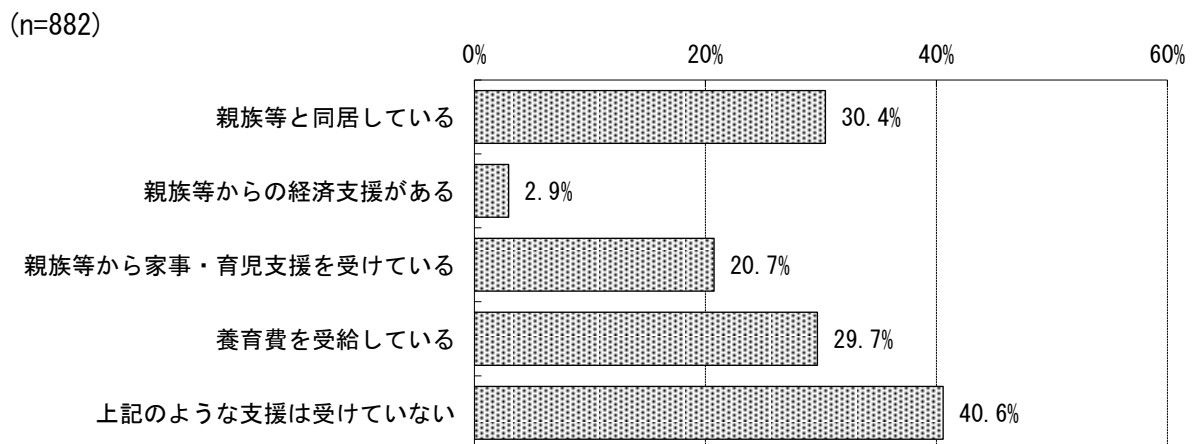


（注）母子世帯・父子世帯いずれも、親族等と同居している場合を含む

④ 家庭状況（1-問 4、2-問 7）

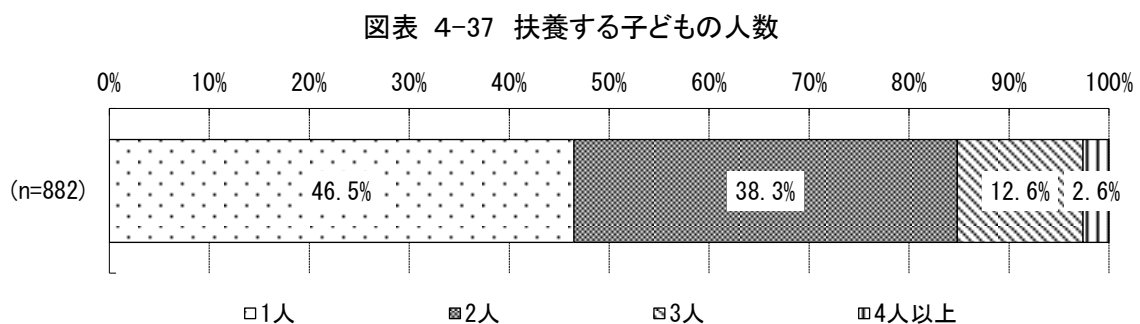
（親族等との同居や養育費の受給などの）「上記のような支援は受けていない」割合が最も高く40.6%となっている。次いで、「親族等と同居している（30.4%）」、「養育費を受給している（29.7%）」となっている。

図表 4-36 家庭状況（複数回答）



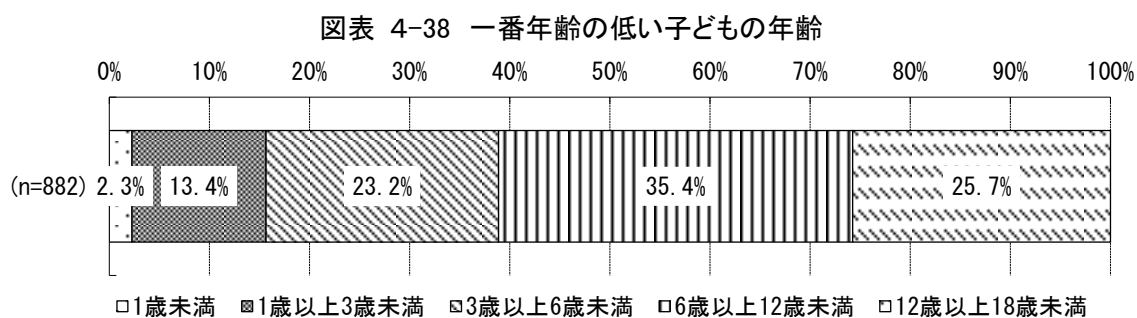
⑤ 扶養する子どもの人数（1-問 5、2-問 8）

「1人」の割合が最も高く46.5%となっている。次いで、「2人（38.3%）」、「3人（12.6%）」となっている。2人以上の合計は5割である。



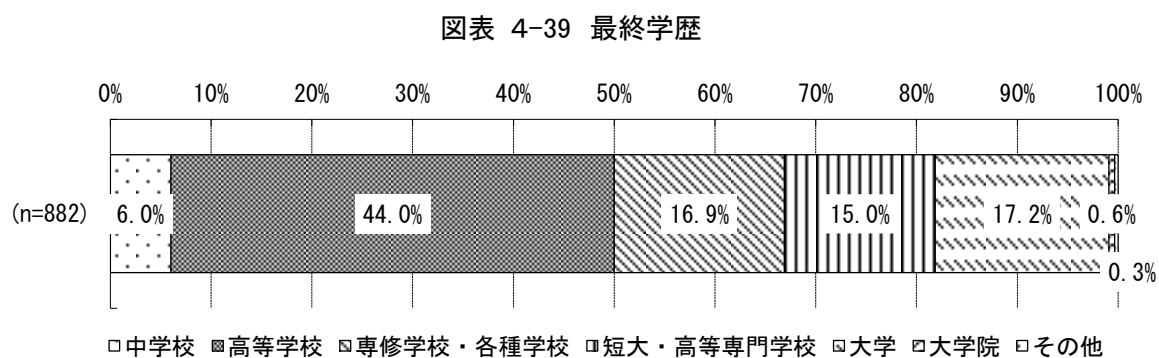
⑥ 一番年齢の低い子どもの年齢（1-問 6、2-問 9）

「6 歳以上 12 歳未満」の割合が最も高く 35.4%となっており、次いで、「12 歳以上 18 歳未満（25.7%）」となっている（学齢期の合計は6割）。また、乳幼児（6 歳未満）の合計は 4 割である。



⑦ 最終学歴（1-問 7、2-問 10）

「高等学校」の割合が最も高く 44.0%となっている。次いで、「大学（17.2%）」、「専修学校・各種学校（16.9%）」となっている。



（注）「その他」には、看護学校中退、保育園などが含まれる。

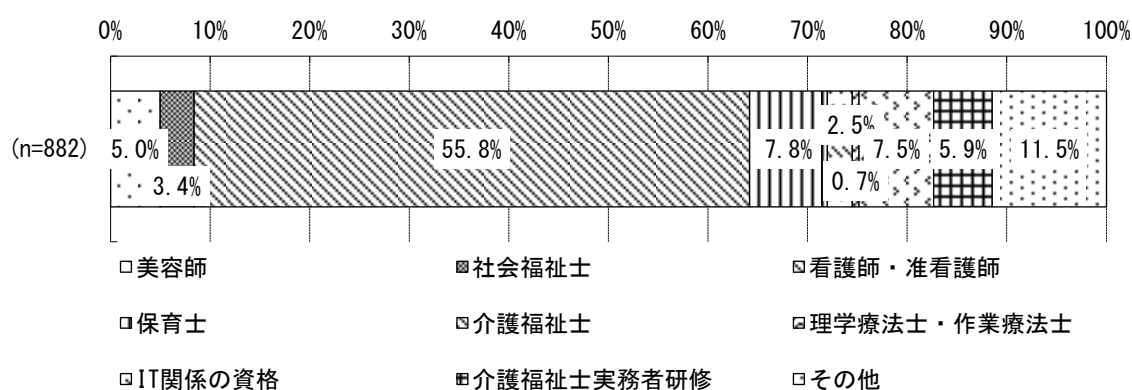
(2) 取得した資格について

全回答者に対し、高等職業訓練促進給付金を利用して取得した資格について尋ねた。

① 高等職業訓練促進給付金を利用して取得した資格（1-問 21、2-問 1）⁶

「看護師・准看護師」の割合が最も高く 55.8%となっている。次いで、「その他(11.5%)」、「保育士(7.8%)」、「IT 関係の資格(7.5%)」となっている。

図表 4-40 高等職業訓練促進給付金を利用して取得した資格



(注1)「その他」には、歯科衛生士、調理師、言語聴覚士、はり師・きゅう師、精神保健福祉士、キャリアコンサルタント、学校教諭（小学校、中学校、養護教諭）、栄養士、助産師、理容師、幼稚園教諭、製菓衛生士、税理士などがあつた。

(注2) IT 関係の資格について、具体的には、マイクロソフトオフィススペシャリスト（MOS）、WEB 制作関係（Web クリエイター能力認定試験等）、デザイン関係（Photoshop クリエイター能力認定試験等）、日商パソコン検定（日商パソコン検定データ活用 2 級等）、CAD 関係（3 次元 CAD 利用技術者試験準 1 級等）、基本情報技術者試験、IOT エンジニア育成コース A、Excel VBA スタンダード、IT パスポート試験、Revit Architecture ユーザー試験等があつた。

(注3)「保育士」には、保育士と幼稚園教諭を両方取得したもの（1 件）が含まれる。

⁶ 1 回目調査の選択肢「その他の資格」については、自由記述欄の内容（資格名）から、2 回目調査の選択肢のうち該当するものに振り替えた。

② 資格を取得するための講座受講期間（1-問 22、2-問 2）

資格の取得に要した講座受講期間について、全体では平均 28.8 か月となっている。また、拡充措置の対象者では平均 8.2 か月、拡充措置の対象でない者では平均 32.7 か月となっている。

図表 4-41 資格を受講するための講座受講期間(数値回答)

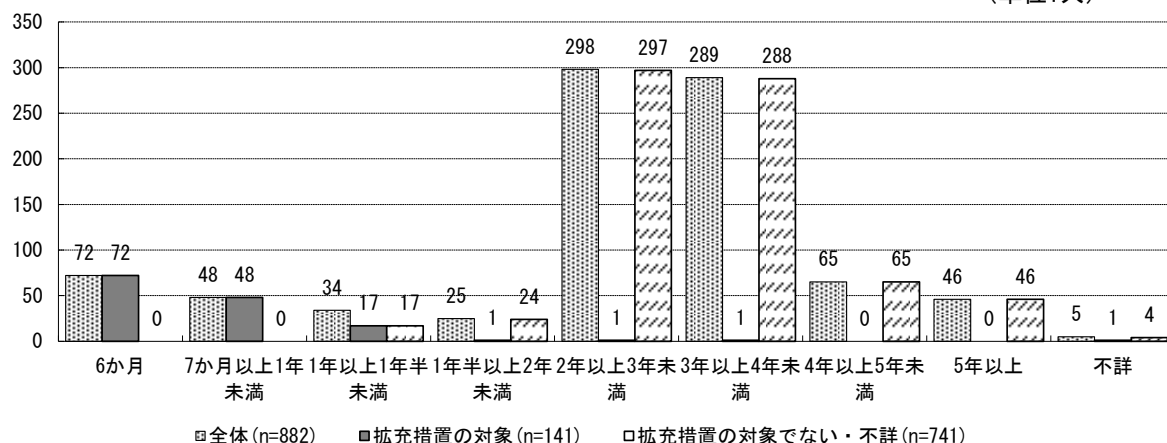
(単位：月)

カテゴリ	n	平均値	最小値	最大値	標準偏差
全体	877	28.8	6.0	96.0	13.8
拡充措置の対象	140	8.2	6.0	36.0	3.7
拡充措置の対象でない	737	32.7	12.0	96.0	11.3

(注) 受講期間が不詳な者を除く

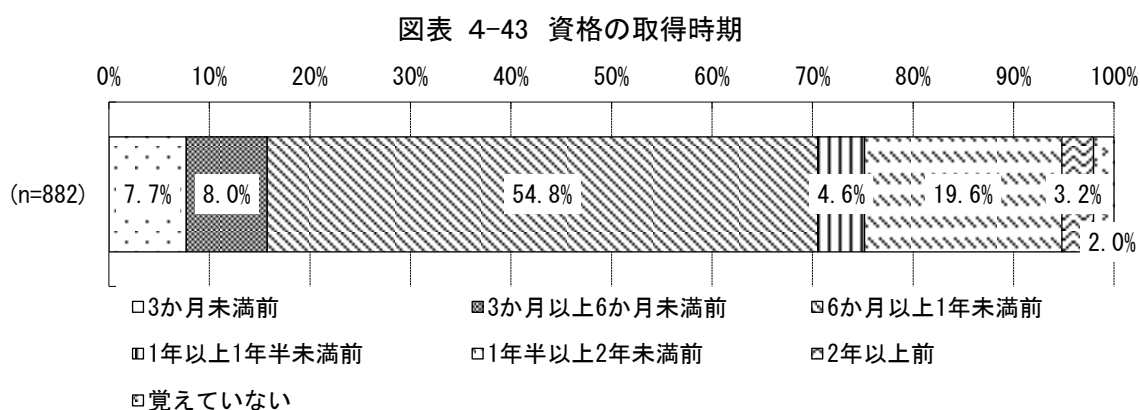
図表 4-42 資格を取得するための講座受講期間

(単位：人)



③ 資格の取得時期（1-問 23、2-問 3）

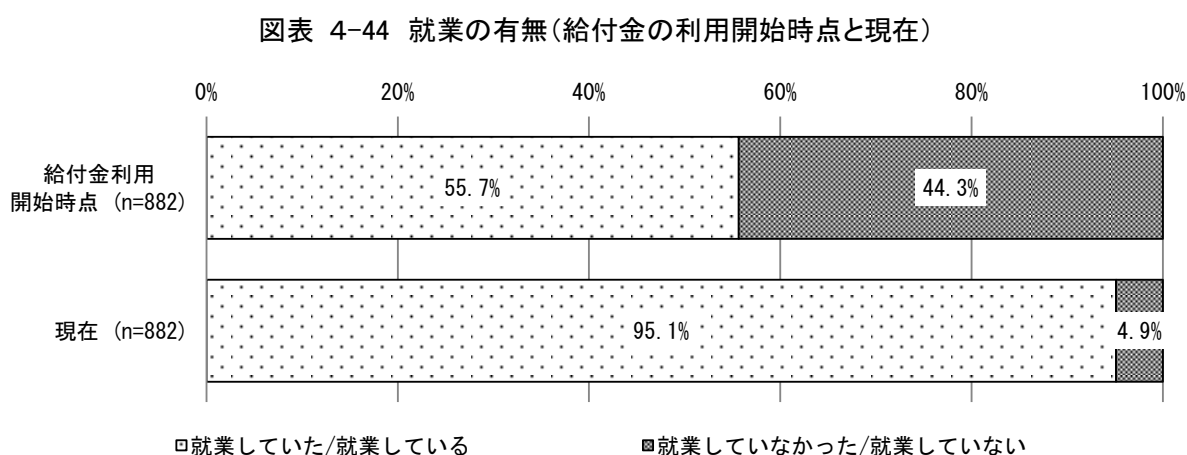
「6 か月以上 1 年未満前」⁷の割合が最も高く 54.8%となっている。次いで、「1 年半以上 2 年未満前（19.6%）」、「3 か月以上 6 か月未満前（8.0%）」となっている。



（3）資格取得前後の就業状況

① 就業の有無（1-問 8・12、2-問 11・15）

現在⁸は、「就業している」が 95.1%、「就業していない」が 4.9%となっている。就業している割合は、給付金利用開始時点と比べ、39.5 ポイント増加している。



⁷ 1 回目調査の選択肢「2023 年（令和 5 年）5 月以降」、2 回目調査の選択肢「2023 年（令和 5 年）8 月以降」について、それぞれ調査票回答時点（2023 年 7 月 31 日、2023 年 10 月 31 日）までの期間を算出したもの。他のカテゴリも同様に処理した。

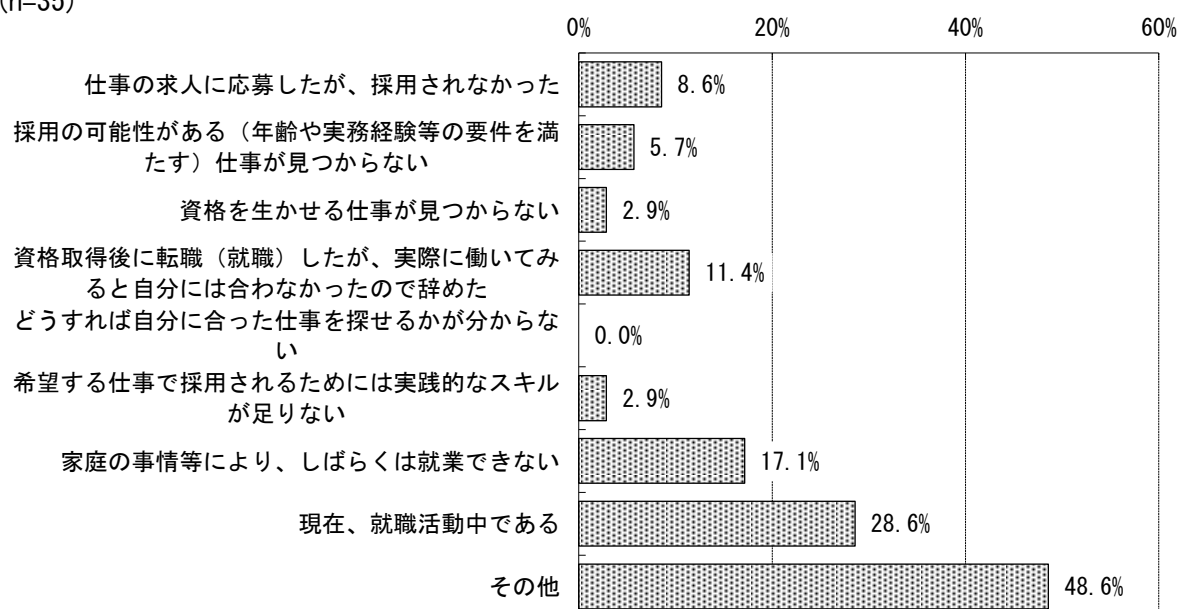
⁸ この章において「現在」とは、調査票回答時点を指す。1 回目調査の回答者の場合は 2023 年 7 月 31 日。2 回目調査の回答者の場合は 2023 年 10 月 31 日。

② 就業していない理由（2-問 33）※ 2 回目調査のみ

現在就業していない人について、その理由は、「その他（48.6%）」を除くと、「現在、就職活動中である」が最も多く、28.6%となっている。次いで、「家庭の事情等により、しばらくは就業できない（17.1%）」、「資格取得後に転職（就職）したが、実際に働いてみると自分には合わなかったので辞めた（11.4%）」となっている。

図表 4-45 現在、就業していない理由（複数回答）

(n=35)



図表 4-46 現在、就業していない理由（その他）（自由記述）(n=16)

■現在も修業期間中のため

- ・ 准看護師資格を取得後、看護師資格取得のために学校に通っているから。
- ・ 資格取得のため 1 日 8 時間現場実習に行かなければならないため働けない。
- ・ 学校と子育てを行っていると働く時間がない。
- ・ スキルアップのための勉強中であるため。
- ・ 取得した資格の 1 つ上の資格を取得するため勉強中です。 / 等

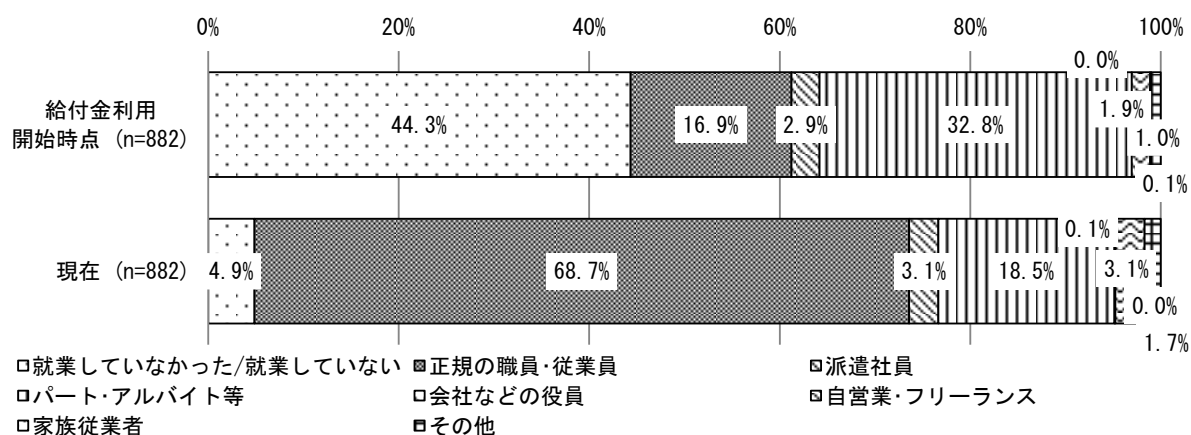
■その他

- ・ 1 度は就職したが、職場のモラハラがあり退職し、療養・転職活動中である。
- ・ 子どもの預け先が決まらない為、就職活動ができない。 / 等

③ 雇用形態（1-問 9・14、2-問 12・16）

「正規の職員・従業員」の割合は給付金利用開始時点で 16.9%、現在で 68.7%であり、51.8 ポイント増となっている。

図表 4-47 雇用形態（給付金利用開始時点・現在）



（注 1）複数の仕事を兼業している場合は、最も収入が多い仕事 1 つについて回答していただいた。

（注 2）給付金利用開始時点の「その他」は、会計年度任用職員、市の臨時職員、有期雇用職員、パートとフリーランスの在宅 Wワーク、職場の学生制度という雇用など。

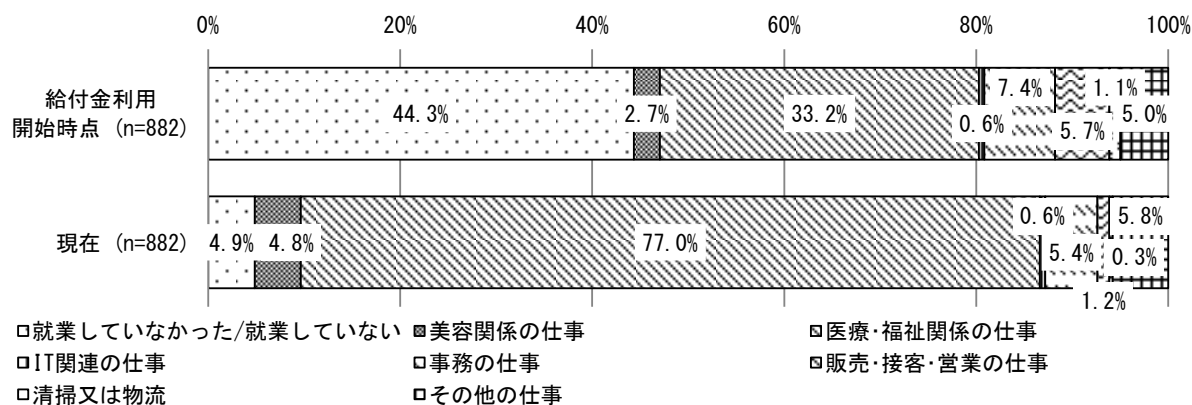
（注 3）現在の「その他」は、会計年度任用職員、嘱託職員、臨時職員、契約社員、パートとフリーランスの在宅 Wワーク、パートをしながらフリーランスで家庭支援の仕事など。

④ 仕事内容

1) 全回答者の仕事内容（1-問 10・15、2-問 13・17）⁹

給付金利用開始時点・現在ともに、「就業していなかった／就業していない」を除くと、「医療・福祉関係の仕事」が最も多い（給付金利用開始時点 33.2%、現在 77.0%）。また、現在「医療・福祉関係の仕事」に従事している人の割合は、給付金利用開始時点と比べ 43.8 ポイント増となっている。

図表 4-48 仕事内容（給付金利用開始時点・現在）



（注 1）給付金利用開始時点の「その他」は、調理関係（調理師、パン製造など）、パソコン・Web 関係（パソコン教室のインストラクター、Webライターなど）、CAD・建築関係（CADオペレーター、建築設計補助）、飲食店、農業、教育関係（非常勤講師、幼児教室講師）、製造業（工場作業員、部品組立など）、団体職員（公的団体、NPO 法人）、理容関係、翻訳業、芸能関係、コンビニ、スーパーの品出し、研究職、マッサージ、税理士事務所、サービス業、学生など。

（注 2）現在の「その他」は、調理関係（レストラン調理、保育園の調理員など）、パソコン・Web 関係（パソコン教室のインストラクター、バナー制作、グラフィックデザイナーなど）、CAD・建築関係（CADオペレーター、建築設計補助、キャラクターグッズの作成）、教育関係（非常勤講師、幼児教室講師、小学校臨時講師など）、団体職員（公的団体、NPO 法人）、理容関係、税理士、保育園の栄養士、農業、認定こども園、測量、整骨院の仕事、鍼灸師、イラストレーター、法律関係、相談業務、商品開発、飲食店、製造業など。

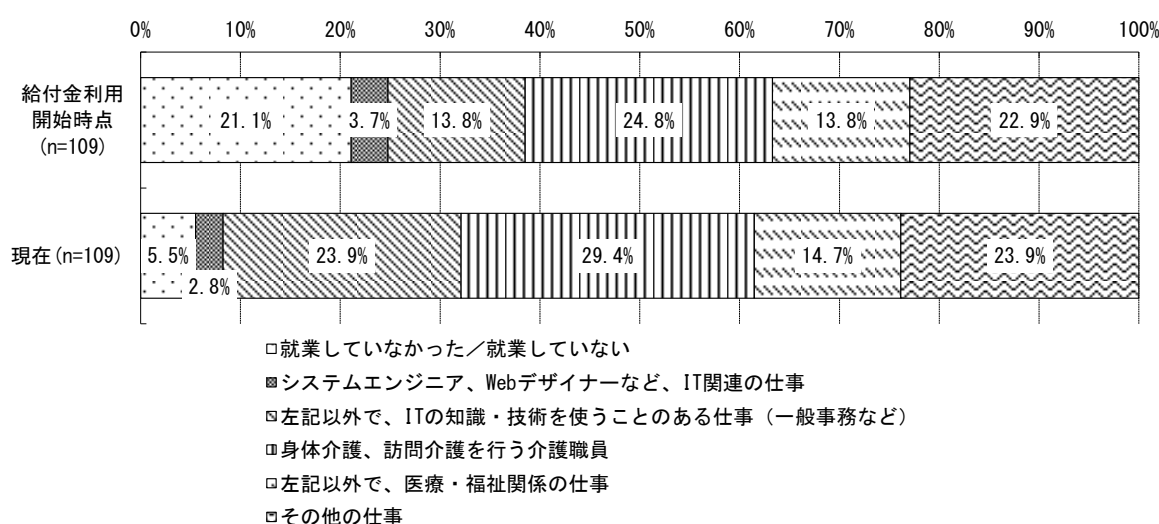
⁹ 1 回目調査の選択肢「身体介護や訪問介護を行う介護職員」及び「（左記以外で）医療・福祉関係の仕事」は、2 回目調査の選択肢「医療・福祉（看護、介護、保育など）関係の仕事」に、「システムエンジニア、Web デザイナーなど、IT 関連の仕事」は、2 回目調査の選択肢「IT 関連の仕事」に振り替えた。また、「（左記以外で）IT の知識・技術を使うことのある仕事（一般事務など）」及び「その他の仕事」については、自由記述から仕事内容が明らかな場合は、2 回目調査の選択肢のうち該当するものに振り替え、判然としない場合は「その他の仕事」として扱った。

2) 拡充措置対象者の仕事内容（詳細版）¹⁰（1-問 10・15）※1 回目調査のみ

給付金利用開始時点・現在ともに、「就業していなかった／就業していない」を除くと、「身体介護、訪問介護を行う介護職員」が最も多い（給付金利用開始時点 24.8%、現在 29.4%）。次いで、「その他の仕事（給付金利用開始時点 22.9%、現在 23.9%）」、「（システムエンジニア、Web デザイナーなど以外で）IT の知識・技術を使うことのある仕事（一般事務など）（13.8%、23.9%）」となっている。

また、給付金利用開始時点と現在を比べて最も割合の増加が大きいのは、「（システムエンジニア、Web デザイナーなど以外で）IT の知識・技術を使うことのある仕事（一般事務など）」であり、10.1 ポイント増となっている。

図表 4-49 拡充措置対象者の仕事内容（詳細版）（給付金利用開始時点・現在）



（注1）給付金利用開始時点：「（システムエンジニア、Web デザイナーなど以外で）IT の知識・技術を使うことのある仕事（一般事務など）」は、事務、設計・デザイン関係（CAD オペレーター、建築設計補助）、Webライターなど。「（身体介護、訪問介護を行う介護職員以外で）医療・福祉関係の仕事」は、看護助手、介護関係、福祉事務所職員、福祉会館支援員など。「その他の仕事」は、接客業、清掃、物流倉庫、郵便局の仕分け、販売・営業、事務（営業事務など）、農家など。

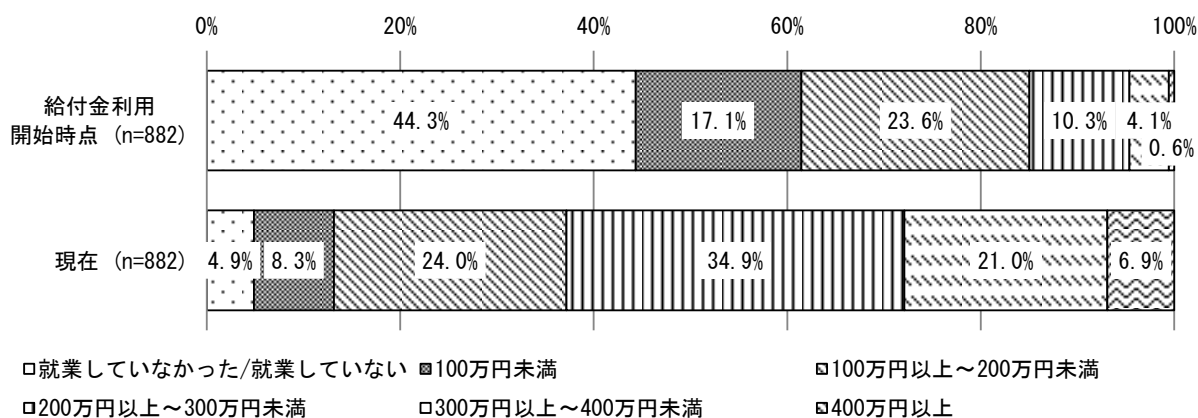
（注2）現在：「（システムエンジニア、Web デザイナーなど以外で）IT の知識・技術を使うことのある仕事（一般事務など）」は、事務、設計・デザイン関係（グラフィックデザイナー、CAD オペレーターなど）、Web 関係（Webライター、パナー作成など）など。「（身体介護、訪問介護を行う介護職員以外で）医療・福祉関係の仕事」は、看護助手、介護福祉士、訪問診療のPA、福祉事務所職員、福祉会館支援員、自立支援員・相談員など。「その他の仕事」は、接客業、清掃、郵便局の仕分け、販売・営業、事務、税理士、キャラクターグッズの作成、農家など。

¹⁰ 1 回目調査では、拡充措置対象者の仕事内容を詳細に把握するため、「システムエンジニア、Web デザイナーなど、IT 関連の仕事」、左記以外で「IT の知識・技術を使うことのある仕事（一般事務など）」、「身体介護、訪問介護を行う介護職員」、左記以外の「医療・福祉関係の仕事」、「その他の仕事」の5つの選択肢で仕事内容を尋ねた。

⑤ 年収（1-問 11・17、2-問 14・19）

年収 300 万円以上の割合の合計を見ると、給付金利用開始時点では 4.6%、現在では 27.9%であり、23.2 ポイント増となっている。他方、就業していて年収 300 万円未満の割合の合計は、現在でも 67.2%であり、年収 300 万円以上の割合よりも高い。

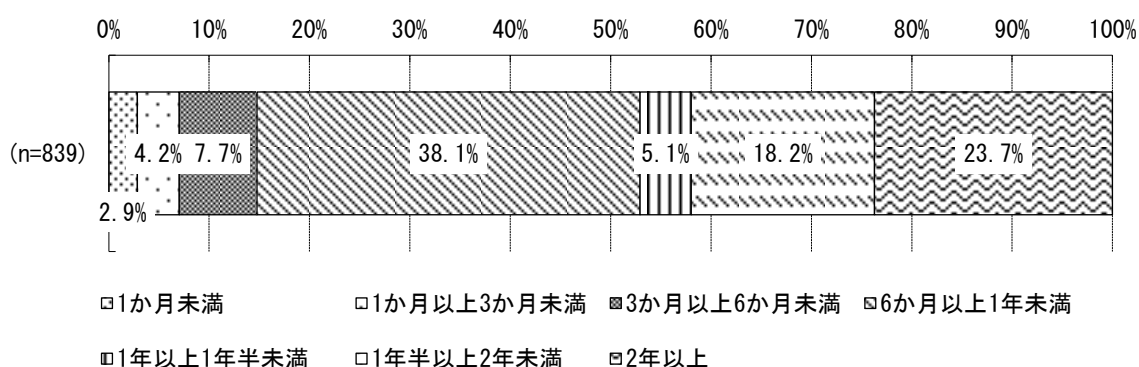
図表 4-50 年収（給付金利用開始時点・現在）



⑥ 現在の職場での勤続期間（1-問 16、2-問 18）

現在就業している人について、現在の職場での勤続期間は、「6 か月以上 1 年未満」の割合が最も高く 38.1%となっている。次いで、「2 年以上（23.7%）」、「1 年半以上 2 年未満（18.2%）」となっている。

図表 4-51 現在の職場での勤続期間



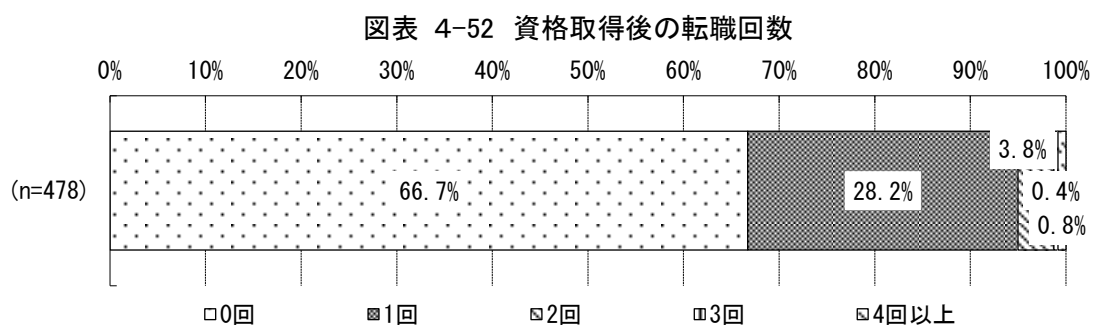
(4) 転職等の経験・予定

現在就業している回答者に対し、転職等の経験・予定を尋ねた。以下、①給付金利用開始時点も就業していた人と、②給付金利用開始時点では就業していなかった人とに分けて、それぞれ集計を行った。

① 転職経験（給付金利用開始時点も就業していた人の場合）

1) 資格取得後の転職回数（1-問 8・13、2-問 11・26）

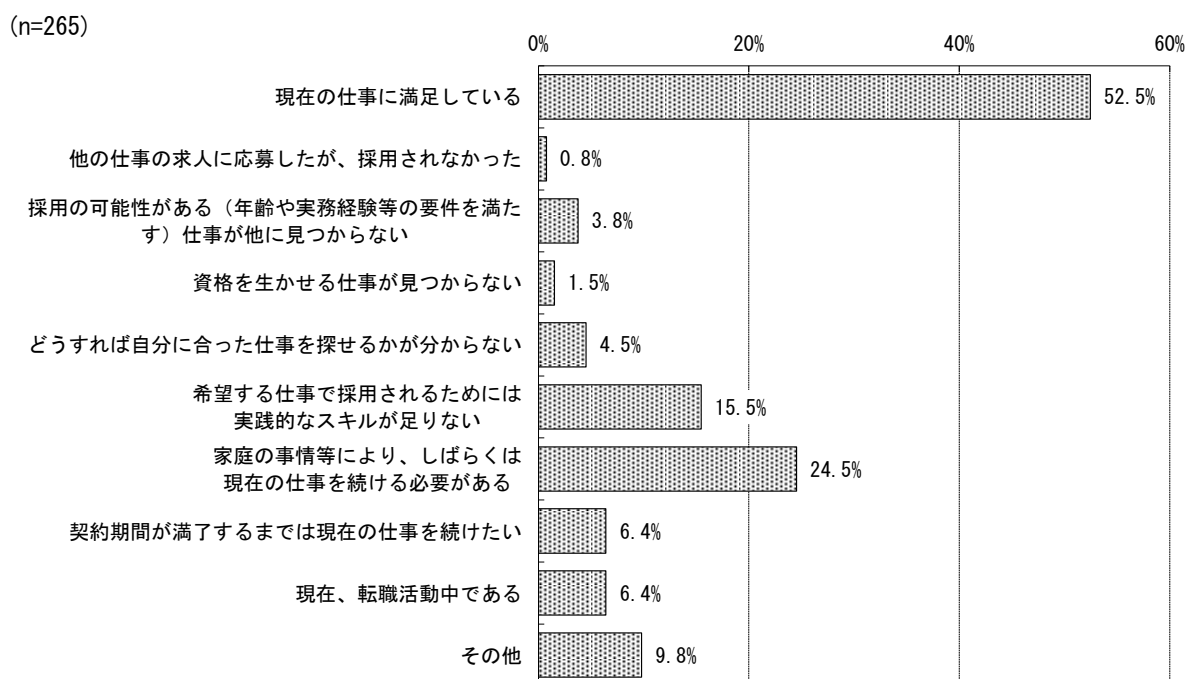
資格取得後の転職経験は「0回」（現在も資格取得時点と同じ職場で働いている）の割合が最も高く 66.7%となっている。



2) 資格取得後に1度も転職していない理由(2-問11・27) ※2回目調査のみ

1)で「0回」(現在も資格取得時点と同じ職場で働いている)と回答した人に対し、その理由を尋ねたところ、「現在の仕事に満足している」の割合が最も高く52.5%となっている。次いで、「家庭の事情等により、しばらくは現在の仕事を続ける必要がある(24.5%)」、「希望する仕事で採用されるためには実践的なスキルが足りない(15.5%)」となっている。

図表 4-53 資格取得後に1度も転職していない理由(複数回答)



図表 4-54 資格取得後に1度も転職していない理由(その他)(自由記述)(n=26)

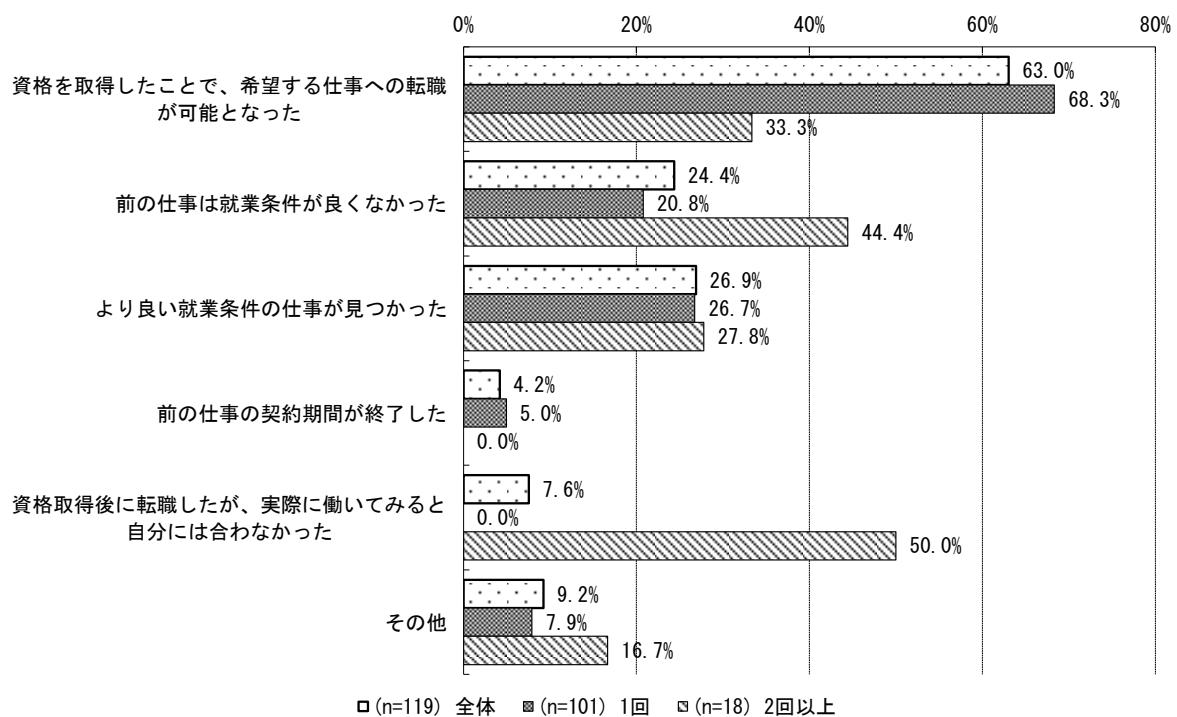
■資格取得により今の職場で活躍できているため - 資格を取れた事で正社員になったので。 - 同じ職場で資格を生かした職種に変更した。 - 現在の仕事が満足とまではいかないが、資格取得で勉強した内容が多く活かせる職場であり、希望する職種であるため。 - 昇給等、現在の職場で処遇改善があった。 / 等
■職場の奨学金制度等を利用したため - 勤務先から奨学金制度を利用したため。 - 県と就職先の奨学金制度を利用したので5年は働く。 - 現在の職場に入学時に必要だったお金を借りているから。 / 等
■転職予定がある - 起業したいと思っており、その準備中。 - 子育てとの両立が難しく転職したい。 / 等

3) 資格取得後の転職理由（2-問 11・26・28）※2回目調査のみ

1)で「1回」以上を回答した人に対し、転職の理由を尋ねた。資格取得後に転職を1回した人では、「資格を取得したことで、希望する仕事への転職が可能となった」の割合が最も高く68.3%となっている。次いで、「より良い就業条件の仕事が見つかった（26.7%）」、「前の仕事は就業条件が良くなかった（20.8%）」となっている。

資格取得後に転職を2回以上した人では、「資格取得後に転職したが、実際に働いてみると自分には合わなかった」の割合が最も高く50.0%となっている。次いで、「前の仕事は就業条件が良くなかった（44.4%）」、「資格を取得したことで、希望する仕事への転職が可能となった（33.3%）」となっている。

図表 4-55 資格取得後の転職理由（複数回答）



（注1）「2回以上」はサンプルサイズが小さいため、留意。

（注2）選択肢「資格取得後に転職したが、実際に働いてみると自分には合わなかった」は、2回以上転職を経験した人のみに尋ねた。

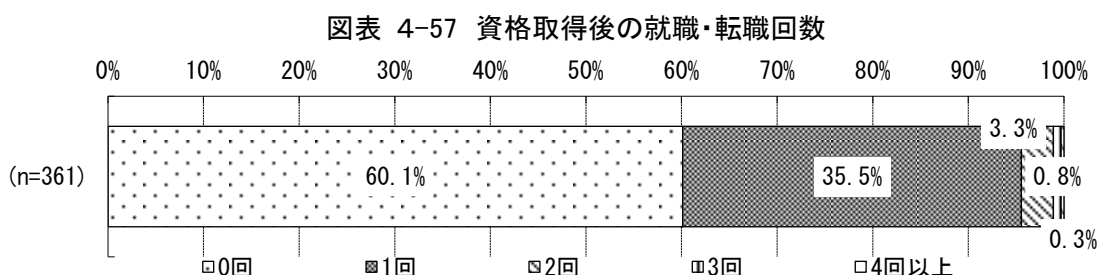
図表 4-56 資格取得後の転職理由（その他）（自由記述）（n=9）

- ・ 勤務先がブラック企業でサービス残業・パワハラ・セクハラが横行していた。
- ・ 以前の仕事は重労働だった。
- ・ 体調を崩した。
- ・ 解雇になった。
- ・ 子どもの状況を考慮し、より速やかに対応できる職場に転職したかったため。／等

② 就職・転職経験（給付金利用開始時点では就業していなかった人の場合）

1) 資格取得後の就職・転職回数（1-問 8・13、2-問 11・26）

資格取得後の就職・転職経験は「0回」（現在も資格取得時点と同じ職場で働いている）の割合が最も高く 60.1%となっている。

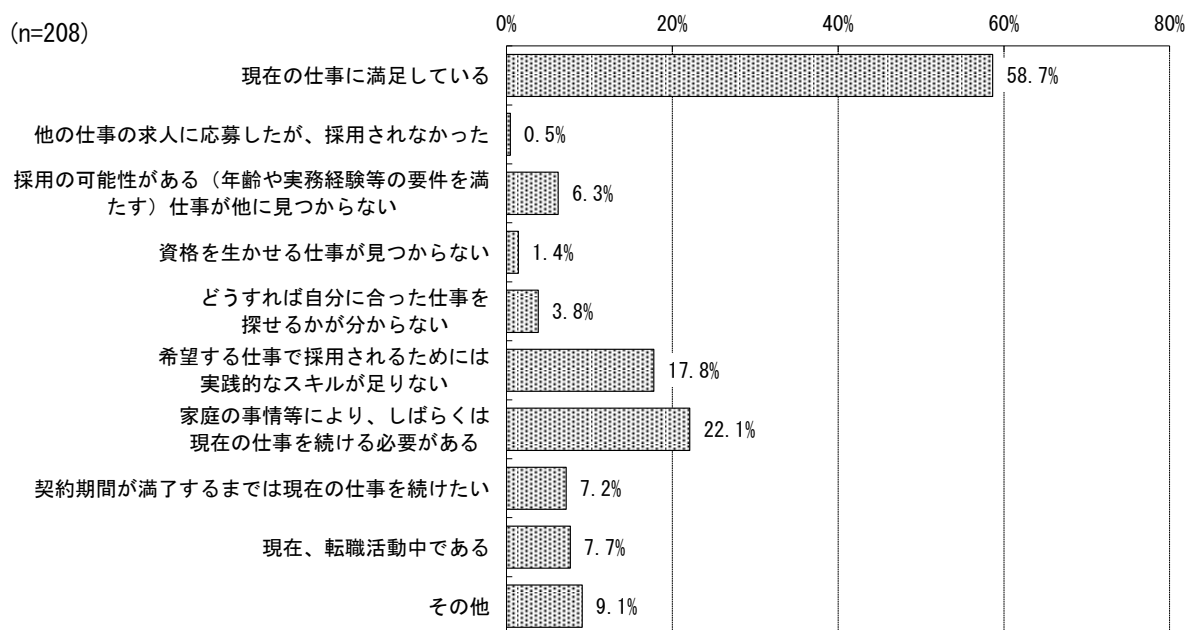


(注) 給付金利用開始時点で不就業かつ現在就業している人のデータである。ここで資格取得後の就職・転職回数が「0回」の人については、(a)修業期間中に就職して、資格取得後もそのまま同じ職場で働いているケースもある。また、(b)修業期間中は働いておらず資格取得後に就職したと思われる人についても、本設問で「0回」と回答しているケースもある。

2) 資格取得後に1度も就職・転職していない理由（2-問 11・27）※2回目調査のみ

1)で「0回」（現在も資格取得時点と同じ職場で働いている）と回答した人に対し、その理由を尋ねたところ、「現在の仕事に満足している」の割合が最も高く 58.7%となっている。次いで、「家庭の事情等により、しばらくは現在の仕事を続ける必要がある（22.1%）」、「希望する仕事で採用されるためには実践的なスキルが足りない（17.8%）」となっている。

図表 4-58 資格取得後に1度も就職・転職していない理由（複数回答）



(注) 1)の注(a)（就職・転職が実際に0回）、(b)（本来は就職を1回している）の両方のケースが含まれる。

図表 4-59 資格取得後に1度も就職・転職していない理由(その他)(自由記述)(n=19)

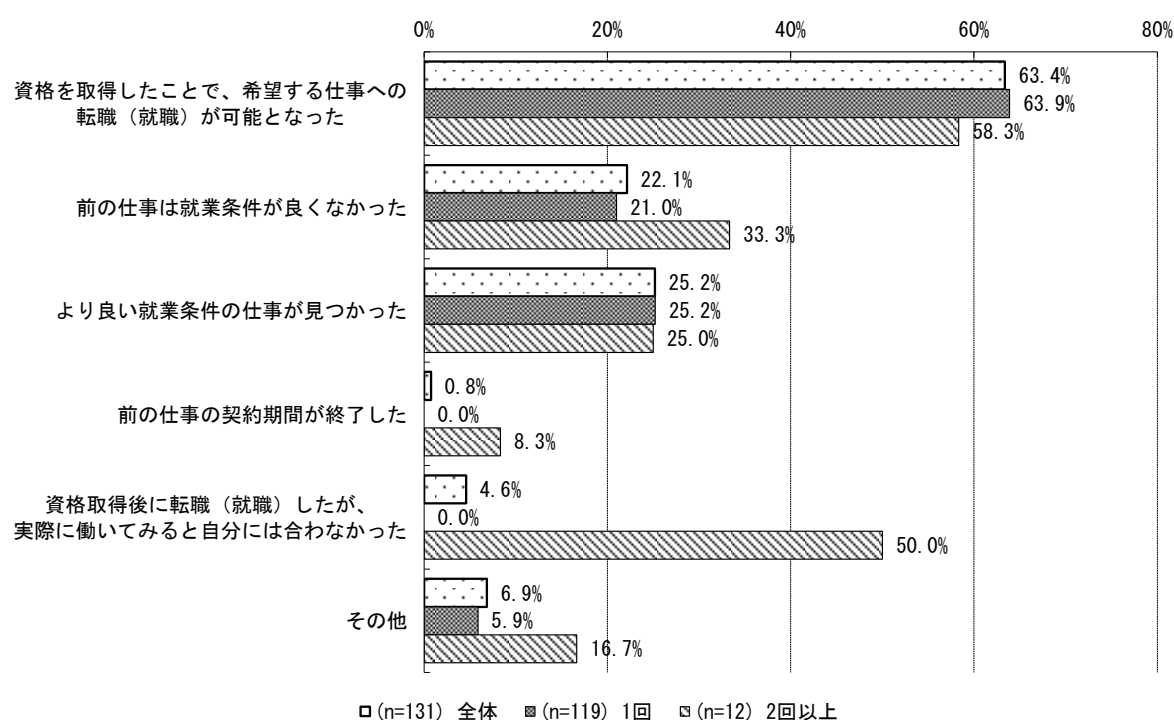
■子育てと両立しやすい転職先がない
・ 未就学児のため、労働時間、休日など求める労働条件で就ける職場がない。 ・ 30代シングルマザーで夜勤のできない新人准看護師を雇ってくれる病院があまりない。 /等
■職場の奨学金制度等を利用したため
・ 就職先の病院から奨学金を借りているため。 ・ 奨学金の返済が終わるまでは、正社員で働き、経験を積みたい。 /等
■同じ職場で一定期間働いたほうが良いから
・ 転職するには最低3年間の勤務がないと厳しいという暗黙のルールがある。 ・ 仕事内容に対して収入が低いので長く続けることは難しいかもしれないが、まだ一年目なので技術を身に付けるためにも今は辞めることが出来ない。 /等
■その他
・ 人がいなくて辞められない。 ・ 転職活動するには、年齢、体力、気力がついてこない。 ・ 転職先が決まった。 ・ 給料面は、やや低いがだいたい定時に帰られることができるため。 ・ 4月から始めたばかりで評価できない。 /等

3) 資格取得後の就職・転職理由（2-問 11・26・28）※2回目調査のみ

1)で「1回」以上を回答した人に対し、就職・転職の理由を尋ねた。資格取得後に転職を1回した人では、「資格を取得したことで、希望する仕事への転職（就職）が可能となった」の割合が最も高く63.9%となっている。次いで、「より良い就業条件の仕事が見つかった（25.2%）」、「前の仕事は就業条件が悪くなかった（21.0%）」となっている。

資格取得後に転職を2回以上した人では、「資格を取得したことで、希望する仕事への転職（就職）が可能となった」の割合が最も高く58.3%となっている。次いで、「資格取得後に転職（就職）したが、実際に働いてみると自分には合わなかった（50.0%）」、「前の仕事は就業条件が悪くなかった（33.3%）」となっている。

図表 4-60 資格取得後の就職・転職理由（複数回答）



（注1）「2回以上」はサンプルサイズが小さいため、留意。

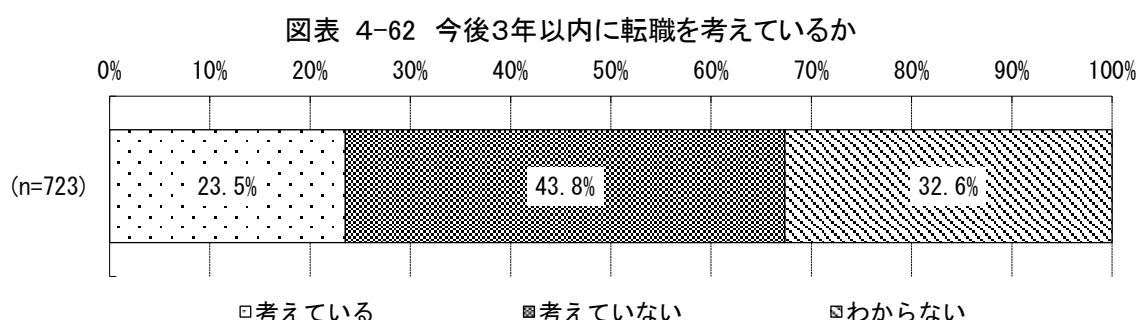
（注2）選択肢「資格取得後に転職（就職）したが、実際に働いてみると自分には合わなかった」は、2回以上転職を経験した人のみに尋ねた。

図表 4-61 資格取得後の転職理由（その他）（自由記述）（n=9）

- ・ 免許を取得して正規として勤務したが、現実的に厳しい環境で継続できなかった。
- ・ 正社員の訪問看護師として働き続けるためには夜間の就業をしなければならず、小学校1年生の子どもと2人暮らしであり、夜間の就業が難しかったため、フルタイムパートの看護師として働かざるをえず、収入が大きく下がった。
- ・ パワハラ、モラハラ人間関係で身体を壊し転職。
- ・ とった資格を活かせる仕事に就くことになったため。
- ・ スキルアップの為。 /等

③ 今後3年以内に転職を考えているか（2-問 30）※2回目調査のみ

現在就業している回答者全員に対し、今後3年以内に転職を考えているか尋ねたところ、「考えていない」が最も高く43.8%となっている。次いで、「わからない（32.6%）」、「考えている（23.5%）」となっている。



図表 4-63 転職を考えている(理由)(自由記述)(n=164)

【今の職場に待遇面の不満や問題がある】

■収入面で不満がある

- ・ 年収が低く生活費を賄い切れないため。
- ・ 忙しい割には、給料が安い。昇給も見込めない。
- ・ 正規雇用なのに年収が200万台のため。
- ・ 時給は上がってはいるが、支出の方が大きく、収入を増やしたいため。
- ・ フルタイムパートで生活続けるのは子どもを養う上で経済的に厳しいため、あと2年ほど働いて基礎的な看護技術が身に付いたら日勤のみで正社員で働ける職場を見つけて転職が必要だと考えている。
- ・ 給与が上がるなら転職したい。 / 等

■仕事量・ワークライフバランスに不満がある

- ・ 勤務時間が長い、残業が多いため家庭と仕事の両立が大変。
- ・ 夜勤あり、残業多くほぼ家に居られない。子供との時間を作れない。夜勤がなければ安月給。
- ・ 時間外の申請が一切出来ない上、長時間労働であるため。
- ・ 日勤のみの仕事がしたいため。
- ・ 帰宅後や休日の自己学習に時間を多く費やすので、子どもと向き合う時間がない。
- ・ 職安募集要項と全く違う。労働基準法に違反している。9時間以上連続勤務。昼食時間も全職員勤務が入っている。9時間以上連続勤務が続いている。夜勤が出来ない職員にはボーナスや処遇改善が当たらない。0円の明細を渡された。国からの処遇改善は来年から分配されないと伝達があった。母子家庭で異動に難色を示すと脅された。職安の募集要項の記載は正しくなかった。
- ・ 年齢を考えると、現職では体力がもたないため。
- ・ 親の介護のため。 / 等

■人間関係に不満がある
・ 職場での人間関係。 ・ 上司からパワハラを受けているから。 ・ 社長の人柄が良くない。 / 等
■仕事内容に不満がある
・ もっと資格を生かせる仕事がしたいため。 ・ 仕事が自分に合っていない。体力的、精神的にキツイ。 ・ 入職した病棟の業務内容に合わなかったため。 ・ もっとやりたい事ができる環境に移りたい。 ・ 准看護師として雇ってもらい、登録も看護職にもなっているのに、実務が介護業務。特養老人ホームで、尚且つ自身の取得した資格が全く活かされていない。身体と心への負担がありすぎる。 / 等
■通勤時間を減らしたい
・ 通勤距離が長い。 ・ 現在の職場は住居から遠いため。 / 等
■その他、待遇面で不満がある
・ よりよい待遇を求めて。 ・ 現在勤務形態が非正規のため、より良い条件の勤務先が見つければ変わりたいです。（職種は変えるつもりはないです。） / 等

【他にやりたいことがある】

■スキルアップしたい・他の仕事にチャレンジしたい
・ キャリアアップのため。 ・ 介護福祉士として、スキルアップのため、1つの介護施設だけでなく、他の施設も経験したいので。 ・ もともと、子どもが好きだから小児科で働きたいため。 ・ 急性期で働きたい。 ・ 違う種類の医療に興味があるため。 ・ 障害分野に進んだが、やはり児童や幼児分野に進みたい。障害児に進みたい。 ・ 現在の保育施設は認可では無く、現場で学べる環境が整っていないと感じるため。 ・ 他の勉強がしたいから。 / 等
■資格を生かした仕事をしたい
・ 高等職業給付金で資格を取得したので、資格生かし社会に貢献した働きをしたい ・ 契約期間終了後、資格を活かした仕事をして収入を増やしたい。 ・ 職業訓練期間中に離婚し、引っ越しや、子どもたちの進学、自身の就職など、生活のリズムが整うまで時短勤務をしたかったが、子どもたちも生活に慣れたため、保育士・幼稚園教諭の資格を生かして就職活動中です。 / 等

■起業・独立したい
・ 開業したい。 ・ 独立してアイサロンをオープンする。 ・ 自分で起業したい。今の職場のままだと資格を取得したとしても、子供がいる、1人親は働く時間が限られているので給料は変わらないままで、休みも確保できず資格取得前と変わらない状況になる。 ・ 将来的に独立し、定年なく働くことを想定し、社会保険労務士の資格取得とその実務経験を積める職場への転職を検討中。 ・ 介護していた親が亡くなった為に遺産が入る。何か起業したいと考えている。勤めるのは自由が効かずに大変さを感じている。 / 等

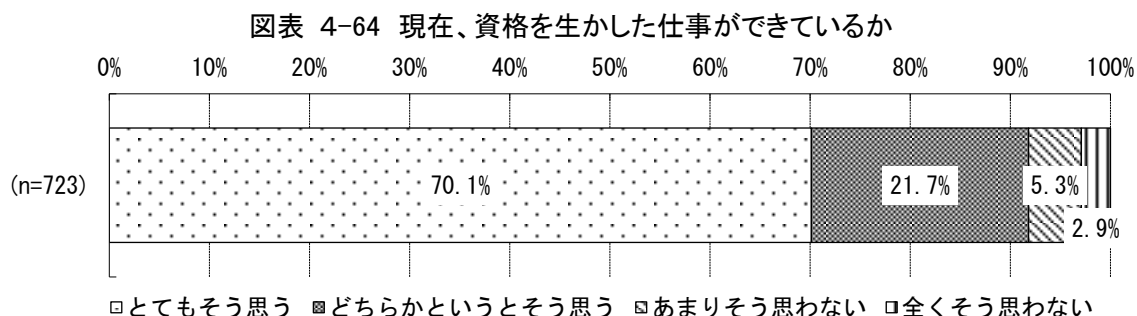
【その他】

■引っ越しのため
・ 遠方の実家に帰郷のため。 ・ 転居のため。 / 等
■既に転職した・転職が内定している
・ 来年度からの内定を頂いている ・ 11月1日に転職した。 / 等
■その他
・ 転職するために勉強したから。 ・ 期間職員の期間満了のため。 ・ いまは子供の生活に合わせるためにパート勤務をしているが、高校進学したら子供が自立してくるから転職を考えている。 ・ 子どもの将来を考え、さらに上の資格を取得しても、他部署移動が叶わない場合、転職をするつもりである。 ・ 現在の仕事は在宅ワークにて資格があることによりアサインされた仕事であるため。長男中学進学のと期と重なるため、（発達に心配あり）資格を活かせる仕事で最初から在宅では難しいため、長男進学後、CAD/BIM オペレーターとして転職を考えている。 ・ 再婚を検討しているため。 ・ 年齢的にできること、出来ないことがわかってきた為。 / 等

（５）資格の仕事への活用状況

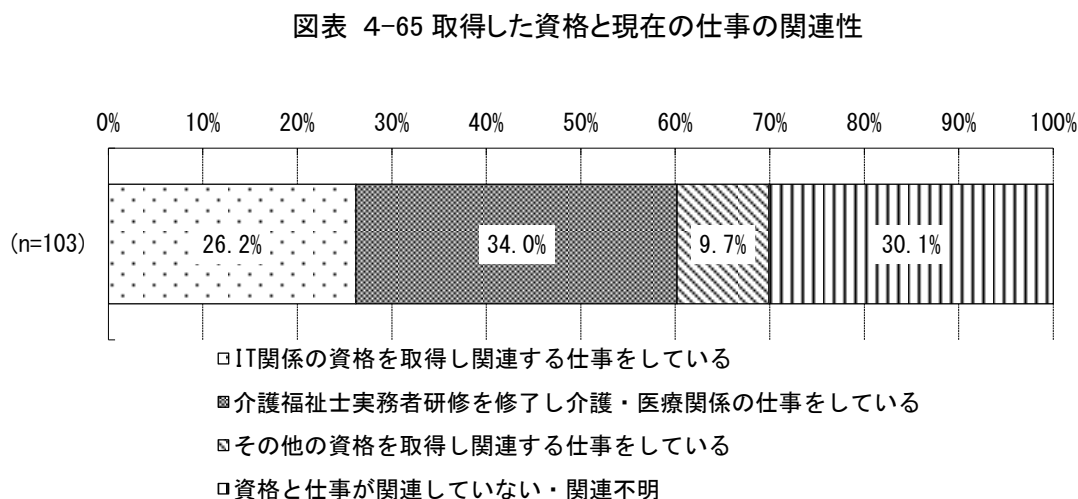
① 仕事に資格を生かしているか（2-問 29）※ 2 回目調査のみ

現在就業している回答者に対し、資格を生かした仕事ができているか尋ねたところ、「とてもそう思う」の割合が最も高く 70.1%となっている。次いで、「どちらかというと思う（21.7%）」、「あまりそう思わない（5.3%）」となっている。



② 拡充措置対象者の資格と現在の仕事の関連性（1-問 15・21）※ 1 回目調査のみ

1 回目調査の拡充措置対象者（現在就業している人のみ）について、取得した資格と現在の仕事に関する回答を基に、資格と現在の仕事との関係を 4 カテゴリーに分類した。「介護福祉士実務者研修を取得し介護・医療関係の仕事（注1）をしている」割合が最も高く 34.0%となっている。次いで、「資格と仕事に関連していない・関連不明（30.1%）」、「IT 関係の資格を取得し関連する仕事（注2）をしている（26.2%）」、「その他の資格を取得し関連する仕事（注3）（9.7%）」となっている。



（注1）「身体介護、訪問介護を行う介護職員（26 件）」又は（左記以外で）「介護・医療関係の仕事（9 件）」

（注2）「IT 関連の仕事（3 件）」、（左記以外で）「IT の知識・技術を使うことのある仕事（23 件）」又は「その他の仕事」で自由記述（問 15）の内容から資格と関連性があると認められるもの（1 件）

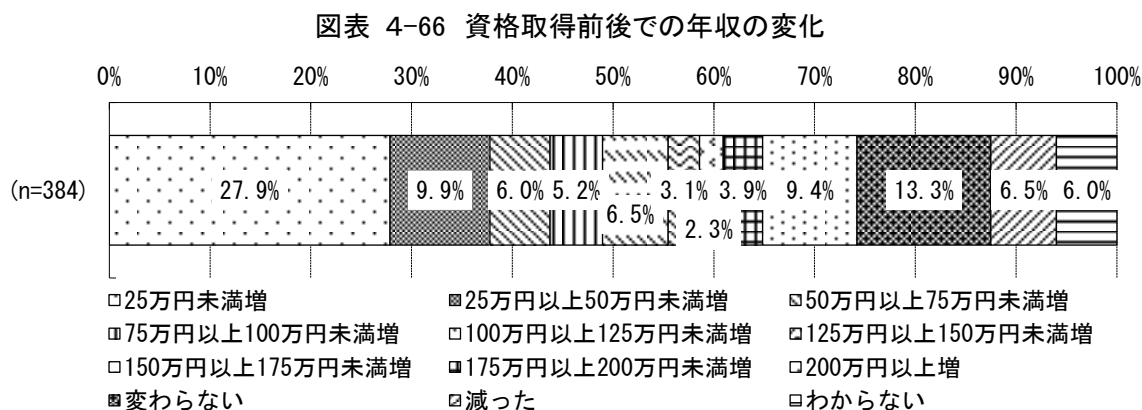
（注3）「その他の資格」を取得した者のうち、現在の仕事について、自由記述（問 15 及び問 28）の内容から資格と関連性があると認められるものを抽出したところ、10 件であった。

(6) 資格取得による就業状況等の変化

① 資格取得前後での年収の変化（2-問 20）※ 2 回目調査のみ

給付金利用開始時点・現在ともに就業している人に対し、資格取得前後での年収の変化を尋ねたところ、年収が増加した回答者の割合は合計 74.2%となっている。他方、「変わらない（13.3%）」、「減った（6.5%）」という人もいる。

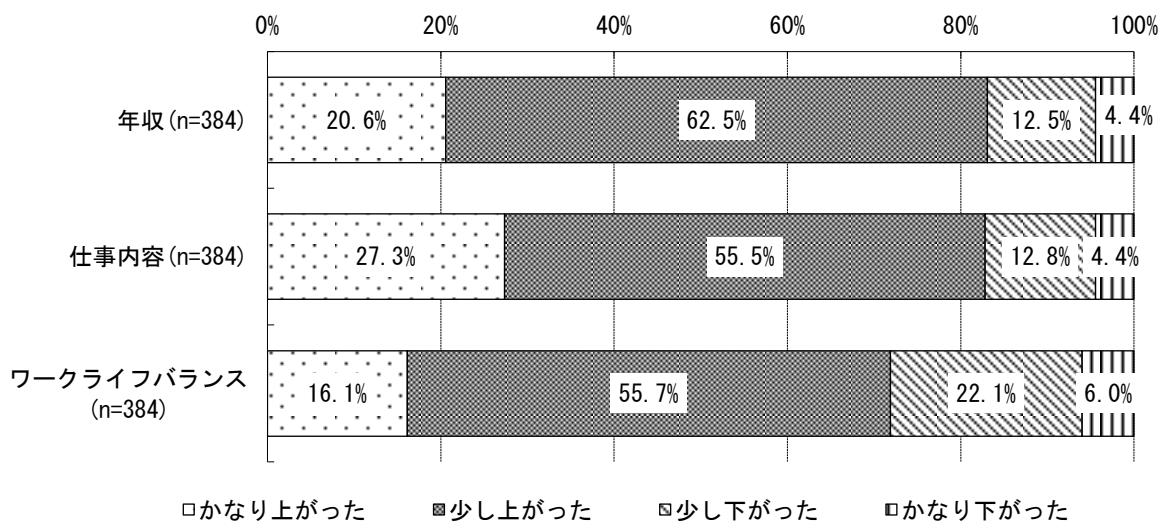
増加額については、「25 万円未満増」の割合が最も高く 27.9%となっている。また、100 万円以上年収が増加した回答者の割合は全体の 25.3%となっている。



② 資格取得による仕事の満足度の変化（2-問 31）※ 2 回目調査のみ

給付金利用開始時点・現在ともに就業している人に対し、年収、仕事内容、ワークライフバランスの満足度を尋ねた。満足度が上がった割合（「かなり上がった」と「少し上がった」の合計）は、年収と仕事内容については 8 割強、ワークライフバランスについては 7 割強となっている。

図表 4-67 資格取得による年収・仕事内容・ワークライフバランスの満足度の変化

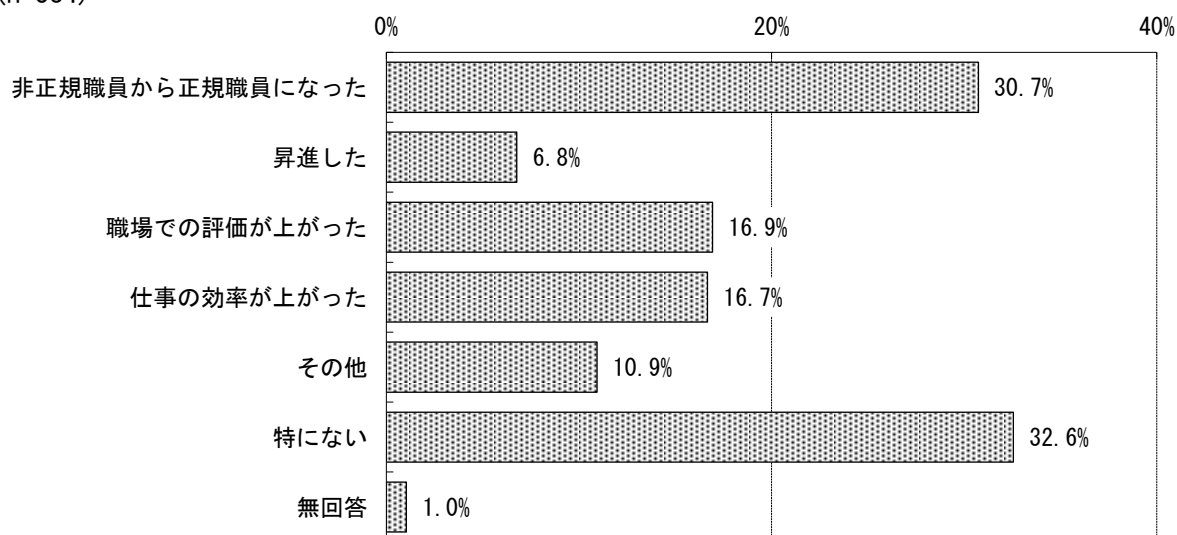


③ ②以外の資格取得による就業状況の変化（2-問 32）※ 2 回目調査のみ

給付金利用開始時点・現在ともに就業している人に対し、②（年収、仕事内容、ワークライフバランス）以外の就業状況の変化を尋ねたところ、「特にない（32.6%）」を除くと、「非正規職員から正規職員になった」の割合が最も高く 30.7%となっている。次いで、「職場での評価が上がった（16.9%）」、「仕事の効率が上がった（16.7%）」となっている。

図表 4-68 年収、仕事内容、ワークライフバランス以外の資格取得による就業状況の変化（複数回答）

(n=384)



（注）あくまで、回答者自身が資格取得の効果として認識している変化を尋ねた設問である。（例えば、「非正規職員から正規職員になった」は、実際に非正規職員から正規職員になった人のうち、自身でそれを資格取得による効果と考えている人のみが回答している。）

図表 4-69 資格を取得したことによる就業状況の変化（その他）（自由記述式）（n=42）

【良い変化】

■給与が上がった・手当が増えた
・ 資格があることで時給を少し高くしてもらえた。
・ 雇用形態は変わらないが給料が上がり手当も増えた。
・ 看護師になり時給が上がった。／等
■より良い仕事に就けた・開業できた
・ 安定した仕事につけた。
・ 正社員で転職ができた。
・ 希望する職種につけた、職種の幅が広がった。
・ 資格を取得後、開業しサロンを運営している。／等
■仕事の幅が広がった・質が高まった
・ 今の職種に必要な知識が多く、仕事の質が上がった。
・ できることが増えた。

・ 相談支援ができる部署に異動できた。 ・ 新人に対し指導する機会が増えた。 / 等
■仕事で資格を生かしている
・ 資格を活かした仕事が出来るようになった。 ・ 採用にあたり資格内容が認められた。 ・ 医療行為ができるようになった。 / 等
■その他
・ 自分都合の働き方がとおりやすくなった。 ・ 子供を預けて長時間働かず一日 8 時間労働で生活ができるくらいになれた。 / 等

【変化なし・悪い変化】

・ 経験がない為、雇用形態はパートになったが仕方ないと感じている。 ・ 准看護師歴は 15 年ほどあるが正看護師歴は一年目となってしまう為、給料面では変わらない。求人の枠が広がったのは良かったと思っている。 / 等
--

④ 資格取得による就業状況・年収の変化 ※1回目調査のみ

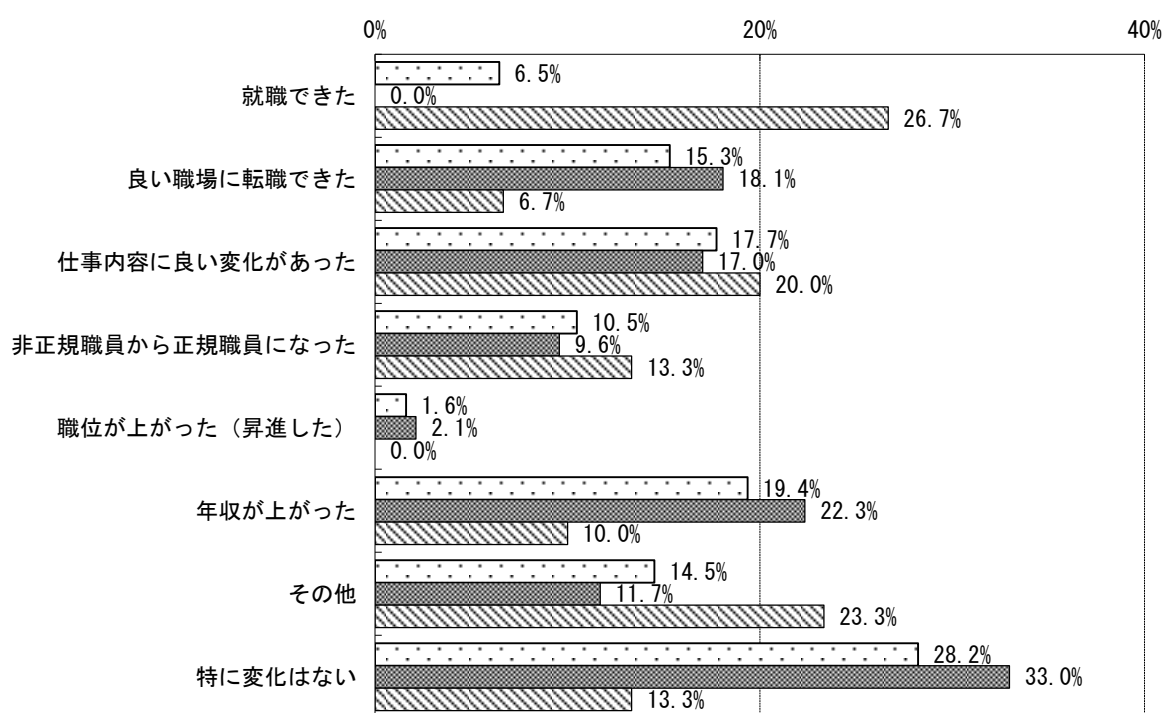
1) 資格取得による就業状況の変化（1-問8・12・25）

1回目調査では、全ての回答者に対し、資格取得による就業状況の変化全般について尋ねた。

給付金利用開始時点・現在ともに就業している人では、「特に変化はない（33.0%）」を除外くと、「年収が上がった」の割合が最も高く、22.3%となっている。次いで、「良い職場に転職できた（18.1%）」、「仕事内容に良い変化があった（17.0%）」となっている。

その他の回答者（給付金利用開始時点で就業していなかった人、現在就業していない人、給付金利用開始時点も現在も就業していない人）では、「就職できた」が最も高く、26.7%となっている。

図表 4-70 資格取得による就業状況の変化（複数回答）



□ (n=124) 全体 ■ (n=94) 給付金利用開始時点・現在ともに就業している人 ▨ (n=30) その他の回答者

（注1）あくまで、回答者自身が資格取得の効果として認識している変化を尋ねた設問である。（例えば、「非正規職員から正規職員になった」は、実際に非正規職員から正規職員になった人のうち、自身でそれを資格取得による効果と考えている人のみが回答している。）

（注2）選択肢「就職できた」は、給付金利用開始時点で就業していなかった人にも尋ねたものであり、回答者の全員が現在就業している。

（注3）「その他の回答者」には、給付金利用開始時点では就業していなかった人で、給付金利用開始時点よりも過去の就業状況と現在を比較しての変化を回答しているケース、現在は就業していない人で、給付金利用開始時点から現在までの間に起きたことのある変化を回答しているケース等が含まれる可能性がある。

図表 4-71 資格を取得したことによる就業状況の変化(「仕事内容に良い変化があった」の具体例)
(自由記述式)(n=17)

■仕事の幅が広がった
・ 現場の介護業務以外に、管理職をサポートする仕事も任されるようになった。 ・ 仕事内容にデータ活用を利用する業務が増えた。レベルアップできた。 ・ これまで提供していたサービスに加えて、ウェブデザインの知識もふまえてサービス提供をすることができるようになりました。 ・ 任される仕事が増えた。自分に自信がついた。
■能力が向上した
・ 新しいシステムやパソコン周りの動作確認などが以前より容易になった。 ・ PC 操作が早くできるようになった。 ・ 知識レベルが上がった。 ・ 作業効率が上がった。
■給与アップにつながった
・ 給料が上がった。 ・ 仕事でできる事が増え、能力給が上がった。 ・ 手当てが増えた。
■自信がついた
・ 知識が増えた分自信に繋がった。 ・ 仕事探し中ですが年齢関係なく自信が付いた。
■職場で評価が高まった
・ 職場で意見を重宝されるようになった。 ・ 就労支援業務の幅が広がり、説得力がついた。対外的にアナウンスできることで信用・信頼につながっている。

(注) 複数のカテゴリに当てはまるものについては、主なもの1つに掲載した。

図表 4-72 資格を取得したことによる就業状況の変化(「その他」の具体例)(自由記述式)(n=16)

■変化なし・悪い変化があった
・ 就職はまだできずにいます。パートタイマーなので、給料はそのまま変わらずです。 ・ 就活を始めようと思ったタイミングで娘の発達障がいが発覚し、様々な手続きが必要だったこと、平日も療育に通わなくてはならなくなったこと、母の介護もあることでそもそも働く時間の確保が難しく就活は後回しとなっています。 ・ 資格取得前と後の合計 2 回転職をしたが、資格があっても未経験扱いとなったためあまり変化がなかった。 ・ 何も変わらない。 ・ 年収が下がった ・ まだこれからです。

■給与アップにつながった ・ 介護福祉士を受験し合格できました。資格手当をもらえるようになりました。 ・ パソコンを使う仕事ができるようになって、高時給で働けている。 ・ 気持ち給料が増えた。 ・ 資格手当がついた。 ・ 給料が、少し上がって自分自身も自信がついた。
■能力やモチベーションが向上した ・ 知識が増えた。 ・ 今後の資格取得やモチベーションのアップになった。
■職場で評価が高まった ・ 事務能力があると評価されている。
■その他 ・ 転職活動中。求職内容によっては訓練内容を評価してもらえる場合がある。 ・ 副業する際に有利な資格を取ることができた。

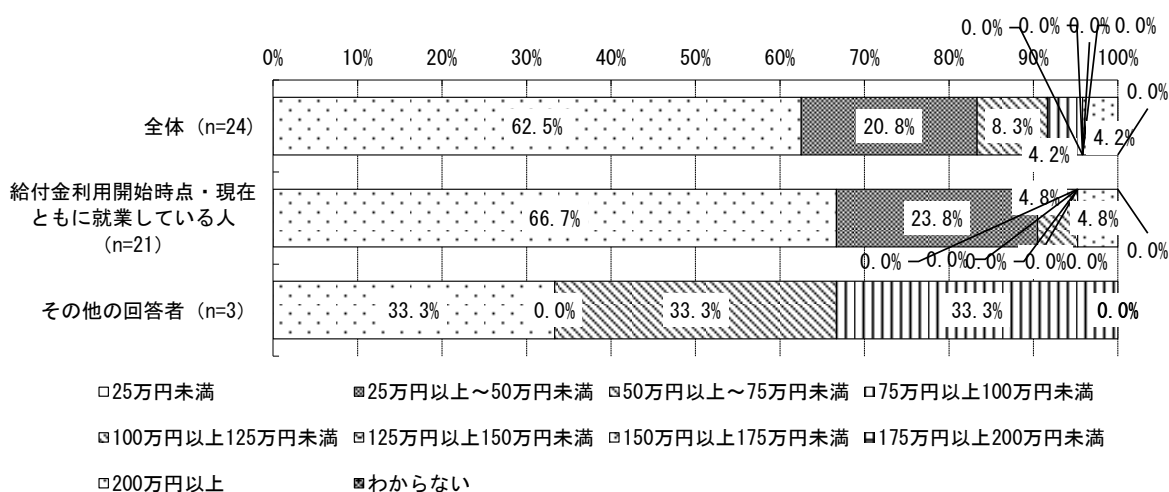
(注) 複数のカテゴリに当てはまるものについては、主なもの1つに掲載した。

2) 資格取得による年収の増加額 (1-問 8・12・26)

1)で「年収が上がった」と回答した人について、年収の増加額を尋ねた。

給付金利用開始時点・現在ともに就業している人では、「25万円未満増」の割合が最も高く66.7%となっている。次いで、「25万円以上50万円未満増(23.8%)」、「50万円以上75万円未満増(4.8%)」、「200万円以上増(4.8%)」となっている。

図表 4-73 資格取得による年収の増加額



(注1) サンプルサイズが小さいため、留意。

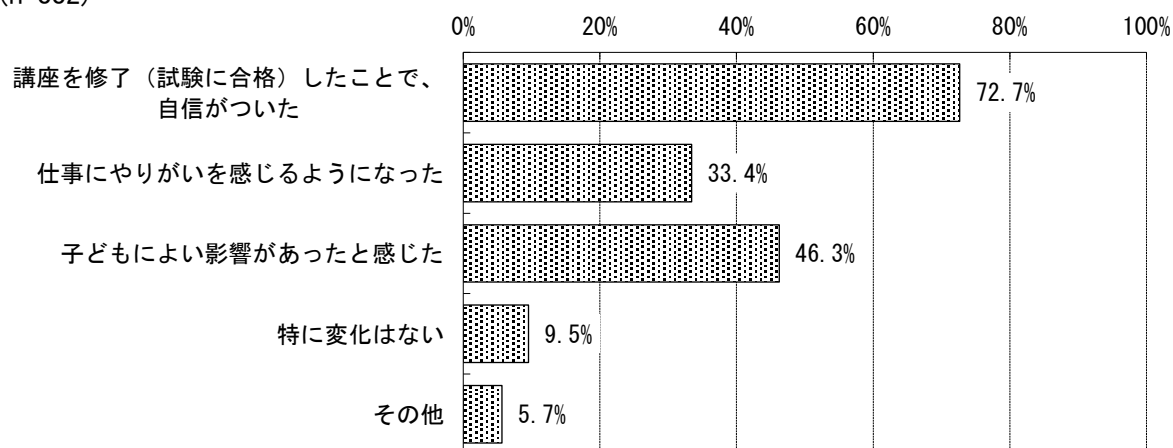
(注2) 「その他の回答者」には、給付金利用開始時点では就業していなかった人で、給付金利用開始時点よりも過去の就業状況と現在を比較しての変化を回答しているケース、現在は就業していない人で、給付金利用開始時点から現在までの間に起きたことのある変化を回答しているケース等が含まれる可能性がある。

⑤ 資格取得による日々の生活・気持ちの変化（1-問 27、2-問 35）

全回答者に対し、資格取得による日々の生活や就業先でのやりがいなど気持ちの変化を尋ねたところ、「講座を修了（試験に合格）したことで、自信がついた」の割合が最も高く 72.7% となっている。次いで、「子どもにいい影響があったと感じた（46.3%）」、「仕事にやりがいを感じるようになった（33.4%）」となっている。

図表 4-74 資格取得による日々の生活・気持ちの変化（複数回答）

(n=882)



図表 4-75 資格取得による日々の生活等の変化（その他）（自由記述式）（n=49）

【生活面や精神面での良い変化】

■ 自信がついた・前向きになれた - 母子家庭でも三年間頑張ってやりきった自信がついた。 - 事業を起こしたいという目標ができた。 - 看護師になりたいという夢を叶えることができた。 - 将来を悲観してばかりでしたが、希望を持てるようになり、自分にも自信が持てるようになった。ステップアップしていきたいと思っています。／等
■ 精神的に安定した・将来の不安がなくなった - この資格があれば、高給では無いが仕事にあぶれる事はないという心の余裕と安心感。 - 給料が安定しているため、精神的に安心する。子どもにも欲しいものや行きたい場所へ連れて行ってあげられる。／等
■ 時間的な余裕ができた - ワークライフバランスを考えられるようになった。 - 在宅の仕事につけたため、時間に余裕ができた。
■ その他 - 時間の使い方が効率的になった。 - 転居先の地域や学校での評価があがり、信頼関係が構築できた。 - 子供も授業でパワーポイントを使っていて、教えてあげる事ができた。／等

【変化なし・悪い変化】

■就職できたが仕事がきつい・子どもとの時間が取れない ・ ならなければ良かったと思うほど仕事がきつくてつらい。 ・ 今の仕事の経験がないが、年齢も高く、教えてくれる人がいないので、仕事が覚えられない。この仕事は合わないが、生活のため続けなければならないと思う。 ・ やりがいはあるが、残業が多すぎて子供と接する時間が激減した。 ・ 資格取得（学校）と仕事の両立に時間を費やしたため、子どもと過ごす時間がうまく作れず、子どもが精神的に不安定になってしまっている。看護師は夜勤をしないと収入を上げられないため、看護師資格で良かったのかと考えてしまうことがある。 /等
■資格を取得しただけでは意味がない ・ 母子家庭で夜勤ができない場合の常勤での就職先が中々なく、こどもとの関わりを持つ時間を犠牲にした4年間は本当に意味があったのかと不安になった。 ・ 資格を取得した事と就業で仕事内容を覚えていく事は、全く別とは言わないが別のことなので、資格を取得できたからといってスタート地点に立てただけ。 ・ 資格があるのに、資格を活かした仕事をさせてもらえないという不満が募ることとなった。 /等

【その他】

・ 資格を活かすため、看護師として働くしかなくなった。 ・ 保育士の仕事の大変さがよく分かりました。雇用形態に関わらず重い責任のある仕事だと感じています。 /等

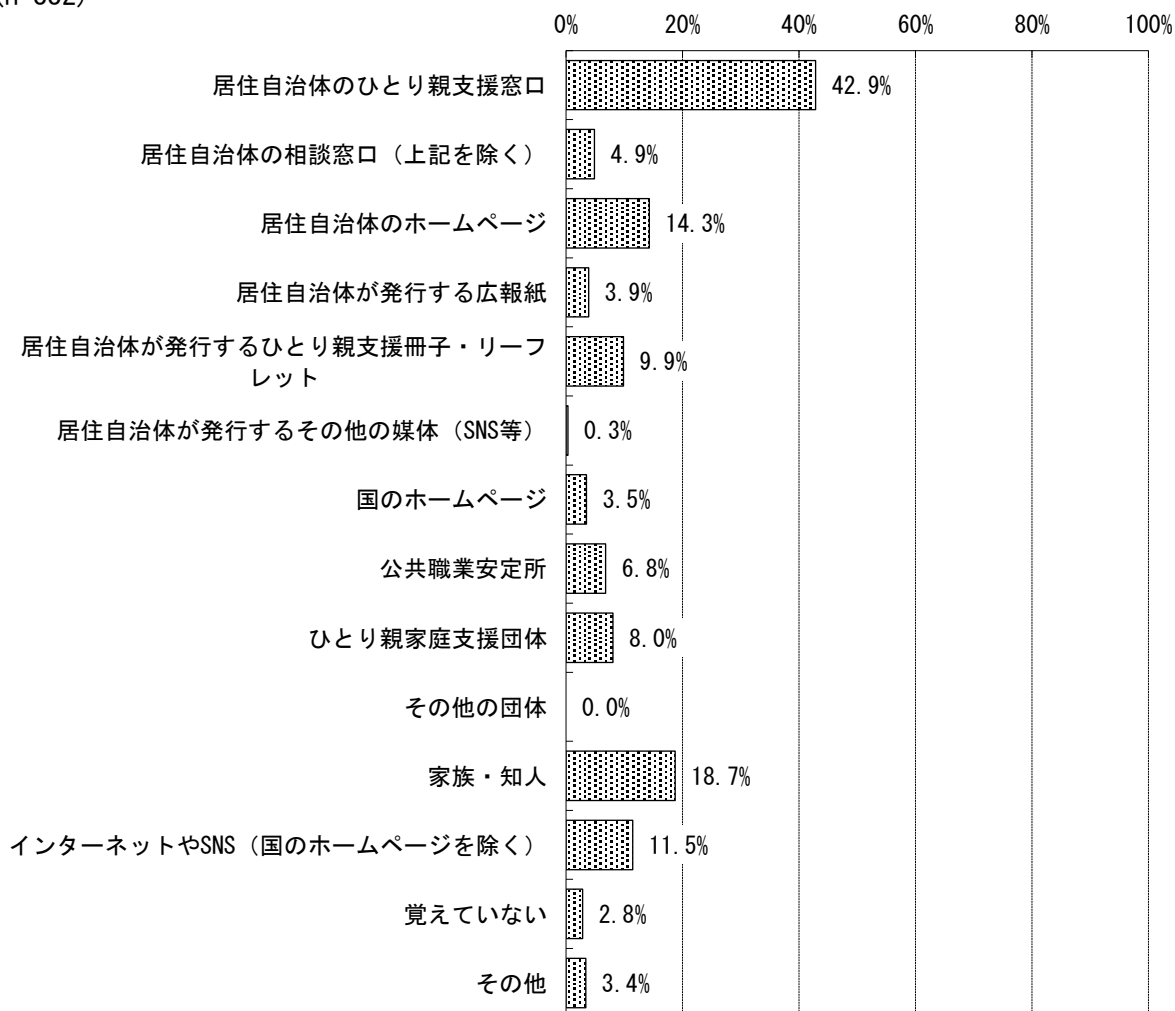
(7) 高等職業訓練促進給付金の利用について

① 制度を知ったきっかけ (1-問 18、2-問 21) ¹¹

「居住自治体のひとり親支援窓口」の割合が最も高く 42.9%となっている。次いで、「家族・知人 (18.7%)」、「居住自治体のホームページ (14.3%)」となっている。

図表 4-76 制度を知ったきっかけ(複数回答)

(n=882)



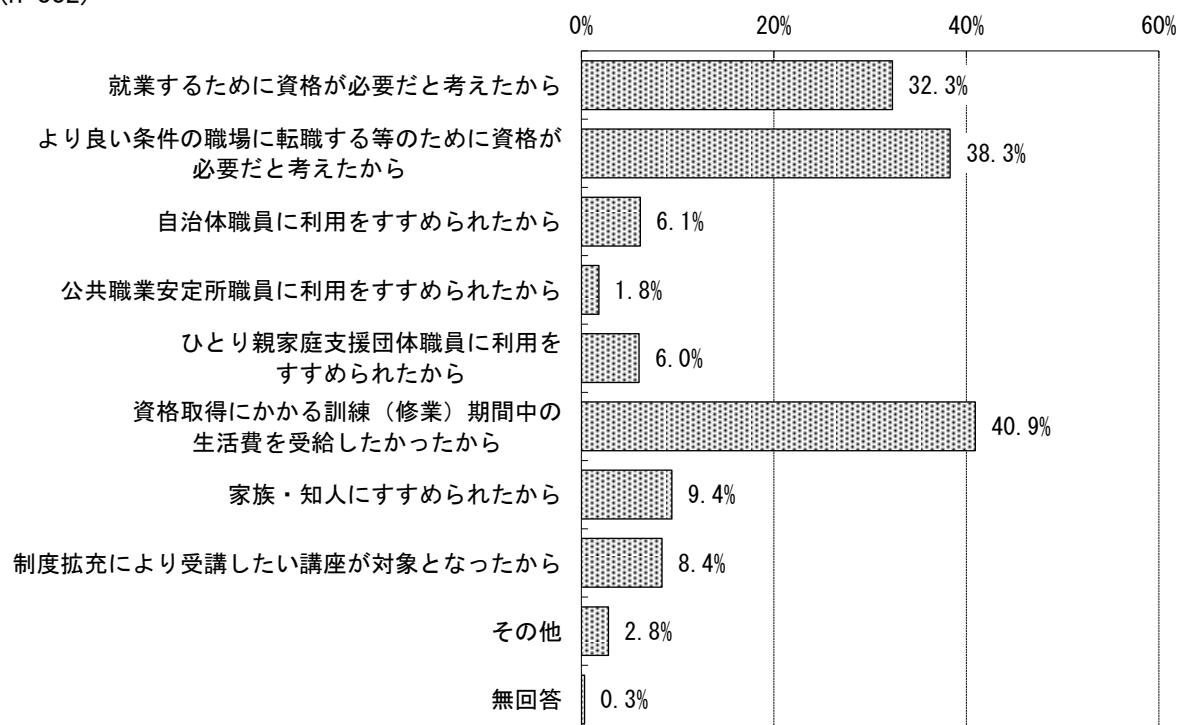
¹¹ 1 回目調査の選択肢「その他」のうち、自由記述欄の内容が2回目調査の選択肢「居住自治体の相談窓口（ひとり親支援窓口を除く）」に該当するものについては、同選択肢に振り替えた。

② 制度を利用しようと思ったきっかけ（1-問 19、2-問 22）

「資格取得にかかる訓練（修業）期間中の生活費を受給したかったから」の割合が最も高く 40.9%となっている。次いで、「より良い条件の職場に転職する等のために資格が必要だと考えたから（38.3%）」、「就業するために資格が必要だと考えたから（32.3%）」となっている。

図表 4-77 制度を利用しようと思ったきっかけ（複数回答）

(n=882)



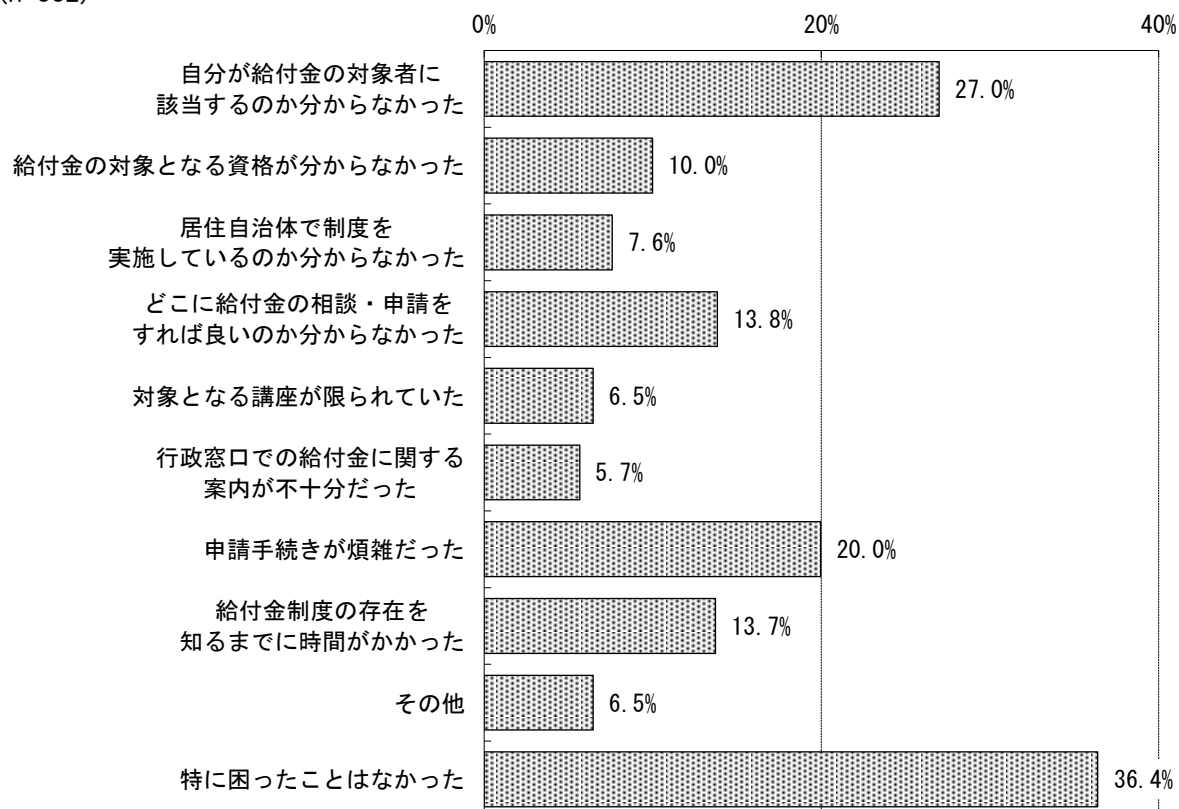
（注）「就業するために資格が必要だと考えたから」は給付金利用開始時点で就業していなかった人のみに尋ねた選択肢である。また、「より良い条件の職場に転職する等のために資格が必要だと考えたから」は給付金利用開始時点で就業していた人へのみに尋ねた選択肢である。

③ 制度の利用検討に当たり困ったこと（1-問 20、2-問 23）¹²

「特に困ったことはなかった（36.4%）」を除くと、「自分が給付金の対象者に該当するの
か分からなかった」の割合が最も高く 27.0%となっている。次いで、「申請手続きが煩雑だ
った（20.0%）」となっている。

図表 4-78 制度の利用検討に当たり困ったこと（複数回答）

(n=882)



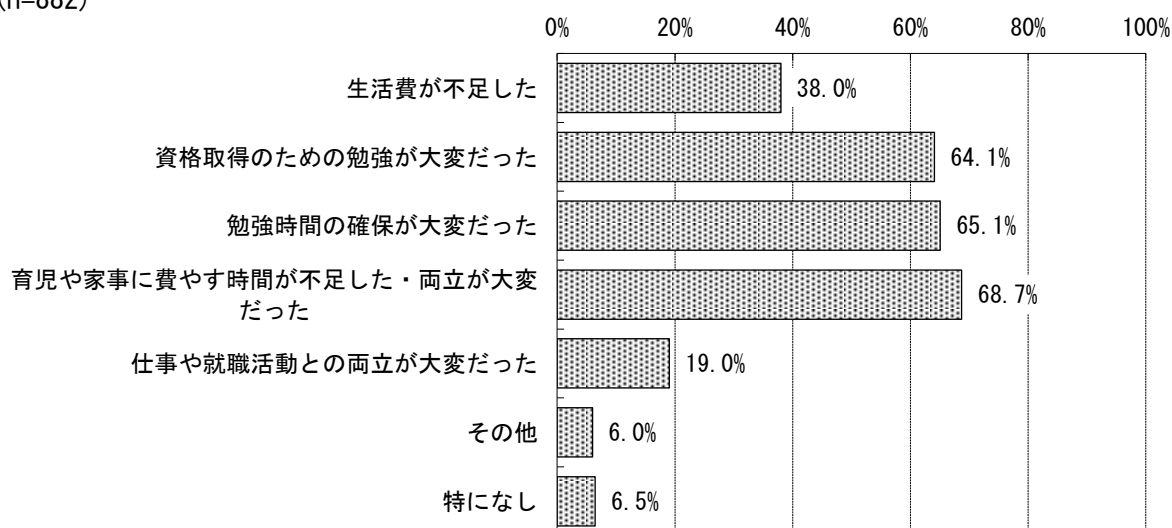
¹² 1 回目調査の選択肢「その他」については、自由記述欄の内容から、2 回目調査の選択肢のうち該当するものに振り替えた。

④ 修業期間中に困ったこと（1-問 24、2-問 24）¹³

「育児や家事に費やす時間が不足した・両立が大変だった」の割合が最も高く 68.7%となっている。次いで、「勉強時間の確保が大変だった（65.1%）」、「資格取得のための勉強が大変だった（64.1%）」となっている。

図表 4-79 修業期間中に困ったこと（複数回答）

(n=882)



図表 4-80 修業期間中に困ったこと（その他）（自由記述式）（n=51）

■金銭面のこと	
<u><学費等の出費がかさんだ></u>	
・	3 年生になると実習が始まるから月 14 万になったが、2 年生でも実習はあるから、結構お金がかかった。母体病院のない学校だったから県外もあったから、お金がかかった。
・	該当する学校がとても遠くて交通費やホテル代が高かった。
・	子どもの食事が作れず、外食、内食になり費用がかさんだ。水道光熱費、専門学校費用、交通費がとても高かついた。 / 等
<u><入学から初回受給まで期間が空いていた></u>	
・	年度はじめて支払いの多い 4 月があるのに初回受給が 8 月で遅く、借入が必要になった。
・	入学月が支給対象にならなかった事。入試後すぐに申請したが、申請日の関係という回答だったが、入学月から支給対象にさせていただきたかった。 / 等
<u><所得制限により受給できない期間があった></u>	
・	入学した年は、前年度の所得が少し超えた為 1 年間は受給対象外となり、生活が困

¹³ 1 回目調査の選択肢「その他」については、自由記述欄の内容から、2 回目調査の選択肢のうち該当するものに振り替えた。

窮した。 ・ 前年度の収入で課税世帯であったため学生になった途端に生活が苦しかった。 ／等 ＜その他の金銭面のこと＞ ・ 勉強する時間がなく、仕事を減らしたら金銭面が辛い。／等
■家庭のこと ・ 保育園の時間内で受講の予約を取るのが難しかった。 ・ コロナ禍のため、予定していた病児保育が利用できず、資格取得のための学校を休まざるを得ない日がしばしば生じた。 ・ 夜間の通学中に子どもを見られなかったため夜遊びが始まった。 ・ 勉強家事育児、2年目にはバイトや実家の問題もあり、1人の時間がなくて精神的にキツかった。睡眠の確保が出来ず倒れた。 ・ 親の介護もしていたので、途中は無職でした。 ・ 離婚に反対されて、親類から精神的・金銭的・物理的援助が得られなかった。 ／等
■毎月の報告手続き ・ 毎月学校で証明書を購入して市役所に書類をだすのが大変。ただでさえ忙しいのに毎月同じことを書いて提出するのは手間がかかりすぎる。ネットで申請したりチェックをつけるだけの申請用紙など簡易的にしてほしい。 ・ 毎月役場に書類を提出するのが大変でした。提出書類を学校へ月末出し記入してもらうのに1週間を要するが翌月の5日までに持ってきてください、と無理なことを言われ続けたことが苦痛でした。 ・ 毎月、就学先の方に書いて頂く出席証明書や、在籍証明書があり有料だったし、面倒そうな対応をされたこと。／等
■実習に行けるよう調整すること ・ 実習期間の確保と欠勤による減給。主に土日に試験や授業を受ける学校だったので、子供の行事には出られないことがあった。 ・ 実習期間中の子供の幼稚園の送迎が大変だった。実習先によっては泊まりが必要だった。／等
■体調管理に関すること ・ 睡眠時間の確保ができないこと。 ・ 自分の時間（休暇）がとれなかった。 ・ 仕事もしていたため休む時間がなく倒れて仕事を辞めることになった。／等
■コロナ禍の影響 ・ コロナ禍になり学校に通う事が出来ない期間があった。 ・ コロナで数ヶ月職場が閉鎖した。その間有給消化を強いられた。有給がなくなった。月の休暇は講習や休暇補てんで実質休暇は数ヶ月なかった為つらかった。期間中、家事と育児・仕事勉強は睡眠2時間なかった。／等

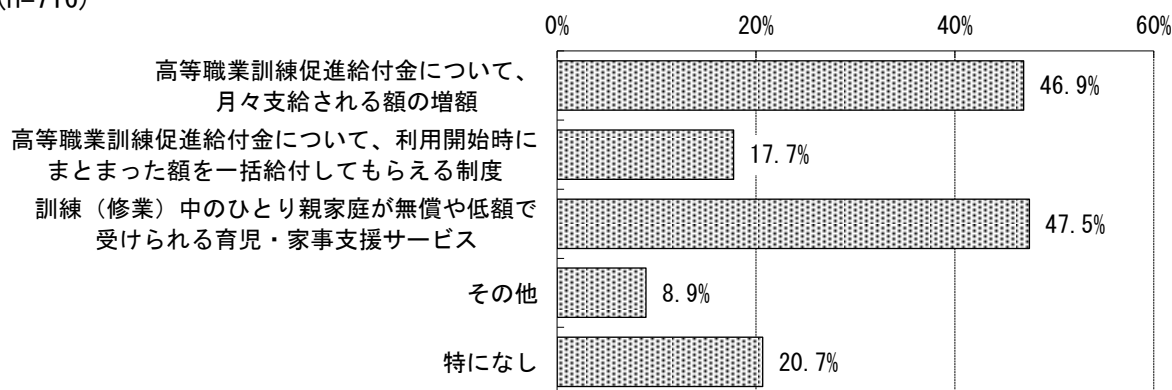
■修業先の学校が遠方だったこと
対象となるスクールが少なく、近場にもなかったので遠くまで足を運ばないといけなかった。仕事・家事・学校でのPTA活動、近場に受けられるスクールが無く遠くへ通う、頼る先の無いひとり親にはなかなかハードでした。／等
■その他
- 勉強についていくのが大変だった。 - 家事都合により自治体をまたぐ引越しをしたため、手続きが複雑になった。また、高等職業訓練促進資金の50万円を返還せざるを得なくなった。 - 当時不登校だったこともたち（転校後改善）のサポートの時間を確保するため給付を受け、正社員からパートにした。不登校改善のため他自治体の義務教育学校に転校する際、制度の利用変更手続きに手間取った。（担当者のおかげで無事継続して支援を受けることができた）／等

⑤ 修業中の困りごとを解決するために必要だと思うこと（2-問 25）※2回目調査のみ

④で修業期間中の困りごとを回答した人（「特になし」以外を回答した人）に対し、困りごとを解決するために必要だと思うことを尋ねたところ、「訓練（修業）中のひとり親家庭が無償や低額で受けられる育児・家事支援サービス」の割合が最も高く47.5%となっている。次いで、「高等職業訓練促進給付金について、月々支給される額の増額（46.9%）」、「特になし（20.7%）」となっている。

図表 4-81 どのような対応があれば困りごとを解決できたと思うか（複数回答）

(n=716)



図表 4-82 どのような対応があれば困りごとを解決できたと思うか(その他) (自由記述式) (n=61)

■金銭面に関すること
<給付金の所得制限の引き上げ等> ・ 所得制限を上げる。 ・ 前年度の、収入に応じて初年度は、減額された為にアルバイトをしながらの生活だった為、子供と一緒に過ごす時間があまりなかったので、減額しないでほしかった。 ・ 所得制限で受給対象外となった場合の支援制度。 / 等 <学費や子育て費用等の補助> ・ 学費の補助。 ・ 光熱費や食料や衣服など子育てにかかる費用が不足した。 ・ 補助の対象とならない高校生、専門学生の子どもの手当(学費、食費等)の補助 ・ 教科書代、実習服代、制服代にもお金がかかった。 ・ 体調不良などで一時収入が不足してしまった際、収入の不足分を貸し付けてくれるなどの制度。 / 等 <申請から支給までの期間の短縮、入学月に遡っての支給> ・ 申請してから給付されるまでの時間を短くしてほしい(一ヶ月くらいかかった)。 ・ 認定される時期が遅れても、その前に就学している期間の支給を後からでもして欲しかった。 / 等 <給付期間の延長> ・ 講座によって 4 年もらえるものもあれば半年しかもらえないものもあり、少し不公平に思えた。自分がやりたい仕事に 7 割支給してもらえるものがないし。最低 1 年分もらえたら嬉しかった。 / 等 <給付額の増額> ・ 試験前ほとんど仕事に出勤出来ない日数があると給料が勿論無くなるので美容師の場合 2 回試験があり、2 ヶ月 8 万円弱の手取りで生活するのが大変だった。 ・ 制度が変更になったり安定しなかった時期で対象にならない年もあり、生活費に不安を抱きながら資格取得に向け過ごした時もあったので、子供の人数に応じた給付金額の設定をしてくれていたら、もう少しは安心して勉強できていたのかなと思います。やはり、ご飯作る人がいないとお惣菜を買ったりする日も多くなり食費代もかかり、さらに授業料や学校でかかる費用もあるので、一律にするのは勿体無い気がします。看護系の学校は、学校以外にやる宿題が多いので給付金額を値上げしてくれると、資格取得を目指そうかと思うひとり親の方も増えてくるのではと思いました。 / 等
■手続きの簡素化
・ メールやその他の方法で完結できたら良かった。 ・ 月々の請求書の提出や、定期的な面談の日程の調整等、通学や就業の合間でしなければならないのが大変だった。 ・ 毎月自治体へ在学証明書と出席証明書を提出する際、学校へ申請するため費用がか

かった（2000 円×48 ヶ月）。成績証明書を前期後期 2 年分、卒業証明書など、申請代が給付金を受けているのに負担があった。 ・ 入金時期や振込についてわかりづらく、こちらから問い合わせすることがあり、煩雑だと感じました。 / 等
■ひとり親本人や家庭へのサポート
＜育児・家事サポート＞ ・ 実習期間の早朝の子どもの預け先がない。 ・ 病児保育の利用条件の緩和、利用枠の拡大。 ・ 我が家は、障がい児がおります。子どもの学校や病気で看病のため私の学校を休まなければなりませんでしたが、学校からは、これ以上休んだら退学と言われました。障がいの子どもの見てくれる人も居なく、どうしたら良いのかと大変悩みました。40℃の高熱が 5 日間続きました。病院でも受け入れてもらえず、自宅待機でした。 ＜学習サポート＞ ・ 勉強するにあたり、学校以外にも学習支援が受けられる支援が欲しい。 ・ 家では子供がいて勉強に集中できず、勉強する場所を確保するためにインターネットカフェに行っていた。お金がかかり大変だったので、低額で利用できる自習室等があると良かったと思いました。 ＜精神的サポート、レスパイトの仕組みなど＞ ・ 精神的サポート、カウンセリング。 ・ 私は元々 IT 系に精通していたため、在宅ワーク等しながら在宅にて資格取得出来たため、通学の方に比べれば大変さは半減していると思うが、それでも時間的体力的また育児家事仕事をしながらの資格取得というのはとても大変なことであるため、1 人の時間を一定期間確保出来るような仕組みがあると、親も一息つけるのではないかと思います。 / 等
■行政窓口職員の制度理解・案内等の改善
・ 行政からの案内を意欲的に行ってほしかった。 ・ 実施主体の制度理解。 / 等
■修業プログラムについて、ひとり親への配慮が必要
・ 実習がまとまっていてハードなため、とてもとても辛かった。 ・ 祖父母が全面的に子供の世話、家事など手伝ってくれていたため、私の場合は育児家事サービスより、学校の課題との両立に苦しんだ。週 3 程度、実習のある日はほぼ毎日徹夜が必要であったため、精神的身体的負担が大きく、子供へも影響した。根本的な学習体制の改善が必要。 / 等
■職場の理解促進
・ 正規職員で就労している人に対しては、就労先に有給休暇取得を支援してもらえる制度があると、時間に少しは余裕ができるのかもしれない。 / 等
■その他
・ 要件を満たす対象者のニーズに合わせて柔軟に運用できる制度づくり。 / 等

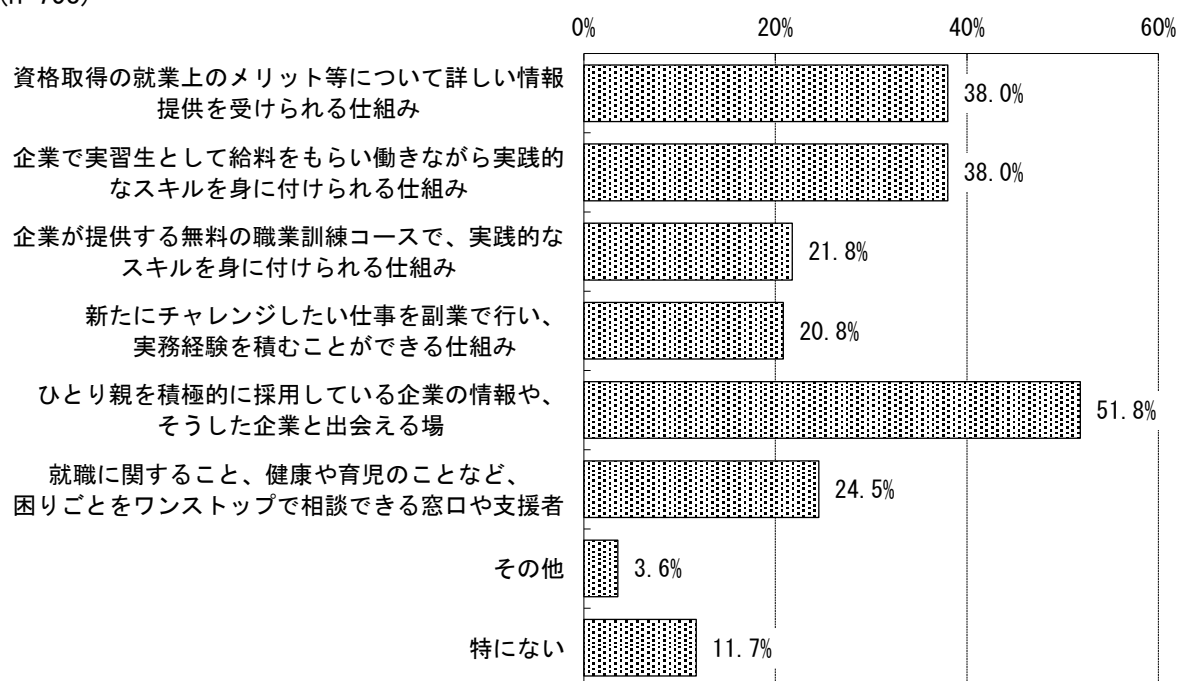
(8) 制度への意見

① 就職・転職に至るために必要な仕組み（2-問 34）※2回目調査のみ

全回答者に対し、資格取得者が自分に合った・希望の職場への就職・転職に至るために必要な仕組みを尋ねたところ、「ひとり親を積極的に採用している企業の情報や、そうした企業と出会える場」の割合が最も高く 51.8%となっている。次いで、「資格の取得を検討している段階で、資格取得の就業上のメリット（例：資格ごとの就職率や賃金上昇率など）等について、詳しい情報提供を受けられる仕組み（38.0%）」、「企業の実際の現場で、実習生として給料をもらい働きながら実践的なスキルを身に付けられる仕組み（アプレンティスシップ制度。実習終了後、その企業に就職のチャンスもある）（38.0%）」、「就職に関すること、健康や育児のことなど、困りごとをワンストップで相談できる窓口や支援者（24.5%）」となっている。

図表 4-83 資格取得者が自分に合った・希望の職場への就職・転職に至るために必要な仕組み
(複数回答)

(n=758)



図表 4-84 資格取得者が自分に合った・希望の職場への就職・転職に至るために必要な仕組み
(その他)(自由記述)(n=27)

■ひとり親が働きやすい職場に出会うための仕組み
- ひとり親で看護師資格取得後、数年就業した方に質疑応答できる場があると嬉しいです。子育てしながら仕事も頑張りたいですが、具体的にどのように工夫しているか、困った時はこうしている、などのお話を聞きたいです。 - 保育現場は、上司や先輩からの言い方が必要以上にきつかったので、就職先の体験

や仕事の雰囲気だけでなく、これから就職する新人へのパワハラなどへの対応や、職員のメンタルヘルスへの対応や、有給のとりやすさなど、職員を大切にする文化がある企業（園）かなども、積極的に教えて頂きたいです。 ・ 大学ではひとり親の学生の就職支援がなく、就活では不安があった。新卒のひとり親の就職支援や情報があれば精神的に楽だった。 ・ キャリアプランを相談できる窓口等が欲しかった。年齢や社会背景からどんな職場がっているか、希望するキャリアは叶うのか相談したかった。大学の就活センターでは情報が不足していた。 ・ 職業訓練給付金受給者枠の採用。 ・ 法整備、ひとり親に理解の強い企業に補助金交付、企業にひとり親支援企業として認定する。 / 等
■仕事と育児等が両立しやすくなる仕組み ・ 我が子が障害児です。就業時間、子どもの預け先を探すのが難しいです。 ・ 夜勤なども行える支援、家事代行サービスの利用。 / 等
■雇用における年齢等による差別の解消 ・ 学び直しやステップアップ、転職、ひとり親、年齢に対する社会の好意的な意識。 ・ 一人親で障害者でもあったので、障害の方で就職に苦労した。重なり合う問題をわかってもらえる仕組み。 / 等
■その他 ・ 企業による奨学金制度。学費の工面に困ったから。 ・ 住居の提供。 ・ 行政の担当者が、制度利用希望者を個人的な見解で取捨選択しないよう、制度利用者の決定に必要な項目を細分化して、客観的な決定をしてほしい。 ・ 正規採用する企業を増やしてほしいです。自分が取得した資格保有者が、正規雇用される企業がほとんどないため。 ・ 人に頼ることを念頭においていなかったが、何でも気軽に相談のできるところは必要だと思う。 / 等

② 制度を利用した感想・要望・意見

全回答者を対象に、制度を利用した感想・要望・意見を尋ねた。

図表 4-85 制度を利用した感想・要望・意見（自由記述式）（n=528）

【制度があってよかった】

■修業期間中、金銭面で助かった
・ 受講費と生活費を負担していただけたため、金銭面の不安がなくなり、資格取得にチャレンジしようと決意することができました。今は希望の仕事にキャリアチェンジすることもできました。チャンスを与えていただいたことに感謝しております。 ・ 給付金制度のおかげで、資格取得のための勉強期間に生活費の不安がなかったもので、ありがたいと思いました。 ・ 勉強が大変だったけど、給付金のおかげでバイトなどせずに学業に専念でき 3 年間続けられたと思う。 ・ 学業に専念することができ、子供たちにもお腹いっぱい食事を与えられました。とてもいい制度だったと思います。 ・ 試験で使う用具や仕事で使う用具にもお金がかかるのでとても助かった。 ・ 学費はもちろんのこと学校へ登校する日も度々あった為、思っていたよりお金がかかったので、この制度があり、とても助けられ有難かったです。 ・ 生活水準を上げるには資格取得するしかなかった私にとって、この制度はとても助かりました。大学生が 2 人いるため子供の学費を考えると自分には学費を使えないので、この制度がなければ資格取得は出来なかったと考えます。ありがとうございました。 ・ 元々歯科助手をしており、子どもを育てて行くためにも安定した職に就くため資格取得をしたいと考えました。歯科衛生士の学校は 3 年間または 4 年間で数ヶ月単位の実習もあり、実習期間はアルバイトも出来ないのも本当にこの制度に助けられました。この制度があったおかげで無事に最短で資格取得をすることか出来て毎月安定した給与を得ることができています。本当にありがとうございました。 ・ 本当にこの制度がなければ今の生活はありません。資格取得に向けて特に最後の一年は実習が辛くバイトが出来なかったのも、プラス 4 万円にどれほど感謝してもしきれません。しっかり今後も資格を活かし働いていきます。ありがとうございました。 ・ 実習等で、仕事を行えず給料が下がってしまうのを給付金で生活費を補える事が出来て良かったです。 /等
■就職や年収アップ等につながった
・ こちらの制度を利用したおかげで、看護師になり安定した収入を得ることができました。経済的な不安がありましたが、それが無くなりました。 ・ 私は、離婚時に資格もなくこれからどうやって生きていこうか、子どもたちを育てていこうか、途方にくらっていた時にこの制度に出会い看護師を目指すことを決めま

した。勉強、仕事、子育ての両立は大変でした。しかし、現在、看護師となり安定した給与をもらえ生活できています。この制度がなければ、お金もなく看護師になることは不可能でした。人生の大きな転換とチャンスを頂けたことに感謝しかありません。

- ・ 前職はコロナで早期退職になった。年齢や家庭状況から、正社員での転職は厳しいと思っていたが、資格を得ると在学中に正社員で内定を貰えた。給付金制度があったおかげで、勉強と子育ての両立ができた。仕事にも誇りを持って、人生が明るくなった。とても感謝しています。
- ・ ひとり親で収入アップを考えたときに、資格取得していくしかなかった際、この制度にとっても助けられました。今は手に職をつけ、自信もつき、今までよりも年収100万以上も上がり、感謝しています。
- ・ 勉強、家事、仕事の両立は心身ともに大変でした。資格を取得出来たことで、自信がつき、正社員登用試験でアピールでき、採用され、今は経済的にも以前より安定しています。仕事の幅も広がり、これからは出来る勉強を続けてさらに充実した人生になるようやる気が出ました。
- ・ 本当にありがたい制度でした。免許があることによって就職先の幅も広がってどこでも受かるので自分が有利に条件を選べるようになった。
- ・ この制度のおかげで、一生活かすことのできる資格を取得することが出来、生活や仕事を安定することが出来た。資格を取得する過程は本当に大変（とくに勉強と子育ての両立）だったが、看護師になり安定した仕事を得ることができたことは、子どもを育てていくうえでこの上ない安心を得ることができた。
- ・ デジタル分野等の民間資格まで範囲を広げていただいたことで、自分の仕事に直結するスキルアップを図ることができました。元々我流でやっていたPCスキルのアップデートができたことで、仕事の効率化もかなり進み職場の同僚にも感謝され、自分に自信もつきました。ありがとうございました。／等

■資格を取得したことで自信がついた・前向きになれた

- ・ 支援を受ける前は、子育てや生活資金において将来への不安が漠然とありました。今は資格を持つことで仕事面でも収入面でも自信がつけました。この支援を受けることができて、本当に良かったです。感謝の気持ちでいっぱいです。
- ・ 自分に自信が持てるようになり、今後雇用契約が切れたとしても、再就職先を見つけやすくなったことが気持ち的に楽になり、不安が減りました。
- ・ 長年希望していた看護師になることが、できました。やらないことに後悔せずに、歳を重ねても、子どもがいても夢を叶え、自分の道を進む後押しをしてもらいました。ありがとうございました。
- ・ 資格の勉強はかなり大変だったが、勉強したことによって、自信にも繋がり職場でも認められて本当にとってもよかった。本当に感謝しかありません。資格を取らせてくださったおかげで、将来について生まれて初めて前向きに考える事ができるようになりました。この資格を通して世の中に貢献できるような人間になり、更にス

ステップアップを目指していきたいと考えています。将来に絶望しかありませんでしたが、資格を取る事で、将来に夢を見て計画する楽しさを知る事ができました。本当にありがとうございました。 /等
■子どもに良い影響を与えられた ・ お金をもらいながら勉強できて良かったです。収入は少なかったけど、勉強する楽しさ、喜びを感じることができました。子どもたちにも夢はいつまでも追いかけて、叶えられると伝えることができました。給付金があり私達家族は助けられました。ありがとうございました。 ・ 資格取得にむけて頑張るわたしを見ていた子どもは、将来わたしのように国家資格を取得して同じ職業に就きたいと話をしていています。一生懸命努力をすれば、夢は叶うということ子どもながらに感じていると思います。 ・ 確かに、勉強は大変でしたが、資格を取ると収入が上がります。そして資格さえあれば職場も選べるし、高卒だという劣等感があった自分もやればできるという自信ができました。何より勉強している自分を子供に見せることが出来たこと、それがきっかけで子供も勉強をするようになり、結果受験に成功したこと、本当にいいことばかりでした。このような制度を利用させて頂くことができ、感謝しています。 /等
■次のステップに向けて頑張っている ・ 受講費用やその間の生活費を心配することなく、半年も目標に向かって勉強に取り組めた事は本当に幸せでした。実務者研修取得後、介護福祉士の資格にも挑戦し、無事合格しました。この制度に支えて頂いたおかげです。仕事に励む事が皆様への恩返しになるよう、これからも頑張ります。本当にありがとうございました。 ・ 給付金はとてもありがたいです。もう一つステップアップのために次の級をとるため、頑張ってます。 /等
■その他 ・ 子供が小さかったので学校に通うことに初めは迷いもありましたが、職業訓練は学生と同じ時間の拘束時間で長期休みもあり、すぐ就職するより子どもとの時間もとれて、資格も取れたのでとても有り難かったです。 ・ 受講終了後に、縁があり、デザイナーとして正規社員で就職出来ました。中途として就職だったので、あまり教えてもらえず独学だったので勉強した半年がとても役に立ちました。web 講座が対象になったことはとても有難いと私は思います。 /等

【自治体職員等からのサポートに感謝している】

■丁寧に対応してくれた
・ 福祉事務所の職員さんには大変お世話になりました。分からない事について何度も伺い、嫌な顔一つせずとても親切で丁寧に対応して下さい、おかげで安心して資格取得できました。この制度のおかげでもあります。ありがとうございました。 ・ この制度のおかげで資格を取得する事ができました。職員の方々もとても親切に丁寧に相談にのって頂きました。職員の方々の支えもあり、無事に卒業、資格取得ができたと思っております。感謝しています。 ・ 利用前の案内から資格取得後まで、職員の方々の温かい声かけやアドバイス、傾聴の姿勢に本当に助けていただきました。3年間頑張れたのは、応援していただけたおかげです。有難うございました。 ・ 制度が拡充されたばかりで自治体の窓口の方もたくさん調べながら手続きなどしてくれました。とても柔軟に、的確に対応してくれて、本当に感謝しています。ありがとうございました。 /等
■毎月の書類提出時など、都度励ましてもらえた
・ 給付金制度のおかげで生活費に大きな心配をすることなく、看護師を目指して学業に励むことができました。ただ毎月1回期日までに書類を提出に市役所へ出向かなければならないのは授業や実習の関係で難しいなと感じることもありました。しかし、相談員の方に毎月お会いし話をする事で、励まして頂いたり気にかけて頂き頑張ることもできたと思います。 ・ 担当職員さんに、毎月の出席確認連絡時、励まして頂いた事で励みになりました。 ・ 高等職業訓練促進給付金制度がなければ看護学校に通う事は不可能でした。年に数回、電話で現状確認がありましたがその際も、ご担当者の方が丁寧に対応してくださり、労いの言葉をかけて下さいました。看護学校での実習は、子育てとの両立は厳しいものがあり何度もくじけそうになりましたが、この制度と温かいお言葉に励まされ、なんとか資格取得して、今やりがいをもって仕事をさせていただいております。とても感謝しています。 ・ 夫の自殺から暗闇に落ちたようでした。給付金がなかったら子供に金銭的にも精神的にも苦しい思いばかりさせていたのではないかと思います。いま、生きていて良かったと思えるのは、給付金の情報を教えてくださったり、給付を受けている間、「頑張っていますね」「体に気をつけてください」「お子さん何歳になった？」などと声をかけて支えてくださった行政の方がいたからです。心から感謝しています。正看護師の資格を活かし、身体的にも、精神的にも、社会的にも健康であるように、人と関わっていきたいです。ありがとうございました。 /等
■制度のことを教えてもらえてよかった
・ とても親身になってくれる市役所の職員さんに勧められて申請しました。給付金のおかげで体力、気力ともに限界を超えての勉強もなんとか乗り越えることができました。

した。まさか自分にも資格があるとは思わなかったので、勧めてくれた職員さんに心から感謝です。

- ・ 窓口の方が声をかけてくださらなかったら知らずにおりました。感謝しております。 / 等

【給付金の金額、支給期間等に関する意見】

■給付金の増額が必要

- ・ 今の金額では生活費として足りないため、学業に集中できない。又、お金の面で心配が大きいと育児への影響がある。精神面でも安定せずお金を理由に何度かやめようと思った。母子家庭の自立を目的とした支援ならばもう少し安心して資格が取れる資金が必要だと考える
- ・ とてもありがたい制度です。ただ、私の場合は、資格取得のために仕事を辞めて学校に入学したため、収入はゼロとなりとても厳しい状況でした。学費のサポートや、給付金の増額も検討が必要ではないかと考えます。
- ・ 生活費に困ることはなく助かりました。しかし、学費等は補えないため奨学金を借りていました。今後、生活していくうえで奨学金という借金が出てくるため卒業後や途中で学校を辞めてしまった時が不安でした。もう少し金額が貰えていたら奨学金も借りることなく、資格を取ろうと高等職業訓練促進給付金制度を活用しやすくなるのかなと思いました。
- ・ 貯金や養育費等がないと給付金だけでは生活が厳しいと感じました。
- ・ 給付金で学費は払えるがその期間の生活費がないので、その生活費を貯めるのに専門学校に通えるまで何年もかかった。生活費プラスで給付金もう少し高ければ早く資格を取り就職できたと思う。
- ・ 看護学校に准看、正看と進みました。その際給付金があったことで仕事と学業の両立が何とか出来ました。ただ、正看護師の実習期間中は、帰ってからも記録が大量にあり、寝る時間もなかったため仕事をする余裕が持てませんでした。そのため、実習期間中は給付金の増額があれば今後の学生は助かるのではないかと考えます。
- ・ 給付金制度がなければ看護師資格を取得することができなかった。しかしアルバイトをしながらの学業、育児、家事はかなりのハードワークであったため給付金の金額がもう少し充実していると勉強や家族との時間に充てられると思った。 / 等

■給付期間の延長が必要

- ・ 私は准看護師取得の際に利用させて頂きましたが、進学にあたり看護師 3 年間のコースだった為、高等職業訓練促進給付金制度は最大 4 年間という事もあり、進学は諦めました。せめて、5 年間なら有り難かったかなと思います。
- ・ 准看護師取得の際に支給は 3 年であり、1 年間はお金を借りて正看護に進学したが、また制度が変わり 4 年支給となり、1 年間分はお金を借りて現在返済をしている。お金がないため生活を安定させるために学校に通ったがお金を払い続けているといけないうのが安定した生活ではない。

・ 給付金をもらいながらの資格取得ができることを知り、チャレンジするキッカケにもなり助かった。しかし、准看護 2 年、正看護 3 年の 5 年間の看護学生だったが、4 年間しか給付が無かったため両立に苦労した。それと、今年から卒業した後の返ってくるお金が 20 万から 40 万×年数に上がっていたのに対象にならず、卒業した今も不足で借りた奨学金の返済に追われ、余裕がない。 / 等
■所得制限のため全額支給を受けられなかった ・ 子供が就職し、世帯の収入が上がり給付金の全額支給ではなかった。奨学金、母子寡婦福祉金の返済もあったので子供に負担がかかってしまった。 ・ ひとり親ではあるが両親と同居していた。生活費や学費など支援を受けていたわけではないが非課税世帯として支援を受けることができなかった為、実際の世帯状況の把握を正確にしていただけるとありがたかったと感じた。 ・ 大学生の子どもがいるが、子どもがアルバイトで稼いだお金も収入とみなされ、職業訓練給付金の金額が少し減少した。子どもの給料も合算されると思ってなかったのでびっくりしたのと残念でした。 ・ 非課税と課税の世帯で支給額が変わるのが不満でした。私の家では姉だけが課税で両親と私は非課税だったのですが、金銭面で姉から援助されていなかったため世帯ではなく支給を受ける本人の収入で決めてほしいと思ってました。給付金のおかげでシフトを減らして勉強に集中できたのでその事にはありがたく思っています。
■学費や子どもの人数・年齢に応じた金額が必要 ・ お金の心配なく勉強に集中できたが余裕はなかった。子供の人数なども考慮して給付金額が変われば良いと思った ・ 仕事を辞めて学業に専念できたため、大変助かりました。扶養家族の人数によって、増額を検討してもらえると更に助かると思います。 ・ 学校に通いながらひとり親では子どもの年齢にもよるのかもしれませんが、幼い子どもでは保育園の送り迎え等もある為、学校に通いながら就業をする事は難しいので、子どもの年齢や条件によりもう少し金額が上がる等の配慮があるととても助かると感じました。 / 等
■その他 ・ とてもありがたい制度でした。ただ講座を受けるときに一旦払うのは自分なので貸付などがあるといいと思う。全額給付ではないので自己負担分が結構大きくて辛かったです。あとは最新の資格にも対応してもらえるととっても良いと思う。 ・ 給付金がなければ資格取得する事は出来なかったため、有難い制度だと思う。もう少し給付金があることと、毎月支給があれば、精神的にも安心できると思う。 / 等

【給付金申請前や資格取得後に関する意見】

■資格を取得しただけでは就職や収入アップ等につながらない
・ 給付金をいただけたことは励みになったし有り難いが、資格を取得しただけでは収入アップに繋がるとは限らないと感じた。 ・ 学校に通いながら当然生活する上で、経済的にはかなり安心できた。反面、現在給付金程の昇給はないので実際経済的に厳しい。 ・ 資格はとれても、自分の希望する就業条件ではほぼ皆無で、結局資格を活かせていない。 ・ せっかく資格を取ったのに今の職場では何の手当もなく転職を考えていますが、今のところ良いところが見つからずどうしようか考えているところです。 /等
■資格取得後の就労支援が必要
・ 資格取得をしても、実務経験が求められて就職につながりづらい。資格取得だけではなく、就労支援までワンストップで行うことが制度の目的と考える。 ・ 資格取得後の就労支援の強化に助成金の投入を希望します。 ・ おかげでお金に困らずに学校に行くことができた。しかし、その後の就職に50件落ちて2年かかった。就職までサポートしてくれるとありがたい。 ・ 看護師として働くには、高齢での資格取得のため、敢えて事情を知った上で、新卒雇用する意思のある企業からの求人を紹介してもらえる機会がハローワーク以外にあると、より卒業後のことについても安心して通学できるのではないかと思います。 /等
■アフターフォロー（就労支援以外）が必要
・ 資格を取得し、希望の職種で働けるようになったことは有り難いですが、仕事と子育ての激務で体を壊してしまい、夜勤ができない体になってしまいました。よって期待していた収入額にはほど遠い年収となっています。児童扶養手当が外れた上、物価高や高額な学童保育費の支払いもあり、毎月赤字です。資格を取ったらおしまいという制度ではなく、実際の収入を把握し、継続的な支援が必要だと思います。 ・ この制度はとてもありがたく、感謝しています。ですが、この制度の後のサポートも必要だと思います。わたしはこの制度のおかげで資格を取得しようと思い、前向きに取り組むことが出来ましたが、その後の職場での現状は変わりません。資格取得した事により、生活も子育ても精神的にも豊かになるはずなのがこの制度にあるべきものだと思いますが、ひとり親への会社からの風はとても冷たいものです。誰も頼る人が居ないから少ない給料で多く働かせても何も文句を言わないで働かろうと思っている会社の社長は多くいます。実際私が働いている美容室もそうです。そういうひとり親へのその後のサポートを支援する何かがあってもいいと思います。今よりよい職場を紹介する制度や、起業したい人へのサポートそんなのがあってもよいと思います。せっかく素晴らしい助成金の制度が資格取得したからここで、終わりです、お疲れ様でした、だと資格取得して終わりになってしまう方がたくさんいると思います。 /等

■就職できたが労働環境等が想像と違った・事前に資格取得後の情報を得なかった
・ 教員の仕事は経済的にはゆとりがもてるようになりましたが、帰宅も夜中になることもあり一人親にとっては困難を感じます。どうか、実際の一人親の立場にたった施策を実現していただきたいと思います。 ・ 看護師は夜勤を行うことが前提で常勤職員として採用されること（夜勤ができない場合にはパート勤務になり経済的に厳しくなること）、理学療法士や作業療法士は土日休みで夜勤もなく働けることは働き始めてから知ったため、小さな子どもの子育てとの両立を考えたら、看護師という資格を選んだことが良かったのか悩むこともあります。資格取得前は、まだ1歳だった子どもを抱えて、離婚後の疲れた心身でその日を生き抜くことに精一杯だったため、十分な情報収集が難しかったと感じています。ここで、資格取得後の具体的な生活を見据えつつ情報収集できる仕組み（実際に資格取得後に働いているひとり親との zoom 等での情報交換会など）があればより良かったと感じました。 ・ 大変ありがたい制度でしたが、看護師は臨床経験が大変重視されており、学校入学時は30歳代前半でも、資格取得時には30代後半であり、臨床経験3年が終わる頃には40代になっている。ひとり親では夜勤が難しく、年齢や経験不足がネックとなり、低賃金の職場にしか就業できない。これを、制度申請時に知りたかった。長く働くことのできる良い資格だが、30代で取得する利点はそれだけで、日々の生活は豊かにならない。中途半端に稼げる分、非課税ではなくなり、医療費も負担が増えた。仕事先の社会保険に加入するため、免除されていた健康保険料も徴収され、ひとり親のありがたみが減った。若さによる柔軟性が不足している分、看護師が受けるストレスへの耐性が築けず、体調を崩した。働く以外はぐったりと臥床している。このままでは子をヤングケアラーにする恐怖があるし、大学に行かせられないだろうことに絶望している。ワーキングプアを実感している。 / 等
■実践の中で経験を積める機会が必要
・ 単価の低い仕事ばかりでしたが、スキルアップできたことで単価を少しずつ上げることができています。自信も少しずつ持てるようになっていきます。ただ、講座を受けて資格を取るだけだと不安はなくなりません。安心して実践できる場所がないと今の自分のスキルで就職できるのか不安がとても大きいです。生活費をいただきながら学べたことはとてもありがたく、今後の収入アップのために必ず役立てていきたいと思っています。 ・ 資格を活かしてやりたいことがあったが、実際に就業して勉強できる場所を探せず、あと一歩スキルアップができてないことが残念でした。
■その他
・ 資格を活かせるまでには至っていないのですが、いつか自分で何かやりたいと思っています。ただリスク等を考えると行動には移せず・・・相談できるような場所があったらと少し思います。 / 等

【制度の運用面に関する意見】

■制度の周知が必要
・ 制度に助けられた。しかし、相談先の自治体の職員に教えていただければ、制度にたどり着く事は出来なかったと思う。知らずに、学校や資格取得は、経済的に困難で、達成出来なかったと。ひとり親は、生活に追われ、情報難民の方々もいるのではないかと。そういう方々に、この制度が周知できる事が大事だと感じた。 ・ 学校に通い始め 1 年経った頃学校のシングルマザーの友達にこの制度がある事を聞き急いで申請しに行きました。友達に聞かなければずっと知らないままだったので毎年の児童扶養手当申請の手続きの際等にこういう制度がある事を軽く案内してもらえたら有難いなと思いました。この制度自体は素晴らしい制度だと感じました。ありがとうございました。 ・ ひとり親にとって素晴らしい制度だと思うが、認知度が低く行政の担当者に勧められなければ知らずに学校に通っていたため、その他のひとり親支援も含め、公表して欲しい。 ・ この制度は大変ありがたく、生活費になったのでありがたかったです。もっと早く利用したかったので、必要な人に情報が届くようになってほしいと思いました。 ・ 給付金を利用できたことと、職場のサポートもあり資格を取得し就職できました。しかし実際、子どもが小さいうちはお金だけの問題だけでは難しく、子どもが大きくなり落ち着いた頃には、自分自身の年齢が高くなり資格取得しても就職が難しくなるのも事実です。給付金制度とともに、サポート環境の充実をはかり、何よりも制度の周知をしていただきたいです。知らなければ、利用はできないので。今後も、ひとり親に限らず、スキルアップを望む方が利用できればと思います。 ・ 「高等職業訓練促進給付金制度」について知らない人は多いと思います。時々、経済的理由で生まれて間もない赤ちゃんを遺棄するニュースを見ます。このような悲しいニュースが出ないよう、高校や産婦人科などでも掲示やパンフレットなどの媒体があれば良いな、と思います。／等
■手続きの簡素化が必要
・ ありがたい制度だと思うが、手続きなどの為に仕事を休んで遠い役所に行かなければならなかったので大変だった。 ・ 生活費をもらいながら学び、資格をとれるので良い制度である。しかし、忙しい生活のなかで毎月同じ書類を何枚も書かされて期限までに市役所に提出しなければならないし、毎月学校に証明書を申請するのにもお金がかかる。なんとかここの負担をどうにかできないかと何度も思った。変更があったときだけ申し出たりするなどできないものか。本当にいつまでたっても日本はデジタル化が進まず、古い方式ばかり続けていて、余計な手続きが多すぎる。 ・ 毎月 300 円ほどかけて在籍証明書を取得し、わざわざ市役所に持って行かなくてはならないという、こちらには損しかかからないやり方には納得できない。 ・ 市町村ごとに制度利用中の対応が違った。最初に利用した市町村は毎月面談と数ヶ

月ごとに出席日数と単位取得の経過を提出するシステムになっておりとてもストレスを感じていたが、引っ越しの関係で別の市町村へ変わってからは年一回の成績表提出のみで、精神的ストレスから解放された。 ・ 毎月の申請期間が短く感じました。フルタイムで働いている中で、毎月平日の日中に申請に行く時間をとるのがとても大変でした。土日祝や時間外に対応していただける窓口があると大変有り難く思います。 ・ 悪かった点としては卒業後の書類提出のやり取りが難しく、説明は受けたもののどれを学校側から貰うのが、利用した側としては流れが分かりづかったです。ハロワ、自治体、学校側にも『これが必要になる』というもう少し詳しい説明や、書類が最初から準備してあれば記入をお願いしますと渡せることが出来たと思います。いろいろ駆け回るハメになったので、申請までの手続きが簡略化されるのを期待します。 /等
■行政の担当者の対応改善が必要
・ 県と市町村、社会福祉協議会、ハローワーク、学習機関、試験先それぞれに連絡する必要があり大変だった。周知が行き渡っていないため、人によって「そんな制度はない」と言われたり嫌な態度を取られた。すべてを自分で調べなければならず、心が折れそうだった。 ・ 役所の窓口の方もあまり制度を理解してない方が多く、話が通じずに時間がかかることや役所に再度足を運ばないといけなくなるようなことがあった。転職活動しながら子育てしながら、学校に行っているのでせめてスムーズに手続きできるようにしておいて欲しい。 ・ 自治体職員の対応もこちら側の気持ちになって接して頂きたいです。私の場合窓口である自治体職員の知識、対応が悪かった為県に問い合わせ確認し給付された状況でした。県職員の対応は良かったです。私のような不愉快な気持ちに私と同じ立場の方がなって頂きたくないので、今後も努力される事を願っています。 /等
■対象資格・講座等を増やしてほしい
・ この度は制度を拡充してくださり、ありがとうございます。コロナ禍でこちらの制度がなければ、子供に寄り添う事ができないまま、ただただ不安になっていたと思います。ただ web や IT 関連の実務経験がなく、就職につくことが難しい現状があります。IT の他にイラストレーターや在宅専門講座も該当すればより就職の幅も広がるのではないかと感じています。 ・ 今回対象講座が拡充したことで、制度を利用させていただきました。取得したい資格に対して、どの講座を選べるかが分かりにくかったこと、対象となっている講座が少なかったのが残念でした。地方に住んでいるため、また新型コロナウイルスの影響もあり、IT 関連はほぼ web 受講でした。実際通学した方が絶対力になったと思うと、その点が残念です。 ・ 現在は、高等職業訓練促進給付金制度のおかげで、目標にしていた保育園栄養士と

して毎日精一杯働いています。どうか、栄養士も期間限定ではなく、対象資格に入れて欲しいです。子育て世代を支えられる、やりがいのある仕事です。たくさんのひとり親が救われると思います。／等

【制度を再度利用できるようにしてほしい】

- ・ 高等職業訓練給付金は資格によりますが、基本的には一度きりの利用しかできないので、専門職に就きスキルアップするための資格取得に再度利用できるよう拡充を検討していただきたいです。
- ・ 勉強したいが、費用がネックだったため大変助かりました。この資格をもとに同じ分野の別の資格も取りたいが、この制度を二度使うことができないので、踏みとどまっている。
- ・ とても素晴らしい制度を本当に有難うございます。しかしながら、やはりもっと他の資格も取得しなければ生活は苦しいです(小さい子供がいるため、残業ができないため)今は自腹でさらに他の資格取得に向けて、再び通学を始めました。手続きが面倒でも構わないので、連続で他の種類の勉強をしたとしても、制度の適用をお願いしたいと思います。
- ・ ひとり親になったからといって自分の道を諦めなくていい制度があるのはすごく助かった。資格取得後ステップアップを出来る制度が他にもあればいいなと思った。／等

【修業期間中の育児等との両立支援が必要】

■ 育児・家事等へのサポートが必要

- ・ 不足はしていたが、生活費の足しになりとても助かった。しかし、3年間とても多忙な生活となり心身ともに疲弊し、育児や家事との両立が困難だったため、その点を考慮した他の援助があればなおよかった。
- ・ 給付金を利用したことで金銭面の不安が軽減し資格取得に向け取り組むことができたと思います。資格取得のための学業では金銭面だけでなく学業と子育てが両立できるような環境が必要であるため子育てに対するファミリーサポートなどの充実が必要であると感じました。
- ・ シングル家庭の子供向けに無料の塾などがあると助かります。自分の勉強にアルバイトの掛け持ちに家事育児に加え、子どもの勉強までみてあげられる余裕がありませんし、塾に通わせる余裕もなく、子どもが勉強についていけないのにそこまでみてあげられないのが申し訳ないです。
- ・ とても手厚い制度なので、是非色んな人に活用して頂きたいと思う。しかし給付金を受けるだけの「大変さ」はあるため、粘り強くトライし続ける必要がある。1人で家事育児仕事、資格取得のための勉強を行えるような、支援システムがあると良いと思う。(例えば家事代行や出前サービスなど、生活に寄り添った施策)／等

■育児との両立のために、希望する資格を諦めて、他の資格を取得した
・ 本当は鍼灸の資格を資格したかったが近くに保育園の時間内で通える場所がなく、残念だった。ベビーシッターや子育て支援を利用できるような制度、割引制度があると嬉しい。 ・ 良い支援だとは思いますが国家資格を取るために学校へ通いながら仕事をしながら子供を見るのは日常を助けてくれる誰かがいないと絶対無理で、でも仕事をしないと給付金だけでは生活はできず、国家資格はあきらめて IT の資格を取ったがお給料が中途半端に増えただけで、来年から非課税で無くなるので、一部の支援が受けられなくなり微妙な状態になってしまった。
■その他
・ 自分のとった資格は比較的簡単だったから良かったが、国家資格などもっと勉強が必要だと子育てしながら仕事もして（給付金 10 万ほどだとやはり生活費が厳しい）学校にも行って、家で勉強もするのはとても厳しいと思った。金銭的援助や、家事育児を助けてくれる親族がいなくてかなり厳しいと思った。／等

【就職後、児童扶養手当の支給停止等により、結果的に収入が減った】

・ 資格取得後は収入も以前よりも上がり、シングルマザーでも生活が出来るようになりました。しかし、収入が上がることで母子手当を受給出来なくなってしまいました。収入は上がったもののこれからの生活を考えると、子供の成長に伴ってお金もかかってくる時期でもありますし、せっかく資格取得出来ましたが、生活が劇的に良くなったとは言い切れず、憤りを感じています。ギリギリのところで母子手当対象者から外れてしまう方が苦しい思いをされていることをもっと知って欲しいという気持ちです。 ・ 資格をやったの思いで取得し来年からは年収の関係でひとり親手当の対象外の見込みだそうです。ひとりの年収で来年からやっていけるのかとても不安です。資格を取ったからといって 1 年 2 年で年収が一気に増えるわけでもありませんし、何年かの猶予みたいなものがあれば良いのになと思います。 ・ 卒業し、正社員で今までの一人親家庭の支援額が減るので、正社員より、パートと一人親の手当て生活した方が家に早く帰れるし、実際得られる金額もパートと手当ての方が高いのが、今の日本の問題だと思います。自立したいのに、正社員だと帰る時間が遅かったり、頼れる身内もないので、正社員になった今の方が生活はハードです。市営住宅も空きがずっとないので、家賃を払うのが大変で、新卒の給料で子供と生活するのは難しいです。／等
--

【その他】

・ 離婚前は専業主婦で資格もないため、離婚後に働こうと思っても好条件のパートですら落ちてしまっていました。でも、ひとり親の支援のおかげで看護師の国家資格を取得し就職することができました。とても感謝しております。けれど、資格取得

して稼げるようになったからいいではありません。仕事している時間が増え、子供達と過ごす時間がなくなりました。ひとり親の為、子供達のみで過ごす時間が凄く増えました。働くひとり親の子供達のフォローをしてくれる支援もして頂けたら安心して働けますし、子供達の寂しい思いが少しでも軽減されるのではないかと思います。お金は増え生活は少しは豊かになったけれど、子供達と過ごす時間が減った事に対し、私は選択を間違えてしまったのかと悩む時があります。

- ・ お金の問題は解決できても、学習時間の確保が本当に難しかったため、今後そういうところのケアが進むとより資格取得者の増加や、実力がつくと思うのでそういうところに期待している。
- ・ ひとり親には大変有り難い制度だと思います。但し、学校へ通い資格を修得するには二足三足の草鞋となります。この制度を活用させていただくにあたり、必ず修得する決意と覚悟が無いと利用できない制度だと思いました。資格を取得する 2 年間は寝る時間も無い、普通の生活が出来ない期間でした。
- ・ 給付が認められるまでに時間がかかったので、就学し始めて最初の一年は本当に苦しかった。遡って受けるべき給付金が支給されたら有り難かった。
- ・ ひとつ気がかりだったのが、学校への入学金等支払った後のタイミングでなければ受給できるのかわからなかったことです。自分に十分な貯金がないのが問題ではありますが、受給できなければ入学金を払ったにも関わらず生活費の困難さから辞退しなければならない可能性もあったためです。仮審査などで受給することが確定していれば、より安心して受験できたなと感じました。
- ・ 50 代目前でひとり親となり、とても不安でした。この制度に助けられ、心の余裕がかなりできました。こどもの年齢もギリギリでした。21, 2 才まで学生なので、対象をそこまで広げていただけると助かると思います。学費が高額です。
- ・ 片親として資格取得し、前向きに行動するきっかけとなった。隣の市で同じ給付を利用していた人が「お金もらえるから」と勉強もせず飲み歩いていたり、育児も親任せにしていた、学校を中退していた。税金を使うのであれば適正検査なども行って良いのでは？と感じました。私が不満を感じたのはその方のみでしたが。
- ・ 両立しながらの生活費として本当に助かりました。ウチは母子家庭で、今回この制度を利用出来ましたが、低所得の家庭でもこの様な制度を受けられると尚良いと思います。実際、美容師の資格を取りたいと思っていたのはもっと前でしたが、離婚前は学費が高い為に受ける事を断念していました。結果的に離婚し母子家庭になったので、受ける事が出来ましたが、この制度を知ったのも母子家庭になってからです。結婚や子育てしていると、中々自分の為にお金を使う事が出来ません。 仕事をする為の資格なので、低所得や子育て中の世帯にこの様な制度をもっと広げていただけると良いのかなと思います。 / 等

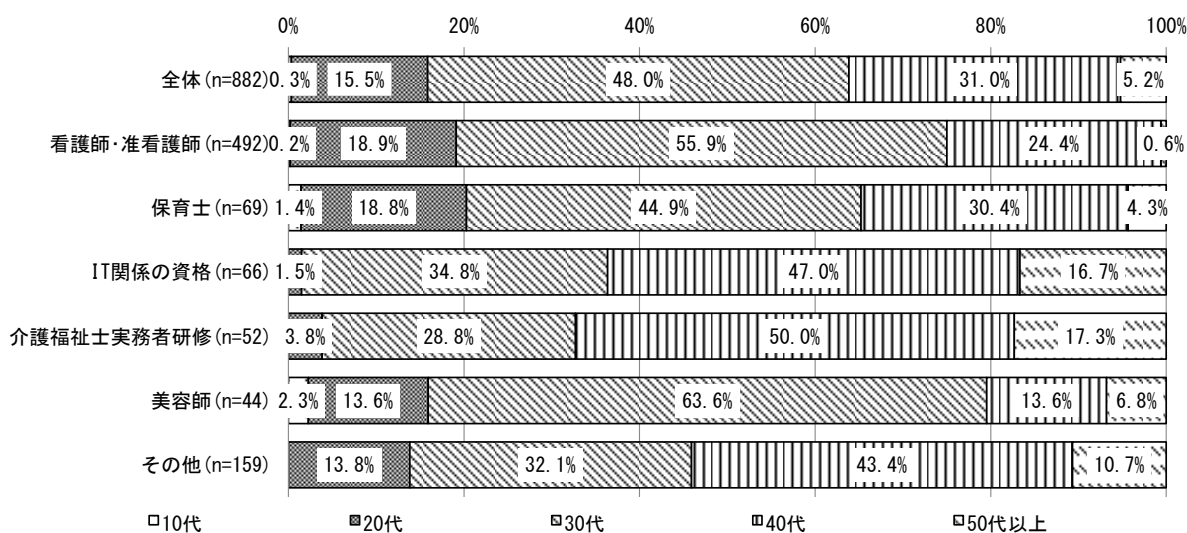
(9) クロス集計¹⁴

① 資格ごとの利用者の傾向¹⁵

1) 資格別（1-問 21、2-問 1）年齢（1-問 2、2-問 5）

40代以上の割合を見ると、全体では4割弱なのに対し、「IT関係の資格」及び「介護福祉士実務者研修」ではそれぞれ6割強、7割弱となっている。

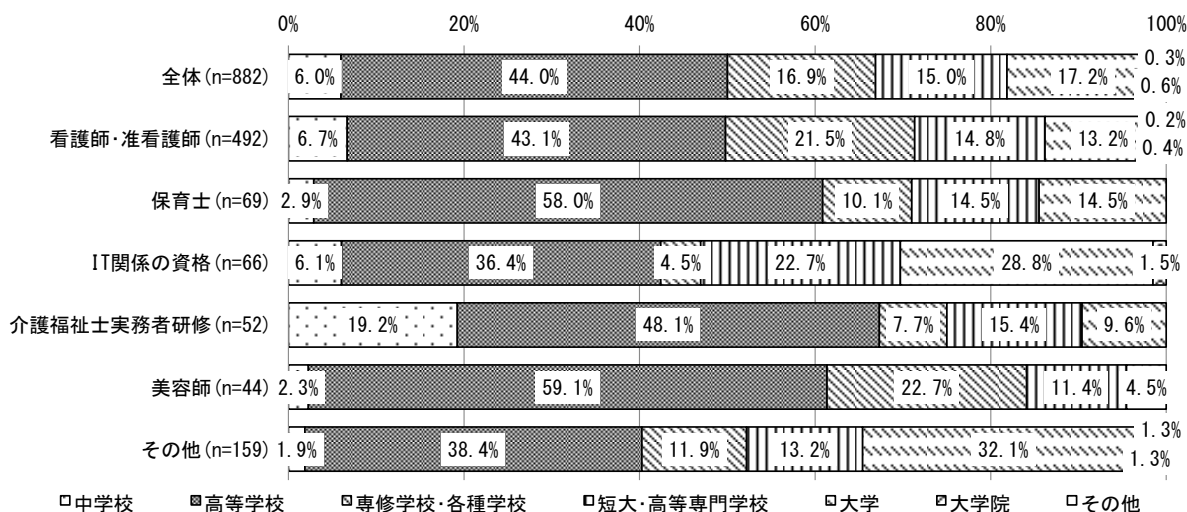
図表 4-86 資格別 年齢



2) 資格別（1-問 21、2-問 1）最終学歴（1-問 7、2-問 10）

どの資格についても、様々な最終学歴の人が取得している。「介護福祉士実務者研修」では、最終学歴が中学校又は高等学校である割合が最も高く、約7割となっている。

図表 4-87 資格別 最終学歴



¹⁴ この項に掲載するグラフについては、見やすさの観点から、0%の場合は割合を非表示とした。

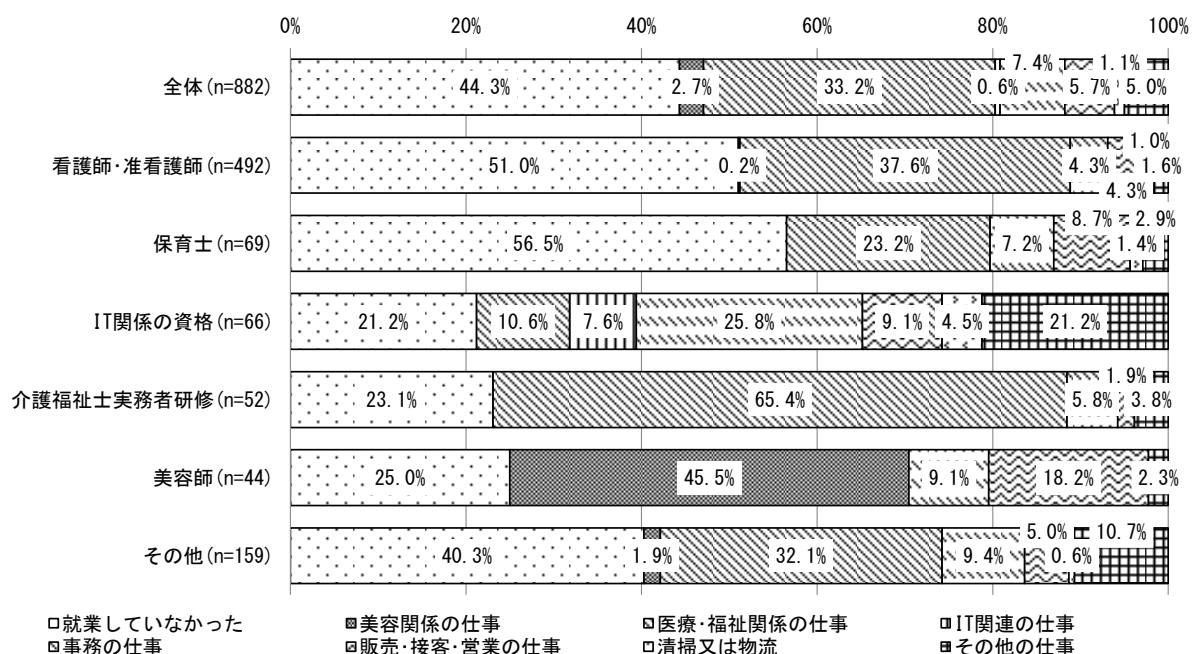
¹⁵ 社会福祉士、介護福祉士、理学療法士・作業療法士は、サンプルサイズが少ないため、「その他」に含めて集計した。②でも同様。

3) 資格別（1-問 21、2-問 1）給付金利用開始時点の仕事内容（1-問 10、2-問 13）

給付金利用開始時点の仕事について、「介護福祉士実務者研修」では「医療・福祉関係の仕事」が65.4%、「美容師」では「美容関係の仕事」が45.5%を占めており、元々関連する仕事をしていて資格を取得した人が多いことがうかがわれる。

他方、「IT 関係の資格」では、元々していた仕事が多様であり、「事務の仕事」（25.8%）、「その他の仕事」（21.2%）、「医療・福祉関係の仕事」（10.6%）の順で多くなっている。

図表 4-88 資格別 給付金利用開始時点の仕事内容

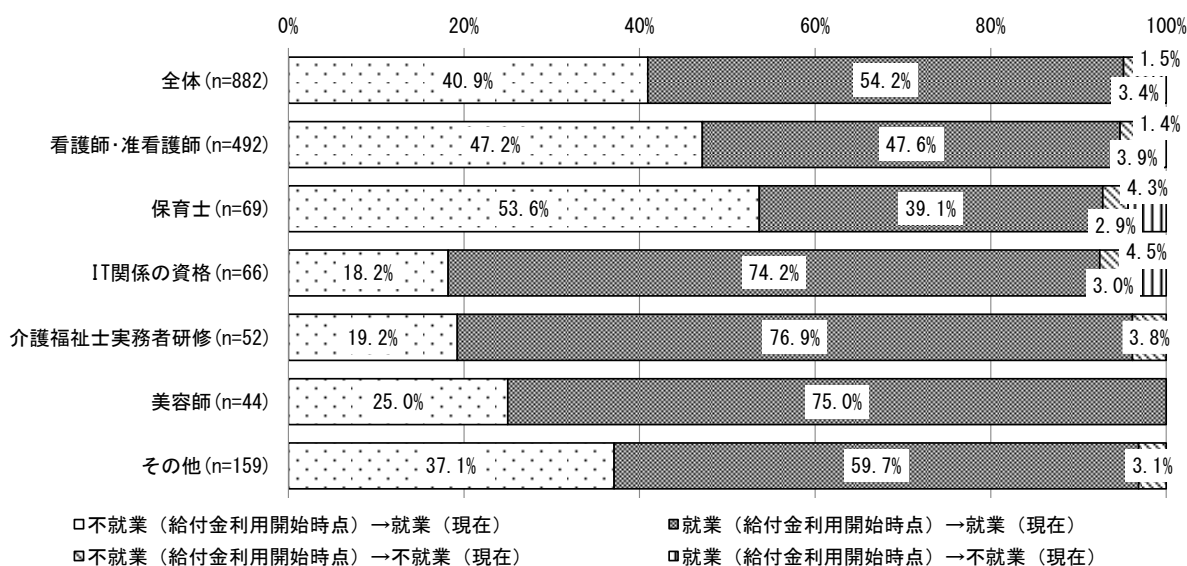


② 資格ごとの資格取得の効果

1) 資格別（1-問 21、2-問 1）就業の有無の変化（1-問 8・12、2-問 11・15）

「不就業（給付金利用開始時点）→就業（現在）」の割合を見ると、全体では約 4 割なのに対し、「看護師・准看護師」では 5 割弱、「保育士」では 5 割強となっている。

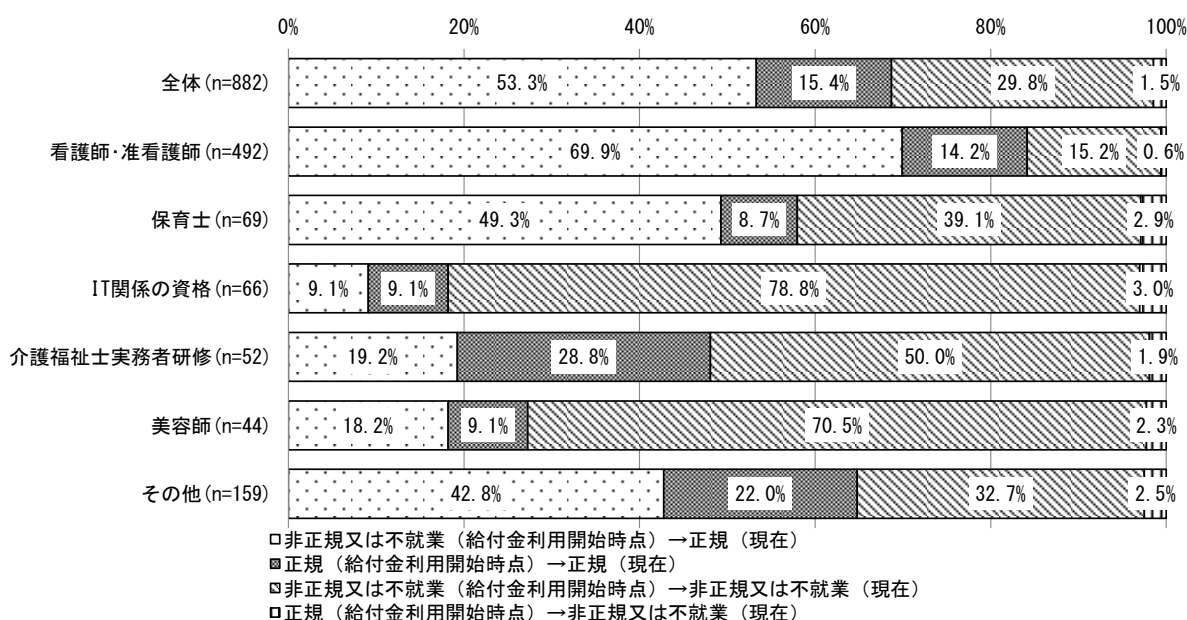
図表 4-89 資格別 就業の有無の変化



2) 資格別（1-問 21、2-問 1）雇用形態の変化（1-問 9・14、2-問 12・16）

雇用形態が「非正規又は不就業（給付金利用開始時点）→正規（現在）」の割合を見ると、全体では 5 割強なのに対し、「看護師・准看護師」では 7 割となっている。他方、「IT 関係の資格」では 1 割弱にとどまっている。

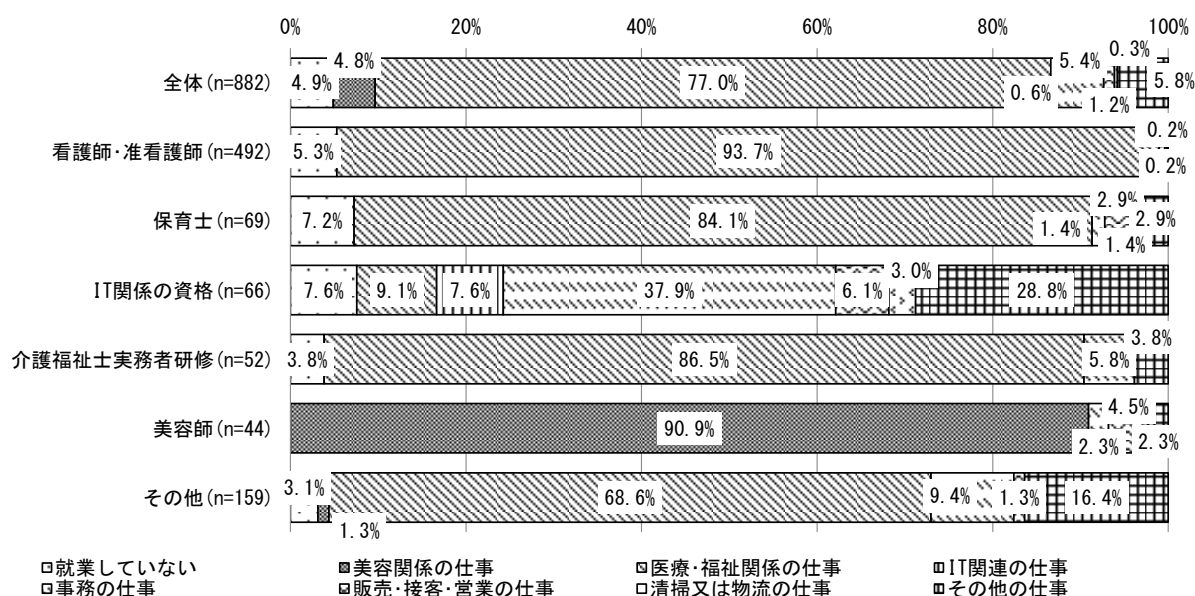
図表 4-90 資格別 雇用形態の変化



3) 資格別（1-問 21、2-問 1）現在の仕事内容（1-問 15、2-問 17）

現在の仕事について、「看護師・准看護師」「保育士」「介護福祉士実務者研修」では「医療・福祉関係の仕事」、「美容師」では「美容関係の仕事」が大半を占めている。他方、「IT 関係の資格」では、給付金利用開始時点と同様、現在の仕事も多様であり、「事務の仕事」（37.9%）、「その他の仕事」（28.8%）、「医療・福祉関係の仕事」（9.1%）の順で多くなっている。

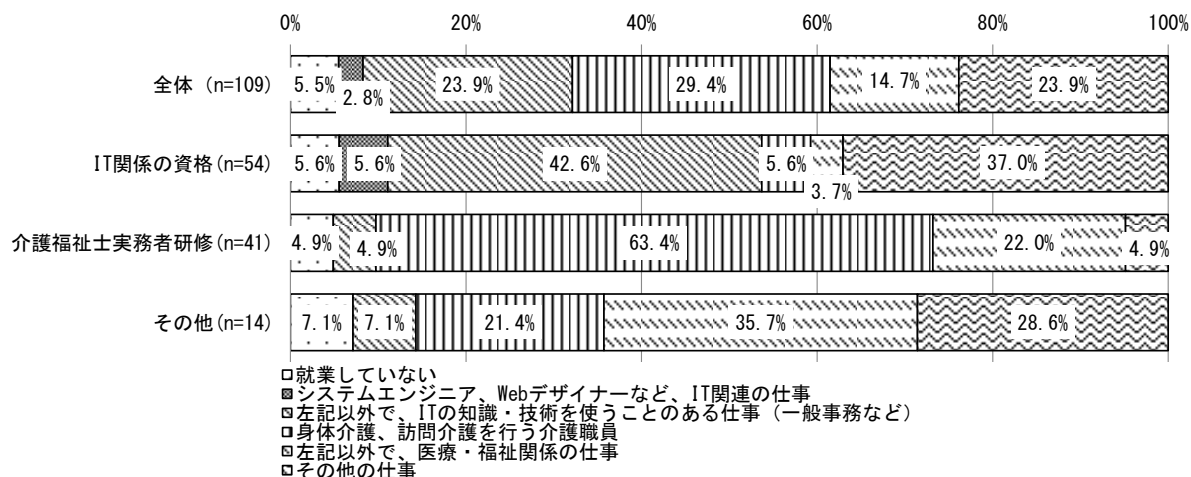
図表 4-91 資格別 現在の仕事内容



4) 資格別（1-問 21）拡充措置対象の現在の仕事内容（詳細版）（1-問 15）※1 回目調査のみ

拡充措置対象者の現在の仕事について、「IT 関係の資格」では、「(IT 関連の仕事以外) IT の知識・技術を使うことのある仕事（一般事務など）」が最も多く、42.6%となっている。「介護福祉士実務者研修」では、「身体介護、訪問介護を行う介護職員」が最も多く、63.4%となっている。

図表 4-92 資格別 現在の仕事内容

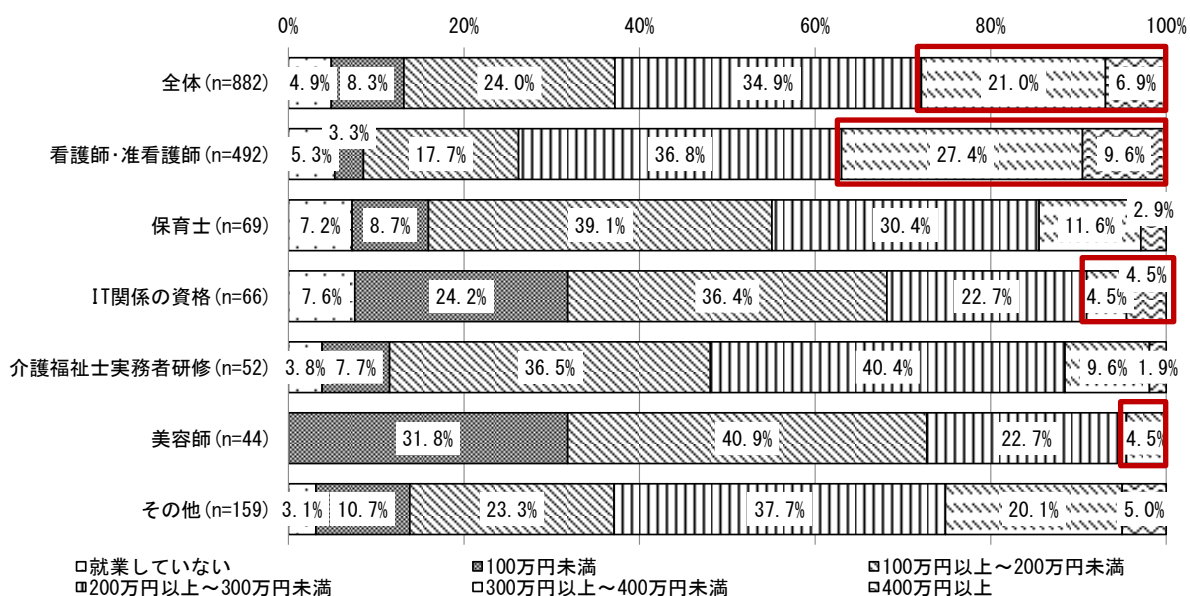


（注）「その他」はサンプルサイズが小さいため、留意。

5) 資格別（1-問 21、2-問 1）現在の年収（1-問 17、2-問 19）

現在の年収が 300 万円以上の割合を見ると、全体では 27.9%なのに対し、「看護師・准看護師」では 37.0%となっている。他方、「美容師」では 4.5%、「IT 関係の資格」では 9.1%となっている。

図表 4-93 資格別 現在の年収

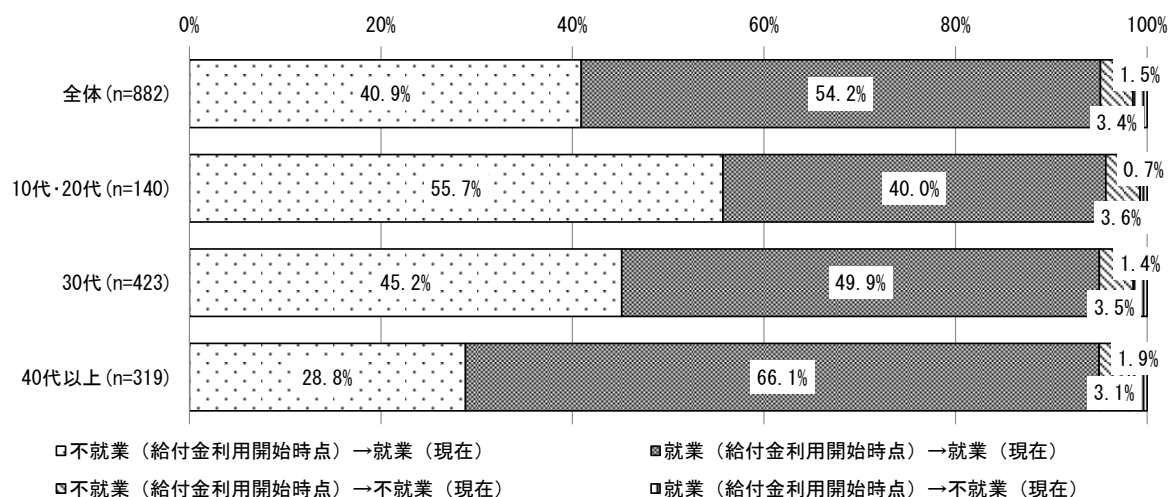


③ 年齢ごと資格取得の効果の違い

1) 年齢別（1-問 2、2-問 5）就業の有無の変化（1-問 8・12、2-問 11・15）

「不就業（給付金利用開始時点）→就業（現在）」の割合を見ると、「10代・20代」では 55.7%、「30代」では 45.2%、「40代以上」では 28.8%となっており、若い世代ほど割合が高くなっている。

図表 4-94 年齢別 就業の有無の変化

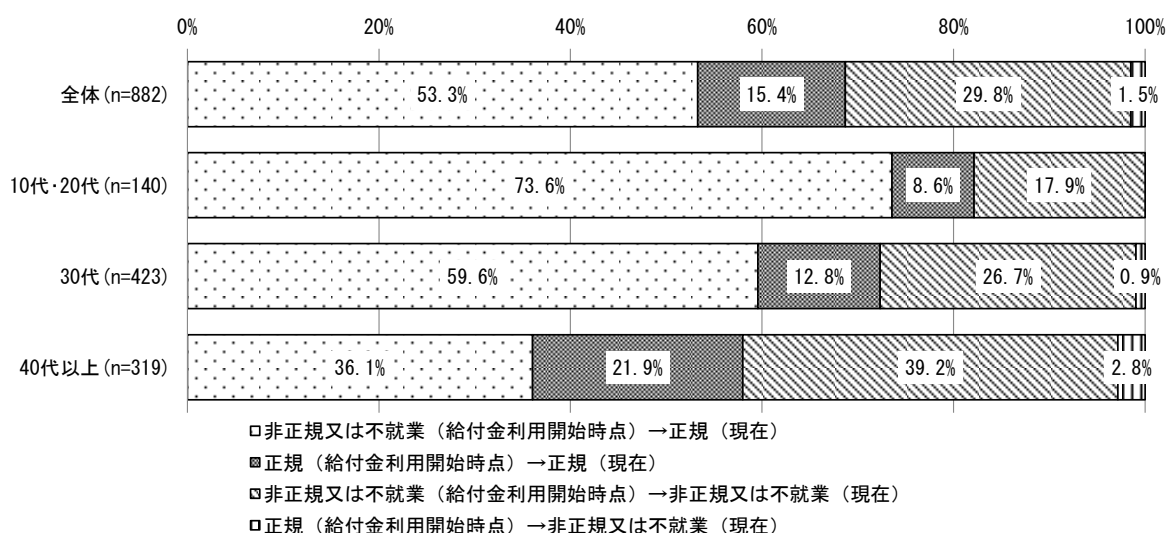


2) 年齢別（1-問 2、2-問 5）雇用形態の変化（1-問 9・14、2-問 12・16）

雇用形態が「非正規又は不就業（給付金利用開始時点）→正規（現在）」の割合を見ると、「10代・20代」では7割強、「30代」では6割、「40代以上」では4割弱となっており、若い世代ほど割合が高くなっている。

なお、「40代以上」では4割が「非正規又は不就業（給付金利用開始時点）→非正規又は不就業（現在）」となっている。

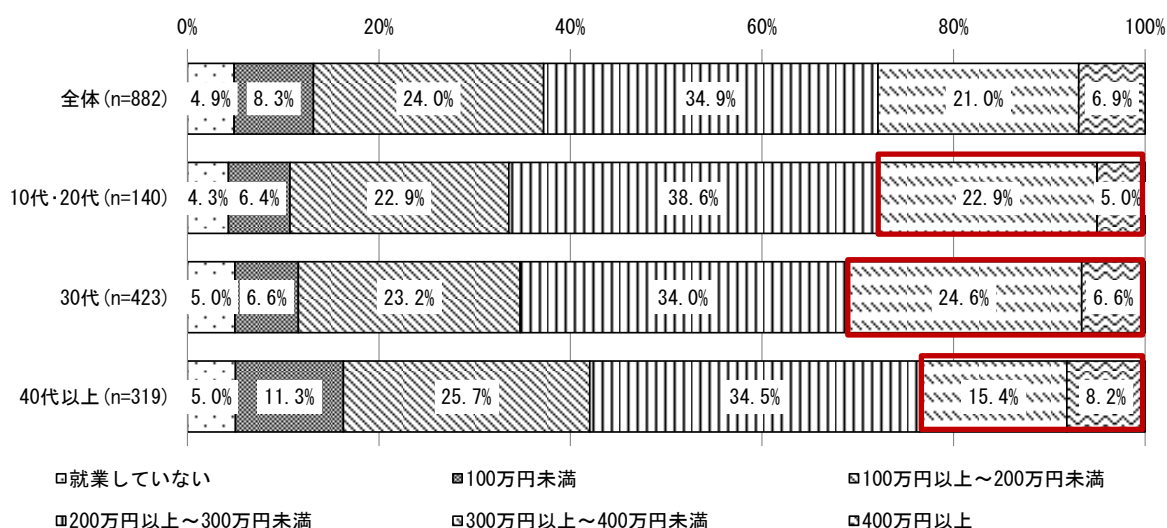
図表 4-95 年齢別 雇用形態の変化



3) 年齢別（1-問 2、2-問 5）現在の年収（1-問 17、2-問 19）

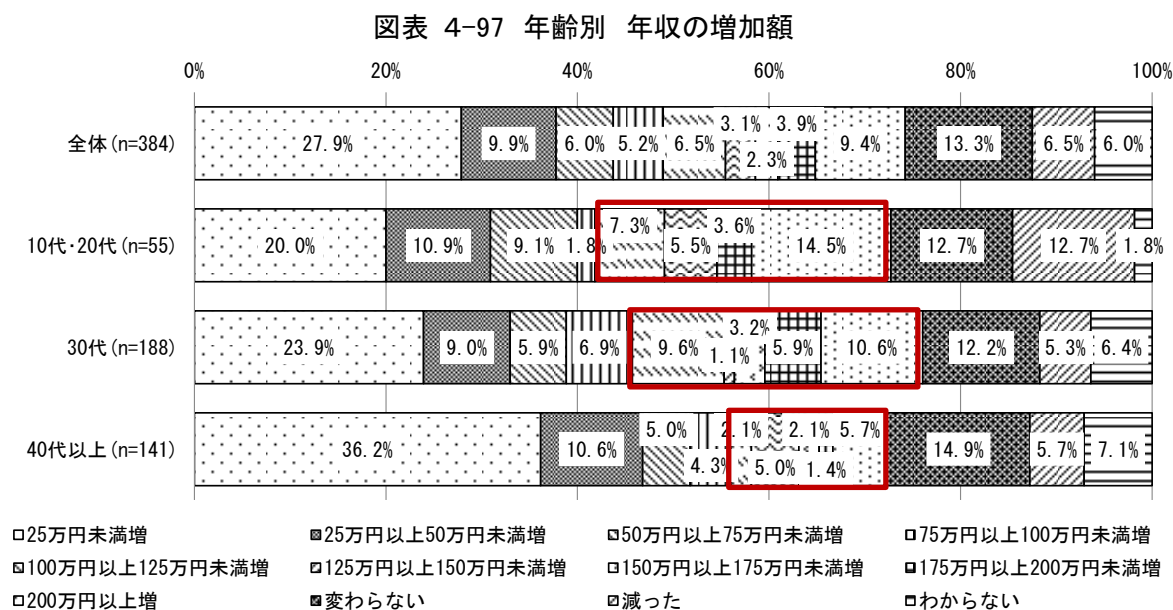
現在の年収が300万円以上の割合を見ると、「10代・20代」では27.9%、「30代」では31.2%、「40代以上」では23.5%となっており、40代以上で最も低い。

図表 4-96 年齢別 現在の年収



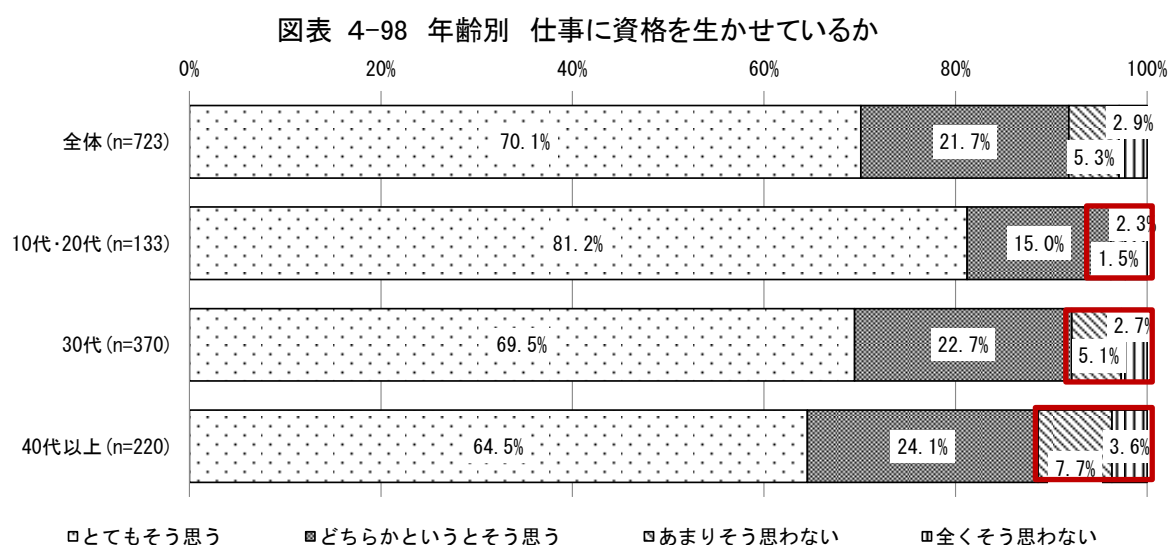
4) 年齢別（2-問 5）年収の増加額（2-問 20）※2 回目調査のみ

年収が 100 万円以上増加した回答者の割合について、「10 代・20 代」及び「30 代」では 3 割なのに対し、「40 代以上」では 2 割弱となっている。



5) 年齢別（2-問 5）仕事に資格を生かしているか（2-問 29）※2 回目調査のみ

仕事に資格を生かしているかについて、「あまりそう思わない」と「全くそう思わない」の合計割合を見ると、「10 代・20 代」では 3.8%、「30 代」では 7.8%、「40 代以上」では 11.4%となっており、40 代以上で割合がやや高い。

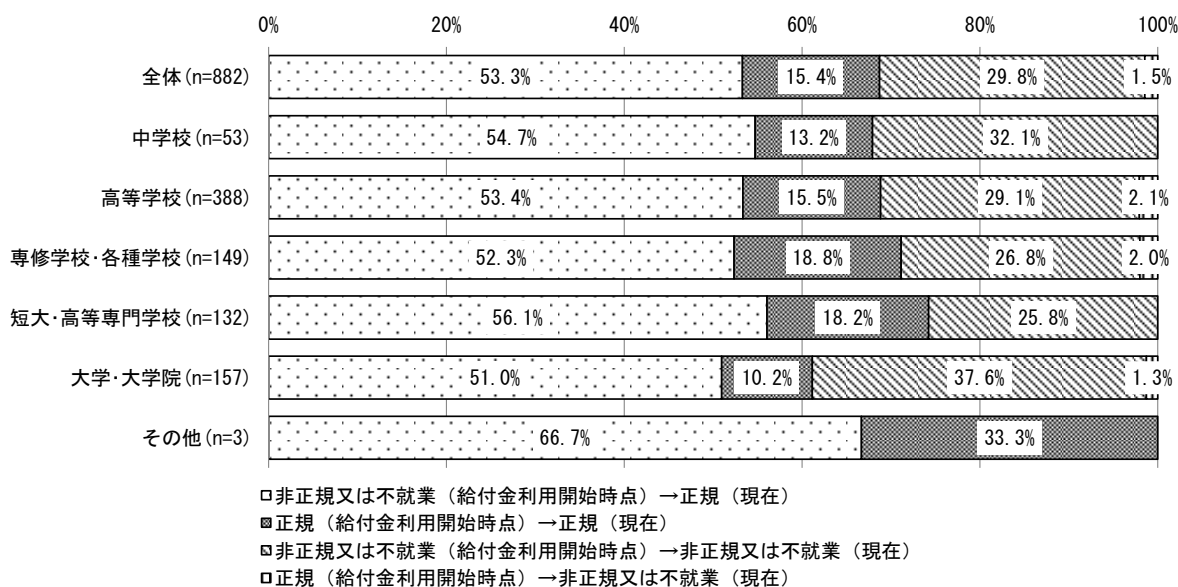


④ その他

1) 最終学歴別（1-問 7、2-問 10）雇用形態の変化（1-問 9・14、2-問 12・16）

雇用形態が「非正規又は不就業（給付金利用開始時点）→正規（現在）」の割合について、学歴に関わらずいずれも5割強～6割弱となっている。

図表 4-99 最終学歴別 雇用形態の変化

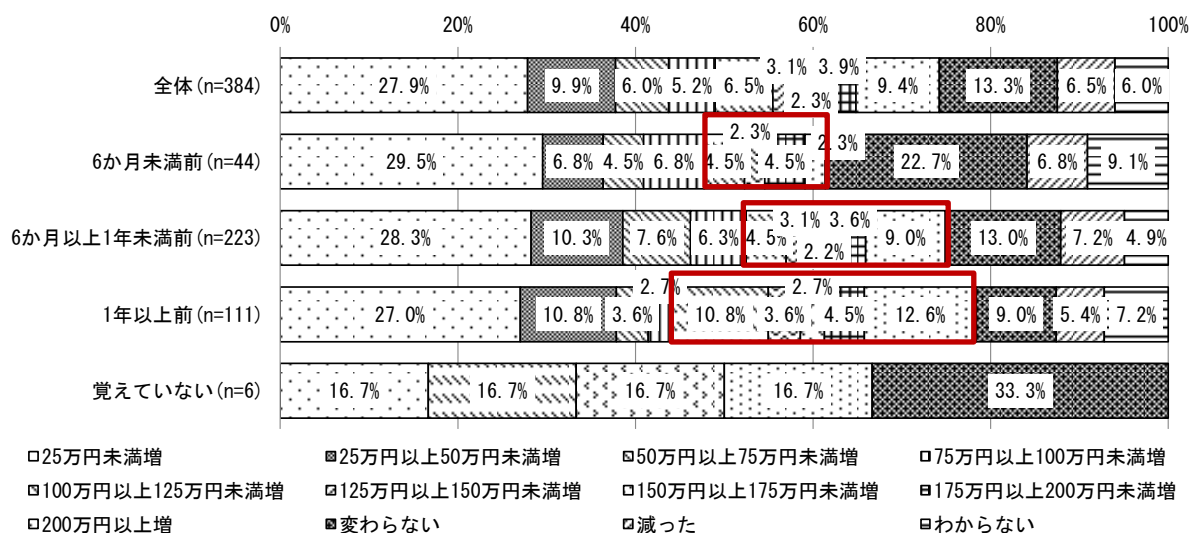


（注）「その他」はサンプルサイズが小さいため、留意。

2) 資格の取得時期別（2-問 3）年収の増加額（2-問 20）※2 回目調査のみ

年収が100万円以上増加した回答者の割合について、資格の取得時期別に見ると、「6か月未満前」では合計13.6%、「6か月以上1年未満前」では合計22.4%、「1年以上前」では合計34.2%となっており、資格取得から時間が経つほど高くなっている。

図表 4-100 資格取得の時期別 年収の増加額



（注）「覚えていない」はサンプルサイズが小さいため、留意。

4. まとめ

ここでは、本調査研究で明らかになった、自治体における高等職業訓練促進給付金制度の実施状況と課題、給付金による資格取得がひとり親に与えた影響等を踏まえ、制度の効果・課題と今後の制度運用に関する示唆をまとめる。

1

高等職業訓練促進給付金制度の意義

資格取得のためには高等職業訓練促進給付金制度が必要

- 高等職業訓練促進給付金制度は、給付金の利用により資格の取得に至ったひとり親の多くが高い評価をしている。利用者向けアンケート調査の自由記述では、制度があってよかったという感想が非常に多く、もし給付金がなかった場合、修業期間中の生活費等が工面できないなどの理由から、資格取得を諦めていた・資格の取得を希望することはなかったというコメントが多かった。自治体向けアンケート調査においても同様に、給付金制度が経済的な不安を解消して資格取得を目指すきっかけとなっているという指摘が見られた。

資格取得が就業状況にプラスの変化をもたらすケースは多い

- 看護師・准看護師などの国家資格の場合は、その資格に関連する仕事で雇用されやすくなる他、非正規雇用から正規雇用になったり、それによって収入が増えたりする効果がある。
- IT 関係の資格の場合は、資格取得の効果は資格の種類や個人の状況によって異なり、関連する仕事で雇用される等の場合もあるが、事務職等の仕事をする上でパソコン等のスキルが向上し、それによって手当が上がる等の場合もある。
- 上記の他、仕事の効率や質が向上し、職場での評価が上がったり、対応できる仕事の幅が広がったりといった効果もある。
- さらに、就業状況に変化が起きていない場合でも、資格があることで将来必要なタイミングで良い職場への転職が可能なケースや、資格があるので仕事を失うリスクが将来的にも少なく、そのことが今の生活の支えとなっているケースもある。利用者向けアンケート調査の自由記述では、将来的な生活の不安がなくなった等のコメントも多かった。
- 制度を実施する自治体側でも、資格取得が就職・転職、正規雇用、職位・年収の上昇、仕事内容の良い変化等、プラスの変化につながっていると感じている自治体が9割であった。

資格取得が心理的にプラスの変化をもたらすケース（自信ややりがいの醸成）も多い

- 仕事以外の面でも、資格取得はひとり親に様々なプラスの変化をもたらしている。特に、資格を取得したことで自信がついたというひとり親は多い。子育てや仕事と両立しながらの修業は、身体的にも精神的にも全く簡単なことではないが、それを最後までやり遂げて目標を達成できたという体験は、その後の就業や生活の大きな原動力となる。利用者向けアンケート調査の自由記述からは、資格を生かした仕事にやりがいを感じ、多少の困難があっても粘り強くその仕事を継続していたり、仕事や将来に対して前向きになり、次の目標を立てて更なる挑戦をしたりしている様子がうかがわれた。

資格取得の効果を高めるには、事前の情報提供やアフターフォローの充実が必要

- ひとり親が自分のニーズに合った資格を選択し、就職・転職や年収の増加等の目標を達成するには、給付金の利用を検討する段階で、各資格のメリットに関する十分な情報の提供を受けることが必要である。利用者向けアンケート調査では、転職を2回以上経験している人の多くが、転職の理由として、働いてみたら合わなかったことを挙げていた。また、自由記述でも、資格取得によって就職や収入の増加を期待していたが実現しなかった、就職はできたが働いてみると就労環境などが想像と違った、事前に資格取得後に関する情報を得たかったといったコメントがあった。他方、自治体向けアンケート調査では、本人に合った資格の助言を行っている自治体は3割にとどまっていた。どの資格がどのような仕事に結びつきやすいのか、また、その仕事はどのような人に向いているのかなど、資格取得後の具体的なイメージが持てるよう、事前の情報提供が充実すれば、資格取得の効果がより高まると考えられる。
- また、資格取得後は、効果的な就職支援を行うことも重要となる。例えば、各自治体で実施するひとり親を対象とした就業相談との連携や、ひとり親の雇用に理解のある企業の開拓、そうした企業とのマッチングの場の提供などが効果的と思われる。利用者向けアンケート調査でも、ひとり親の雇用に理解のある企業と出会える場を求める意見が多かった他、自由記述でも、資格取得後の就職サポートまで行ってほしいとの意見があった。なお、自治体向けアンケート調査では、給付金支給終了後の就労状況の確認や相談支援を行っている自治体は5割、就職先の情報提供を行っている自治体は1割にとどまった。
- 上記の「ひとり親の雇用に理解のある企業とのマッチング」とも関連するが、企業の中には、アプレンティスシップ制度（実習生として給料をもらい働きながら実践的なスキルを身に付けられる仕組み）や、ひとり親を対象とした無料の職業訓練コースなどを提供しているところがある。自治体がこうした企業と連携し、ひとり親が資格取得だけでなく就職に直結する実践スキルを習得できるよう支援することで、就職・転職等がより実現しやすくなると考えられる。利用者向けアンケート調査でも、実践的なスキルが足りない等の理由から転職できていないという人が一定割合いた他、アプレンティスシップ制度等の支援を希望する人が多かった。

給付金の利用希望者に対し、個別の状況を踏まえたカウンセリングが必要

- 同じ資格であっても、個人の状況（年齢、職務経歴、家族状況、本人が資格取得により何を目標しているか等）によっては、資格取得が就職・転職や年収の増加等につながりにくい場合がある。
- 例えば介護福祉士実務者研修は、長期的に介護職に従事していく人にとっては必要性の高い資格であり、研修修了により昇進が可能である他、3年の実務経験があれば介護福祉士を目指すこともできる。しかし、介護職の未経験者が同資格を取得した場合、長期的に介護職に

従事したいという意欲や、介護という仕事への適性がなければ、昇進や年収増加に至るまで仕事を続けられず、資格取得のメリットがあまりないということも起こり得る。

- また、看護師・准看護師は、子どもの年齢がある程度高く夜勤が可能なひとり親であれば、正規雇用もされやすく比較的高い年収を確保できるが、子どもが小さい場合や障害児の場合で親族等のサポートが受けづらい環境にあるなど、夜勤が難しいひとり親がパートタイムや時短勤務を選んだ場合は、正規雇用や年収の増加といった効果がすぐには得られにくいことが考えられる。実際、利用者向けアンケート調査でも、現在の年収が 300 万円以上の回答者は全体で 3 割、看護師で 4 割にとどまっていた。
- さらに、IT 関係の資格など民間資格の中には、資格取得だけをもって就職・転職等が実現する可能性が低い資格もある。
- この他、業界によっては、特に年齢が高い場合に、資格があっても実務経験がなければ採用されにくい等の場合も考えられる。利用者向けアンケート調査でも、40 代以上では、30 代以下に比べて正規雇用、年収増加などの効果が小さかった。また、自由記述でも、年齢が高くなると資格の取得だけでは就職・転職に結び付きにくいというコメントがあった。なお、40 代以上でも、資格を生かして働いていると感じている人や、実際に正規雇用や年収増加につながっている人も多いため、個人の状況や地域の特性（人口構造等）にも大きく左右されるものと思われる。
- 以上のように、個人の状況や地域特性を踏まえ、資格取得が就職・転職や年収の増加等につながりにくいと思われる場合は、より本人にとって効果が高い資格を提案することが必要となる。また、場合によっては、資格取得よりも他の支援（例えば、副業で実務経験を積む等）が本人のキャリアアップに有効な場合もある。自治体においては、ひとり親が給付金の利用を検討している段階で丁寧な個別カウンセリングを行い、本人にとって最も効果の高い資格や支援につなげることが重要である。

- 高等職業訓練促進給付金制度は、令和3年度から、訓練受講期間を1年以上から6か月以上に緩和し、対象資格を看護師等の国家資格に加え、デジタル分野等の民間資格にも拡大する拡充措置が図られている。対象となるIT関係の資格は多様であるが、中でも専門性の高い資格の場合は、資格取得が就職・転職や正規雇用等につながる場合もある。他方、資格の取得をもって就職・転職等が実現するというよりは、事務職として働く中での基本スキルを高めたい場合や、パソコンの苦手感を克服することで希望職種の幅を広げたい場合などに有効な資格もある。後者の場合、事務職への就職や、仕事の効率化や職場での評価の向上といった効果は期待できるが、正規雇用や年収の大幅な増加には直接結びつかないかもしれない。利用者向けアンケート調査でも、IT関係の資格取得者は他の資格取得者に比べ、現在の年収や雇用形態などの就業状況における個人差が大きかった。
- 自治体向けアンケート調査では、拡充措置を行った自治体の8割がIT関係の資格を指定していたが、同じIT関係の資格であっても、自治体によってひとり親の自立促進の効果に関する意見が異なっていた。この背景として、ひとり親個人の年齢、職務経歴、家庭状況や本人の意向（就職・転職を希望しているのか、現職でのスキルアップを目指しているのか等）によって、同じ資格を取得していても、就職・転職等の効果に差が生じていた可能性がある。また、地域によって、業界ごとの求人の量や求められる人材が異なっていた可能性もある（例えば、IT企業やIT関連のスキルを活かせる仕事がそもそも少ない地域もある）。
- ひとり親の中には、育児との両立のため、在宅ワークが可能な仕事としてIT関連の仕事を目指しており、そのためにIT関係の資格の取得を希望している人も多い。しかし、在宅ワークが可能なIT関連の仕事の多くは専門性の高い知識・技術を必要としており、専門性の高い知識・技術を証明する資格を取得するとすると、既に実務経験を有する人でなければ、資格取得までの道のりが困難になり、途中で挫折してしまうひとり親も多いと思われる。また、在宅ワークが可能なIT関連の仕事を目指しているのに、パソコンの基本スキルを証明する資格等を取得した場合は、時間とお金を投じたにもかかわらず、目標が実現しない結果になってしまう。
- こうしたことを踏まえると、自治体においては、IT関係の資格について特に、資格のメリット（就職・転職等につながりやすいのか、どのような仕事で活用できるのか等）と本人の意向（就職・転職を希望しているのか、現職でのスキルアップを目指しているのか等）を含めた個別の状況を把握し、マッチングを行う必要性が高い。
- しかし、自治体においては、IT関係の資格についての情報が十分に把握できておらず、給付金利用希望者に対する助言に困難を感じているところも多い。そこで、それぞれの資格がどのような仕事に結びつくのか、その仕事ではどのような人材が求められているのか、ひとり親が働く場合にどのようなメリット・デメリットがあるのかなど、国からの情報整理・共有が行われると、自治体がひとり親への助言に当たり参考になるものと思われる。

- 高等職業訓練促進給付金制度の実施に当たり、自治体の担当職員が制度の案内、利用検討時の個別カウンセリング、修業期間中や資格取得後のフォロー等を丁寧に行うことは、ひとり親一人一人に合った資格や仕事の選択につながることはもちろん、ひとり親本人の修業や就職・転職等へのモチベーションを高め、それが目標を達成するまでの大きな支えとなる。利用者向けアンケート調査の自由記述では、自治体職員から給付金申請に当たり丁寧な案内をもらったことや、修業期間中に応援の声をかけてもらったことなどが、資格取得やその後まで頑張る原動力となっている旨のコメントが多かった。
- 他方で、給付金利用者の中には、自治体における制度の周知や、制度利用の相談があった際の対応に課題があると感じている人も少なくない。利用者向けアンケート調査では、制度利用検討時の課題として、制度の分かりにくさ（対象者や相談先等がわかりにくい）や周知不足、窓口での不十分な案内などが挙げられていた。そこで、自治体においては、制度の効果的な周知方法を工夫するとともに、利用相談があった際、ひとり親に寄り添った丁寧な対応を行うことが必要である。
- なお、自治体が制度利用相談への対応の質を高めるには、国からの支援が必要な部分もある。自治体向けアンケート調査の自由記述では、制度が複雑化することで、情報収集・提供に係る職員負担が課題になっているとの指摘があった。また、特に IT 関係の資格について、取得の必要性が低いと思われるひとり親からの利用相談が多く、対応に難しさを感じているというコメントも多かった。こうした自治体職員の負担を軽減するためにも、国において様々な関連制度や各資格に関する情報の整理・共有を行い、自治体がひとり親に対し効率的に説明を行いやすくなるよう支援することが有効と考えられる。

以上を踏まえ、今後の制度運用に関する示唆について、以下のとおりまとめる。

今後の制度運用に関する示唆

- ✓ 給付金の利用が就業状況やその他の面でプラスの変化につながるケースが多く見られるため、国及び自治体は引き続き、拡充措置も含め、高等職業訓練促進給付金制度を効果的に運用していくことが期待される。効果的な運用には、自治体の担当職員が制度の案内、利用検討時の個別カウンセリング、修業期間中や資格取得後のフォロー等を丁寧に行うことも含まれる。
- ✓ 資格取得がもたらすメリットは、資格の種類や個人の状況（年齢、職務経歴、家族状況、本人が資格取得により何を目標しているか等）によって異なる。より多くのひとり親が給付金を活用してより良いキャリアを築くためには、制度の利用前に個別カウンセリングを通じて個人の状況を把握し、各資格に関する情報提供も十分行った上で、その人に合った資格に関する助言を行う必要がある。資格に関する情報提供では、特に就職先のモデルケース（就業条件、求められる人材、ワークライフバランスなど）や実際に雇用されたひとり親の事例の紹介を行うことが、資格取得後のミスマッチを防ぐうえで重要となる。情報提供の方法については、自治体の担当職員からの説明や資料提供だけでなく、既にその仕事をしているひとり親との座談会など、ロールモデルと出会う機会の提供も有効と考えられる。
- ✓ IT 関係の資格の中には、仕事の効率化や職場での評価の向上にはつながるものの、就職・転職や正規雇用等にはつながりにくいものもあるため、制度利用の相談があった際は、各資格に関する情報提供を十分に行い、本人の意向（就職・転職を希望しているのか、現職でのスキルアップを目指しているのか等）を踏まえて助言を行う必要がある。しかし、自治体においては、IT 関係の資格についての情報が十分に把握できていない現状があるため、国からの情報整理・共有が求められる。
- ✓ より良い職場への就職・転職を目指すひとり親に対しては、アフターフォローとして、各自治体で実施するひとり親を対象とした就業相談との連携や、ひとり親の雇用に理解のある企業とのマッチングなどを行う必要がある。また、資格を有するだけでなく実践スキルがあることも強みとなれば、より良い職場に就職・転職できる可能性が更に高まるため、自治体がアプレンティスシップ制度や職業訓練コースなどを提供している企業と連携し、実践スキルの習得を支援することも有効である。

- 児童扶養手当支給事務の実態に関する調査 アンケート調査票
- 高等職業訓練促進給付金の効果に関する調査（１回目調査）自治体向けアンケート調査票
- 高等職業訓練促進給付金の効果に関する調査（１回目調査）利用者向けアンケート調査票
- 高等職業訓練促進給付金の効果に関する調査（２回目調査）自治体向けアンケート調査票
- 高等職業訓練促進給付金の効果に関する調査（２回目調査）利用者向けアンケート調査

令和5年度子ども・子育て支援推進調査研究事業（こども家庭庁補助事業）
「ひとり親家庭等への支援等に関する調査研究」
児童扶養手当支給事務の実態に関するアンケート
（サンプル）

■ アンケートご協力をお願い ■

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

本調査は、こども家庭庁の令和5年度子ども・子育て支援推進調査研究事業により、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社が実施しております。

本調査は、児童扶養手当の支給事務に関する実態等について調査を行い、今後の対応の方向性検討に資するための基礎資料を得ることを目的としています。

つきましては、ご多忙中のところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、**令和5年8月25日（金）**までに、回答にご協力賜りますようお願い申し上げます。

【ご回答いただくにあたって】

◆利用目的

- ・ ご回答いただいた内容は、施策検討の基礎資料としてのみ利用いたします。また、匿名化の上、回答内容をそのまま公表することがあります。予めご了承ください。

◆回答方法等について

- ・ このアンケートは、特に期日を明記している設問以外はすべて 2023（令和5）年7月31日時点の状況でお答えください。
- ・ 「1つだけ選択」「あてはまるもの全て選択」など回答数が指定されているため、あてはまる項目をその数だけ選択してください。一部の設問は、回答を具体的にご記入いただけます。なお、数字をご記入いただく設問について、該当する人等がない場合は「0」とご記入ください。
- ・ 本調査は、以下のインターネット上のアンケートサイトより、回答をお願いいたします。
なお、サイト上では回答の一時保存や、回答後の修正はできません。下書きなどには本調査票をご活用ください。
アンケートサイトで回答いただいた場合、Word ファイルのアンケート調査票を返送いただく必要はありません。

～調査 URL～（回答期限：8月25日（金））

◆アンケートサイトからのご回答が難しい場合

- ・ 本調査票にご記入の上、以下の問い合わせ先メールアドレスまでご返送ください。

◆問い合わせ先

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 共生・社会政策部 ひろ親家庭等調査事務局 尾島、鶴見、白土
e-mail :

※受付時間：午前10時から午後5時まで（土日祝祭日を除く）

I. 基礎情報(ご連絡先、児童扶養手当システムの導入状況等)

問1. 貴自治体に関する情報と、ご連絡先をご記入ください。

① 都道府県名・市町村名 (実施主体が市区町村の 場合は都道府県名+市町 村名を記載)	
② ご回答部署名	
③ 電話番号	
④ メールアドレス	

問2. 貴自治体における児童扶養手当支給事務の実施体制についてうかがいます。児童扶養手当を担当している職員は何名ですか。他業務と兼務している職員も含め、業務に従事している人数をお答えください。(数字記入。該当がない場合は「0」を記入)

① 正規職員	名
② その他(会計年度任用職員等)	名
③ 合計	名

※①と②の合計が、③に一致するようにしてください。

問3. 貴自治体では、児童扶養手当システムを導入していますか。(1つだけ選択)

1 導入している	⇒ 問4へ
2 今後、導入を検討している	⇒ 問6へ
3 導入していない(エクセル等で管理している)	⇒ 問6へ

<問3で「1 導入している」を選択した方にうかがいます。それ以外の方は、問6へお進みください。>

問4. 児童扶養手当システムについて、標準準拠システムへの移行時期についてお答えください。

(1つだけ選択)

1 すでに移行済みである	} 問5へ
2 今後、移行予定である(時期確定)	
3 移行時期は未定である	⇒ 問6へ

問5. 児童扶養手当システムの標準準拠システムへの移行を予定している時期（すでに移行済みの自治体の場合は移行した時期）について、お答えください。（1つだけ選択）

- ＜全員にうかがいます。＞

問6. 直近３年間（令和２（2020）年度～令和４（2022）年度）において、貴自治体において、事実婚等で認定処理するにあたり判断が難しい事例はありましたか。（１つだけ選択）

- ＜問 7～問 9 は、問 6 で「1 あった（事実婚等で認定処理するにあたり判断が難しい事例があった）」を選択した方にお伺いします。それ以外の方は、問 10 へお進みください。＞

- 1 同居者（親族関係）の有無（例：従兄弟など婚姻が可能な親族、元配偶者等）
- 2 同居者（親族以外）の有無（例：複数の世帯の同居、住み込み等）
- 3 同居していないパートナーの有無（例：頻繁・定期的な訪問、定期的な生計費補助等）
- 4 居住実態や生活状況（例：シェアハウス、社員寮等）
- 5 その他（具体的に（「5. その他」を選んだ場合は必須）： ）

問9. 事実婚等の判断が難しいと感じた事例において、どのように認定（却下も含む）しましたか。
また、その際の考え方について、具体的な事例の内容とともにご記入ください。

（必須回答、自由記述）

＜全員にうかがいます。＞

問10. 事実婚等の認定処理に関して、国が明確な判断基準を新たに示した場合、どのような影響があると考えられますか。（任意回答、自由記述）

Ⅲ. 現況届の対面見直しについて

問11. 貴自治体における児童扶養手当の現況届の受付体制についてうかがいます。現況届の受付を行う担当職員の人数は、1日最大何名ですか。他業務と兼務している職員も含め、現況届の受付に従事している人数をお答えください。なお、問2で回答いただいた体制と同じ場合は、空欄のままで結構です。（数字記入）

①正規職員	名
②その他（会計年度任用職員等）	名
③合計	名

※①と②の合計が、③に一致するようにしてください。

問12. 貴自治体では、現況届を郵送等で提出すること（対面以外で受理すること）について、どのように対応していますか。（1つだけ選択）

- | | |
|-------------------------------------|---|
| 1 郵送等での提出を認めていない | |
| 2 全部支給停止者のみ郵送等での提出可 | |
| 3 全ての受給者等が郵送等での提出可（令和2年コロナ通知を受けた対応） | |
| 4 その他（具体的に（「4. その他」を選んだ場合は必須）： | ） |

以下では、現況届の対面での受理に関し、現状等をおたずねします。

問13. 貴自治体では、受給者が現況届を対面で提出しやすくする工夫として、次のような取組を行っていますか。（あてはまるもの全て選択）

- | | |
|-------------------------------|---|
| 1 現況届を平日夜間も受け付けている | |
| 2 現況届を土曜日や日曜日、祝日も受け付けている | |
| 3 特設会場を設置するなど、現況届の受付場所を拡充している | |
| 4 その他（具体的に： | ） |
| 5 特に行っていない | |

問14. 貴自治体では、現況届を対面で受理する際に、ひとり親家庭への支援（現況届の送付時も含む）として、どのようなことを行っていますか。（あてはまるもの全て選択）

- | | |
|---|---|
| 1 現況届提出時にひとり親家庭支援に関する情報提供やチラシの手交等を行っている | |
| 2 現況届提出時にひとり親家庭との面談や相談支援を行っている | |
| 3 現況届の案内を郵送する際に情報提供やチラシ送付等を行っている | |
| 4 その他（具体的に： | ） |
| 5 特に行っていない（理由： | ） |

問15. 貴自治体では、現況届を対面で受理する際に、不正受給防止のために生活状況等を把握する取組として、どのようなことを行っていますか。（あてはまるもの全て選択）

- | | |
|---------------------------------|---|
| 1 現況届提出時に受給者本人に対する聞き取りや面談を行っている | |
| 2 現況届提出時に証拠書類の提出を求めている | |
| 3 その他（具体的に： | ） |
| 4 特に行っていない（理由： | ） |

問16. 貴自治体において、ひとり親家庭への支援として行っている取組を教えてください。

(あてはまるもの全て選択)

【情報提供】

- 1 ひとり親家庭向けの支援策に関するチラシ等を送付している
- 2 自治体の広報誌やHPにひとり親家庭支援に関する情報提供を行っている
※単に児童扶養手当の情報だけをHPに記載することは含まれない
- 3 ひとり親家庭向けのセミナーや講座を開催している

【面談・相談支援】

- 4 庁内にワンストップ相談窓口を設けている
- 5 母子・父子自立支援員以外の職員でも相談を受けられるよう研修等を行っている
- 6 ひとり親家庭同士の交流会を行っている
- 7 支援が特に必要なひとり親家庭に対し訪問による面談や相談支援を行っている
- 8 民間団体と連携してひとり親家庭への面談や相談支援を行っている

【その他】

- 9 民間団体と連携してひとり親家庭が行政に提出する書類の作成支援を行っている
- 10 ひとり親への就労に向けた自立支援やこどもの一時預かり等のサービスを充実させている
- 11 その他（具体的に： _____）
- 12 特に行っていない（理由： _____）

＜問12で「2 全部支給停止者のみ郵送等での提出可」「3 全ての受給者等が郵送等での提出可」「4 その他」を選択した方にうかがいます。それ以外の方は、問21へお進みください。＞

問17. 貴自治体において、現況届を対面以外で受理する事例について、どのような方法で受理していますか。（あてはまるもの全て選択）

- 1 郵送
- 2 その他（具体的に（「2. その他」を選んだ場合は必須： _____）

問18. 現況届を対面以外（郵送等）で受理するにあたって、ひとり親家庭への支援として、次のうち強化した取組（新たに開始したものも含む）はありますか。（あてはまるもの全て選択）

【情報提供】

- 1 ひとり親家庭向けの支援策に関するチラシ等を送付している
- 2 自治体の広報誌やHPにひとり親家庭支援に関する情報提供を行っている
※単に児童扶養手当の情報だけをHPに記載することは含まれない
- 3 ひとり親家庭向けのセミナーや講座を開催している

【面談・相談支援】

- 4 庁内にワンストップ相談窓口を設けている
- 5 母子・父子自立支援員以外の職員でも相談を受けられるよう研修等を行っている
- 6 ひとり親家庭同士の交流会を行っている
- 7 支援が特に必要なひとり親家庭に対し訪問による面談や相談支援を行っている
- 8 民間団体と連携してひとり親家庭への面談や相談支援を行っている

【その他】

- 9 民間団体と連携してひとり親家庭が行政に提出する書類の作成支援を行っている
- 10 ひとり親への就労に向けた自立支援やこどもの一時預かり等のサービスを充実させている
- 11 その他（具体的に： _____）
- 12 特に行っていない（理由： _____）

問19. 現況届を対面以外（郵送等）で受理する際、不正受給防止のために生活状況等を把握する取組として、どのようなことを行っていますか（行いましたか）。（あてはまるもの全て選択）

- 1 受給者本人に対して電話や手紙で確認を行っている（行った）
- 2 受給者本人に対して必要な場合は改めて来庁を求めている（求めた）
- 3 証拠書類の提出を求めている（求めた）
- 4 その他（具体的に： _____）
- 5 特に行っていない（理由： _____）

問20. 現況届を対面で受理しないことにより、どのような影響がありましたか。

(あてはまるもの全て選択)

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 記載内容に不備があった場合は対面で確認できないため確認に時間を要した | |
| 2 | 受給資格にかかる変更の有無や支給に必要な情報の確認に時間を要した | |
| 3 | ひとり親家庭が抱えている悩みや問題について相談を受け付ける機会が減少した | |
| 4 | ひとり親家庭のニーズに沿って必要な支援につなげる機会が減少した(各種給付金、制度変更の説明等) | |
| 5 | その他(具体的に: |) |
| 6 | 特に影響はなかった | |

＜全員にうかがいます。＞

問21. 今後の現況届の実施方法について、貴自治体のお考えにもっとも近いものを1つお選びください。

(1つだけ選択)

- | | | |
|---|------------------------|----------|
| 1 | 原則、対面実施 | ⇒ 問 26 へ |
| 2 | 対象者の状況により一部は郵送等の提出を認める | ⇒ 問 22 へ |
| 3 | 全ての受給者に郵送等の提出を認める | ⇒ 問 23 へ |
| 4 | わからない | ⇒ 問 26 へ |

＜問 21 で「2 対象者の状況により一部は郵送等の提出を認める」と回答した方にうかがいます。＞

問22. 現況届の対面実施が不要と思われる事例について、具体的にはどのようなものがありますか。これまでの該当事例の有無にかかわらず、お答えください。(あてはまるもの全て選択)

- | | | |
|---|--------------------------------------|---|
| 1 | 前年度に引き続き、全部支給停止者となることが見込まれる場合 | |
| 2 | 受給者が高齢の場合 | |
| 3 | 受給者が妊娠している場合 | |
| 4 | 受給者の健康状態が悪い場合(傷病等) | |
| 5 | 受給者の居住地が離島である場合 | |
| 6 | 各種行政サービスの利用・支援等の一環で、受給者の状況が把握できている場合 | |
| 7 | 連携する民間団体を通じて受給者の状況が把握できている場合 | |
| 8 | その他(具体的に(「8. その他」を選んだ場合は必須): |) |

＜問 21 で「2 対象者の状況により一部は郵送等の提出を認める」または「3 全ての受給者に郵送等の提出を認める」と回答した方にうかがいます。＞

問23. 現況届を郵送等で提出できるようになった場合、受給者にどのようなメリットがあると考えられますか。（あてはまるもの全て選択）

- | | |
|---|---|
| 1 現況届を提出するために仕事を休む必要がなくなる | |
| 2 郵送等でいつでも提出できるため期限内に提出しやすくなる | |
| 3 事情により対面での提出が難しい対象者であっても現況届を提出することができる | |
| 4 現況届を提出するための心理的な負担が軽減される | |
| 5 その他（具体的に： | ） |
| 6 特にない | |

問24. 現況届を郵送等で提出できるようになった場合、受給者にどのようなデメリットがあると思いますか。（あてはまるもの全て選択）

- | | |
|--|---|
| 1 電話等での確認が必要な場合、対面に比べるとやりとりが煩雑になるなど、行政とのやりとりが負担となる | |
| 2 改めて来庁して確認が必要となった場合に申請が二度手間となる | |
| 3 ひとり親家庭が行政窓口で相談する機会が減少し、必要な支援につながる機会が減少する（各種給付金、制度変更の説明等） | |
| 4 その他（具体的に： | ） |
| 5 特にない | |

問25. 現況届を原則対面としない場合、受給者への支援として、どのような取組が必要になると思いますか。（あてはまるもの全て選択）

- | | |
|---------------------------------------|---|
| 1 面談・相談支援の強化 | |
| 2 継続的な電話相談や訪問等による状況確認の強化 | |
| 3 ひとり親への就労に向けた自立支援やこどもの一時預かり等のサービスの強化 | |
| 4 その他（具体的に： | ） |
| 5 特にない | |

<全員にうかがいます。>

IV. 児童扶養手当の認定請求書における民生委員等の証明書の取扱いについて

問26. 「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領について」（児企第 48 号昭和 48 年 10 月 31 日）では、児童扶養手当の認定請求書の審査の際に、「民生委員、児童委員等」の証明書を添付することとなっています。貴自治体で、直近 3 年間（令和 2（2020）年度～令和 4（2022）年度）において、民生委員、児童委員以外の者（「等」）が証明書を作成したことはありますか。（1 つだけ選択）

- | | |
|-------------|----------|
| 1 作成したことがある | ⇒ 問 27 へ |
| 2 作成したことはない | } 問 28 へ |
| 3 わからない | |

<問 26 で「1 作成したことがある」を選択した方にうかがいます。>

問27. 民生委員、児童委員以外で証明した者をお答えください。（必須回答、自由記述）

--

<全員にうかがいます。>

問28. 民生委員等による証明書は、不正受給防止対策として有効ですか。（1 つだけ選択）

- | |
|-------------------|
| 1 有効である |
| 2 有効でない |
| 3 どちらともいえない、わからない |

問29. 受給者と民生委員等とのトラブル防止のための取組を行っていますか。（1 つだけ選択）

- | | |
|------------|----------|
| 1 行っている | ⇒ 問 30 へ |
| 2 特に行っていない | ⇒ 問 31 へ |

<問 29 で「1 行っている」を選択した方にうかがいます。>

問30. 受給者と民生委員等とのトラブル防止のための取組について、具体的にご記入ください。（必須回答、自由記述）

--

<全員にうかがいます。>

問31. 民生委員等による証明書の必要性について、貴自治体のお考えにもっとも近いものを1つお選びください。また、そのようにお答えになった理由について、具体的にご記入ください。

(1つだけ選択)

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1 必要 | ⇒ アンケートはこちらで終了です。 |
| 2 不要 | ⇒ 問 32 へ |
| 3 どちらともいえない、わからない | ⇒ アンケートはこちらで終了です。 |

【上記を選択した理由について、記入してください（任意回答、自由記述）】

<問 31 で「2 不要」を選択した方にうかがいます。>

問32. 民生委員等による証明の代替手段として、必要な証明事項をどのように収集するのがよいと思うか、ご記入ください。（任意回答、自由記述）

--

問33. 民生委員等の証明書を廃止した場合又は民生委員及び児童委員が証明業務から除かれた場合、受給者への影響について懸念されることがあれば、ご記入ください。

(任意回答、自由記述)

--

問34. 民生委員等の証明書を廃止した場合又は民生委員及び児童委員が証明業務から除かれた場合、例えば、自治体職員が必要な確認を行う事などが想定されますが、その影響について懸念されることがあれば、ご記入ください。（任意回答、自由記述）

--

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業（こども家庭庁補助事業）
「ひとり親家庭等への支援等に関する調査研究」

高等職業訓練促進給付金の拡充措置の効果 に関するアンケート 自治体向け調査票（サンプル）

■ アンケートご協力のお願い ■

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

本調査は、こども家庭庁の令和5年度子ども・子育て支援等推進等調査研究事業により、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社が実施しております。

本調査は、高等職業訓練促進給付金の拡充措置の効果に関する実態等について調査を行い、今後の対応の方向性検討に資するための基礎資料を得ることを目的としています。

つきましては、ご多忙中のところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、**令和5年8月25日（金）**までに、回答にご協力賜りますようお願い申し上げます。

【ご回答いただくにあたって】

◆利用目的

- ご回答いただいた内容は、施策検討の基礎資料としてのみ利用いたします。また、匿名化の上、回答内容をそのまま公表することがあります。予めご了承ください。

◆回答方法等について

- このアンケートは、特に期日を明記している設問以外はすべて 2023（令和5）年7月31日時点の状況でお答えください。
- 「1つだけ選択」「あてはまるもの全て選択」など回答数が指定されています。あてはまる項目をその数だけ選択してください。一部の設問は、回答を具体的にご記入いただけます。なお、数字をご記入いただく設問について、該当する人等がない場合は「0」とご記入ください。
- 本調査は、以下のインターネット上のアンケートサイトより、回答をお願いいたします。

なお、サイト上では回答の一時保存や、回答後の修正ができません。そのため、ウェブでの回答前に本紙（自治体調査票サンプル）で回答案を記載し、貴自治体としての御回答内容の確定後（担当課での御決裁後など）に、ウェブ上で御回答いただくことをお勧めさせていただきます。

アンケートサイトで回答いただいた場合、Word ファイルのアンケート調査票を返送いただく必要はございません。

～調査 URL～ （回答期限：8月25日（金））

◆問い合わせ先

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 共生・社会政策部 ひとり親家庭等調査事務局
e-mail：

※受付時間：平日 10 時～17 時（土日・祝日は除く）

I. 基礎情報(自治体の情報)

問1. 貴自治体に関する情報と、ご担当者の連絡先をご記入ください。

① 都道府県名・市区町村名 (実施主体が市区町村の 場合は都道府県名＋市町 村名を記載)	
② ご回答部署名	
③ 電話番号	
④ メールアドレス	

問2. ひとり親家庭の世帯数についてお答えください。(数値回答)

ひとり親の世帯数	世帯
----------	----

※福祉行政報告例 61 表 R5.3 月分報告 月末現在数(全部支給停止者数含む)

II. 高等職業訓練促進給付金について

問3. 貴自治体では、高等職業訓練促進給付金等事業を実施していますか。(1つだけ選択)

- | | |
|---|-----------------------------|
| 1 | 2019(令和元)年度以前から実施している【→問 5】 |
| 2 | 2020(令和2)年度から実施している【→問 5】 |
| 3 | 2021(令和3)年度から実施している【→問 5】 |
| 4 | 2022(令和4)年度から実施している【→問 5】 |
| 5 | 実施していない【→問 4】 |

＜高等職業訓練促進給付金等事業を実施していない自治体にお伺いします。＞

問4. 高等職業訓練促進給付金等事業を実施していない理由を教えてください（あてはまるもの全て選択）【→回答後、問 13 へ】

- | | |
|---|---|
| 1 | 予算確保が難しいため |
| 2 | 人員確保が難しいため |
| 3 | ニーズが少ないと思われるため(例: 制度の対象となるひとり親家庭が少ない、制度の利用希望者が少ない) |
| 4 | 資格を取得しても、雇用につながらないケースが多いと思われるため(例: 資格が必要な雇用ニーズが少ない) |
| 5 | その他() |

＜高等職業訓練促進給付金等事業を実施している自治体にお伺いします。＞

問5. 高等職業訓練促進給付金の支給実績件数について、お答えください。（数値回答。実績がない年度については「0」を入力。）

2020（令和2）年度	件
2021（令和3）年度	件
うち制度拡充分※	件
2022（令和4）年度	件
うち制度拡充分※	件

※令和3年度から行われている、高等職業訓練促進給付金の制度拡充措置を指します。制度拡充措置では、①対象訓練の期間が1年以上から6か月以上に緩和されており、また、②対象資格について、看護師等の国家資格に加え、デジタル分野等の民間資格にも拡大されています。この制度拡充措置により対象とした講座について、実績をお答えください。

問6. 高等職業訓練促進給付金により資格取得したひとり親について、資格取得による次のような効果を感じていますか。（あてはまるもの全て選択）

- | | |
|---|---|
| 1 | 資格取得により、就職・転職につながるケースがあると感じる |
| 2 | 資格取得により、正規雇用につながるケースがあると感じる |
| 3 | 資格取得により、職位・年収の上昇や、仕事内容に良い変化が生じるケースがあると感じる |
| 4 | その他() |
| 5 | 特に役に立っていないと思う 理由:() |
| 6 | わからない |

<制度拡充措置についてお伺いします。>

問7. 制度拡充措置の対象講座として指定した資格・講座についてお答えください。（あてはまるもの全て選択）

- | | |
|---|--|
| 1 | IT 関係の資格（例：シスコシステムズ認定資格、LPI 認定資格）【→問 9】 |
| 2 | 介護福祉士実務者研修 【→問 9】 |
| 3 | 1、2以外で、教育訓練給付の対象講座として指定されている講座（資格）【→問 8】 |
| 4 | 1～3以外で、都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座（資格）【→問 8】 |
| 5 | 制度拡充措置の対象として指定した実績がない 【→問 13】 |

問8. 問 7 で「3」または「4」を選択した場合、指定した講座（資格）をそれぞれ教えてください。
（自由記述）

1、2 以外で、教育訓練給付の対象講座として指定されている講座（資格）

--

1～3 以外で、都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座（資格）

--

問9. 制度拡充措置の対象講座として指定した資格・講座のうち、次の①②にあてはまる資格・講座をそれぞれ教えてください。（自由記述）

① ひとり親家庭の自立促進（就職、収入の増加等）の効果があると思われる資格・講座

<資格・講座の名称>

--

② ひとり親家庭の自立促進（就職、収入の増加等）の効果はあまりないと思われる資格・講座

<資格・講座の名称>

--

<自立促進の効果がない理由として考えられること>

--

問10. 高等職業訓練促進給付金の制度拡充によって、給付金利用の相談者数は増えましたか。（1つだけ選択）

- 1 増えた
- 2 特に変わらない
- 3 減った
- 4 わからない

問11. その他、制度拡充により、どのような効果があったと思いますか。（自由記述）

問12. 高等職業訓練促進給付金の制度拡充は、現時点では時限措置となっていますが、時限措置であることにより、どのような課題を感じていますか。（あてはまるもの全て選択）

- 1 時限措置であるために周知広報が行いにくい(恒久化すれば周知広報が行えるため、利用を促進できると思う)
- 2 その他の理由により恒久化が必要だと思う
具体的な理由:()
- 3 特に課題はない(恒久化する必要性は感じない)
- 4 わからない

＜すべての自治体にお伺いします＞

問13. 高等職業訓練促進給付金について要望・意見などお答えください（自由記述）

アンケートは以上です。Web 画面へのご入力をお願いいたします。

令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業（こども家庭庁補助事業）
「ひとり親家庭等への支援等に関する調査研究」

高等職業訓練促進給付金の拡充措置の効果 に関するアンケート（利用者向け調査※）

※この調査は、令和3年度以降にひとり親家庭として、高等職業訓練促進給付金による給付を活用して資格を取得した方にご協力をお願いしています。

■ アンケートご協力のお願い ■

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

本調査は、こども家庭庁の令和5年度子ども・子育て支援推進等調査研究事業により、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社が実施しております。

本調査は、高等職業訓練促進給付金の拡充措置の効果について調査を行い、今後の施策の検討のための基礎資料を得ることを目的としています。給付金の給付を行った自治体のご協力のもと、本調査票をお送りさせていただきました。

つきましては、ご多忙中のところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、**令和5年8月29日（火）**までに、回答にご協力賜りますようお願い申し上げます。

【ご回答いただくにあたって】

◆利用目的

- ・ご回答いただいた内容は、施策検討の基礎資料としてのみ利用いたします。また、匿名化の上、回答内容をそのまま公表することがあります。予めご了承ください。

◆回答方法等について

- ・このアンケートは、特に期日を明記している設問以外はすべて 2023（令和5）年7月31日時点の状況でお答えください。
- ・「1つだけ選択」「あてはまるもの全て選択」など回答数が指定されています。あてはまる項目をその数だけ選択してください。一部の設問は、回答を具体的にご記入いただきます。

◆ 回答期限：8月29日（火）

◆問い合わせ先

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 共生・社会政策部 ひとり親家庭等調査事務局
e-mail：

※受付時間：平日 10 時～12 時、13 時～17 時（土日・祝日は除く）

I. 基礎情報(回答者の属性について)

ここでは、「高等職業訓練促進給付金」（以下「給付金」と言います。）の利用開始時点におけるあなたの情報を教えてください。

※「高等職業訓練促進給付金」：ひとり親の方が資格取得を目指して修業する期間の生活費を支援する制度です。資格取得のための訓練（修業）期間中、月額 10 万円（住民税課税世帯は月額 70,500 円）の生活費が支給されます。（※訓練を受けている期間の最後の 1 年間は支給額を 4 万円増額）

問1. 給付金の利用開始時点のお住まいの都道府県を選んでください（1つだけ選択）。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1 北海道 | 16 富山県 | 31 鳥取県 |
| 2 青森県 | 17 石川県 | 32 島根県 |
| 3 岩手県 | 18 福井県 | 33 岡山県 |
| 4 宮城県 | 19 山梨県 | 34 広島県 |
| 5 秋田県 | 20 長野県 | 35 山口県 |
| 6 山形県 | 21 岐阜県 | 36 徳島県 |
| 7 福島県 | 22 静岡県 | 37 香川県 |
| 8 茨城県 | 23 愛知県 | 38 愛媛県 |
| 9 栃木県 | 24 三重県 | 39 高知県 |
| 10 群馬県 | 25 滋賀県 | 40 福岡県 |
| 11 埼玉県 | 26 京都府 | 41 佐賀県 |
| 12 千葉県 | 27 大阪府 | 42 長崎県 |
| 13 東京都 | 28 兵庫県 | 43 熊本県 |
| 14 神奈川県 | 29 奈良県 | 44 大分県 |
| 15 新潟県 | 30 和歌山県 | 45 宮崎県 |
| | | 46 鹿児島県 |
| | | 47 沖縄県 |

問2. 給付金の利用開始時点のあなたの年齢を教えてください。（1つだけ選択）

- | |
|---------|
| 1 10代 |
| 2 20代 |
| 3 30代 |
| 4 40代 |
| 5 50代以上 |

問3. 給付金の利用開始時点のあなたのご家庭は、母子世帯、父子世帯のどちらに当てはまりますか。
（状況を、1つだけ選択）

- | |
|-------------------------|
| 1 母子世帯（親族等と同居している場合を含む） |
| 2 父子世帯（親族等と同居している場合を含む） |

問4. 給付金の利用開始時点のあなたのご家庭の状況について、あてはまるものを教えてください。

(あてはまるもの全て選択)

- | | |
|---|--------------------|
| 1 | 親族等と同居している |
| 2 | 親族等からの経済支援がある |
| 3 | 親族等から家事・育児支援を受けている |
| 4 | 養育費を受給している |
| 5 | 上記のような支援は受けてない |

問5. 給付金の利用開始時点において、あなたが扶養しているお子さんの人数は何人でしたか。(1つだけ選択)

- | | |
|---|------|
| 1 | 1人 |
| 2 | 2人 |
| 3 | 3人 |
| 4 | 4人以上 |

問6. 給付金の利用開始時点において、あなたが扶養しているお子さんのうち一番年齢が低いお子さんの年齢はいくつでしたか。(1つだけ選択)

- | | |
|---|------------|
| 1 | 1歳未満 |
| 2 | 1歳以上3歳未満 |
| 3 | 3歳以上6歳未満 |
| 4 | 6歳以上12歳未満 |
| 5 | 12歳以上18歳未満 |

問7. 給付金の利用開始時点のあなたの最終学歴は次のうちどれですか。(1つだけ選択)

- | | |
|---|-----------|
| 1 | 中学校 |
| 2 | 高等学校 |
| 3 | 専修学校・各種学校 |
| 4 | 短大・高等専門学校 |
| 5 | 大学 |
| 6 | 大学院 |
| 7 | その他() |

II. 就業状況について

ここでは、あなたの過去の就業状況と、現時点（2023 年 7 月 31 日時点）の就業状況それぞれについて、お尋ねします。

問8. あなたは、給付金の利用開始時点で、就業していましたか。（1 つだけ選択）

- 1 就業していた【→問 9】
- 2 就業していなかった【→問 12】

＜給付金利用開始時点で、就業していた方にお尋ねします。＞

問9. あなたの給付金利用開始時点での雇用形態を教えてください。（1 つだけ選択）

※複数の仕事を兼業している場合は、最も収入が多い仕事 1 つについて教えてください。（以下の問でも同様）

- 1 正規の職員・従業員
- 2 派遣社員
- 3 パート・アルバイト等
- 4 会社などの役員
- 5 自営業・フリーランス
- 6 家族従業者（農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族）
- 7 その他（ ）

問10. あなたの給付金利用開始時点での仕事についてあてはまるものを教えてください。（1 つだけ選択）

- 1 システムエンジニア、Web デザイナーなど、IT 関連の仕事
- 2 1 以外で、IT の知識・技術を使うことのある仕事（一般事務など）
⇒具体的に：（ ）
- 3 身体介護、訪問介護を行う介護職員
- 4 3 以外で、医療・福祉関係の仕事 ⇒具体的に：（ ）
- 5 その他の仕事 ⇒具体的に：（ ）

問11. あなたの給付金利用開始時点での年収（就労によって得られた収入※）の額を教えてください。（1 つだけ選択）

※税金や社会保険料を含みます。

- 1 100 万円未満
- 2 100 万円以上～200 万円未満
- 3 200 万円以上～300 万円未満
- 4 300 万円以上～400 万円未満
- 5 400 万円以上

＜全員にお尋ねします。＞

問12. あなたは、現在、就業していますか。（1つだけ選択）

- 1 就業している【→問 13】
- 2 就業していない【→問 18】

＜現在、就業している方にお尋ねします。＞

問13. あなたは、資格取得日から現在までの間に、何回、転職（就職）を経験しましたか。（1つだけ選択）

- 1 0回（転職（就職）はしていない）
- 2 1回
- 3 2回
- 4 3回
- 5 4回以上

問14. あなたの現在の雇用形態を教えてください。（1つだけ選択）

※複数の仕事を兼業している場合は、最も収入が多い仕事1つについて教えてください。（以下の問でも同様）

- 1 正規の職員・従業員
- 2 派遣社員
- 3 パート・アルバイト等
- 4 会社などの役員
- 5 自営業・フリーランス
- 6 家族従業者（農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族）
- 7 その他（ ）

問15. あなたの現在の仕事についてあてはまるものを教えてください。（1つだけ選択）

- 1 システムエンジニア、Web デザイナーなど、IT 関連の仕事
- 2 1以外で、IT の知識・技術を使うことのある仕事（一般事務など）
⇒具体的に：（ ）
- 3 身体介護や訪問介護を行う介護職員
- 4 3以外で、医療・福祉関係の仕事 ⇒具体的に：（ ）
- 5 その他の仕事 ⇒具体的に：（ ）

問16. あなたは現在の職場で、どのくらいの期間働いていますか。（1つだけ選択）※2023年7月31日時点の期間をお答えください。

- 1 1か月以内(2023年(令和5年)7月に就職)
- 2 1か月以上3か月未満(2023年(令和5年)5月～6月に就職)
- 3 3か月以上6か月未満(2023年(令和5年)2月～4月に就職)
- 4 6か月以上1年未満(2022年(令和4年)8月～2023年(令和5年)1月に就職)
- 5 1年以上1年半未満(2022年(令和4年)2月～2022年(令和4年)7月に就職)
- 6 1年半以上2年未満(2021年(令和3年)8月～2022年(令和4年)1月に就職)
- 7 2年以上(2021年(令和3年)7月以前に就職)

問17. あなたの現在の年収（就労によって得られた収入※）の額を教えてください。（1つだけ選択）
※ 税金や社会保険料を含みます。

- 1 100万円未満
- 2 100万円以上～200万円未満
- 3 200万円以上～300万円未満
- 4 300万円以上～400万円未満
- 5 400万円以上

Ⅲ. 高等職業訓練促進給付金について

問18. 高等職業訓練促進給付金制度について、どこで知りましたか。（あてはまるもの全て選択）

- 1 居住自治体のひとり親支援窓口(高等職業訓練促進給付金申請先)
- 2 居住自治体のホームページ
- 3 居住自治体が発行する広報紙
- 4 居住自治体が発行するひとり親支援冊子・リーフレット
- 5 居住自治体が発行するその他の媒体(SNS等)
- 6 国のホームページ
- 7 公共職業安定所(ハローワーク)
- 8 ひとり親家庭支援団体
- 9 その他の団体
- 10 家族・知人
- 11 インターネットやSNS(国のホームページを除く)
- 12 覚えていない
- 13 その他()

問19. 高等職業訓練促進給付金制度を利用しようと思った理由（きっかけ）は何ですか。（あてはまるもの全て選択）

- | | |
|---|---|
| 1 | 制度拡充(※)により受講したい講座が対象となったから |
| 2 | 就業するために資格が必要だと考えたから(制度利用開始時点では就業していなかった場合) |
| 3 | より良い条件の職場に転職する／正社員になる／昇進する／収入を増やす等のために資格が必要だと考えたから(制度利用開始時点で就業していた場合) |
| 4 | 自治体職員に利用をすすめられたから |
| 5 | 公共職業安定所(ハローワーク)職員に利用をすすめられたから |
| 6 | ひとり親家庭支援団体職員に利用をすすめられたから |
| 7 | 資格取得にかかる訓練(修業)期間中の生活費を受給したかったから |
| 8 | 家族・知人にすすめられたから |
| 9 | その他() |

※制度拡充について：令和3年度から、高等職業訓練促進給付金の制度拡充措置が行われています。
 具体的には、①対象訓練の期間が1年以上から6か月以上に緩和されており、また、②対象資格について、看護師等の国家資格に加え、デジタル分野等の民間資格にも拡大されています。

問20. 高等職業訓練促進給付金制度の利用を検討するに当たり、困ったことを教えてください。（あてはまるもの全て選択）

- | | |
|---|----------------------------|
| 1 | 自分が給付金の対象者に該当するかが分からなかった |
| 2 | 給付金の対象となる資格が分からなかった |
| 3 | 居住自治体で制度を実施しているのかが分からなかった |
| 4 | どこに給付金の相談・申請をすればよいか分からなかった |
| 5 | その他() |
| 6 | 特に困ったことはなかった |

問21. 給付金を利用して取得した資格についてお答えください。（1つだけ選択）

- | | |
|---|-----------------|
| 1 | IT関係の資格 資格名:() |
| 2 | 介護福祉士実務者研修 |
| 3 | その他の資格 資格名:() |

問22. 資格を取得するための講座受講期間を教えてください。（数値回答）

資格を取得するための講座受講期間	() か月
------------------	--------

※2年の場合、「24か月」と記載してください。

問23. 資格を取得したのはいつですか。（1つだけ選択）

- 1 2023 年(令和 5 年)5 月以降
- 2 2023 年(令和 5 年)2 月～2023 年(令和 5 年)4 月
- 3 2022 年(令和 4 年)8 月～2023 年(令和 5 年)1 月
- 4 2022 年(令和 4 年)2 月～2022 年(令和 4 年)7 月
- 5 2021 年(令和 3 年)8 月～2022 年(令和 4 年)1 月
- 6 2021 年(令和 3 年)7 月以前
- 7 覚えていない

問24. 資格取得にかかる訓練（修業）期間中に困ったことを教えてください。（あてはまるもの全て選択）

- 1 生活費が不足した
- 2 資格取得のための勉強が大変だった
- 3 勉強時間の確保が大変だった
- 4 育児や家事に費やす時間が不足した
- 5 その他（ ）
- 6 特に困ったことはなかった

問25. 資格を取得したことで、現在の就業状況にどのような変化があったと思いますか。（あてはまるもの全て選択）

- 1 就職できた(高等職業訓練促進給付金の利用開始時点では就業していなかった場合)
- 2 良い職場に転職できた
- 3 仕事内容に良い変化があった
具体的に:()
- 4 非正規職員(パートタイマー、派遣社員、アルバイト等)から正規職員になった
- 5 職位が上がった(昇進した)
- 6 年収が上がった
- 7 その他()
- 8 特に変化はない

＜問 25 で「6 年収が上がった」と答えた方にお尋ねします。＞

問26. 具体的にいくら（※）上がりましたか。（1 つだけ選択）※税金や社会保険料を含みます。

- 1 25 万円未満
- 2 25 万円以上 50 万円未満
- 3 50 万円以上 75 万円未満
- 4 75 万円以上 100 万円未満
- 5 100 万円以上 125 万円未満
- 6 125 万円以上 150 万円未満
- 7 150 万円以上 175 万円未満
- 8 175 万円以上 200 万円未満
- 9 200 万円以上
- 10 わからない

＜全員にお尋ねします。＞

問27. 資格取得によって日々の生活や就業先でのやりがいなど気持ちの変化はありましたか。（あてはまるもの全て選択）

- 1 講座を修了（試験に合格）したことで、自信がついた
- 2 仕事にやりがいを感じるようになった
- 3 子どもにより影響があったと感じた（例：親の頑張りを見て子どもも物事に前向きに取り組むようになった）
- 4 特に変化はない
- 5 その他（ ）

問28. 高等職業訓練促進給付金制度を利用した感想・要望・意見などお答えください（自由記述）

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

令和 5 年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業（こども家庭庁補助事業）
「ひとり親家庭等への支援等に関する調査研究」

高等職業訓練促進給付金の効果に関するアンケート 自治体向け調査票（調査サンプル）

【ご回答いただくにあたって】

◆利用目的

- ・ ご回答いただいた内容は、施策検討の基礎資料としてのみ利用いたします。また、匿名化の上、回答内容をそのまま公表することがあります。予めご了承ください。

◆回答方法等について

- ・ このアンケートは、特に期日を明記している設問以外は全て 2023（令和 5）年 10 月 31 日時点の状況でお答えください。
- ・ 「1 つだけ選択」「あてはまるもの全て選択」など回答数が指定されています。あてはまる項目をその数だけ選択してください。一部の設問は、回答を具体的にご記入いただきます。なお、数字をご記入いただく設問について、該当する人等がない場合は「0」とご記入ください。
- ・ 本調査は、以下のインターネット上のアンケートサイトより、回答をお願いいたします。

なお、サイト上では回答の一時保存や、回答後の修正ができません。そのため、ウェブでの回答前に本紙（自治体調査票サンプル）で回答案を記入し、貴自治体としての御回答内容の確定後（担当課での御決裁後など）に、ウェブ上で御回答いただくことをお勧めいたします。

アンケートサイトで回答いただいた場合、Word ファイルのアンケート調査票を返送いただく必要はございません。

～調査 URL～ （回答期限：12 月 15 日（金））

◆問い合わせ先

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 共生・社会政策部 ひとり親家庭等調査事務局

e-mail：

※受付時間：平日 10 時～17 時（土日・祝日は除く）

I. 基礎情報（自治体の情報）

問1. 貴自治体に関する情報と、ご担当者の連絡先をご記入ください。

① 都道府県名・市区町村名 （実施主体が市区町村の場合は都道府県名＋市町村名を記入）	
② ご回答部署名	
③ 電話番号	
④ メールアドレス	

問2. ひとり親家庭の世帯数についてお答えください。（数値回答）

ひとり親家庭の世帯数	世帯
------------	----

※福祉行政報告例 61 表 令和 5 年 8 月分報告 月末現在数（全部支給停止者数含む）

※都道府県については、高等職業訓練給付金を都道府県が支給している町村分のひとり親家庭世帯数を記入してください（不明な場合は無回答としてください）

II. 高等職業訓練促進給付金について

問3. 貴自治体では、高等職業訓練促進給付金等事業を実施していますか。（1つだけ選択）

- 1 2019(令和元)年度以前から実施している【→問 5 へ】
- 2 2020(令和2)年度から実施している【→問 5 へ】
- 3 2021(令和3)年度から実施している【→問 5 へ】
- 4 2022(令和4)年度から実施している【→問 5 へ】
- 5 実施していない【→問 4 へ】

＜高等職業訓練促進給付金等事業を実施していない自治体にお伺いします。＞

問4. 問3で「5 実施していない」を選択した場合、高等職業訓練促進給付金等事業を実施していない理由を教えてください。（あてはまるもの全て選択）【→回答後、問 21 へ】

- 1 予算確保が難しいため
- 2 人員確保が難しいため
- 3 ニーズが少ないと思われるため（例：制度の対象となるひとり親家庭が少ない、制度の利用希望者が少ない）
- 4 資格を取得しても、雇用につながらないケースが多いと思われるため（例：資格が必要な雇用ニーズが少ない）
- 5 その他（ ）

＜高等職業訓練促進給付金等事業を実施している自治体にお伺いします。＞

問5. 令和3年度から行われている、高等職業訓練促進給付金の制度拡充措置^{（※）}に係る支給実績はありますか。（1つだけ選択）

- 1 ある
- 2 ない
- 3 わからない

※令和3年度から行われている、高等職業訓練促進給付金の制度拡充措置をいいます。制度拡充措置では、①対象訓練の期間が1年以上から6か月以上に緩和されており、また、②対象資格について、看護師等の国家資格に加え、デジタル分野等の民間資格にも拡大されています。この制度拡充措置により対象とした講座について、実績をお答えください。

問6. 問5で「2 ない」を選択した場合、高等職業訓練促進給付金の制度拡充措置に係る支給実績がない理由を教えてください。（あてはまるもの全て選択）

- 1 拡充措置の対象講座・資格を希望する人がいない
- 2 地域に拡充措置の対象となる講座等の実施がない
- 3 その他()
- 4 わからない

問7. 高等職業訓練促進給付金の支給実績件数について、お答えください。（数値回答。実績がない年度については「0」を入力。不明な年度については無回答。）

2020（令和2）年度	件
2021（令和3）年度	件
うち制度拡充措置分※	件
2022（令和4）年度	件
うち制度拡充措置分※	件

※令和3年度から行われている、高等職業訓練促進給付金の制度拡充措置をいいます。制度拡充措置では、①対象訓練の期間が1年以上から6か月以上に緩和されており、また、②対象資格について、看護師等の国家資格に加え、デジタル分野等の民間資格にも拡大されています。この制度拡充措置により対象とした講座について、実績をお答えください。

問8. 高等職業訓練促進給付金の効果的な運用のために、貴自治体が工夫をして取り組んでいることはありますか。（あてはまるもの全て選択）

- 1 過去の支給者の体験談等を活用した広報活動
- 2 本人の意向やスキル、生活状況と希望する資格のマッチング、助言
- 3 資格取得後、地域にどのような就職先があるか等の情報提供
- 4 支給終了後に資格取得の状況を確認
- 5 支給終了後の就労状況の確認、相談支援
- 6 その他()
- 7 特に行っていることはない

問9. 問8で「4 支給終了後に資格取得の状況を確認」を選択した場合、どのような方法で資格取得の状況を確認していますか。（あてはまるもの全て選択）

- 1 電話
- 2 書面（アンケート等）の郵送
- 3 メール・SNS
- 4 現況届提出時に確認
- 5 役所等への来所（4以外）時に確認
- 6 その他()

問10. 問8で「4 支給終了後に資格取得の状況を確認」を選択した場合、問7で回答した高等職業訓練促進給付金の支給対象者のうち、資格取得が確認できた件数について、お答えください。（数値回答。資格取得者がいない年度については「0」を入力。不明な年度については無回答。）

	資格取得が確認できた件数
2020（令和2）年度	件
2021（令和3）年度	件
うち制度拡充措置分※	件
2022（令和4）年度	件
うち制度拡充措置分※	件

※令和3年度から行われている、高等職業訓練促進給付金の制度拡充措置をいいます。制度拡充措置では、①対象訓練の期間が1年以上から6か月以上に緩和されており、また、②対象資格について、看護師等の国家資格に加え、デジタル分野等の民間資格にも拡大されています。この制度拡充措置により対象とした講座について、実績をお答えください。

問11. 問8で「5 支給終了後の就労状況の確認、相談支援」を選択した場合、どのような方法で就労状況の確認、相談支援を実施していますか。（あてはまるもの全て選択）

- 1 電話
- 2 書面(アンケート等)の郵送
- 3 メール・SNS
- 4 現況届提出時に確認
- 5 役所等への来所(4以外)時に確認
- 6 その他()

問12. 問8で「5 支給終了後の就労状況の確認、相談支援」を選択した場合、どのような状況確認、相談支援を実施していますか。（あてはまるもの全て選択）

- 1 就職・転職活動や就労状況の確認
- 2 資格取得の効果(資格を活かした昇給やキャリアアップ、就職・転職等)の確認
- 3 就職・転職活動に対する助言
- 4 就職・転職の支援を行う機関の紹介
- 5 その他()

問13. 高等職業訓練促進給付金により資格取得したひとり親について、資格取得による以下のような効果を感じていますか。（あてはまるもの全て選択）

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 資格取得により、就職・転職につながるケースがあると感じる | |
| 2 | 資格取得により、正規雇用につながるケースがあると感じる | |
| 3 | 資格取得により、職位・年収の上昇や、仕事内容に良い変化が生じるケースがあると感じる | |
| 4 | その他（ | ） |
| 5 | 特に役に立っていないと思う 理由:（ | ） |
| 6 | わからない | |

<制度拡充措置についてお伺いします。>

※問 5 でお尋ねした高等職業訓練促進給付金の制度拡充措置に係る支給実績について、「1 ある」を選択した場合は、問 14～問 20 についてお答えください。「2 ない」または「3 わからない」を選択した場合は、問 21 へ進んでください。

問14. 制度拡充措置の対象講座として指定した資格・講座についてお答えください。（あてはまるもの全て選択）

- | | |
|---|---|
| 1 | IT 関係の資格（例：シスコシステムズ認定資格、LPI 認定資格）【→問 17 へ】 |
| 2 | 介護福祉士実務者研修 【→問 17 へ】 |
| 3 | <u>1、2以外で、教育訓練給付の対象講座として指定されている講座（資格）</u> 【→問 15 へ】 |
| 4 | <u>1～3以外で、都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座（資格）</u> 【→問 16 へ】 |

問15. 問 14 で「3 1、2以外で、教育訓練給付の対象講座として指定されている講座（資格）」を選択した場合、指定した講座（資格）を教えてください。（自由記述）

< 1、2 以外で、教育訓練給付の対象講座として指定されている講座（資格） >

問16. 問 14 で「4 1～3以外で、都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座（資格）」を選択した場合、指定した講座（資格）を教えてください。（自由記述）

< 1～3 以外で、都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座（資格） >

問17. 制度拡充措置の対象講座として指定した資格・講座のうち、以下の①②にあてはまる資格・講座をそれぞれ教えてください。（自由記述）

① ひとり親家庭の自立促進(就職、収入の増加等)の効果があると思われる資格・講座

＜資格・講座の名称＞

--

② ひとり親家庭の自立促進(就職、収入の増加等)の効果はあまりないと思われる資格・講座

＜資格・講座の名称＞

--

＜自立促進の効果がない理由として考えられること＞

--

問18. 高等職業訓練促進給付金の制度拡充措置によって、給付金利用の相談者数は増えましたか。（1つだけ選択）

- | |
|-----------|
| 1 増えた |
| 2 特に変わらない |
| 3 減った |
| 4 わからない |

問19. その他、制度拡充措置により、どのような効果があったと思いますか。（自由記述）

--

問20. 高等職業訓練促進給付金の制度拡充措置は、現時点では時限措置となっていますが、時限措置であることにより、どのような課題を感じていますか。（あてはまるもの全て選択）

- | |
|--|
| 1 時限措置であるために周知広報が行いにくい(恒久化すれば周知広報が行えるため、利用を促進できると思う) |
| 2 その他の理由により恒久化が必要だと思う
具体的な理由:() |
| 3 特に課題はない(恒久化する必要性は感じない) |
| 4 わからない |

<全ての自治体にお伺いします>

問21. 高等職業訓練促進給付金について要望・意見などお答えください（自由記述）

アンケートは以上です。Web 画面へのご入力をお願いいたします。

令和 5 年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業（こども家庭庁補助事業）
「ひとり親家庭等への支援等に関する調査研究」

高等職業訓練促進給付金の効果 に関するアンケート（利用者向け調査※）

※この調査は、令和 3 年度以降にひとり親家庭として、高等職業訓練促進給付金による給付を活用して資格を取得した方にご協力をお願いしています。

【ご回答いただくにあたって】

◆調査の対象

- ・本調査の対象は、2021（令和 3）年度以降に高等職業訓練促進給付金の給付を活用して、資格を取得した方（※）です。資格をまだ取得していない方は、調査対象ではありません。

（※）試験が資格取得の条件である場合は、試験に合格した場合のみ、今回の調査の対象となります。試験が資格取得の条件でない場合（介護福祉士実務者研修等）は、修業修了（研修修了等）していれば、今回調査の対象となります。

◆利用目的

- ・ご回答いただいた内容は、施策検討の基礎資料としてのみ利用いたします。なお、匿名化の上、回答内容をそのまま公表することがあります。予めご了承ください。

◆回答方法等について

- ・このアンケートは、特に期日を明記している設問以外は全て 2023（令和 5）年 10 月 31 日時点の状況でお答えください。
- ・「1 つだけ選択」「あてはまるもの全て選択」など回答数が指定されています。あてはまる項目をその数だけ選択してください。一部の設問は、回答を具体的にご記入いただきます。

◆ 回答期限：12 月 22 日（金）

◆問い合わせ先

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 共生・社会政策部 ひとり親家庭等調査事務局

e-mail：

※受付時間：平日 10 時～12 時、13 時～17 時（土日・祝日は除く）

I. 高等職業訓練促進給付金を利用して取得した資格について

問1. 「高等職業訓練促進給付金」（以下「給付金」といたします。）を利用して取得した資格についてお答えください。（1つだけ選択）

※資格を取得していない方は、本調査の対象外です。

※「高等職業訓練促進給付金」：ひとり親の方が資格取得を目指して修業する期間の生活費を支援する制度です。資格取得のための訓練（修業）期間中、月額 10 万円（住民税課税世帯は月額 70,500 円）の生活費が支給されます。（※訓練を受けている期間の最後の 1 年間は支給額を 4 万円増額）

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 美容師 | |
| 2 | 社会福祉士 | |
| 3 | 看護師・准看護師 | |
| 4 | 保育士 | |
| 5 | 介護福祉士 | |
| 6 | 理学療法士・作業療法士 | |
| 7 | IT 関係の資格（ | ） |
| 8 | 介護福祉士実務者研修 | |
| 9 | その他の資格（ | ） |

問2. 資格を取得するための講座受講期間を教えてください。（数値回答）

資格を取得するための講座受講期間	（ ）か月
------------------	-------

※2 年の場合、「24 か月」と記入してください。

問3. 資格を取得したのはいつですか。（1つだけ選択）

- | | |
|---|--------------------------------------|
| 1 | 2023 年(令和 5 年)8 月以降 |
| 2 | 2023 年(令和 5 年)5 月～7 月 |
| 3 | 2022 年(令和 4 年)11 月～2023 年(令和 5 年)4 月 |
| 4 | 2022 年(令和 4 年)5 月～10 月 |
| 5 | 2021 年(令和 3 年)11 月～2022 年(令和 4 年)4 月 |
| 6 | 2021 年(令和 3 年)10 月以前 |
| 7 | 覚えていない |

II. 基礎情報(回答者の属性について)

ここでは、給付金の利用開始時点におけるあなたの情報を教えてください。

問4. 給付金の利用開始時点のお住まいの都道府県を選んでください（1つだけ選択）。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1 北海道 | 16 富山県 | 31 鳥取県 |
| 2 青森県 | 17 石川県 | 32 島根県 |
| 3 岩手県 | 18 福井県 | 33 岡山県 |
| 4 宮城県 | 19 山梨県 | 34 広島県 |
| 5 秋田県 | 20 長野県 | 35 山口県 |
| 6 山形県 | 21 岐阜県 | 36 徳島県 |
| 7 福島県 | 22 静岡県 | 37 香川県 |
| 8 茨城県 | 23 愛知県 | 38 愛媛県 |
| 9 栃木県 | 24 三重県 | 39 高知県 |
| 10 群馬県 | 25 滋賀県 | 40 福岡県 |
| 11 埼玉県 | 26 京都府 | 41 佐賀県 |
| 12 千葉県 | 27 大阪府 | 42 長崎県 |
| 13 東京都 | 28 兵庫県 | 43 熊本県 |
| 14 神奈川県 | 29 奈良県 | 44 大分県 |
| 15 新潟県 | 30 和歌山県 | 45 宮崎県 |
| | | 46 鹿児島県 |
| | | 47 沖縄県 |

問5. 給付金の利用開始時点のあなたの年齢を教えてください。（1つだけ選択）

- | |
|---------|
| 1 10代 |
| 2 20代 |
| 3 30代 |
| 4 40代 |
| 5 50代以上 |

問6. 給付金の利用開始時点のあなたのご家庭は、母子世帯、父子世帯のどちらにあてはまりますか。
（1つだけ選択）

- | |
|-------------------------|
| 1 母子世帯（親族等と同居している場合を含む） |
| 2 父子世帯（親族等と同居している場合を含む） |

問7. 給付金の利用開始時点のあなたのご家庭の状況について、以下のうち、あてはまるものを教えてください。（あてはまるもの全て選択）

- 1 親族等と同居している
- 2 親族等からの経済支援がある
- 3 親族等から家事・育児支援を受けている
- 4 養育費を受給している
- 5 上記のような支援は受けていない

問8. 給付金の利用開始時点において、あなたが扶養しているお子さんの人数は何人でしたか。（1つだけ選択）

- 1 1人
- 2 2人
- 3 3人
- 4 4人以上

問9. 給付金の利用開始時点において、あなたが扶養しているお子さんのうち一番年齢が低いお子さんの年齢はいくつでしたか。（1つだけ選択）

- 1 1歳未満
- 2 1歳以上3歳未満
- 3 3歳以上6歳未満
- 4 6歳以上12歳未満
- 5 12歳以上18歳未満

問10. 給付金の利用開始時点のあなたの最終学歴は以下のうち、どれですか。（1つだけ選択）

- 1 中学校
- 2 高等学校
- 3 専修学校・各種学校
- 4 短大・高等専門学校
- 5 大学
- 6 大学院
- 7 その他()

Ⅲ. 就業状況について

ここでは、あなたの過去の就業状況と、現時点（2023 年 10 月 31 日時点）の就業状況それぞれについて、お尋ねします。

問11. あなたは、給付金の利用開始時点で、就業していましたか。（1つだけ選択）

- 1 就業していた【→問 12 へ】
- 2 就業していなかった【→問 15 へ】

<給付金利用開始時点で、就業していた方にお尋ねします。>

※ 給付金利用開始時点で就業していない方は、問 15 へ

問12. あなたの給付金利用開始時点での雇用形態を教えてください。（1つだけ選択）

※複数の仕事を兼業している場合は、最も収入が多い仕事 1 つについて教えてください。（以下の問でも同様です。）

- 1 正規の職員・従業員
- 2 派遣社員
- 3 パート・アルバイト等
- 4 会社などの役員
- 5 自営業・フリーランス
- 6 家族従業者（農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている者）
- 7 その他（ ）

問13. あなたの給付金利用開始時点での仕事についてあてはまるものを教えてください。（1つだけ選択）

- 1 美容関係の仕事
- 2 医療・福祉（看護、介護、保育など）関係の仕事
- 3 IT 関連の仕事
- 4 事務の仕事（一般事務、法律事務、会計事務など）
- 5 販売・接客・営業の仕事
- 6 清掃又は物流（トラックの運転手、荷物の仕分け、倉庫管理など）の仕事
- 7 その他の仕事（ ）

※税金や社会保険料を含みます。

- ＜全員にお尋ねします。＞

1 就業している【→問 16 へ】
2 就業していない【→問 21 へ】

※ 現在、就業していない方は、問 21 へ

- 1 正規の職員・従業員
- 2 派遣社員
- 3 パート・アルバイト等
- 4 会社などの役員
- 5 自営業・フリーランス
- 6 家族従業者（農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている者）
- 7 その他（ ）

問17. あなたの現在の仕事についてあてはまるものを教えてください。（1つだけ選択）

- 1 美容関係の仕事
- 2 医療・福祉（看護、介護、保育など）関係の仕事
- 3 IT 関連の仕事
- 4 事務の仕事（一般事務、法律事務、会計事務など）
- 5 販売・接客・営業の仕事
- 6 清掃又は物流（トラックの運転手、荷物の仕分け、倉庫管理など）の仕事
- 7 その他の仕事（ ）

問18. あなたは現在の職場で、どのくらいの期間働いていますか。（1つだけ選択）※2023 年 10 月 31 日時点の期間をお答えください。

- 1 1 か月未満（2023 年（令和 5 年）10 月に就職）
- 2 1 か月以上 3 か月未満（2023 年（令和 5 年）8 月～9 月に就職）
- 3 3 か月以上 6 か月未満（2023 年（令和 5 年）5 月～7 月に就職）
- 4 6 か月以上 1 年未満（2022 年（令和 4 年）11 月～2023 年（令和 5 年）4 月に就職）
- 5 1 年以上 1 年半未満（2022 年（令和 4 年）5 月～10 月に就職）
- 6 1 年半以上 2 年未満（2021 年（令和 3 年）11 月～2022 年（令和 4 年）4 月に就職）
- 7 2 年以上（2021 年（令和 3 年）10 月以前に就職）

問19. あなたの現在の年収（就労によって得られた収入※）の額を教えてください。（1つだけ選択）
※ 税金や社会保険料を含みます。

- 1 100 万円未満
- 2 100 万円以上～200 万円未満
- 3 200 万円以上～300 万円未満
- 4 300 万円以上～400 万円未満
- 5 400 万円以上

問20. <給付金の利用開始時点で就業していた方にお尋ねします。>給付金の利用開始時点と比べて、現在の年収は変化しましたか。(1つだけ選択) 年収には、税金や社会保険料を含みます。

※ 給付金の利用開始時点で就業していない方は、問 21 へ

- 1 増えた(増加額:25 万円未満)
- 2 増えた(増加額:25 万円以上 50 万円未満)
- 3 増えた(増加額:50 万円以上 75 万円未満)
- 4 増えた(増加額:75 万円以上 100 万円未満)
- 5 増えた(増加額:100 万円以上 125 万円未満)
- 6 増えた(増加額:125 万円以上 150 万円未満)
- 7 増えた(増加額:150 万円以上 175 万円未満)
- 8 増えた(増加額:175 万円以上 200 万円未満)
- 9 増えた(増加額:200 万円以上)
- 10 変わらない
- 11 減った
- 12 わからない

IV. 高等職業訓練促進給付金について

問21. 高等職業訓練促進給付金制度について、どこで知りましたか。(あてはまるもの全て選択)

- 1 居住自治体のひとり親支援窓口(高等職業訓練促進給付金申請先)
- 2 居住自治体の相談窓口(1を除く)
- 3 居住自治体のホームページ
- 4 居住自治体が発行する広報紙
- 5 居住自治体が発行するひとり親支援冊子・リーフレット
- 6 居住自治体が発行するその他の媒体(SNS 等)
- 7 国のホームページ
- 8 公共職業安定所(ハローワーク)
- 9 ひとり親家庭支援団体
- 10 その他の団体()
- 11 家族・知人
- 12 インターネットや SNS(国のホームページを除く)
- 13 覚えていない
- 14 その他()

問25. <問 24 で、「困ったことがあった」と回答された方にお尋ねします。>どのような対応があれば、その困りごとを解決できたと思いますか。（あてはまるもの全て選択）

- 1 高等職業訓練促進給付金について、月々支給される額の増額
- 2 高等職業訓練促進給付金について、利用開始時にまとまった額を一括給付してもらえる制度
- 3 訓練(修業)中のひとり親家庭が無償や低額で受けられる育児・家事支援サービス
- 4 その他()
- 5 特にない

<現在、就業している方にお尋ねします。>

※ 現在、就業していない方は、問 33 へ

問26. あなたは、資格取得日から現在までの間に、何回、転職（就職）を経験しましたか。（1つだけ選択）

- 1 0 回(転職(就職)はしていない)【→問 27 へ】
- 2 1 回 【→問 28 へ】
- 3 2 回 【→問 28 へ】
- 4 3 回 【→問 28 へ】
- 5 4 回以上 【→問 28 へ】

問27. <問 26 で「1」を選んだ（資格取得日から現在まで、同じ職場に勤めている）方にお伺いします。>転職をしていない理由として、あてはまるものはありますか（あてはまるもの全て選択）

- 1 現在の仕事に満足している
- 2 他の仕事の求人に応募したが、採用されなかった
- 3 採用の可能性がある(年齢や実務経験等の要件を満たす)仕事他に見つからない
- 4 資格を生かせる仕事が見つからない
- 5 どうすれば自分に合った仕事を探せるかが分からない
- 6 希望する仕事で採用されるためには実践的なスキルが足りない
- 7 家庭の事情等により、しばらくは現在の仕事を続ける必要がある
- 8 契約期間が満了するまでは現在の仕事を続けたい
- 9 現在、転職活動中である
- 10 その他()

問28. <問 26 で「2～5」を選んだ方にお伺いします。> 資格取得後に転職（就職）した理由として、あてはまるものはありますか。（あてはまるもの全て選択）

1	資格を取得したことで、希望する仕事への転職（就職）が可能となった
2	前の仕事は就業条件（収入、勤務時間、雇用形態、ワークライフバランス等）が良くなかった
3	より良い就業条件（収入、勤務時間、雇用形態、ワークライフバランス等）の仕事が見つかった
4	前の仕事の契約期間が終了した
5	（2 回以上転職（就職）した場合）資格取得後に転職（就職）したが、実際に働いてみると自分には合わなかった
6	その他（ ）

問29. 現在、資格を生かした仕事ができていると思いますか。（1 つだけ選択）

1	とてもそう思う
2	どちらかというとそう思う
3	あまりそう思わない
4	全くそう思わない

問30. 今から 3 年以内に転職を考えていますか。（1 つだけ選択）

1	考えている ⇒理由（ ）
2	考えていない
3	わからない

<給付金利用開始時点も、現在も、就業している方にお尋ねします。>

※現在、就業していない方は問 33 へ

※現在就業しているが、給付金利用開始時点で就業していなかった方は、問 34 へ

問31. 以下の①～③に関する現在の満足度について、資格を取得したことにより、給付金利用開始時点から変化はありましたか。（それぞれ、1 つだけ選択）

①年収	1 満足度がかなり上がった	2 満足度が少し上がった
	3 満足度が少し下がった	4 満足度がかなり下がった
②仕事内容	1 満足度がかなり上がった	2 満足度が少し上がった
	3 満足度が少し下がった	4 満足度がかなり下がった
③ワークライフバランス	1 満足度がかなり上がった	2 満足度が少し上がった
	3 満足度が少し下がった	4 満足度がかなり下がった

問32. その他、資格を取得したことで、現在の就業状況に変化はありましたか。（あてはまるもの全て選択）※回答後、問 34 へ

- 1 非正規職員（パートタイマー、派遣社員、アルバイト等）から正規職員になった
- 2 職位が上がった（昇進した）
- 3 職場での評価が上がった
- 4 仕事の効率が上がった
- 5 その他（ ）
- 6 特にない

＜現在、就業していない方にお尋ねします。＞

問33. 現在、就業していないことの理由として、あてはまるものはありますか。（あてはまるもの全て選択）

- 1 仕事の求人に応募したが、採用されなかった
- 2 採用の可能性がある(年齢や実務経験等の要件を満たす)仕事が見つからない
- 3 資格を生かせる仕事が見つからない
- 4 資格取得後に転職(就職)したが、実際に働いてみると自分には合わなかったので辞めた
- 5 どうすれば自分に合った仕事を探せるかが分からない
- 6 希望する仕事で採用されるためには実践的なスキルが足りない
- 7 家庭の事情等により、しばらくは就業できない
- 8 現在、就職活動中である
- 9 その他()

＜全員にお尋ねします。＞

問34. 資格取得者が自分に合った職場や希望する職場への就職・転職に至るためには、どのような仕組みがあれば良いと思いますか。（あてはまるもの全て選択）

- | | |
|---|---|
| 1 | 資格の取得を検討している段階で、資格取得の就業上のメリット（例：資格ごとの就職率や賃金上昇率など）等について、詳しい情報提供を受けられる仕組み |
| 2 | 企業の実際の現場で、実習生として給料をもらい働きながら実践的なスキルを身に付けられる仕組み（アプレンティスシップ制度。実習終了後、その企業に就職のチャンスもある） |
| 3 | 企業が提供する無料の職業訓練コースで、実践的なスキルを身に付けられる仕組み（訓練終了後、その企業に就職のチャンスもある） |
| 4 | 新たにチャレンジしたい仕事を副業で行い、実務経験を積むことができる仕組み |
| 5 | ひとり親を積極的に採用している企業の情報や、そうした企業と出会える場 |
| 6 | 就職に関すること、健康や育児のことなど、困りごとをワンストップで相談できる窓口や支援者 |
| 7 | その他（ ） |
| 8 | 特にない |

問35. 資格取得によって日々の生活や就業先でのやりがいなど気持ちの変化はありましたか。（あてはまるもの全て選択）

- | | |
|---|---|
| 1 | 講座を修了（試験に合格）したことで、自信がついた |
| 2 | 仕事にやりがいを感じるようになった |
| 3 | 子どもに良い影響があったと感じた（例：親の頑張りを見て子どもも物事に前向きに取り組むようになった） |
| 4 | 特に変化はない |
| 5 | その他（ ） |

問36. 高等職業訓練促進給付金制度を利用した感想・要望・意見などお答えください（自由記述）

--

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
ひとり親家庭等への支援等に関する調査研究

報 告 書

令和6（2024）年3月
三菱ＵＦＪリサーチ&コンサルティング株式会社
〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-11-2